

趣旨ハ函館港外國人墓地ノ内各國領事ニ貸渡シタル分ハ改正條約實施後ト雖トモ依然当初貸与ノ目的ニ供用保存スヘキハ勿論ニ有之候得共右墓地ノ管理ハ帝國政府監督取締ノ下ニ行ハルベキ義ニ有之候間特定ノ私人ヲ以テ管理人ト定メ届出ツベキ様照会シ若シ之ヲ希望セサレハ函館市ヲシテ管理方法ヲ定メシムベシトノ趣意ニ有之候條右趣旨ニ依リ更ニ露國領事ト協議相成可然候間命ニ依リ此段及通牒候也

年 月 日

北海道庁長官殿

(別紙 内務省附箋)

明治三十三年二月二十八日 内務省高裁案

大臣

次官 小松原

警保局長 安東

庶務課長 大谷

衛生局長

北海道課長 白仁

條約實施委員 一本

地方局長 柴田

外國人墓地処分ニ関シ稟請

北海道庁

右ニ付別案ノ通相同決判相成候処外務省ニテ意見有之附箋セラレ候ニ付猶再按スルニ強テ前議ヲ主張スルノ必要無之ト存候間同省立案ノ如ク通牒致候事ニ改メ可然哉仰高裁

第六節 操觚論說集

一 小野 梓	條約改正論
二 島田 三郎	條約改正論
三 原 敬	現行條約論
四 原 敬	新條約實施論
五 原 敬	新條約實施論補遺

一五二 明治七年五月三十一日 小野梓論文

條約改正論

註 本論ノ脱稿ハ明治十七年五月尽日トアリ、當時出版許可ナク明治二十年五月東洋遺稿トシテ高田早苗ニヨリ出版サル、東洋ハ小野梓ノ号ナリ

目次

第一章	現行條約ノ性質ヲ論ズ
第二章	改正ノ六大要目ヲ論ズ
第三章	改正商議ノ歴史ヲ叙ス
第四章	評 論 其一
第五章	評 論 其二
第六章	條約改正ノ方策ヲ叙ス

追補 小野梓 條約改正論 一五二

第一章 現行條約ノ性質ヲ論ズ

仰デ天理ニ訴フルニ慷慨已ム能ハザルモノアリ俯シテ人情ニ質スニ悲憤耐ヘザルモノアリ、之ヲ條約改正未正ノ事トス。按ズルニ條約改正ノ期ハ実ニ明治五年ノ時ニ在リテ今ヲ距ル十有余年其間甚ダ短ナリト謂フベカラズ。然ルニ條約ノ改正未ダ成ラズ猶ホ其旧約ヲ存行シテ之ヲ改正スルヲ得ザルモノハ抑モ是レ何ノ故ナル乎。日本帝國ノ人民タルモノ誰レカ之ヲ慷慨シテ之ヲ悲憤セザルモノアラン哉。然レドモ我日本國民ノ熱意シテ其條約ヲ改正セント欲スルモノハ唯ダ其期日ノ經過セシガ為メノミニ非ラズ、其性質天理ニ背キ人情ニ反シ勢ヒ之ヲ改正セザルヲ得ザレバナ

リ。故ニ縦ヒ其期日ニシテ未ダ到来セザルアルモ吾人將ニ理ニ訴ヘ情ニ質シ以テ之レガ改正ヲ促サントス、況ンヤ其期既ニ過ギテ十年ヲ余シ猶ホ未ダ之ヲ改メズ以テ自カラ其不利ヲ蒙ムル甚ダ大ナル者アルニ於テヤ。我日本国民ノ條約ヲ改正セント欲スル實ニ偶然ニ非ラザルナリ。

今マ顧ミテ條約ノ本質ヲ討査スルニ實ニ國ト國トノ契約ナル耳。故ニ契約ニ於ケル諸般ノ法理ハ悉ク拳ゲテ之ヲ實際ノ條約ニ適用スベク甚ダ差別ヲ其間ニ為スベカラザルナリ。法理ヲ説ク者曰ク、無知ノ幼孤其性質ノ如何ヲ弁知セズ、老熟ノ成人ト契約スルアルニ当テ幼孤之ガ為メ損害ヲ受クルアラバ其契約ヲ取テ之ヲ無効ニ帰セシムルヲ得ルト、惟フニ斯ノ法理ニシテ之ヲ國際ノ條約ニ適用スルヲ得バ我が條約ハ皆ナ無効ニ帰セシムルヲ得ベシ。顧ミテ昔日洋外ノ諸國ト夫ノ條約ヲ結ビシ時ノ國情ヲ看ルニ我が日本人民ハ内封建割拠ノ治下ニ屈シテ自カラ其身ニ主タルヲ得ズ、外海通商ノ嚴禁ニ制セラレ広ク域外ノ人ニ交ハルヲ得ズ、三百余年ノ久シキ昌平無事ノ時ニ遭遇セシト雖ドモ遂ニ其効ヲ見ズ、之ガ為メ國運ノ進歩ヲ阻滯シ特ニ洋外ノ事情ニ至テハ之ヲ知ル者無ク、獨リ人民ノミ之ヲ知ラザルニ非ラズ夫ノ當務ノ有司ト雖ドモ往々ニシテ之ヲ明知スルモ

ル者自カラ安ンジテ永遠ニ之ヲ遵守スベキモノニ非ラズ。況ンヤ夫ノ條約ハ我が帝國當有ノ權利ヲ滅殺シ我が国民應享ノ利益ヲ損害スルモノニシテ不正理不公平ノ條約ナルニ於テハ、我が日本国民タルモノ甘ジテ此條約ヲ永遠ニ遵守スベキノ道理ナキヲ信ズ。

斯ノ如ク我が日本人民ハ彼我現行ノ條約ヲ取テ不正理不公平ノ者トシ之ニ對シ無限無量ノ不満足ヲ抱クト雖、敢テ現行ノ條約ヲ廢セント謂フニ非ズ。夫ノ條約ハ縦ヒ上文所叙ノ事情ニ依リ、其正當ノ性質ヲ具ヘザル者ト為スモ、元ト是レ獨立國ノ位置ニ立テ之ヲ結ビタル者ナレバ吾人今ニ至テ口ヲ茲ニ籍リ其義務ヲ免レントスルガ如キ怯懦ノ心ヲ抱カズ、唯ダ今ノ時ニ當リ其條約ノ不正理不公平ナルヲ発見シ、其改正ノ期既ニ至ルヲ以テ早く之ヲ改正シ其正道ニ復センコトヲ云フナリ。而シテ其之ヲ希フヤ獨リ一二ノ日本人ニ止マラズ、實ニ三千五百余萬ノ生靈皆ナ拳テ斯希望ヲ抱キ輿論一致シテ其改正ヲ希ヘリ。然ルニ外洋ノ諸國殆ンド此情ヲ顧ミザルモノノ如ク猶ホ其改正ヲ止留スルハ抑モ是レ何ノ為メ乎。我が日本人民ノ慷慨憤憤シテ自カラ已ム能ハザルハ決シテ故ナキニ非ラザルナリ。

ノナク、所謂ル條約ハ何等ノ性質ヲ具スベキモノニシテ萬邦通行ノ通法ニ於テ國ト國トノ交際ハ果シテ何等ノ性理慣例ニ依由シ何等ノ規矩順序ヲ履行スベキ歟ヲ知ラザリキ。加之當時幕府ハ内訌ノ迫ル所ト為リ其進退常ナラズ、剩サヘ各國ハ皆ナ兵艦ヲ擁シテ其虛声ヲ張り所謂ル要シテ之ガ訂約ヲ成就セシノ事實アリ。故ニ其外國ト條約ヲ結ブヤ、恰モ無知ノ幼孤老練ノ成人ニ逼迫セラレ已ムヲ得ズ其契約ヲ結ビシガ如ク法理上其効ナキ識者ヲ待タズシテ知ルベキナリ。

是ヲ以テ現行ノ條約ニシテ我が帝國ノ權利ヲ妨碍シ我が國民ノ利益ヲ損害スルアラバ吾人ニ於テ永遠之ヲ遵守スベキモノニアラズ、否ナ之ヲ遵守スベキノ道理ナキヲ信ズ。今マ反覆シテ前言ノ謂ヲ云ヘバ、夫ノ條約ハ所謂ル無知ノ幼孤智能饒熟ノ成人ニ逼迫セラレニ々成人ノ所求ニ依テ其契約ヲ結ビ幼孤之ガ為メ巨多ノ損害ヲ受クル者ト均シク、當時ノ日本人民タル者及ビ政府タル者夫ノ條約ヲ結ブニ當リテ未ダ其性質ノ如何ヲ知ラズ。及彼我所訂ノ條約ハ果シテ獨立邦國ノ体面ヲ破ルモノナルヲ知ラズ。外人ノ逼迫ニ依テ已ムヲ得ズ之ヲ結ビタル者ナレバ、縦ヒ其ラシテ我が日本ニ一二ノ損害ヲ加フルナカラシムルモ我が日本國民タ

第二章 改正ノ六大要目ヲ論ズ

現行條約ノ性質ハ實ニ前言ノ如シ。而シテ其改正ヲ要スルハ世人ノ既ニ熟知スル所素ヨリ余ノ縷述ヲ待タザルナリ。然レドモ改正ヲ要スルノ主眼ニ至テハ、世間間々治外ノ法權ヲ撤去スルノ一家ト關稅賦課ノ特權ヲ恢復スルノ一題ニ集マリ、他ノ四大主眼ヲ忽略スルガ如シ。所謂ル他ノ四大主眼トハ、一ニ曰ク諸國共同ノ條約ヲ罷メ、各國各自ニ之ヲ結ブ、二ニ曰ク修好ノ條規ト通商ノ條規ヲ分離ス、三ニ曰ク周ク殊典ヲ与フルノ條項ヲ廢止ス、四ニ曰ク條約有効ノ期ヲ立ツ是レナリ。是ヲ以テ吾人ガ今マ熱意シテ改正ヲ討索スベキ者ハ實ニ六項ニシテ余ハ之ヲ稱シテ改正ノ六大主眼ナリト謂フ。

第一、外人ヲシテ其治外法權ヲ撤去セシメントスルハ、所謂ル變例ノ治外法權ヲ撤去セシメントスルモノニシテ其正例ノ者ニ及ボスノ意ニ非ズ。今マ按ズルニ治外ノ法權ニ二個ノ別類アリ。一ハ歐米各土ノ間ニ行ハレ一ハ東方諸邦ニ存ス。兩國相待ノ敬礼トシ、特ニ三箇ノ種屬ヲ敬重シ、其ノ寄寓スル國土ノ法令ヲ以テ直ニ之ヲ約束懲治セズ、尙ホ其ノ本土ノ制度ニ遵ハシムル者アリ。歐米ノ人之ヲ稱シテ治外ノ法權ト云フ。即チ外邦ニ寄寓シテ尙ホ本土ノ法令

ヲ行フノ謂ナリ。三箇ノ種屬トハ一ニ各土ノ君主及び其所率ノ臣僚ヲ云ヒ、二ニ各土駐劄ノ公使及び其屬官家族ヲ云ヒ、三ニ海兵ノ士官夫卒並ニ陸兵ノ路ヲ其土ニ借り通過スル者ヲ云ヒ、共ニ公法ニ於テ治外ノ法權ヲ特有スル者トセリ。然リト雖ドモ其特權ヲ承認スルノ本意既ニ兩國相敬ノ情ニ出ルヲ以テ此ノ三箇ノ種類ト雖ドモ敢テ無限ノ全權ヲ有スト云フニ非ラズ。必ラズ某々ノ画限ヲ設ケ多少其權利ヲ調停スル者アリ。故ニ各土ノ君主ハ敬シテ至尊ト為スト雖ドモ外邦ニ寄寓スルノ故ヲ以テ漫リニ君主ノ權柄ヲ弄スルヲ得ズ。素ヨリ寓國ノ安寧ヲ攪乱ス可カラザルナリ。又其財物ノ如キモ其身ニ從フ者ヲ除クノ外一切ニ寓國ノ約束ヲ受ケシムルヲ例トス。各土ニ駐劄スル公使モ亦然リ。平生無事ニ當テハ之ヲ敬重シ殆ンド君主ト均シカラシムルト雖ドモ、一日其駐劄スル國土ノ安寧ヲ乱ルアラバ其政府タル者直ニ捕縛シテ之ヲ紮治スルヲ得。又其自ラ用ユル者ヲ除クノ外ハ其齎ラス所ノ諸物一切関稅ヲ免ル、ヲ許サマルナリ。海兵ノ士卒モ亦然リ、其兵船ノ中ニ在ルニ當テハ碇泊國ノ法令能ク之ヲ拘束スルコト無シト雖ドモ、其之ヲ去リ陸ニ在リテ某々ノ罪ヲ犯スニ至テハ其政府直ニ之ヲ捕縛シ或ハ之ヲ紮治スルヲ得。又ク其兵船ノ如キモ碇泊國所定

ノ港則及衛生通規等ヲ遵守スルヲ要スルアリ。陸兵ノ路ヲ其土ニ借り通過スル者モ復タ然リ、其隊伍ヲ整頓シ或ハ警戒シテ自カラ乱レザルニ當テハ、其通行スル國土ノ人之ヲ敬シ之ヲ愛スルヲ其慣習ト為スト雖ドモ、若シ其隊伍ヲ乱シ非法ノ所為アルニ至リテハ其通過スル國土ノ官吏或ハ捕縛シテ直ニ之ヲ紮治シ或ハ之ヲ其首將ニ告テ之ヲ紮治セシムルヲ得ル、上來ハ是レ歐米各土ノ間ニ行ハル、治外法權ノ大略ニシテ其原ク所既ニ兩國相交ノ札ヲ重シズルニ在リ。其制度自カラ交際ノ宜ヲ得ル素ヨリ間然スベキモノニ非ラザル也。

今ヤ東邦諸邦ニ存スル者ヲ見ルニ大ニ之ニ殊ナレリ。其之ヲ有ツ所ノ種屬ハ夫ノ三者ニ止マラズ。同ク之ヲ通常ノ外人ニ及ボシ又ク之ヲ允ス所以ノ原旨ハ、兩國相敬ノ真情ニ出ヅルニ非ラズ別ニ由來スル所アルガ如シ。顧ミテ治外法權ノ特例ヲ拈ゲテ之ヲ通常ノ外人ニ及ボセシ起源ヲ繹スルニ實ニ土児格ニ始マルガ如シ。始メ土児格ノ歐洲ヲ侵略シ羅馬東帝國ヲ滅絶シテ君士但堡ニ都スルヤ、其威東歐ニ振ヒ壞ス利其節ヲ屈シ城下ノ盟ヲ為スニ至ル。當時土帝甚タ異宗門ノ徒ヲ保護スルヲ欲セズ。故ニ西歐諸國ノ臣民ニシテ基督ノ教旨ヲ奉ズルモノハ皆ナ本國ノ

法律ヲ齎ラシテ之ヲ其訟獄ニ行フヲ得セシメ以テ其曲直ヲ判明スルノ具ト為サシメタリ。是レ實ニ東方ニ行ハル、治外法權ノ濫觴ニシテ當時土帝ノ恩德ニ出ヅルガ如シ。然レドモ沿襲ノ久シキ遂ニ其勢ヲ變ジ、土児格ノ勢力衰フルニ及ンデ治外ノ法權其性質ヲ一變シ、元ト寄留國ノ恩德ニ出ヅルモノ今マ變ジテ寄留國ヲ侮辱スルノ具ト為リ、近時國際公法ヲ著ハス者大抵說キテ云ラク、歐米人ノ東方諸邦ニ

航スルヤ皆ナ本土ノ律令ト判官トヲ齎スナリ、其然ル所以ノモノハ他ナシ、東方諸邦ノ律令制度皆ナ其宜ヲ失シ、公法ノ通規ニ依リ其身命財產ヲ付托スルヲ欲セザレバナリト。蓋シ又ク甚タシト謂ツベシ。顧フニ其國土ノ恩德ニ出デ治外ノ法權ヲ行フアラシメバ其取捨我レニ在リ。之ヲ行ハシムルモ猶ホ或ハ可ナリ。然レドモ彼此訂約ノ結果ニ拠テ其權ヲ行ハシムルニ至テハ、是レ寄留國ノ体面ヲ汚辱スルモノニシテ大ニ交際ノ情宜ヲ乱ル者ト謂ハザルヲ得ズ。抑モ國ノ國タルニ二ノ品等アルヲ要ス。一ニ曰ク、境外ノ邦國ニ對シテ平等ノ位地ヲ保チ自カラ其威力ヲ維持シテ自在ニ其向フ所ヲ行フヲ得ルノ品等ナカラザルベカラズ。二ニ曰ク、自カラ境内ノ政治ヲ為シ自カラ其法律ヲ制定シ以テ其土ト其民トヲ寧ンジ會テ他邦ノ干渉ヲ受ケザルノ品等

ナカルベカラズ。此二ツノ品等アルヤ、其國ヲシテ國タラシメ其土ト其民トヲ保有スルヲ得セシム。是ヲ以テ一國ヲ保有スルトハ此二個ノ品等ヲ具備スルノ稱ニシテ、一國ノ獨立ヲ全ウシ其安康ヲ保ツヲ謂フナリ。唯失レ此ノ如シ。故ニ有國ノ全權トハ其國邦ノ獨立ヲ全ウシ其安康ヲ保ツノ威權ヲ稱シ、其國ヲシテ國タラシムルノ能力ヲ謂フ也。

字兒聖 (Woolsey 政治學者) 曾テ曰ク、萬邦往來ノ際邦國自主ノ位地ヲ保チ會テ他邦ノ犯ス所ト為ラズ能ク獨立シテ萬邦普行ノ事ヲ行フアリ、又其邦國ニシテ自カラ政ヲ為シ自カラ法ヲ布キ以テ其土ト其民トヲ治メ會テ他邦ノ阻躪ヲ受ケザルアリ。是レ斯ノ二ツノ威力實ニ一國ノ主權ヲ成立スト。其意蓋シ此ニ在ル也。是ヲ以テ國ニシテ自カラ其獨立ヲ維持セント欲セバ常ニ城外邦國ノ我カ内政ニ干預スルヲ拒絕セザルベカラズ。然ルニ今マ城外ノ邦國來テ其法律ヲ我ガ域内ニ行フアラシメバ、是レ所謂ル境外ノ邦國ニ對シテ平等ノ位置ヲ保ツヲ得ズ、又境内ノ政治ニ向テ他邦ノ干渉ヲ受クルモノニシテ威ク國ノ國タル品等ヲ亡失スルモノタルヲ免レズ。其國土ノ体面ニ於ケル係ル所甚ダ少小ナラザルナリ。是レ我ガ日本人民ノ熱意シテ治外法權ヲ撤去セシメント欲スル所以ニシテ其情ノ切ナル筆言ノ能ク

尽ス所ニ非ラザルナリ。

第二、關稅賦課ノ全權ヲ收メテ之ヲ我ニ恢復セントスルハ、一ハ以テ我カ獨立國ノ体面ヲ全ウシ、一ハ以テ我ガ内國ノ生産ヲ富殖セント欲スルニ因ル。既ニ前段ニ論スルガ如ク、自カラ其法律ヲ立テ之ヲ其域内ニ布キ、域内ノ民ヲシテ之ヲ遵奉セシムルハ獨立邦國當有ノ權力ナリ。然ルヲ今マ條約ノ為メ其特權ヲ妨碍セラレ自カラ其臣民ノ課稅スルヲ得ザラアラバ、是レ獨立國ノ体面ヲ汚スモノニシテ自主ノ大權ヲ失却スルモノト謂ハザルヲ得ズ。況ンヤ我ニシテ關稅賦課ノ全權ヲ有セザルノ一事ハ大ニ我邦生産ノ發達ヲ妨碍シ其不利甚ク少小ナラザルノ実アリ。今顧ミテ欧米各土ノ制ヲ按ズルニ、國土ノ會計ハ其國民ノ財産ニ就テ之ガ直稅（直接稅）ヲ收メ又タ自在ニ其間稅（間接稅）ヲ課シ、之ヲ支弁スルヲ常トセリ。而シテ其之ヲ直稅ニ多取スル乎、將タ間稅ニ多取スル乎ニ至テハ各々其國情ニ依テ其宜ヲ異ニシ必ズシモ之ヲ画一スルヲ得ズ。我邦ノ如キモ昔時海嶺ヲ撤セザルノ前ニ當テハ、國用自カラ寡ク唯リ之ヲ直稅ニ取テ其事ハ畢ハリシト雖ドモ、一タビ維新ノ政ヲ布キ盛ニ各國ト交際ヲ開クニ及ンデ、内治改良ノ為メ自カラ

國用ノ數ヲ増シ、之ヲ前日ニ比スレバ殆ンド億倍ノ多キニ至レリ。是レ元ト我ガ日本人民ノ自カラ文明ノ已ム可ラザルヲ知り之ヲ致セシモノナレバ素ヨリ外人ヲ怨ムベキニ非ラズト雖ドモ、若シ是ノ時ニ當テ關稅賦課ノ全權ヲ舉ゲテ之ヲ政府ノ掌中ニ帰シ自在ニ其稅率ヲ上下スルヲ得バ、必ズ適當ノ程度ニ於テ之ヲ賦課シ國用ノ一部ヲ裨補シ以テ吾人直接ノ負擔ヲ輕減スルヲ得セシム。唯々如何セン關稅ノ改正ハ修好ノ條規ト共ニ訂約諸國ノ商議ヲ經ルベキモノナルヲ以テ、我ガ日本帝國ノ政府ハ獨立邦國ノ當然ニ保有スベキ收稅ノ權利ヲ專ラニスルヲ得ズ。為メニ不相応ノ低稅ヲ收ムルノミナラズ、又某々物品ノ如キハ当初外人ノ自用シタルニ止マリシヲ以テ當時之ヲ無稅品ノ中ニ編セント雖ドモ、今現ニ需用ヲ内地ニ得、儼然タル商品タルモノアリ。然レドモ猶ホ其旧ニ依由シテ之ニ課稅スルヲ得ズ、常ニ無稅ヲ以テ之ヲ輸入シ來ルガ為メ、輸入物品ノ元価ニ比シテ收稅ノ金額常ニ少數ノ地ニ居リ、纔ニ國用ノ百分三ヲ供スルニ過ギザルナリ。讀者ハ幸ニ下ノ計表ヲ通覽シテ各國關稅ノ如何ヲ看ヨ。其我ガ邦ニ似ザル營ニ霄壤ノミナラザルヲ見ム

國名	歲入金額	海關稅額	比例
日本	七五、九八三、九六九	二六、〇〇〇	三分一厘強
英國	四三、九八五、〇〇〇	九六、五〇〇、〇〇〇	二割三分一厘強
米國	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	五割三分七厘強
仏蘭西	一五、六六八、一七五	八四、七四、七〇〇	五割五分五厘強
日耳曼	五、九一四、三三〇	四、三〇〇、〇〇〇	七分二厘強
白耳義	九、六六八、四〇〇	三、六五〇、〇〇〇	三割七分七厘強
伊太利	二四、〇七、八九五	一四、九一〇、三九〇	六分六厘強
瑞 士	四、七五八、八四五	一、九六三、九三三	四分三厘強
和 蘭	一、五、五九、四四五	三、〇九一、六〇〇	一割四分七厘強
西班牙	三八五、〇八、三三五	三七、九〇五、七四	九分八厘強
魯細亞	二、八七四、九一〇	七、六三八、八八八	三割四分九厘強
瑞 典	一、三、六四、四〇〇	五、一六六、六六六	四割三分四厘強
諾 威	未詳	未詳	未詳
希臘	未詳	未詳	未詳
摩羅西亞	未詳	未詳	未詳
暹羅	未詳	未詳	未詳

是ヲ以テ我ガ日本政府ノ歲入ハ常ニ之ヲ内稅ニ取リ、不相應ニ内地ノ生業ニ課セザルヲ得ズ。為メニ絶大異常ノ影響ヲ蒙ルナリ。

響ヲ蒙來シテ之ヲ我ガ生産ノ上ニ及ボシ大ニ其繁殖ノ途ヲ阻絶シ、吾人ヲシテ日本ヲ進メテ富實ノ一國ト為スノ望ヲ絶タシムルニ至レリ。故ニ我ガ日本國民ハ今其條約ヲ改正シ以テ收稅ノ全權ヲ我ニ恢復シ、我ガ政府ニ在テ至當公平ノ稅目ヲ定メ、之ニ拠テ間稅ノ收入ヲ増加シ以テ吾人ノ直接ニ重稅ヲ担フノ責ヲ輕クシ、之ヲ移シテ之ヲ生産ノ繁殖ニ用ヒ以テ我ガ富實ヲ將來ニ期スアラントス。是レ蓋シ直接ニ通商諸國ノ利益ヲ致ス甚ク大ナルヲ知ル。蓋シ日本ニ在テ其生産ヲ繁殖スルハ其貿易ヲ盛ニスルノ基ニシテ、貿易ノ盛大ナルハ彼我ノ共ニ利益ヲ受クルモノナレバナリ。是レ我ガ日本人民ノ熱意シテ關稅賦課ノ全權ヲ收メ之ヲ我ニ恢復セント欲スル所以ニシテ其情ノ切ナル寧ロ前者ヲ減ゼザルナリ。

第三、諸國共同ノ條約ヲ罷メ各國各自ニ之ヲ結バントスルハ、又我ガ日本國民ノ熱意シテ冀望スル所ニシテ、現在若クハ未來ニ在テ我ガ外交ヲ円滑容易ナラシムルノ手段実ニ斯一点ニ在ルガ如シ。余ハ曾テ外交論ヲ公演シ各國異別ノ條約ヲ主張スル詳ナリ。當時余ハ土耳其格ノ其外交ヲ誤マレルヲ痛論シ、遂ニ曰ク
顧ミテ土耳其格ノ歴史ヲ看レバ其外交ノ宜シキヲ失シ自ラ

大計ヲ誤リシモノ一ニシテ足ラズ、其状ノ弔スベキモノ誠ニ多フシ。然レドモ外交難艱ノ端緒ヲ開キ、国旗ノ朦朧、国権ノ汚辱ヲシテ今日ノ極ニ至ラシメ到底之ヲ正スヲ得ザルモノハ、實ニ土児格ノ欧州強国共同ノ干渉ヲ許シ、自ラ国権ヲ辱シメシニ在ルコト來聴諸君ノ明知スルガ如シ。土児格ハ元ト歐亞ノ兩洲ニ跨リタル強大ノ国ニシテ夫ノ東羅馬ヲ亡ボシテ君新但堡ヲ占メ、夫ノ維也納ヲ圍デ城下ノ盟ヲナサシメシ等、其勢甚ダ大ナリ。然ルニ彼レ甚タ外交ノ略ヲ慎マズ、今ヲ去ル百八十五年、即チ我東山天皇元祿十一年ノ時ニ當テ、英・蘭二国ノ共同シテ魯・土ノ嫌和ニ干渉スルヲ許セリ。是レ歐洲強国ノ其共同ノ力ヲ以テ土児格ノ外交ニ干与セシ濫觴ニシテ、爾後數々其慣例ヲ続キ、文化九年ノ頃ニ及ンデ、又仏蘭西、壤地利共同ノ力ヲ得テ魯細亞ト嫌和セシヨリ以來、歐洲強国ノ土児格ノ外交ニ干与スル一層ノ甚シキヲ致シ、東邦ノ間議是ニ於テ乎起ル。文政十年ノ頃ニ至テ英吉利、仏蘭西、魯細亞ノ共同シテ希臘ヲ助ケ、土児格ノ征討ヲ禁ゼシガ如キ、又近時ニ及ンデ柏林ノ大会議ヲ開キ、土児格ノ獨立ヲ強迫セシガ如キ、其土児格帝國ノ國権ヲ辱シメ半月ノ国旗ヲ汚ス誠ニ一ニシテ足ラザルナランヤ。

上來ハ是レ余ガ土児格國民ノ為ニ其不幸ナルヲ吊ヒ、以テ當時外交家ノ其政略ヲ失シ、禍害ヲ後世子孫ニ遺シタルヲ責ムルモノナリ。而シテ余ノ之ヲ吊慰シテ切痛悲憤ノ声ヲ發シ、自ラ禁ズルコト能ハザルモノハ抑モ何ゾヤ。土児格ハ是レ土児格人ノ土児格ナルノミ。余レ今マ日本帝國ノ良民タルヲ辱ウス。殆ンド土児格ノ盛衰浮沈ト相關セザルガ如シ。然ルヲ今マ猶ホ切痛悲憤シ、自ラ禁スルコト能ハザルモノハ甚ダ故アルナリ。

余ハ年壯、少シク俠氣ヲ帶ブ。人ノ急アレバ常ニ憐レミ易シ。今土児格ノ急ヲ憐ム、蓋シ之ニ因ル乎。否ナク決シテ然ルニアラザルナリ。人ノ急ヲ見テ憐レムハ余ノ性ナリ。然レドモ今日土児格ノ艱難ヲ見テ悲憤ノ心ヲ起シ、之ヲ慷慨スル久シキモノハ敢テ任俠人ヲ憐レムノ意ニ出ヅルニ非ラス、蓋シ別ニ大ニ感ズル所アルナリ。滿堂來聴ノ諸君、否ナ大日本帝國ノ臣民ハ我が外交ノ有様ヲ見テ如何ンノ感想ヲ抱ケル乎。諸君ハ必ラズ外交ノ近史ヲ記スルナラン。當時幕府ハ如何ナル條約ヲ結ベル乎。其杜撰ニシテ國権ノ汚辱ヲ顧ミザルガ如キ、諸君既ニ憤ホリ、既ニ怒ル所ニアラズヤ。然レドモ余ヲ以テ之

リ。顧フニ關脱 曼帝國ノ大、土児格國民ノ多、必ラズ其汚辱ヲ憤ホリ其恢復ヲ図ルモノアラン。然レドモ之ヲ其始メニ慎マズ、一時ノ苟安ヲ偷デ一タビ歐洲強国共同ノ干渉ヲ許シ、之ヲ其外交ニ關セシメタルヲ以テ、大勢一タビ去テ又回ラスベカラズ。埃及ノ乱アルヤ英・仏忽チ其兵艦ヲ幟ヒ、希・土ノ境界ヲ争フヤ魯・仏俄カニ歐洲ノ大会議ヲ促ス等、土児格ノ死命一ニ歐洲強国共同ノ手ニ帰シ、又タ如何トモ為ス能ハズ、其運命ノ危キ果卵モ亦膏ナラザルナリ。宜ナル哉半月ノ国旗、其光朦朧ニシテ土児格ノ國権其威微弱ナルヤ。顧フニ若シ當時土児格ノ政事家ヲシテ確然守ル所ヲ知り、大ニ萬世ノ利害ヲ計ルアリ、其始メニ當テ歐洲強国共同ノ干渉ヲ受ケズ、魯細亞ハ魯細亞、壤地利ハ壤地利、英吉利ハ英吉利、仏蘭西ハ仏蘭西ト各自異別ニ其交際ヲ結ビ、彼此共同ノ關係ヲ拒絶スルアラシメバ、東邦ノ間議起ルニ由ナク、土児格ノ汚辱蓋シ今日ノ甚キヲ致サルベシ。然ルヲ夫ノ徒之ヲ察セズ、杜撰ノ外交ヲ為シ、一時ノ苟安ヲ偷ミ、萬世ノ大計ヲ誤マリ、以テ今日回ラスベカラザルノ大弊ヲ來スニ至ル。天下ノ人誰レカ之ヲ切痛悲憤セザ

ヲ言ヘバ、幕府ノ一時條目ノ趣旨ヲ誤マリ、國権ヲ辱シメタルハ、當時ノ事情ニ照シ、猶ホ恕スベキ所アリ。但タ安政初年ノ條約ニ及ンデ英・仏・米・蘭共同ノ條約ヲ結ビ、之ヲ改正スルノ便利ヲ妨グルモノニ至テハ、余レ勢ヒ其罪ヲ鳴ラサルヲ得ズ。是レ實ニ土児格ノ覆轍ニ陥リタルモノニシテ、苟モ之ヲ繼續シテ之ヲ改ムルヲ知ラザレバ其極ヤ旭日ノ旗章ヲシテ半月ノ旗ノ運命ヲ分タシメ、日本ヲシテ土児格ノ相続人タラシムルノ不祥アルモ未タ知ルベカラズ。余ハ日本ノ國民ナリ。旭日ノ旗章ヲ輝カサント欲スルモノナリ。日本ノ國権ヲ張ラント欲スルモノナリ。焉ンゾ能ク之ヲ見テ自カラ慷慨悲憤シ、私ニ期スル所ナカラザルベケンヤ。是レ實ニ余ガ土児格ノ外交史ヲ講ジ忽チ悲憤ノ情ヲ發シ、自ラ禁ズルコト能ハズ、切痛之ニ喟々スル所以ナリ。噫々幕府ヤ既ニ歐米共同ノ條約ヲ結ビ、以テ外交ノ略ヲ過テリ。然レドモ既往ノ事ハ去レリ。之ヲ追フモ及バズ。況ンヤ幕府既ニ亡ビテ其實ニ任ズルモノニアラズ。余ハ今甚タ其罪ヲ責メザルベシ。然レドモ此過誤ノ政策ヲ繼續シテ之ヲ改メズ、之ヲ再三再四スルニ至テハ天下ノ大勢一去シテ又回スベカラズ。到底土児格ノ不祥ヲ避ケント欲スルモ遂ニ

得ベカラザルニ至ルベシ。外交ノ局面ニ当ルモノハ深ク其横ヲ加へ、勉メテ各国共同ノ訂約ヲ改メ、以テ各自異別ノ條約ト爲シ、豫メ其禍源ヲ防ガザルベカラズ。又縦トヘ土児格ノ覆轍ニ陥ラシメザルモ、各国ヲ共同シテ其條約ノ改正ニ從事セバ、或ハ善良ノ改正ヲ爲スヲ得ザルノ恐れアリ。顧フニ各国ノ間各々其特種ノ利害アラン。而シテ英國ハ自ラ英國特種ノ利害アリ、仏蘭西ハ仏蘭西特種ノ利害アリ、魯細亞ハ魯細亞特種ノ利害アル等、彼此五ニ相同ジカラズ。惟フニ各国ヲ別異シテ各自ニ其條約ヲ改正セバ特殊ノ利害ヲ以テ相償フヲ得、我國ニ於テ大ナル弊害ヲ受タルコトナカルバシ。然レドモ若シ各国ヲ共同シテ其改正ニ從事セバ、各国特殊ノ利害ハ相集テ一団ヲ爲シ、我が日本ハ一國ヲ以テソノ積弊ヲ受ケザルヲ得ズ。而シテ我が求ムル所甲ニ害ナキモ乙ニ不利アリテ全然其望ヲ全ウスルヲ得ズ、其極ヤ甲ニ譲リ、乙ニ譲リ、丙丁ニ譲リ、失フ所既ニ多ク、而シテ甲ノ許サント欲スル所乙之ヲ許スヲ肯ンゼズ、我レ之ヲ甲ニ失ヒ、又之ヲ乙ニ失ヒ、又之ヲ丙丁ニ失ヒ、我が失フ所既ニ多クシテ我が得ル所又少ナシ。是レ果シテ善良ノ改正ト云フベキ乎。余ハ寧ロ一挙シテ兩失スルモノト称スルモ、之

ニ茲ニ基クヲ見ル。是レ我が日本人民ノ熱意シテ其修正ヲ討索スル所以ニシテ敢テ望ムベカラザルノ事ヲ望デ之ヲ囂々スルニ非ラザルナリ。

第五、周ク特典ヲ与フルノ條項ヲ廢止セント欲スルハ又決シテ非理ノ冀望ニ非ズ。抑モ條約ハ相手國ノ位置ト彼我交際ノ如何トニ依テ其宜シキヲ殊ニシ必ラズシモ之ヲ画一スルヲ得ズ。否ナ彼是互ニ特殊ノ利益アルニ當テ其ノ特典ヲ彼ニ与ヘ、以テ之ヲ其ノ利益ニ換フルハ、獨立國ノ自処スベキモノニシテ敢テ妨グル所アルニアラズ外ヨリ得テ干涉スベキモノニアラザルナリ。然ルニ我が修好條規ノ申明カニ特典ヲ施シテ、之ヲ甲ノ一國ニ与フレバ必ス之ヲ及ボシテ乙ノ一國ニ与フベキヲ約ス。故ニ偶々甲國ニ与フルニ特殊ノ利益ヲ以テシ以テ我が利ニ交換スルアラバ、乙國忽チ其條約ニ拠リ我ヲ利スルナクシテ其特典ヲ求ムルニ至リ、所謂ル特典ノ実ナキニ至ル。是レ元ト修好ノ本則ニアラズ寧ロ不正理ノ甚シキ者ト謂テ可ナリ。況ンヤ斯種ノ約束ハ間々敗國ノ勝國ニ對シ訂約スル者ニシテ元ト不祥ノ條目ニ屬ス。是ヲ以テ我が日本人民ハ斯類ノ條項ヲ削除シ以テ其正道ニ復センコトヲ望メリ。(歐洲諸國特約中ノ特典均露ノ目ナキニ非ラズ。然レドモ其特典均露ナルモノハ平

ヲ稱シテ善良ノ改正ナリト云フヲ得ザルナリ。惟フニ皆ナ是レ諸國ト共同シテ條約ヲ結ブノ流弊ニシテ、各国異別ノ條約ニ出デザルノ罪ナラント。

余今ニ至テ其言ノ誤マラザルヲ知ルナリ。是レ我が日本國民ノ熱意シテ諸國共同ノ條約ヲ罷メ、各国各自ニ之ヲ結バント欲スル所以ニシテ又決シテ偶然ニ非ラザルナリ。

第四、修好ノ條規ト通商ノ條規ヲ分離シ、二者ヲ各別セントスルハ、條約ノ正道ニ復セント欲スルノ意ニ出デ敢テ他ノ故アルニ非ザルナリ。抑モ修好ノ條規ハ彼此ノ間常ニ繼續シテ會テ交ゼズ、或ハ之ヲ百年ニ存シ或ハ之ヲ千歳ニ伝フルモ未ダ知ルベカラズ。彼我ノ間ニ在テ相殘フノ事アルニ非ラザラシメバ永遠之ヲ繼續シテ交換スベカラザルモノナリ。之ニ反シ通商ノ條規ハ彼此貿易ノ事情ニ依テ時々其宜ヲ異ニシ、營々ニ之ヲ百年ニ伝フベカラザルノミナラズ之ヲ十年ニ期スルモ猶ホ且ツ之ヲ能クセザルヲ知ル。故ニ修好ノ條規ト通商ノ條規ハ自ラ其性質ヲ殊ニシ、素ヨリ彼此ヲ連接シテ之ヲ訂約スベキモノニ非ラザルナリ。然ルニ我が日本ノ條約ハ修好ノ條規ト通商ノ條規ヲ連接シ、通商ノ條規ハ修好ノ條規ニ隨伴スルヲ要スルヲ以テ自カラ我が日本ノ不利ヲ致シ、特ニ關稅ヲ改正スルノ難キガ如キ実

等ニ關稅ヲ賦課シテ甲乙ノ差別ナキヲ云ヒ、大ニ我が條約ニ載スル特典均露ノ目ト異ナルナリ。

第六、條約有効ノ期ヲ立テント欲スルハ又至當ノ希望ナリ。既ニ論ズルガ如ク、通商ノ條規ハ時々之ヲ改定スルヲ要シ、又修好ノ條規ノ如キハ元ト之ヲ永遠ニ伝フルヲ期スルヲ以テ遂ニ改定ノ要ナキヲ得ズ。故ニ條約ニ就テ其有効ノ期ヲ立ツルハ人事必然ノ理ニシテ本来正當ノ事ナリ。然ルニ我が條約ハ改定ノ期ヲ示スニ止テ其條約有効ノ期ヲ立テズ。故ニ外邦ニシテ其改正ノ商議ヲ肯ンゼザル何等ノ久シキニ亘ルモ、是レ猶ホ其旧約ヲ存行セザルヲ得ズ。其不利ノ大ナル寧ロ謂フベカラザルモノアリ。惟フニ昔時幕府ノ條約ヲ訂結スルニ當テ、改正ノ期ヲ示スノ條目ニ更フルニ其條約有効ノ期限ヲ以テスララシメバ、現行ノ條約ハ明治五年ニ在テ既ニ無効ニ歸シ、我ヲシテ正當ノ條約ヲ結ブノ便ヲ得セシメ彼ヲシテ早く之ヲ肯ンズルヲ為サシメシナラン。然ルニ當時ノ謀茲ニ出デズ、以テ今日改正ノ艱難ヲ致セリ。是レヲ以テ我が日本人民ハ爾後所訂ノ條約ニ付テ、改正ノ期ヲ示サズ唯ダ其有効ノ期ヲ立テ、其期ニ至テハ全ク之ヲ廢止スルノ約ヲ立テントヲ望メリ。

以上大要目ハ吾人が早晚ノ中ニ在テ其改正ヲ為サント欲

スルモノニシテ、天理ニ照シ人情ニ質シ咸ク非理ノ冀望ニ非ラザルヲ信ズルナリ。

第三章 改正商議ノ歴史ヲ叙ス

前節所叙ノ六大要目ハ吾人ノ熱意シテ之ガ復正ヲ討索スル所ナリ。而シテ爾來彼我ノ政府ハ斯ク六箇ノ要目ニ就キ何等ノ商議ヲ聞キシ乎、吾人ノ常ニ聞カント欲スル所ナリ。然レドモ本来外交ノ事項ハ秘密ヲ貴ブヲ以テ、其商議ノ如キハ局外ノ者之ヲ詳カニスルヲ得ズ。吾人未タ之ガ確報ヲ得ザルナリ。然レドモ秘密ノ商議ト雖ドモ尙且時ニ隨テ世ニ顯ハレ吾人ノ耳朶ニ到リ吾人ノ曙光ニ入ルモノアリ。故ニ余今マ其ノ断報ヲ綴続シ以テ斯ノ一節ノ歴史ヲ編ミ、商議ノ變遷セシ迹ヲ明カニセントス。

我が維新ノ政府ニ在テハ條約改正ノ議ヲ起センハ實ニ明治三年ノ秋ニ在リ、當時廟堂ノ中、或ハ外交ノ宜シキヲ失シ國家ノ不利甚ダ大ナルヲ唱ヘ、之ヲ改正スルノ議アリ。遂ニ明治四年十一月ニ及ンデ右大臣岩倉具視、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尙芳ノ五人ヲ勅簡シテ特命全權大使ニ任ジ、訂約諸國ニ前往セシムルニ至レリ。然レドモ夫ノ大使ハ直ニ條約改正ノ商議ヲ開クガ為メ之ヲ派遣セシモノニ非ラズ、特ニ此ノ大

俗ヲ改良シ以テ文明諸國ト平等ノ位置ヲ保ツニ至ラシム。是ヲ以テ朕今使節ヲ派シ、聯邦政府ニ就テ朕ガ国土ノ事情ヲ露示シ我が制度ヲ改良スルノ手段ヲ商議セシム。而シテ朕ガ使節ニシテ復命セバ、朕將ニ條約改正ノ事ヲ撰思シ以テ朕カ平生ノ望ヲ達セム

前文ハ唯是レ米國ニ賜ヒシ國書ノ複訳タルニ過ギズト雖ドモ、之ニ依テ當時大使ノ各國ニ齎ラセシ國書ノ大要ヲ測知スルヲ得ベク以テ大使派遣ノ勅旨ヲ詳カニスルヲ得ム。

顧フニ大使帰朝ノ後ニ在テ朝鮮征討ノ議起ラズ、隨テ内閣ノ交替ヲ致ス等ノ事ナカラシメバ、條約ノ改正必ラズ我が政務ノ要ヲ占メ、縱令之ヲ成就スルニ至ラシメザルモ、必ラズ明治六七年ノ間ニ在テ商議ノ端ヲ發セシナラン。然ルニ朝鮮征討ノ議一タビ敗レテ内閣ノ交替アルヤ、内閣漸ク多事ニ赴キ、七年ノ始メニ當テ佐賀ノ乱アリ、暹テ又台湾ノ役アリ、其役未タ畢ラザルニ清國ノ事起リ、又タ一段ノ多事ヲ加フ。既ニシテ事平グト雖ドモ未タ一歲ナラズシテ又江華ノ争鬭アリ。日韓ノ和殆ンド將サニ敗レントス。日韓ノ修好漸ク成ルヤ、又タ熊本、山口等ノ乱アリ、其乱終ニ平ギ未ダ三月ヲ出デザルニ又タ薩匪ノ乱アルニ遇フ。是ヲ以テ條約改正ノ期既ニ至ルモ、我政府之ニ及ブニ

使ヲ派遣シ、其旧好ヲ尋ネシメ以テ條約改正ノ地歩ヲ為サシメントセシガ如シ。當時余ハ米國ニ留學シ親シク大使在米ノ有様ヲ目撃シ、又タ我が天皇ノ米國ニ寄御シ給ヒシ國書ヲ拝読スルヲ得タリ。今ヤ勅書ニ就キ重要ノ節目ヲ複訳シ奉ランニ 勅意略ボ左ノ如キヲ覺ユ。

朕天佑ヲ得テ萬世一系ノ大統ヲ繼ギ此天位ニ昇テ以來未ダ使節ヲ派シテ之ヲ友邦ノ政府ニ到ラシメズ。然ニ今ヤ其切要ナルヲ思フ。依テ朕ガ信任ノ宰相右大臣正二位岩倉具視ヲ簡撰シテ特命全權大使ト為シ、更ニ參議從三位木戸孝允、大藏卿從三位大久保利通、工部大輔從四位伊藤博文、外務少輔從四位山口尙芳ヲ簡テ之ニ副タラシメ、各其全權ヲ持シ、北米聯邦若クハ爾余ノ政府ニ前往シ、朕ガ友愛ノ意ヲ表シ其修好ヲ尋テ更ニ之ヲ擴ゲ又タ之ヲ堅クセシム。今顧フニ條約改正ノ期ハ既ニ迫テ一年有弱ノ時ニ在リ。朕大ニ之ヲ改正シ我國ヲシテ文明ノ諸國ト對等ノ位置ヲ保タシメ其權利ト其實益ヲ全フセンコトヲ思フ。然レドモ朕ガ国土ノ文物制度大ニ外國ニ異ナレリ。是ヲ以テ朕直ニ條約改正ノ事ヲ成就スルヲ望マズ、唯タ方サニ文明諸國ノ制度ヲ考ヘ其最モ朕ガ国土ニ適スルモノヲ撰ビ、之ヲ採テ之ヲ行ヒ徐ニ我が政治ト風

遑ナク荏苒日月ヲ送り殆ンド五裘葛ヲ換ユルニ至レリ。

然レトモ西南ノ乱漸ク平ギ内顧ノ憂稍々減ズルニ及ンデ、政府始メテ意ヲ外交ニ用フルヲ得タルガ如シ。是ヲ以テ明治十一年八月ニ及ンデ吾人ハ橫濱外語新聞ノ中ニ在テ新輸入税目ナルモノヲ見ルヲ得、條約改正ノ商議漸ク其歩ヲ始メシヲ知レリ。而シテ其税目ハ從價從量共ニ三割ヲ以テ其最高度ト為シ、其目ハ實ニ左ノ如キヲ記セリ。

輸入税考案

○無税品

金銀地金。石炭。貨幣。肥料。製造セザル長毛短毛。船艇

○五分ヲ標準トスル從量税品。

金雞助質。阿仙藥。漆灰。製造シタル鉄。各種ノ穀類。鉛（製造及ビ未製造トモ）。水銀。馬口鉄板。皮。錫。亜鉛（塊板）。鋼。銅。青銅。黃銅。白蠟。泊美藍。硝石。粉類。蝙蝠傘ノ骨。白銅。線綿。種々ノ分析器械。

○五分ノ從價税品

碇並ニ鎖。他ニ指名セザル藥料、藥種。機械類。工用具。馬車等。

○一割ヲ標準トスル從量税品

樟腦。青靛（水土トモ）。麻布。木綿織物（綿天鵞絨ヲ除ク）。オルトラマリン。木綿糸。苧。麻。毛。羽。

○一割ノ從価税品

他ニ指名セザル染料。他ニ指名セザル彩料。他ニ指名セザル木綿織物。木綿麻交織。紫紫粉。

○一割五分ヲ標準トスル從量税品

鉄釘並銅釘。石炭油。窓硝子板。綿天鵞絨。綿羅紗。毛綿交織物。捻ヲ掛ケザル木綿。麻苧縷糸。

○一割五分ノ從価税品

捻ヲ掛ケタル木綿、麻苧ノ縷糸。生牛皮。他ニ指名セザル釘。他ニ指名セザル織物。他ニ指名セザル毛布製造品。

○二割ヲ標準トスル從量税品

手拭。生糸。石鹼。茶。茹菲。蠟燭。紙。毛。

○二割ノ從価税品

時計。熱皮。鏡。飲料。屑真綿。家具。

○二割五分ヲ標準トスル從量税品

沓足袋。襦袢。

○二割五分ノ從価税品

枉ゲテ其力ヲ税權回復ノ案ニ集メタルガ如シ。

余今顧ミテ明治十一年七月廿五日我が駐米公使ノ米國政府ト商議決定シ翌年二月七日我が天皇ノ勅許ヲ得タル日米改定追加條約ヲ見ルニ、實ニ左ノ十條ヲ以テ成ル

日本國皇帝陛下及亞米利加合衆國大統領ハ從來幸ニ兩國間ニ現存スル所ノ親睦ナル交際ヲ維持センコトヲ希望シ且追加ノ納書ニ因テ庶幾クハ尙一層其交誼ヲ固クシ兩國間ノ貿易ヲ擴張シ且堅實ナラシメントス其為メ双方ニ於テ各自ノ全權委員ヲ選ブ即チ日本國皇帝陛下ハ亞米利加合衆國ニ駐劄スル特命全權公使從四位勲三等吉田清成合衆國大統領ハ國務卿ウキリアム・マツキスウエル・エウワーツ右双方ノ全權委員ハ各其委任狀ヲ相示シ、双方其確實正當ナルヲ認識シテ左ノ各條ヲ協議決定セリ

第一條 慶應二年五月十三日即チ西曆一千八百六十六年

六月廿五日一方ハ日本國委員他ノ一方ハ亞米利加合衆國、太親利太泥亞、仏蘭西、和蘭ノ委員、江戸ニ於テ調印シタル改稅約書、並ニ右約書中ニ載セタル輸出入品運上目録、及借庫規則ハ日本ト合衆國トノ間ニ於テハ茲ニ之ヲ廢棄シ而シテ現ニ其施行ヲ止ムルハ此約書ノ第十條ニ掲載スル約束實施ノ時ニ於テスベシ又江戸

袂時計。絹物並毛織物。提飾具。帽子。屑子。硝子器。蝙蝠傘。

○三割ヲ標準トスル從量税品

煙草並卷煙草。砂糖（赤白トモ）。麥酒。葡萄酒。

○三割ノ從価税品

摺付木。珊瑚。兵器。兵具（歩具、砲器、砲、碩丸、彈藥）。鼈甲。火藥。他ニ指名セザル酒料。

○禁制品

阿片。華氏ノ寒暖計百二十度以下ノ溫度ニテ發火スベキ石炭油。不良ナル藥品食料飲料。

○禁制シ得ベキ品

時疫流行ノ地ヨリ輸送シタル畜類並ニ生皮。兵器。火藥及ビ一切ノ武具。

然レドモ我が政府ノ斯考案ヲ出シテ之ヲ訂約ノ諸國ニ移シタルハ實ニ第三回ノ商議ニ係ルガ如シ。聞クガ如クンバ、是ヨリ先キ我が政府ハ訂約ノ諸國ニ對シ、治外ノ法權ヲ撤シ關稅賦課ノ全權ヲ我ニ復シ獨立帝國ノ体面ヲ全フセンコトヲ求メリト。然ルニ各國政府之ヲ肯ンゼズ。是ニ於テ乎政府一時ニ其望ヲ全フスルノ難キヲ知り、少シク意ヲ

ニ於テ取結ビタル安政五年即チ西曆一千八百五十八年條約ノ中港海關稅及諸稅ノ諸規則ニ關スル條款並ニ右安政五年即チ西曆一千八百五十八年ノ條約ニ添ヘタル貿易章程モ悉ク皆之ヲ廢棄スベシ

此約書實施ノ日ヨリ日本海關並ニ其他ノ諸稅ヲ自由ニ賦課シ及日本開港場外國貿易ニ關スル諸規則制定ノ權利ハ独リ日本政府ニ屬スルコトヲ合衆國ハ承認スベシ

第二條 然レドモ合衆國ヨリ日本ニ輸入スル諸物品ニ課スル稅額ハ他ノ外國ヨリ輸入スル同種類ノ物品ニ課スルモノニ超過ス可カラズ而シテ若日本政府ニ於テ其領地内ヘ或物品ヲ輸入若クハ輸出ヲ禁止スルコトアルトキハ合衆國ノ產物、船舶或ハ人民ニ對シ他ニ異ナル所ノ禁止ヲ為サルベシ

第三條 合衆國ハ日本ニ向テ輸出スル物品ニ輸出稅ヲ課セザルヲ以テ此約書實施ノ後ハ日本ニ於テモ亦合衆國ヘ向テ輸出スル物品ニ輸出稅ヲ課セザルベシ

第四條 安政五年即チ西曆一千八百五十八年ノ條約第六條第一節即チ最初ノ三句現存スル間ハ其現存條約ノ違犯若クハ此約書ニ因テ日本政府ニ於テ時々制定スル海

関税、借庫及港ノ規則違反ニ関スル没入品、或罰金ニ付日本政府ノ要求ハ悉ク合衆国領事裁判所ニ訟フ可シ。而シテ該国領事ハ各訴訟ヲ公正ニ審按シ右條約及諸規則ノ條款ニ照ラシ之ヲ裁断ス可シ而シテ右没入品或ハ罰金ハ日本官員ニ交付スベシ

第五條 日本沿海貿易統轄ノ權利ハ独リ日本政府ノミニ屬スル者タル事ハ固ヨリ双方ノ議認スル所タルヲ以テ此ニ之ヲ明言ス

第六條 然レドモ日本開港場ニ來着スル合衆国ノ船舶ハ日本海關税則ニ随ヒ其船舶載スル物品中幾部分タリトモ其望ニ任セ陸揚スルヲ得ベシ而シテ其船舶ハ右陸揚シテ積荷目錄中ニ其事由ヲ記載シタル部分ノ外ハ輸入税其他一切ノ諸税ヲ払ハズシテ其残余ノ物品ヲ載セ出港スルヲ得ベシ右船舶ハ其後他ノ日本諸開港場ニ航行シ其望ニ依リ残リノ物品ヲ右諸開港場ニ陸揚スルヲ得ベシ然レドモ凡テ船舶ノミニ對シ課スル諸税諸費ハ最初其積荷ノ幾部分ヲ陸揚スル港ニノミ於テ払フベシ而シテ該船舶其後引続キ航海シテ到ル所ノ港ニ於テハ其地方港内諸税ノミヲ入港ノ為メニ払フベシ

第七條 合衆国ハ上文第一條ニ約スルガ如ク日本載出入

ニ至リ実施スベシ此約書ハ批准ヲ要スル者トス而シテ其交換ハ此約書調印ノ日ヨリ十五ヶ月以内ニ成ル可ク速ニ華盛頓ニ於テスベシ右ノ證トシテ上文記載ノ全權委員各自カラ其名ヲ署シ印ヲ鈐ス

華盛頓府ニ於テ

明治十一年七月廿五日

西曆千八百七十八年七月廿五日

吉 田 清 成
ウキリアム・エウワース
維 廉 燕 柳 窩 図

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス善良適宜ナル朕ガ特別ノ全權ヲ有セル特命全權公使吉田清成ヲ以テ千八百七十八年七月廿五日華盛頓府ニ於テ日本国及合衆国ノ間ニ取結ビシ條約ヲ朕親ラ閱覽点檢セシニ能ク朕ガ意ニ適シ更ニ間然スベキナシ故ニ凡テ其約書條款ニ掲グル本趣ハ朕茲ニ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百三十九年明治十二年二月七日東京宮中ニ於テ親ラ名ヲ署シ置メテ鈐セシム

御名 國璽

奉勅

外務卿寺島宗則

追補 小野梓 條約改正論 一五二

品運上目錄、運上規則及ビ其他ノ諸規則ニ関シ讓与スル所アルヲ以テ日本政府ハ互相ノ理ニ基キ左ノ事ヲ讓与ス即チ從前開港場ノ外ニ更ニ二港ヲ此約書實施ノ日ヨリ合衆国人民並ニ商船來往貿易ノ為メニ開ケベシ但シ二港中一港ハ下ノ関タルベシ而シテ他ノ一港ハ此後双方協議ノ上決定スベシ

第八條 兩國間ニ結ベル安政五年即チ西曆一千八百五十八年ノ條約第五條ハ必要ナラズト認ムルヲ以テ右條款ハ此約書實施ノ日ヨリ廢棄スベシ

第九條 從來兩國間ニ結約シタル條約或ハ約書ノ條款中今茲ニ廢棄ヲ明掲セザルモノニシテ此約書ノ條款ニ抵触スルモノハ悉皆廢棄ス可シ且ツ此約書ハ兩國間現存條約ノ一部分ト為ス可シ又右條約中ニ此條約ニ因テ變更若クハ廢棄セザル部分ノ重修並ニ此約書ノ重修ハ此後双方ノ中ヨリ要求スルヲ得ベシ又此約書並ニ此約書ニ因テ變更スル所ノ右條約ハ其全部或ハ其部分ノ重修ヲ為ス時ニ臨ミ廢止若クハ年限ヲ約定スル迄ハ引続キ之ヲ施行ス可シ

第十條 此約書ハ日本ト他ノ締盟各國ト現實此約書ト均シキ所ノ約書或ハ現在條約ノ重修ヲ取結ビ右現行ノ時

是ニ因テ之ヲ觀レバ、政府當時ノ意向ハ専ラ收稅權ノ恢復ニ在テ治外法權ノ撤去ニ在ラザリシヲ推知スベシ。然レドモ爾後ノ實況ニ拠テ之ヲ推スニ、第二回ノ閣議即チ收稅權ヲ回復スルノ要求ハ、唯リ米國政府ノミ之ヲ許諾シ、爾余ノ政府ハ之ヲ承諾セザリシヲ見ル（但ダ十二年ノ春ニ及ンデ我政府ハ伊太利政府ニ照會シ、日米改定條約ノ意ニ倣ヒ更ニ之ヲ擴充シ日伊改定條約ヲ結バンコトヲ商議セシモ、其議中バニシテ罷ミタルガ如シ）。是ニ於テ乎政府又其地歩ヲ譲リ、更ニ上文ノ税目考案ヲ出シ関税ノ増加ヲ要求シタルガ如シ。

此要求ハ我が帝國ニ在テ愈々枉ゲテ愈々退クモノニシテ、其要ハ安政年間所約ノ税目（第四章輸入沿革史ヲ參看スベシ）ニ復セシニ過ギズ。未ダ吾人ノ望ヲ滿円スルニ足ラズト雖ドモ、外政府猶ホ其要求ニ応ゼズ我日本人民ヲシテ殆ンド憤懣ニ耐ヘザラシムルニ至レリ。

是時ニ当テ外務卿更替アリ。新外務卿ハ條約ヲ改正スルヲ以テ其任トシ、自カラ進ンデ斯位地ニ立テタルヲ以テ、内外ノ衆庶ハ目ヲ刮テ其外交政略如何ヲ觀望シ其出ス所ニ注目セリ。既ニシテ明治十三年ノ秋ニ至リ、吾人ハ又濱港外語新聞ニ拠テ改正條約考案ナルモノヲ見ルヲ得、稍々新

外務卿ノ手段ヲ窺フヲ得タリ。今マ外語新聞ノ記載セシ所ノ者ヲ復シ其要領ヲ掲ゲンニ、其考案ハ修好條約及ヒ附録覺書並ニ通商條規等ノ区分ヲ立テ、修好條規及ヒ附録ハ法權ニ關スル條目頗ル多ク、中ニ就キ最モ内外人民ノ意想ヲ鼓動セシモノハ日本ノ法律ニ在テ、官府ニ對スル罪科ヲ犯シタル外人若クハ有罪ノ所業（全国又ハ一地方ニ於ケル違註罪ノ類ヲ包含ス）アル外人ハ禁獄二ヶ月、罰金五百円以上ニ該當スル者ヲ除クノ外ハ總テ治外法權ノ特典ヲ蒙ムルヲ得ズ。日本政府ノ聽斷ヲ得ベシト謂ヘルノ一項トス。今其要領ニ拠テ之ヲ推スニ、當時新外務卿ノ手段ハ治外法權ノ幾分ヲ撤去セシメ、關稅賦課ノ全權ヲ我レニ復セントセシモノ、如ク、其議頗ル治外ノ法權ニ涉リタルヲ見ルベシ。爾後二年改正ノ事成ラズ、遂ニ十五年ノ春ニ至テ我が政府ハ東京駐在ノ各國公使ヲ外務省ニ請シ改正豫審會議ヲ開キタルガ如シ。但ダ其議事ヤ秘密ニ屬シ外ニ漏レズ。吾人未ダ其如何ヲ了知スルヲ得ズ。然レドモ日來外人ノ間ニ伝唱スル所ヲ聞クニ左ノ八大要目ハ當時ノ議目ナリシガ如シ。

第一 其初ニ當リテハ治外法權ヲ全廢セズ、又外國人ヲシテ日本ノ内地ニ在テ諸般ノ權利ヲ全有セシメザルベシ。

第六 日本ノ法典歐西ノ主義ニ拠リテ完成シ審理ノ手續キ歐西ノ手續ニ均シク正當ニ行ハル、ニ至ラバ、日本裁判庁ノ權力ハ一切ノ訴件ニ及ブベシ。但ダ此時ト雖ドモ諸外國政府ニ於テ尙ホ外國裁判官ノ輔翼ヲ必要ナリト思考スルトキハ、其生涯ヲ期トナスノ見込ミヲ以テ更ニ任期ヲ繼續スベシ。但更ニ新外國裁判官ヲ請招スルコトナカルベシ。蓋シ此時ニ至リテハ日本ノ裁判官十分ニ裁判事務ニ通ズルノ望アレバナリ。

第七 警察法出版法宗教法等ハ特別ノ法ニシテ他ノ商法民法等ノ如ク洪該ノ者ニアラザルヲ以テ、日本政府ハ銳意シテ速ニ歐西ノ主義ニ一致セシムルヲカムベシ。但其不完全ナル時ニ於テハ外國人尙ホ其本國ノ慣例ニ遵フコトヲ得。

第八 外國人ハ上告ノ特別ノ權利ヲ有スベシ。而シテ其災厄ニ遭フノ時ニ當テハ、各國普行ノ如ク、常ニ自國ノ領事公使ノ保護ヲ受クベキハ勿論ナリトス。

是レ元ト外人ノ伝唱スル所ニ係リ未タ感ク其信ヲ置クニ足ラズト雖ドモ、十三年以來吾人ノ聞知シタル所ニ参照シテ之ヲ考察スルニ甚タ事實ニ遠カラザルヲ覺フルナリ

豫審會議ヲ開テ以來茲ニ殆ンド二年、其間如何ノ變遷ヲ

是レ内外人民ノ利益ヲ思フガ為メナリ。

第二 某々ノ時期例ヘバ五年乃至十年間ヲ定メ此年期中、外國人ノ輕罪ハ日本裁判庁之ヲ審判シ、其重罪ハ從前ノ如ク外國ノ裁判庁之ヲ審判ス。

第三 前條ノ年期中、外國人ハ内地ヲ旅行シ若クハ商売スルヲ得ベシ。然レドモ内地ニ住居シ及ビ内地ニ在テ其財產ヲ所有スルヲ許サズ。又現時ノ居留地ハ之ヲ其金府或ハ全管ニ擴張シ、其擴張セシ居留地内ニ在テハ、外國人之ニ永住シ又其財產ヲ所有スルヲ得。但其財產ハ日本ノ法律ニ拠テ之ヲ所有スベシ。

第四 日本裁判庁ノ審判ニ屬スベキ輕罪ノ如キモ、其庁ニ在テ外國ノ裁判官ヲ任命シ、外國ノ代言人ニ入庁スルヲ許シ、實際ノ判決ハ外國裁判官ノ掌中ニ於テスルガ如クナスベシ。

第五 日本ニ於テ未ダ商法民法婚姻法等ヲ制定セズ、若クハ其制定アルモ歐西ノ主義ニ拠テ之ヲ改正セザルアラバ外國法律ノ原理ヲ適用シ前條ニ記セル外國裁判官ヲシテ之ヲ判決セシムベシ。故ニ外國人民ノ位置ハ現時ニ異ルナキノミナラズ、其原告タル時ニ在テハ却テ好位置ヲ占ムル者トス。

為セシカ、吾人未ダ之ヲ詳カニスルヲ得ズ。然レドモ近時米國大統領ノ勅告書中、我が條約改正ノ事ニ説キ及ボシ、又英國皇帝ノ議院ニ發シタル勅語中、日本條約ノ改正モ久シキヲ出ズシテ決落スベシト謂ヘル教語アルヲ以テ之ヲ推セバ、其改正ノ期甚ダ遠カラザルヲ知ルナリ。然レドモ其改正ノ要目ハ果シテ何等ノ点ニ在ル乎、吾人未ダ之ヲ聞クヲ得ズ茫々トシテ知ル所ナキハ抑モ又痛憾ノ至リナリト謂ツベシ。

第四章 評論 其一

前節ニ叙スル所ヲシテ其實ニ近カラシメバ、明治十一年以來今日ニ至ルマデ彼我ノ政府ハ凡ソ五回ノ商議ヲ開キタルガ如シ。其間商議ノ變遷セシ迹ヲ顧ミルニ、實ニ我が日本人民ヲシテ憤懣ニ堪ヘザラシムルモノ多フシ。中ニ就テ第三回商議不調ノ如キハ、吾人ノ最モ憤懣ニ耐ヘザル所ニシテ殆ンド忍ブ能ハザル者アリ。讀者ハ必ラズ第三章ニ在テ世ノ所謂第三回商議ノ時、我が政府ノ提出セシ新輸入税目ト為ス者ヲ見シナラム。惟フニ夫ノ税目ヲシテ真ニ我が政府ノ手ニ出デシメバ實ニ愈々譲リ愈々退キ以テ外政府ノ承諾ヲ求メタルモノト謂ハザルヲ得ズ。蓋シ正當ノ道理ヲ以テ之ヲ謂ヘバ、我政府タルモノ宜シク收税ノ全權ヲ回復

スルラ之レ勉メ一步タモ譲ル所ナカルベシ。然ルニ我が政府外人ヲ待ツノ厚キ取テ之ヲ為サズ、却テ夫ノ増税案ヲ提出シ以テ之ヲ外政府ノ商議ニ附シタレバナリ。惟フニ夫ノ考案ハ之ヲ不正ナル現行ノ税目ニ比スレバ、稍々増加ノ觀アリト雖ドモ、詳カニ我が輸入税ノ沿革史ヲ講スレバ、唯纔ニ第一所定ノ税目ニ復シタルニ過ギズ、其正当ノ考案ナル内外識者ノ共ニ許ス所ナリ。余今マ読者ノ為メニ我が沿革ヲ示シ、夫ノ考案ヲ比較スルノ便ヲ与エンニ、又多少ノ述説ヲ要ス。

按ズルニ本邦ノ輸入税ハ安政五年戊午六月十九日（西曆一千八百五十八年七月廿九日）幕府ノ宰臣井上信濃守、岩瀬肥後守、米洲連邦特命全權公使打翁善図・海黎斯ノ商議決定セシモノヲ始トシ、同年七月十八日幕府ノ宰臣水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀬肥後守、津田半三郎、英国特命全權公使侯爵葉兒沈亜無図矜キンガーチンノ商議決定セシモノニ小改シ、慶応二年丙寅五月十二日（西曆一千八百六十六年六月廿五日）幕府ノ宰臣水野和泉守、英国特命全權公使撤海黎・惠斯・發窟・疏、レカン・ロヤフ、仏国特命全權公使勤・翁陸・瑟、米國代理公使葉・耶・兒、シ・ホー・トマン、和蘭國辦理公使兼總領事泥都巨刺布些・播・社・蔓、和蘭國辦理公使兼總領事泥都巨刺布

ン鉛錫。生糸。

右品々ハ五分ノ運上ヲ納ムベシ（所謂ル從価五分税品）

○第三類

都テ蒸溜或ハ醸シ、種々ノ製法ニテ造リタル一切ノ酒類。

右品ハ三割五分ノ運上ヲ納ムベシ（所謂ル從価三割五分税品）

○第四類

凡テ前條ニ挙ゲザル品々。

右ハ何ニ依ラズ二割ノ運上ヲ納ムベシ（所謂ル從価二割税品）

上文ノ目錄ハ是レ米國特命全權公使打翁善図海黎斯ノ起草シテ幕府ノ認諾セシ者ニ係リ、其所載未ダ咸ク吾人ノ意ヲ満スニ足ラズト雖ドモ、當時ノ事情ニ徴シテ之ヲ言ヘバ又妥当ノ法案ニシテ無狭ノ税則ト称シテ可ナルガ如シ。

踵デ安政五年七月十八日ニ至リ、幕府ハ又英國ト商議シテ、左ノ税則ヲ決定セリ。

ホルス・フロレグ薄呂斯武録ノ商議決定セシ改税約定ヲ以テ現行税則ノ如ク改定シ、漸ク其不利ヲ我ニ与ヘタルモノナリ。余今條約類纂ニ就テ安政五年以來我邦ト外洋諸邦ノ訂約セル税則ノ細項ヲ考フルニ、正サニ左ニ排列スル者ノ如シ。

安政五年六月十九日幕府ノ米洲連邦ト商議決定セシ、亞米利加商民貿易ノ章程第七則ニ曰ク、

總テ日本開港ノ場所エ陸揚スル物品ニハ、左ノ運上目錄ニ隨ヒ其運上所ニ租税ヲ納ムベシ。

運上目錄

○第一類

貨幣ニ造リタル金銀、並ニ造ラザル金銀。当用ノ衣服。家財並ニ商売ノ為ニセザル書籍（孰レモ日本在留ノ為メ来ルモノ、所持品ニ限ルベシ）。

右品々ハ運上無シ（所謂ル無税品）

○第二類

凡テ船ノ造立鋼具、修復或ハ船装ノ為ニ用ル品々。鯨具ノ類。塩漬食物ノ諸類。麵麴、並ニ麵麴粉。生タル鳥獸類。石炭。家ヲ造ル為メノ材木。米穀。蒲氣器械。トタ

運上目錄

○第一類

註（略之）

「同年六月十九日米國ト訂約セシ者ニ同ジ、故ニ略シテ之ヲ載セズ。」

○第二類

凡テ船ノ造立鋼具、修復或ハ船装ノ為メニ用ル品々。鯨漁具ノ類。パン並ニパンノ粉。生タル鳥獸類。石炭。家屋ヲ造ル為メノ材木。米穀類。蒸氣ノ器械。木綿及羊毛ノ織物。トタン鉛錫。生糸。

右品々ハ五分ノ運上ヲ納ムベシ（所謂ル從価五分税品）

○第三類

○第四類

「共ニ米國ト訂約セシ者ニ同ジ、故ニ之ヲ略ス。」

上文ハ是レ幕府ノ英國政府ト訂約セシ初度ノ税目ニ係ル。其載スル所大抵米洲連邦ト訂約セシ者ニ均シト雖ドモ、唯其第二項中ニ木綿及羊毛ノ織物ト題スル一項ヲ加ヘタルヲ異ナレリト為スノミ。然レドモ此ノ一項ヲ第二類ニ加載シタルノ特例ハ、大ニ本邦國税ノ收入ヲ減ジ、

剩サへ此特例ハ英國政府ニ踵テ訂約セル仏蘭西、葡萄牙、日耳曼連邦、以太利等ノ照準スル所ト為リ、之ニ先ツテ訂約セシ米洲連邦、和蘭、魯西亜三国ノ如キモ亦ソノ條約ニ明言セシ、「日本政府ヨリ向後外國政府及ビ其臣民ニ許可スベキ特典アル時ハ、我政府国民ニモ同様免許アルベシ」ト云ヘル不正非当ノ條款ニ拠テ之ニ倣ハンコトヲ求メ、幕府之ヲ拒ムニ由ナク終ニ之ヲ許諾セリ。是ニ於テ乎一般ニ木綿及羊毛ノ織物ニ五分ノ關稅ヲ賦シテ之ヲ課スルニ至リ、未ダ港ヲ開カザル以前ニ於テ早ク既ニ一割五分ノ稅額ヲ減却シ去レリ。

此稅則ハ安政五年七月訂約ノ日ヨリ慶應二年ニ至ルマデ凡テ八年ノ間幕府ノ施行スル所ト為リ、其年ノ五月十三日幕府ハ又英・仏・米・蘭四國公使共同ノ商議ヲ開キ、遂ニ改稅約定ヲ決シ、愈愈其不利ヲ我日本ニ与ヘタリ。之ヲ現今公行ノ輸入稅則ト為ス。余今其全文ヲ講ズルニ即チ左ノ如シ。

輸入品運上目録

註 (略之) 第一卷附録六改稅約書參照

ドモ、本邦商工ノ二業ニ就テ大ナル影響ヲ及ボスコトナキヲ以テ、他ノ外國臣民ハ其特例ヲ羨望スルノ情ナリ。唯タ西班牙商民ニ与ヘタル特典タルニ止マレリ。降テ明治二年正月十日北部日耳曼連邦ト修交ノ條規ヲ結ビ、併セテ貿易ノ章程ヲ定約スルニ及デ、大ナル變動ヲ慶應訂約ノ稅則ニ及セリ。今顧ミテ當時我ガ政府ト日耳曼政府トノ間ニ訂約セシ貿易章程第七則ヲ閱スルニ、曰ク
輸入品運上目録ハ總テ千八百六十六年六月廿五日(即チ慶應二年丙寅五月十三日)ノ改稅約書ニ同ジ。唯タ左ノ輸入稅ヲ減ズルノミ。

第一種

品目	量目	稅額
木綿襦袢股引	每十二	銀 匁 匁分厘毛糸 三〇〇〇〇
毛 織 同	同	一二〇〇〇〇
毛木綿交織同	同	七五〇〇〇

此殊別ノ減稅(慶應訂約ノ稅則ニ拠レバ、木綿襦袢ハ每十二箇ニシテ、銀四匁五分ヲ納レ、毛織ノモノハ銀十五匁、木綿交織ノモノハ銀九匁ヲ納ル、ヲ例トス)ハ我ガ

上來ハ庚ニ慶應二丙寅ノ年五月十三日所訂ノ約條ニ係リ、彼我ノ政府之ヲ批准セシ後チ凡ソ二ヶ月ノ間、即チ明治一年九月ニ至ルマデ、一二ノ改定ヲ為サズシテ之ヲ奉行シ、明治維新ノ影響ヲ此訂約ニ及スコト無カリキ。然ルニ同年九月廿八日我ガ政府ハ新ニ西班牙政府ト修交ノ條規ヲ結ビ並セテ貿易ノ章程ヲ定ムルニ及デ、左ノ條目ヲ其稅則ニ加ヘ、始メテ慶應年間所定ノ稅則ニ就テ其一部ヲ改訂セリ。

第一種

品目	量目	稅額
煎海鼠	每百斤	銀 匁 匁〇厘毛糸 四五〇〇〇〇

第二種 無稅品

マニラ鋼。椰子油。

第四種 從價稅五分

マラカ乾葡萄。鼈甲。青貝。鳥ノ巢。

此ノ數項ノ追加ハ西班牙殖民ノ為メ多少ノ利便アリト雖

貿易ニ重大ノ影響ヲ生ジ、殊ニ外商ニ取リテ巨大ノ利得アルヲ以テ、夫ノ英・米・仏・蘭ノ諸國ハ少ラクモ之ヲ猶豫セズ。直ニ修好條規ニ拠テ、其特例ヲ拳ゲ、之ヲ之ニ付与センコトヲ求メタリ。是ニ於テカ我ガ外務衙門ハ明治二年九月廿日ヲ以テ左ノ文書ヲ各國公使ニ致シ、夫ノ物品ノ減稅ヲ許諾セリ。其文ニ曰ク
以手紙致啓上候然者條約運上目録ノ内毛木綿織物中左ノ件ノ品輸入減稅ノ儀兼テ独逸北部連邦ト條約取結ノ節協議致置趣モ有之候ニ付キ左ノ通相減申候

一分銀

木綿襦袢股引	每十二	元稅 〇〇三〇
毛織襦袢股引	同	元稅 〇〇二五
綿毛交織襦袢股引	同	元稅 〇〇一〇
	同	元稅 〇〇〇〇
	同	元稅 〇〇六〇
	同	元稅 〇〇五〇

右輸入減稅ノ儀ハ、我本年十一月三十日西洋千八百七十年第一月一日ヨリ致施行候間其段貴國人民ヘ御布告有之度存候

右可得御意如是御座候以上

己九月二十日

外務大輔
外務卿

仏・米・英公使閣下

此ノ減税ノ後ハ年月ニ至ルマデ一二ノ改定ヲ輸入税目ノ上ニ公行セシコトナシ。然レドモ明治七年五月十日熟鉄ノ字議ヲ決定スル為メ我外務卿ハ英・独公使ト左ノ覚書ヲ商議決定セリ。今其文ヲ考フルニ即チ曰ク

運上目録中ニ載セタル熟鉄ト号スル辞ノ意味ニ付異存差起リ候処之ヲ解カンガ為メ下名ノ者協議ニ及ビ條約書中右一件ニ関スル條款改定相成右一件確ト取極候迄ハ日本國運上所ノ官員及品物ヲ輸入スル英國人(獨逸國人)共次ニ記スル取極ヲ守ルベキヲ同意セリ

熟鉄

棹大細

釘

板

薄

箍

帶

每百斤

一分銀〇三〇〇〇

鉄塊 每百斤

〇一五〇〇

船脚用鉄同

〇〇六〇〇

鉄線同

〇八〇〇〇

右ノ外熟鉄諸類ハ円形鉄及ビ稜鉄ヲ除キ総テ掲ゲザル品物ノ部分ト見做シ随テ從価五分ノ税ヲ収ムベシ
円形鉄及ビ稜鉄百斤ニ付キ一分銀〇三ノ定額ヨリ多ク収ムベキ哉否ハ、別段ニ商議スベシ

帝國運上所ニテ前文ニ掲載スル税高ヨリ過分ニ收納セシ税ハ總テ輸入者ヨリ願出候時之ヲ差戻スベキナリ
一千八百七十四年五月十日

寺島宗則 手記

ハリ・エス・バークス 海黎惠斯撥窟疏 手記

エム・フオン・ブランド 燕鳳廊德 手記

余今此覺書ニ拠テ之ヲ見ルニ、鉄塊ハ半額ノ税ヲ減ジ、船脚ニ用ユル鉄ハ七分ノ六弱ヲ減ジ、鉄線ハ一倍以上ノ増税ト為リタルヲ知ル。是ヲ以テ此覺書モ亦輸入税目ヲ改定シタルモノ一ニ數ヘザルヲ得ザルガ如シ。

實ニ本邦輸入税則ノ沿革ニシテ其大要此ノ如シ。惟フニ

考案トハ前ノ考案ヲ云フナリ。

余是ニ於テ先ヅ安政決案ト慶應決案トヲ比較スルニ、其差異ノ要凡ヲ左ノ如キヲ見ル。

第一 安政決案ハ平均一割ニ当ルモ、慶應明治決案ハ五分ヲ以テ其基ト為ス事

第二 安政決案ハ皆ナ從価税ナルモ、慶應明治決案ハ從量税品ヲ八十九種ノ多キニ上シ、從価税品ハ纔ニ二十四種ニ過ギザル事

第三 安政決案ノ無税品ハ纔二三種ナルモ、慶應明治決案ハ十八種ノ多キニ上レル事

余次ニ慶應明治新考案トヲ比較スルニ、其差異ノ要凡ソ左ノ如シ。

第一 從量税品ヲ減ジテ從価税品ヲ増シタル事

第二 慶應明治決案ハ、從価税ハ五分ニ止リ、從量税モ亦ク二割ヲ最高ノ者ト為スモ、明治新考案ハ兩税品共ニ三割マデニ上リタル事

第三 無税品中石炭金銀地金貨幣ヲ除クノ外悉ク皆之ヲ廢止シ、更ニ肥料、製造セザル毛羽、及ビ船艇ヲ新考案ニ加ヘタル事

第四 禁制品ニ過度ノ石炭油、及ビ不良ノ藥品、食料飲

註 (税表略之) 既刊會議録所載參照

讀者ハ如何ノ思想ヲ以テ之ヲ讀了セシ乎、請フ茲ニ再ビ第三回商議ノ考案ナル者ヲ掲ゲ、前ノ諸則ト相較シテ、其増減スル所以ノ実ヲ知ルノ表目ヲ立ントス。

上來ハ實ニ世人ノ信ジテ第三回ノ商議ニ在テ我ガ政府ノ提出セシ輸入税目ノ考案ト為スモノナリ。今之ヲ以テ旧來ノ税則ニ比較セント欲スルモ、彼レ許多ノ變遷アリテ直チニ之ニ從事シ去ルヲ得ズ。故ニ今其便ヲ謀リ、税則ノ種類ヲ分門シ以テ三ツトシ、名ケテ

(一) 安政決案

(二) 慶應明治決案

(三) 明治新考案

ト為ス。

安政決案トハ、安政五年幕府ノ米國公使 ハルリス 海黎斯氏及ビ英國公使公爵 エル・アン・アント・キン・ガーデン 児・亜・無・図・矜・何・陣氏ト商議決定セシモノヲ云フ。慶應明治決案トハ、慶應二年幕府ノ英・仏・米・蘭四公使ト商議決定シタル運上目録、及ビ爾後明治新政府ガ漸次コレヲ改定シタルモノヲ含蓄シテ云ヒ、明治新

料ヲ加ヘタル事

余最後ニ在テ、安政決案ト明治新考案トヲ比較スルニ、其差異ノ要左ノ如クナルヲ見ル。

第一 安政決案ハ平均一割ノ課税ニシテ、明治新考案ハ平均一割五分ナル事

第二 安政決案ハ皆ナ從價課税ノ法ヲ用ユルモ、明治新考案ハ從價從量ノ二法ヲ兼用シタル事

第三 安政決案ノ無税品ハ僅ニ三種ナルモ、明治新考案ハ六種以上ノ種類アル事（但シ安政決案ハ、公法ニ拠テ正当ニ課税ヲ免ルベキ物品ヲ算入シテ僅ニ三種ト為スニ過ギザルモ、明治新考案ハ之ヲ既定ノ品物ト認メ、之ヲ特訂ノ規約ニ編入セズ。）

第四 禁制品ニ加フルニ過度ノ石炭油。及ビ不良ノ藥品、食料、飲料ヲ以テスル事

斯ノ如ク比較シテハリ、明治新考案ノ慶應明治決案トノ比較差異ヲ見レバ、明治新考案ハ過量ノ税額ヲ賦課スル者ノ如シ。然レドモ顧ミテ之レヲ安政決案ニ比較スル者ヲ見バ唯々僅ニ五分ノ差異アルヲ見ルノミ。剩サハ明治新考案ハ無税品ノ種類ヲ増加シ又從量從價ノ物品ヲ分別スルノ寛裕アルヲ以テ、互ニ其過不及ヲ乗除セバ五分ノ差異或ハ零位

テ、五年乃至十年ノ間ハ日本裁判所ニ在テ、一種ノ判事ヲ組織シ日本ノ判事ニ交フルニ外国ノ判事ヲ以テシ、之ヲシテ外人ニ係ル諸般ノ輕罪ヲ断定セシメ、實際ノ判定ハ外国裁判官之ヲ掌握スルガ如クシ、其商法民法等ニ係ル訴訟ハ外国裁判官專ラニ之ヲ判決スベシ。

二 五年乃至十年ノ間、外人ノ内地ニ旅行シ及ビ内地ニ在テ商売スルコトヲ許ス。但ク内地ニ居住スルト内地ニ在テ財産ヲ所有スルハ允許ノ限ニ在ラズ。然レドモ此ノ約條ニ依テ將來ニ擴張スベキ居留地ニ在テハ、外人ノ永住ヲ許シ並ニ財産ヲ所有スルヲ得セシム。

今マコノ文ヲ案ズルニ、其頭ニ在テ治外法權ヲ一時ニ全廢スルハ、彼我ニ不利ナルヲ以テ云云スト謂フハ、五年乃至十年ノ間ヲ限り、我が政府ニ与フルニ輕罪ヲ判決スルノ權ヲ以テスルヲ稱シ、治外法權ノ一部ヲ撤去スルモノナリト謂フノ意ナラム。然リト雖ドモ是レ元ト一部タモ治外ノ法權ヲ撤去スルモノニ非ラズ。其名ハ之ヲ撤去スルニ似テ其實ハ之ヲ牢クシ、寧ロ外人ヲシテ内政ニテ与スルノ禍源ヲ開クモノト謂ハザルヲ得ズ。伝者未ク外国判事撰任ノ如何ヲ審グズ。故ニ余末タ其意ノ在ル所ヲ詳カニセズト雖ドモ、試ニ外人參列ノ字義ヲ味ヒ其意ヲ推スニ、蓋シ外国政

ニ至ルベキヲ知ルナリ。是ヲ以テ余ハ斷ジテ曰ク、明治新考案ハ安政決案ニ復古シタル法案ニシテ寧ロ新案ト称スベキ者ニアラズト。余決シテ妄語ヲ作り読者ヲ誣キセント欲スルニアラザルナリ。然ルヲ外人敢テ承諾ヲ此商議ニ与ヘズ、吾人豈ニ之ヲ憤懣セサルヲ得ンヤ。然レドモ是レ今マ往事ニ屬ス。余甚ク之ヲ追論セズ。唯第五回ノ商議即チ最近ノ商議ニ在テ、外国判事ノ參判ヲ求メ、又彼レ未タ治外ノ法權ヲ撤セザルニ猶ホ内地旅行ノ自由ヲ要求スルニ至テハ、其横肆至ラザル所ナク我が日本人民タルモノ勢ヒ之ヲ黙止スル能ハザルナリ。

第五章 評論 其二

余今マ世ノ稱シテ第五回商議ノ考案ナリト為スモノヲ採リ仔細ニ之ヲ見ルニ其何人ノ手ニ成ルヲ詳カニセズ。然レドモ其案ノ大要ニ就テ我が邦ニ及致スベキ將來ノ利害ヲ考フレバ寧ロ利ノ少クシテ害ノ大ナルヲ見ル。既ニ第三節ニ示スガ如ク、外人ノ伝誦シテ條約改正ノ新案ト為スモノハ實ニ八大要目ヲ以テ組成ス。然レドモ其中最モ須要ニシテ最モ重キモノハ第一第二第三第四第五ノ數項トス。余今マ其大意ノ所在ヲ集ムルニ實ニ左ノ如キヲ覺ユ。

一 治外法權ヲ一時ニ全廢スルハ彼我ノ利益ヲラザルヲ以

府代理ノ吏員ヲシテ我が裁判ニ会同セシメ若クハ參列セシメ、其共同ヲ得テ之ガ判決ヲ下サシメント欲スルモノナルヲ知ル。若シ果シテ余ノ推ス所ニ違ハザラン乎、是レ我が内政ヲ放チ外人ノ干与ヲ許スノ端ヲ開クモノニシテ、一層ノ汚辱ヲ投ジテ之ヲ我が独立ノ体面ニ蒙ラシムルモノナルヲ知ルナリ。

既ニ論ズルガ如ク國ノ國タル二ノ品等アルヲ要ス。一ニ曰ク、境外ノ邦國ニ對シテ平等ノ位地ヲ保チ、自カラ其國カラ維持シ、自在ニ其思フ所ヲ行フヲ得ルノ品等ナカラザルベカラズ。二ニ曰ク、自カラ境内ノ政治ヲ為シ、自カラ其法律ヲ制定シ、以テ其土ト其民トヲ寧ジ、會テ他邦ノ干渉ヲ受ケザルノ品等ナカラザルベカラズ。是レ吾人ノ熱意シテ治外ノ法權ヲ撤去セシメント欲スル所以ニシテ其本旨實ニ外人ノ我が内政ニ干渉スルヲ拒絕セント欲スルニ在リ。然ルヲ今マ治外ノ法權ヲ撤シテ、之ニ換フルニ会同裁判若クハ外人參列ノ制ヲ以テセバ、所謂ル前門虎ヲ拒ギ後門狼ヲ入ルルノ實ヲ為スモノニシテ、我が独立ノ体面ヲ保チ國ノ國タル品等ヲ全フル所以ニ非ラザルナリ。蓋シ治外ノ法權ヲ許スト、会同裁判若クハ外人ノ參判ヲ許スノ所異ハ、唯ク域内ニ在テ專ラ域外ノ法權ヲ行フヲ許スト、

域内ニ在テ域外人ノ我ガ法權ニ干与スルヲ許スノ差別ニ過ギズ。外人ヲシテ内政ニ干与セシムルノ實ニ在テハ二者ノ間甚タシキ輕重差等アラザレバナリ。故ニ單ニ席上ノ論ヲ推シテ之ヲ斷ズルモ、外国裁判官ノ參列ヲ許スガ如キハ、外国ノ法權ヲ撤セシムルモノニ非ラズシテ却テ其權ヲ牢クスルモノタルヲ知ル。沉ンヤ之ヲ實例ニ求メテ之ヲ證スルニ、埃及王国ノ事大ニ其然ルヲ明ニス。余今顧ミテ埃及ノ史書ヲ繙キ一千八百七十九年以來ノ事實ヲ討査スルニ、埃及ハ既ニ獨立ノ王国ニ非ズ、又タ既ニ半獨立ノ侯国ニ非ラズ、唯タ僅カニ英・仏共有ノ一殖民地タルコトヲ觀ル。是レ元ト他故アルニ非ラズ。当初彼レ誤テ合同ノ裁判所ヲ設テ英・仏ヲシテ内外交渉ノ訴訟ニ參同セシメ、其ヲシテ内政ニ干渉セシムルノ端ヲ開キタルニ因ル。惟フニ埃及ニシテ当初外人ノ司法權ニ干与スルヲ拒絕スルニアラバ、遂ニ土工ト兵力トニ干渉スルノ途ヲ為サズ、隨テ英・仏人ヲシテ今日ノ跋扈ヲ致サザラシメシナラム。然ルヲ彼レ之ヲ察セズ杜撰之ヲ処シ、以テ謂フベカラザルノ禍害ヲ養ヒ以テ之ヲ埃及ノ邦国ニ嫁スルニ至ル。蓋シ悲痛ノ至リナリト謂フベシ。唯夫レ斯ノ如シ、是ヲ以テ我ガ日本ノ人民ハ常ニ埃及ヲ以テ鑑トシ、其弊ヲ避ケンコトヲ之レ勉ムベシ。

ノ意見ヲ聞キ其肯諾ヲ得テ、之ヲ進止セザルヲ得ザルベシ。是レ又タ埃及ノ既ニ實歴スル所ニシテ其弊蓋シ謂フベカラザルモノアリ。埃及ノ近史ヲ紀スル者曰ク、埃及ノ亞比シニア^{アビシニア}軍勢尼^ニ並ト戦フヤ、埃^エ国ノ財政甚タ急ナリ。国王イスメイル^{イスメイル}之ヲ憂ヒ、英國政府ニ就テ、埃^エ国政府ノ所有スルノ蘇^{スエズ}士運河株券ヲ買取シ、且ツ一人ノ財理家ヲ送り、其財政整理セシメンコトヲ請フ。英國政府咸ク其請ヲ納レ、二千三十八萬二千余円ヲ抛テ運河ノ株券ヲ買取シ、更ニ惠^{ステフエン・ケーノ}武^{スエズ}氏ヲ撰テ埃及政府ノ聘ニ応ゼシメ、實ニ一千八百七十五年ヲ以テ埃及ニ赴ク。此舉ヤ大ニ仏^{フランス}国政府ヲ驚カシ頗ル物議アリ。是ニ於テ乎英政府ハ稍々其位置ヲ讓^{イヌ}リ、仏^{フランス}国ト共同シテ埃及ノ財政ヲ監督ス。然レドモ夷^{イヌ}斯^ス梅兒^{メー}ノ浪費ヲ好ムヤ財政愈々乱レテ愈々修マラズ、埃及ノ国將サニ自カラ倒産セント欲スルニ至レリ。是ニ於テ乎英^{イヌ}仏ハ相議シテ委員ヲ送り其衰勢ヲ回復スルノ方ヲ立ラシム。委員埃及ニ至リ觀察時アリ。遂ニ王有ノ財産ヲ売却シテ財政ヲ救フノ切ナルヲ奏セリ。是ニ於テ乎(千八百七十八年八月二十二日)国王自カラ王有ノ財産ヲ捨テ、之ヲ國有ノ財産トシ、又タ貴族ヲシテ其財産ノ幾部ヲ割カシメ、以テ國有ニ供セシメタリ。既ニシテ埃^エ国ノ名家女^{スーバー・バスター}婆^{バスター}々

外人ノ要求ヲ保護スル者或ハ曰ク、五年乃至十年ノ期アリ、甚ダ害ヲ日本ニ加ヘズト。是レ大ニ誤マレリ、五年ノ期十年ノ約、吾人之ヲ恃ムヲ得ズ。而シテ之ヲ恃ムヲ得ザルハ條約改正ノ期既ニ三十年ヲ經過スルモ、外人猶ホ辭ヲ左右ニ托シ之ヲ履行セザルヲ以テ、之ヲ證明ス。故ニ常道ヲ推シテ五年ノ期ニ至テ、全ク外国ノ裁判官ヲ廢スルノ実アルヲ保證スルヲ得ザルナリ。

伝者或ハ曰ク、外国ノ判官ハ外国政府ノ代理人ニ非ラズ、我ガ政府ヲシテ隨意ニ之ヲ撰任スルヲ得セシムルノ制ナリト。惟フニ外国ノ判官ニシテ假令我ガ政府ノ撰任ニ出デシムルモ外交商議ノ結果ニ依テ之ヲ招聘スルモノナラシメバ、余斷ジテ其不可ナルヲ知ル。蓋シ我ガ政府ニシテ自カラ好ンデ外人ヲ招聘スルモノナラシメバ、其主ハ我ニ在リ、其進退与奪一ニ我ガ意ノマ、ノミ。是ヲ以テ幾百人ノ多キヲ招聘スルモ、我ガ政務ニ用アラバ則チ不可ナシ。然レドモ若シ外交商議ノ結果ニ因テ之ヲ招聘スルモノナラシメバ、我レ既ニ其自主ヲ失シ、進退与奪決シテ我ガ意ノマ、ニスルヲ得ザルベケレバナリ。惟フニ我ニシテ其進退廢止ヲ專ラニスルヲ得ズ、之ガ自主ヲ失スルニアラバ、假令我レ之ヲ撰任スルノ品アルモ其実ナク、到處外國政府

シヤハ国王ノ命ヲ受ケテ内閣ヲ組織シ、中ニ就キ英人^{サ・リ・バース・キルソン}遜^{テ・ア・ブルガニル}ヲ以テ大藏卿トシ仏人泥武^{デ・ブルガニル}具尼兒^ニヲ以テ工部卿トラシム。此舉ヤ大ニ世望ヲ引キ皆ナ曰ク、埃及ノ政事日ヲ指シテ改マラント。然レドモ国王永ク自カラ節スル能ハズ。遂ニ七十九年二月十八日ニ至リ、兵ヲ遣テ内閣ニ迫リ女^{スーバー・バスター}婆^{バスター}々^{サ・リ・バース・キルソン}沙^サラジテ其職ヲ解カシメ、又タ維兒^{デ・フリゲニール}遜^ニ、泥武^{デ・ブルガニル}具尼兒^ニヲシテ其職ヲ去ラシム。然レドモ二人王命ヲ奉ゼズ。答テ曰ク、自国政府ノ命令アルニ非ザルヨリハ其職ヲ解クヲ得ズト。既ニシテ英仏共同シテ埃及ニ迫リ、国王ヲシテ其位ヲ讓ラシメ、聽カザレバ兵ヲ以テ之ヲ強キンコトヲ告グ。是テ於テ王遂ニ位ヲ其子泥^{メ・メッ}武^メ飛^{ド・テュー・フイ}ニ讓ルト。

讀者ハ此一段ヲ読ミシテ如何シノ感想ヲ發セシ乎、余ハ之ヲ讀ム毎ニ宋^{キルソン}太^{テ・ア・ブルガニル}曾^{デ・フリゲニール}テ卷^ニヲ掩フテ大長息セズンバアラザルナリ。顧ルニ維兒^{デ・フリゲニール}遜^ニ。泥武^{デ・ブルガニル}具尼兒^ニヲ聘セシハ、元ト埃及王国ノ意ニ出デシナラン。然ルニ一旦事アリ之ヲ進退スベキノ時ニ至テハ、国王之ヲ專ラニスルヲ得ズ却テ王自カラ其位ヲ去ルニ至ル。嗚呼又タ顛倒ノ事ナリト謂フベシ。是レ半ハ国王無力ノ罪ニ依ルト雖ドモ、抑モ亦タ外交商議

ノ結果ニ因テ、夫ノ二人ヲ招撰シタルニ因ラズンバアラザルナリ。是ヲ以テ余ハ伝者ノ説ヲ聞キ直ニ杞憂ヲ散ズルヲ得ズ、却テ之ヲ増スノ情アリ。我が当局ノ有司ハ斯ノ一案ヲ見テ何等ノ感想ヲ發セシ乎。必ス余ト其意ヲ同フシ。大ニ之ヲ憂フルヲ信ズルナリ。

第二項ニ掲ゲタル、外人ヲシテ内地ヲ旅行セシメ若クハ之ニ雜居セシムルノ一案ハ、独リ外人ノ要求スル所ナルニ止マラズ間々内國ノ論者ニシテ之ヲ贊同スルモノアリ。中ニ就キ時事記者、朝野記者等ノ如キハ其最モナルモノナリ。時事記者ハ本年二月二十日ノ新紙ニ載スルニ左ノ第一節ヲ以テセリ。曰ク

我輩ハ内地雜居ト聞テ徒ニ変色仰天スルモノニアラズ。蓋シ我輩ノ宿説ニ於テ、内地交通ノ便開クルニ随テ、日本政府ハ縦ヒ外人ノ内地旅行ヲ禁ジ置クモ、其禁ハ有名無実ニ歸シテ、漸ク雜居ノ姿ト為ルベシト信ズレバナリ。今日ノ實際ニ於テハ、我日本人ト西洋人トノ實際多クハ開港貿易場内ニ留マリ、其交際ノ区域未タ内地ニ広マラズト雖トモ、西洋人ガ斯ク甘ンジテ旅行規程内ニ屈シ、末タ内地ニ深入スルノ機ヲ得ズシテ、紗窓ヲ隔テ、他人ノ家内ヲ窮フガ如キノ觀アルハ、畢竟内地交通

ハ共ニ友トスベキモノニアリ。又親ム可キモノアリ。商売共ニ行フベシ、政治法律共ニ語ル可シ。當ニ畏テ避ケザルノミナラズ我ヨリ進デ之ニ交換スルコト、モナラン。我國無識者ノ習トシテ西洋人ト聞ケバ顔色變ジ、無二無三之ヲ恐怖スレトモ今日ニ及ンデ何故ニ斯クハ西洋人ヲ恐ルルヤ。畢竟謂レナキノ甚シキ者ナリ。西洋人ハ我國ノ商利ヲ攫ンデ悉ク之ヲ奪フト云ハンカ、成程安政慶応ノ頃ニハ我國上下ノ人民モ共ニ外國人ノ様子ヲ知ラズ、金銀ノ価格釣合サヘモ尙之ヲ知ルニ由ナクシテ、一分銀四枚ニ小判一枚交換シ居リシ位ノ始末ナレバ、一時西洋人ノ為メニ巨利芳餌ヲ占メラレタラント雖ドモ、今日本國中最早カル奇利アル可ラズ。若シ之レアラバ態々外人ノ手ヲ煩ハスニ及バズシテ内ニ之ヲ占領スル者アラン。故ニ西洋人ガ格外ニ日本ノ商利ヲ占メタリトハ二十余年前ノ夢ニシテ、今日ニ至テ尙之ヲ喋々スルハ畢竟痴人説ノ類ノミ。何ゾ齒ヲニ掛クルニ足ランヤ。或ハ西洋人雜居ノ姿ト為ラバ低利ノ資本ヲ持来テ内地ノ産業ヲ奪フト云ハンカ、成程西洋諸國ノ利子ハ我國ヨリモ低下ナレドモ、誠ニ西洋ノ資本ヲ日本ニ移シ不知案内ノ内地ニ入り、危険ヲ算シテ計リタラバ其資本決シテ低利ニ當

ノ便未タ十分ニ開ケザルガ故ノミ。今後内地ニ鉄道ノ事業行ハレテ、其線路ヲ各地重要ノ都会及ビ開港ノ地ニ連接シ、東北ハ仙台青森ヨリ西南薩摩瀧ニ至ルマデ本線支線縱横シテ往来自由ナル其時ニモ尙内地ノ旅行ヲ制スルコトヲ得ベキ歟。西洋人ガ汽車ニ乘リテ朝ニ開港場ヲ發シ未タ一時間ナラズシテ旅行規程ニ達シタルトキ、此処ハ規程ノ分界ナリトテ一步ヲ此分界ヲ踰ヘテ内地ニ入ラシメザルコトヲ得ベキヤ。日本ノ端ヨリ端ニ至ルモ二日ヲ出デザルノ活潑ナル西洋人ヲ束縛シテ之ヲ旅行規程内ニ封入スルコトヲ得ベキヤ。我輩ハ断ジテ其行フ可カラザルヲ信ズルモノナリ。左レバ内地鉄道ノ架設ハ西洋人ヲ導テ之ヲ内地ニ入ル、ノ端ニシテ、政府縦ヒ外人ノ雜居ヲ禁ズルモ、雜居ノ実ハ漸ク行ハレテ、之ヲ奈何トモスル能ハズ。況ンヤ之ヲ禁ゼズシテ更ニ之ヲ許スニ於テヤ。我國内地ノ人民ハ、早晚西洋人ニ直接シテ之ト雜居スルモノト覺悟シテ可ナリ。

我日本人ハ西洋ト雜居スベキニ定マリタリ。既ニ雜居シテ互ニ交リ、互ニ樂ミ、又互ニ相競ヒクラバ、西洋人トテ決シテ邪惡ナルニ非ズ。勿論其一二人ニ就テ云ハハ口蜜腹劍ノ人物アラント雖ドモ、其千百人ノ上ヨリ見レラズ。況ンヤ西洋人ガ資本ヲ投ズルノ地ハ北亞米利加ニ濠斯太利亞ニ沃肥殷富ノ場所甚タ多キガ故ニ、有限ノ資本固ヨリ一処ニ奔走シ来ルノ恐レナシ。故ニ西洋人ノ一手ヲ以テ内地ノ産業ヲ壟斷ストハ、之ヲ要スルニ一片ノ杞憂タルニ過ギザルナリ。手速ク西洋人ノ実態ヲ知ラントナラバ差当リ横浜在留ノ外國人ヲ見ルニ若カズ。彼レ商売上ノ掛引ニ就テ日本商人ト何程ノ差異アルヤ。日本商人不景氣ナレバ在留外人モ同斷ニ不景氣ニシテ、別段ニ金儲ケノ妙案モナク、昨年ヨリ本年ニ掛ケテハ或ハ負債ニ身代ヲ落シテ久シク居留地ニ住スルコトサヘ叶ハズ、煙突未タ点ゼズ席未タ暖カナラザルニ早ク已ニ歸國ノ途ニ就ク者少カラズ。此一事ヲ推シテ考フルモ西洋人ハ決シテ与シ難キモノニ非ザルヲ知ルナリ。

然リト雖ドモ内地雜居ハ決シテ輕事ニ非ズ。今後一日外人雜居ノ姿トナラバ、処女同様ノ内地人民ハ、一時度ヲ失フテ狼狽ノ觀ヲ呈スルコトモアラン。併シ一時狼狽ハ終ニ之ヲ免ル可ラズ。今月今日雜居ノ姿ト變ズルモ、今ヨリ十百年ノ後ニ至テ外人ト雜居スルモ、我日本人ノ知識進メバ西洋ノ文明モ進歩スルガ故ニ、今ノ儘ニテ放任シテ顧ミザルトキハ、内地人民智巧ノ懸隔ハ逆モ之ヲ

平均スルノ期ナカルベシ。今日ノ勢ヨリ察スレバ西洋ノ文明ハ一瞬千里驟々トシテ及ビ易カラズ。或ハ後日内外ノ差異ハ、今日ノ隔縣ヨリモ尙一層大ナルニ至ル可キヤモ測リ難シ。故ニ百年ノ長計ヨリ考フレバ、今日ニ及ンデ早ク雜居ノ姿トナリ、西洋人ヲ内地ニ延接シテ内地人民ノ懶夢ヲ警破シ、西洋ノ文明ヲ採テ西洋人ト交際競争スルノ覚悟ヲナサシラルニ若カザルナリ。或ハ其時ニ一時多少ノ不利アラバ、其不利ハ即チ文明ノ代償ナリトシテ之ヲ犧牲ニ供スルモ可ナリ。現時内外ノ模様ニテハ交通ノ便益開ケントスルナレバ、強ヒテ内地雜居ヲ拒絕スルノ時日モ最早切迫シ来リタリ。我國內地ノ人民モ久シキヲ出ズシテ英・米・仏・獨・伊・埃等ノ人ト軒并ベテ相住居シ、南苑學問政治ノ大ヨリ冠婚葬祭宴樂遊戲花鳥風月ノ細ニ至ルマデ一個人ノ資格ヲ以テ互ニ交リ、互ニ樂ミ、去ルモノハ留メズ、来ルモノハ拒マズ、人々ノ勝手次第ニ任シテ、錯雜喧騒沌然トシテ交際スルコトトモナラン。孰レモ男子ノ事業ナリ。文明國人ノ行為ナリ。深ク恐ルルニ足ラザルナリト。

朝野記者モ又タ本年三月一日及ビ四日ノ新紙ニ在テ、左ノ一節ヲ掲載セリ。曰ク

ヨ、決シテ地上ニ登ルナカレトハ明言スベカラザルナリ。必ズ之ニ家屋ヲ建ツルヲ許シ、之ニ婚姻喪祭ヲ行フヲ許シ、其國俗ニ從フテ營生スルヲ許サザルベカラザルナリ。是ニ於テ居留地ヲ設クルカ、内地雜居ヲ許スカノ疑問發セザルベカラズ。居留地ノ制ハ外國人民ヲシテ一処ニ團結シテ蕃殖セシムルカ利カ、將タ散在シテ生活セシムルカ利カ。論者或ハ曰ク、若シ内地雜居ヲ許スニ於テハ外國人民ノ滔々トシテ我邦ニ渡来スル、恰モ退散ノ時到リテ官吏ノ諸官省門内ヨリ吐出スルガ如クナルベシ。果シテ然ラバ我が財主ハ其資本ヲ用フル所ナク我が職工ハ其ノ技ヲ施ス所ナカルベシト。是レ杞憂ノミ。空想ノミ。外國人民ノ我邦ニ渡来スルハ必ズ我商品ヲ買ハシガ為メカ、將タ其物産ヲ売ラント欲スルノ精神ニ出ヅルカノ二者ニ過ギズ。我が商品ノ増加スル決シテ急遽ニ期ス可カラズ。況ンヤ我が人民ノ外國ノ貨物ヲ買フコト、豈一朝ニシテ、増加スルノ理アラシヤ。然ラバ則チ内地雜居ヲ許スノ後、外國人民ノ我邦ニ渡来スルモノ必ズ従前ヨリ増加スルモノアルベシト雖ドモ、決シテ大浪怒濤ノ俄ニ堤ヲ破リテ浸入スルガ如キコトアラザルヤ明カナリトス。故ニ居留地ト内地雜居ノ利害ヲ比較スルニ

近日民間相喋々ス、外國政府ハ我レニ向テ内地雜居ヲ要求セリト。世間或ハ之ヲ聞キ、國家ノ為メニ憂フベシトナスモノアランカ。吾輩ハ此ノ制ヲ以テ最モ喜ブベキノ結果アリト云ハントス。是レ強テ奇論ヲ述ベテ以テ俗耳ヲ驚カサント欲スルニアラザルナリ。現時我邦ニ行フ所ノ居留地制度ノ非常ニ有害ナルコトヲ思ヘバナリ。今諸フ居留地制度ノ非常ニ有害ナル所以ヲ論弁シテ而シテ内地雜居ノ利害ヲ講究セン。

現今我國ノ開港市場ニ於テ凡テ居留地ノ設アリ。而シテ東京府内ノ景況タル實ニ内地雜居ヲ默許セラル、モノナリ。故ニ居留地ノ制度ニ於テ如何ナル弊害アルヤ。内地雜居ノ下ニ如何ナル事件發スベキヤ。從來ノ經驗ニ於テ多少吾輩ヲシテ推測スルヲ得セシムルモノアルナリ。若シ更ニ之ヲ参照スルニ、外國ニ顯ハレタル事跡ヲ以テセバ吾輩ヲシテ十分ニ其利害ヲ詳悉セシムルニ足ルモノモアラン。蓋シ我日本帝國ヲシテ外國通商ヲ行フコトヲナカラシメバ、碧眼紅毛ノ族ヲシテ一步モ此陸地ヲ踐ムナカラシメテ可ナルベシ。然レドモ既ニ通商和親ノ缺クベカラザルヲ知り、我が貨物ヲ外國ニ売り其智識ヲ我國ニ買フノ場合ニ至テハ、常ニ汽船ノ上ニ在リテ事ヲ弁ゼ

於テハ、唯々現時ノ如ク團結セルモノト之ヲシテ散在セシムルモノトヲ比較スルヲ以テ足レリトナスナリ。其利害如何ゾヤ。外國人ヲシテ團結シテ營業シ且ツ蕃殖セシムルニ當リテ有害ノ結果アルモノニアリ。一ハ政治上ニ屬シ一ハ商業上ニ屬ス。請フ先ヅ政事上ヨリ論弁セン。政事上ニ於テ有害ナル事實アルコトハ吾人之ヲ羅馬、印度及ビ呂宋ニ於テ見ルヲ得ベシ。夫レ羅馬兵ノアルプス山ヲ越ヘテ北方野蠻ノ人民ヲ征服スルヤ、其民猛獐ニシテ之ヲ制御スルノ術、甚タ難シ。茲ニ於テ殖民地ヲ処々ニ設置シ之ヲ廻ラスニ城砦ヲ以テシ、羅馬人民ヲ其内ニ居住セシメテ以テ其民ヲ鎮圧セリ。恰モ我國鐵倉府ノ始メ守護地頭ヲ國內莊園ニ置キテ以テ奸濫ヲ制シタルト一般ナリ。故ニ後世此類ノ殖民ヲ稱シテ羅馬殖民ト云フ蓋シ制御ノ精神ヲ含蓄スルモノナリ。彼ノ居留地ヲ設ケ以テ外國人ヲシテ其内ニ蕃殖セシムルコト素ト通商ノ目的ニ出ヅルト雖ドモ、其勢強大ナルニ及ンデヤ何ゾ之ニ異ナランヤ。縦ヒ其土地ノ所有權ハ我ニアリトスルモ、一區画ノ内ハ則チ國權ノ及バザル所ニシテ恰モ外國ニ割与シタルト同一ナリ。若シ一旦兵端ヲ開クニ至ラバ、彼レ必ズ之ニ拠リテ糧食兵器ヲ貯藏シ海陸相応シテ漸ク内

地ヲ侵略セントス。印度帝國ノ滅スル、実ニ歐人等ガ其要港ニ割拠シテ其咽喉ヲ扼シタルニ因ルナリ。吾輩會テ新井白石³ノ互市場場ヲ論ズルヲ見ルニ曰ク

西洋諸盜。盤據古俚。麻刺加。瓜哇。呂宋等國。皆以利誘之也。洋舫載貨。略以珍奇。請置權場於要地。以通互市。夷中固安于無法而關防不嚴。因託以盜賊水火。願築土墻。以護貨物。既而內築堡壁。分兵屯戍。隱若敵國矣。夫利之所在權之所歸。富者為之貨殖。貧者藉之衣食。恩与威行。皆其私人。攘臂声四起。客轉而為主。反掌已。南方之俗。古稱簡慢。利孔一開。奸詐百出。真是七日間渾沌死矣。

玆ニ互市場ト称スルハ即チ今ノ居留地ヲ云フナリ。内堡壁ヲ築キ外屯戍ヲ分ツトハ即チ所謂希臘殖民地變ジテ羅馬殖民制ト為スノ易キヲ云フナリ。白石氏ノ活眼ナル早ク既ニ其弊害ヲ看破スルモノアリ。然レドモ當時通信未ダ自由ナラズ其説ク処南方野蠻ノ島嶼ニ過ギズ。若シ夫レ印度海濱ニ國スル幾億萬ノ國民ガ、大約皆此居留地ノ強大ヲ致スニ因リテ討滅セラレ、一タビ討滅セラレタル後全ク之ニ因リテ鎮壓セラル、コトヲ想察セバ、豈夫レ寒心セザル可ケンヤ。蓋シ東洋ノ諸國久シク專制ノ治下

ノ人情ヨリ發スルモノニアラズヤ。人情常ニ此クノ如クバ此ノ乖戾ハ時ニ顯ハレサル可カラズ。唯々平時ハ利害相和ス。故ニ發セザルノミ。故ニ現今各國製造主ト卸売商トノ關係ヲ見ルニ吾輩ハ此クノ如キ葛藤ノ多ク發スルヲ聞カザルナリ。伊丹ノ酒造人ハ聯合シテ新川新堀ノ酒問屋ト相争ヒシヲ聞カザルナリ。伊萬里ノ陶器製造人ハ一致シテ東京ノ陶器商ト相争ヒシコトナキナリ。特ニ相争ハザルノミニアラズ、巨萬ノ商品ヲ之ニ託シ売上ゲノ上ニ勘定ヲ払フヲ甘ズルニアラズヤ。然ル所以ノモノハ何ゾヤ。多年ノ取引ハ信用ヲ其間ニ醸成シテ彼我ノ情愛相和スルガ為メナラズヤ。然ルニ我ガ外國貿易ニ至テハ常ニ此クノ如キ円滑ナル取引ヲ見ルコトナク、我ガ蠶種紙若クハ生糸ヲ売ル者ハ、之ヲ横濱ニ携帶スルノ前ニ於テ豫メ外國商館ニ売渡スノ約定ヲナスモノアラザルナリ。必ズ之ヲ買フモノアル可シト想像シテ之ヲ運搬スルナリ。而シテ其横濱ニ萃ルヤ、之ヲ商館ニ送り、其拝見ヲ蒙リ、其ベケヲ甘嘆シ、本國ノ電信到来ノ後ニ至テ、始メテ売買ノ約定ヲナスヲ得ルナリ。是ニ於テカ我ハ聯合シテ売ラザルコトヲ盟約スルコトアリ、彼レ亦聯合シテ買ハザルコトヲ公告スルコトアリ、宛モ兩軍相對

ニ在リ。其民政治上ノ自由ノ何物タルヲ解セズ。是ヲ以テ或ハ祭ニ山車ヲ出シ、或ハ大火ヲ消スガ如キ舉措ニ於テハ、共同ノ力ヲ尽スコト極メテ驚クベキモノアリト雖ドモ政治上ノ事ニ至テハ會テ意ヲ注グモノアラザルナリ。而シテ偶々人民ノ政事上ニ注意スルコトアレバ政事家モ亦稀レニ遭逢スル事件ナルガ故ニ、非常ノ恐懼ヲ抱キ之ヲ鎮圧スルコト極メテ嚴ナリ。此事漸ク俗ヲ為シ終ニ政事上ノ變革ヲ見ルコト對岸ノ火ヲ觀ル如キニ至ル。其民ニシテ此クノ如シ。他ノ自由ノ國民來リテ其要港ニ蟠居シ貨財ノ權ト其力ノ精トヲ以テ其國ヲ奪ハント欲ス。何ノ難キカ之アラシヤ。是レ居留地ノ制ノ政事上ニ於テ恐ルベキ弊害アルモノナリ。

居留地ノ制ノ商業上ニ有害ナル所以ハ常ニ通商取引ヲシテ円滑ナラシメザルコト是ナリ。蓋シ交易ノ売買双方ヲ利益スルコトハ、經濟ノ理、争フベカラザル所ナリ。然リト雖ドモ或ハ職工ノ聯合シテ庸主ヲ要シ其賃銀ヲ増加セシムルコトアリ。或ハ庸主ノ一致シテ職工ノ賃錢ヲ減少セント欲スルコトアリ。其間情誼ノ常ニ親密ナラザルモノアルナリ。是レ交易ハ売買双方ヲ利益スト雖ドモ更ニ其、自ラ受クル所ヲシテ他ヨリ多カラシメントスル

シテ輸贏ヲ決セント欲スルモノノ如シ。然ル所以ノ者ハ何ゾヤ。人種風俗相異ナルガ為メニ自カラ情味ノ相投セザルニ基クモノアル可シト雖ドモ、居留地ノ制大ニ内外ノ和親ヲ隔離シ聯合シテ事ヲ行フニ不便ナルカ為メナラズヤ。若シ夫レ外國商人ヲシテ我内地ニ雜居セシムルコト恰モ我東京府内ニ南荒ノ雜居スルガ如クナラシメバ、朝暮相會シ寒暑相問ヒ自ラ人情ノ其間ニ發スルアリ。風俗亦相和シ彼ノ我ヲ見テ蔑如スルコト必ズ今日ノ如クナラザルベシ。然レバ則チ從來相對峙シテ生糸ノ相場ヲ定メタルガ如キ陋習ハ自ラ退却シ、内地ノ諸貨物ノ取引ト同様ニ円滑ナル売買ヲ見ルニ至ランコト必セリ。現今ハ然ラズ、數々内外ノ葛藤ヲ招ク。是居留地ノ制、商業上ニ於テ恐ル可キ弊害アルモノナリ。故ニ吾輩ハ商業取引ノ實況ニ於テモ居留地ノ制度ノ有害ナルコトヲ信ジ速ニ内地雜居ノ美制ヲ見シコトヲ今ヨリ希望スルナリ。

然リト雖ドモ之ヲ許可スルニ當リテハ種々ノ方法アリ。第一ハ外國人民ニ許スニ治外法權ヲ以テスルコト現時ノ如クニシテ而シテ内地ニ雜居セシムルモノナリ。第二ハ立合裁判ノ制ヲ設ケ、外國ノ裁判官ヲシテ我ガ法廷ニ考坐セシメテ而シテ内地ニ雜居セシムルモノナリ。第

三八彼ヲシテ我法律ノ下ニ從ハシメ之ニ許スニ土地売買ノ權、会社創立ノ自由、其他公權ヲ除クノ外一切ノ自由ヲ以テスルコト、恰モ我が内地人民ト同一ナラシメテ而シテ内地ニ雜居セシムルナリ。此ノ三法ノ外吾輩ノ希望スル所ハ最後ノ方法ニアリ。止ムナクシテ第一法ヲ執ラシ。第二法ノ如キハ決シテ行フベカラザルナリト。

以上二記者ノ所論ヲ概括シテ之ヲ言ハシ、時事記者ハ之ヲ勢ニ歸シ、今後内地ニ在テ鐵道ヲ架設セバ政府及外人ノ雜居ヲ禁ズルモ雜居ノ實漸ク行ハレ遂ニ制ス可カラザルニ至ラム。故ニ今我ヨリ進シテ雜居ノ門ヲ開クニ若カズ。況ンヤ今日ニ至テハ西洋ノ内地ニ入ルモ我邦ノ南利ヲ擢拿シテ悉ク之ヲ奪フノ恐ナク又其一手ヲ以テ内地ノ産業ヲ壟斷スルノ患ナシ。是ヲ以テ早ク西洋人ヲ延接シテ内地人民ノ懶夢ヲ警破シ、西洋ノ文明ヲ採テ西洋人ト交際競争スルノ覺悟ヲ為サシム可シト謂フガ如ク、朝野記者ハ現時居留地ノ制ハ外國人ヲシテ團結シテ營業シ且ツ蕃殖セシムル者ナルヲ以テ、政事上ニ在テハ外人我ヲ窺竊スルノ恐アリ商業上ニ在テハ貨物ノ取引ヲ円滑ナラシメザルノ患アリ。其制度甚ク我レニ危害アルヲ以テ速ニ内地雜居ノ美制ヲ見ルニ到ルヲ希望スルノ意ナルヲ見ル。

ニシテ存スルアラバ、其契約ヲ破リ其罪ヲ犯スニ及ンデ、我が司法ハ自カラ之ヲ処斷スルヲ得ズ。依然領事ニ就テ其判決ヲ乞ハザルヲ得ザルベシ。顧フニ若シ領事庁ニシテ我邦ノ各所ニ布置シ至ル所之ガ訴訟ヲ聽クアラシメバ猶ホ或ハ之ヲ忍ブヲ得ム。然レドモ是レ事實ニ於テ到底為スヲ得ベカラザルノ事項ニ屬ス。是ヲ以テ外人ニ渉ル訴訟アル毎ニ我ガ人民ハ遠隔ノ領事庁ニ就テ其曲直ヲ正スノ勞ヲ取ラザルヲ得ズ。其不利不便又タ如何ゾ哉。加之彼我法律ノ相同ジカラズシテ我レノ損害ヲ蒙ルモノ頗ル多ク、其弊ノ大ナル、今ヨリシテ豫想スベカラザルモノアラン。然ルヲ猶ホ治外法權ノ存廢ハ問フヲ要セズ一意ニ内地ノ雜居ヲ許スベシト謂フニ至テハ、虛心平氣モ亦タ甚シト謂ハザルヲ得ザルナリ。況ンヤ内地雜居ノ嚴禁ハ元ト偶爾ノ事ニ成ルト雖ドモ、今日ヨリシテ之ヲ見レバ實ニ我ガ帝國ノ權利ヲ回復シ其利益ヲ回收スルノ唯一典物ナルガ如シ。然ルヲ我レ得ル所ナクシテ之ヲ与フ。抑モ是レ愚ナリト謂フベシ。報知記者斯事ヲ論ジテ曰ク

内地雜居ノ禁一タビ解クレバ條約決シテ改正ス可ラズ、外人ノ專横決シテ制御ス可カラズ。独立國ノ体面決シテ回復ス可ラザル也。今日條約改正上一点ノ望アル所

二記者ノ説ク所咸ク我が日本ニ切實ナラザルニ非ラズ。然レドモ時事記者ノ治外法權ノ撤否ヲ問ハズシテ一樣ニ内地ノ雜居ヲ許サント放言シ、朝野記者ノ已ムコトナクシテ治外法權ヲ撤セザルモ猶ホ且ツ内地ノ雜居ヲ許サント欲スルニ至テハ、余其虛心平氣ニ過グルヲ驚カザルヲ得ズ。治外ノ法權ヲ撤スルモ猶ホ或ハ内地雜居ノ利害ヲ判シ難シ。況ンヤ之ヲ存シテ之ヲ許サント欲スルニ至テハ余其日本ニ大害アルヲ知ルナリ。記者ノ虛心平氣ニ過グル、斯緊切要事ヲ閱等ニ看過セシハ抑モ是レ惜シムベシ。蓋シ惟フニ一朝三十年来ノ禁斷ヲ解キ外人ニ許スニ内地ノ雜居ヲ以テセバ、既ニ我邦ニ渡航スルモノハ其適意ノ地ヲ択デ之ニ住シ、或ハ商業ヲ營ミ或ハ工場ヲ起シ以テ其生活ヲ始ムベシ。又其未ダ来ラザル者ハ、之ガ風ヲ聞テ我が邦ニ渡來シ其業務ヲ創ムベシ。若シ果シテ然ラン乎、彼我金錢ノ貸借日々ニ多キヲ加ヘ、彼我貨物ノ売買月々ニ其數ヲ増シ、結婚ノ事、賃雇ノ事、時ヲ追テ繁ク其極ヤ之ガ曲直ヲ法廷ニ訴フル者多キニ至ラン。顧フニ斯時ニ當テ治外ノ法權ヲ存続シ之ヲ本邦ニ行ハシメバ、彼外人之ヲ恃テ四方ニ横行シ遂ニ我が内地ニ在テ無數ノ獨立國ヲ現出スルノ害ヲ生ズルニ至ラン。縱ヒ彼ヲシテ横行セシメザルモ、治外ノ法權

以ノ者ハ、畢竟内地雜居ノ禁尙ホ存スルガ為メノミ。我レ締盟諸國ニ求ムル所アレバ、諸國モ亦我ニ求ムル所アルガ為メノミ。凡ソ邦國ノ交際上ニ於テ、對等ノ位置ヲ保ツコトヲ得ルハ、其求ムル所粗ボ權衡ヲ均フシ、彼太タシキ輕重ナキニ因レリ。若シ一方独リ求ムル所口有テ、他ノ一方毫モ求ムル所ナクシテ、其交際固ヨリ對等ナル能ハズ。而シテ本邦ノ今日締盟諸國ニ對シテ求ムベキ所ハ、海關稅則ノ改正也。治外法權ノ廢止也。其求ムル所決シテ少ナシト云フ可ラズ。此時ニ方リ、彼レ若シ毫モ我ニ求ムル所ナクシテ、我レ設ヒ理ヲ以テ之ヲ求メ情ヲ以テ之ヲ求メ、獨立國ノ威權ヲ屈シテ之ヲ求ムルモ、彼レノ專横自恣ナル、到底之ニ応ズル者ニ非ズト雖ドモ、幸ニシテ内地雜居ノ嚴禁尙ホ存シテ、外人ノ縱横内地ニ通商スルヲ許ザルアリ。此禁制ハ外人ノ最モ廢止センコトヲ希望スル所ノ者ニシテ、縱横内地ニ通商シテ奇利ヲ壟斷スルハ、亦其最モ希望スル所ノ者也。故ニ我レ一事ヲ求ムル毎ニ、彼レ必ズ對シテ内地雜居ノ解禁ヲ求ム。我レ若シ我ガ求ムル所ヲ得ザルニ方テ此禁ヲ解テバ、彼レ亦我ニ求ムル所ナクシテ、我ハ則チ彼ニ求ムル所アリ。苟モ如此クシバ、我國力能ク彼ヲ威服スルノ日

ニ至テ、條約始テ改正ス可キノミ。我が国力若シ威服スルノ程度ニ遠セザル以上ハ、我ノ之ヲ求ムル如何ニ切ナルモ、彼レ決シテ之ヲ応ゼザル可シ。是レ以テ余輩ハ將ニ云ハントス。内地雜居ノ禁ハ最後マデ之ヲ保持シテ、我が權利面目ヲ回復スルノ抵当ニ供セザル可ラズ。抵当一タビ彼レノ手ニ復スレバ彼遂ニ其我ニ負フ所ヲ還償セザル可シト。

先ツ我カ意ヲ得タリト謂ツベシ。實ニ我ガ日本人民ハ永ク斯國ノ獨立ヲ維持セント欲ス。是ヲ以テ我レ今、外人ノ其法ヲ齎ラシテ内地ニ旅行シ若クハ雜居スルヲ許スガ如キ、過大ノ虚心平氣ヲ有セザルナリ。(時事記者ハ本年六月十日後ノ新紙ニ於テ、大ニ前説ヲ調停スルノ説ヲ掲ゲ、吾人ヲ満足セシメタリ。但余ヤ既ニ五月尽日ニ在テ、此本文ヲ筆了ス。故ニ今之ヲ改メズ。

嗚呼我ガ日本人民ハ今徒ラニ外人内ニ入ルヲ嫌惡スルモノニ非ラズ。但タ其自由ノ法律ヲ齎ラシテ我ガ内地ニ行ヒ其横行ヲ肆ニスルヲ惡ムノ故ニ、彼レニシテ治外ノ法權ヲ全撤シ我ガ法律ニ服従スルヲ證明スルモノニ非ラザレバ、我ニ於テ決シテ内地ノ旅行ト其雜居ヲ許スヲ為スバカラザルナリ、

同ジカラズ。故ニ各國ノ異別シテ各自ニ其條約ヲ改正セバ、特種ノ利害ヲ以テ相償フヲ得、以テ我ガ志望ヲ遠スルヲ得ム。然レドモ各國ヲ共同シテ之カ改正ヲ商議セバ、彼此ノ利害相集テ一団ヲ為シ、遂ニ我ガ志望ヲ全フスルノ途ヲ杜絶スルニ至ルベキナリ。是レ元ト勢ノ必至ナル者甚タ怪シムニ足ラザルナリ。是ヲ以テ我ガ條約ヲ改正シ正當ノ利益ヲ我ニ占メ、其當有ノ權利ヲ全フセント欲セバ、勢先ツ各國各別ノ訂約ヲ為スニ用意セザルベカラズ。苟モ之ヲ措クバ余我ガ訂約ヲ改正スルノ良圖ナキヲ知ルナリ。然レドモ各國各別ノ訂約ヲ為スノ前ニ當テ為スベキノ豫備一ツアリ。曰ク、周ク特典ヲ各國ニ及ボスノ特約ヲ廢ス是レナリ。既ニ第二節ニ説クガ如ク、我ガ修好條規中明カニ載セテ、特典ヲ施シテ之ヲ一國ニ与フレバ必ラズ之ヲ拈ゲテ爾他ノ諸國ニ及ボスベキヲ約ス。故ニ偶々甲國ニ与フルニ特種ノ利益ヲ以テシ以テ我ガ利ニ交換スルアラバ、乙國忽チ其條約ニ抛リ我ヲ利スルナクシテ其特典ニ均霑スルヲ求ムルニ至リ、其極ヤ各國ヲシテ各別ノ條約ヲ結ブノ念ヲ薄カラシム。況ンヤ斯非理ノ條項ハ我ガ帝國自主ノ行為ヲ束縛スルモノニシテ、元ト修好ノ正則ニ非ズ。故ニ我レ先ヅ各國ニ照會シテ、英國ノ條約ニ在テハ第廿三條米國ノ條約ニ

之ヲ要スルニ、世ノ伝ヘテ第五回商議ノ時外人ノ要求セント為ス事目ハ、皆ナ我ガ日本人民ノ斷ジテ之ヲ許ス能ハザルモノナリ。否ナ假令ヒ之レガ為メ條約ノ改正ヲ中止スルノ不幸アルモ決シテ其要求ニ応ズルヲ為ス可ラザルナリ。

第六章 條約改正ノ方策ヲ叙ス

外人ノ要求ハ吾人勢ヒ之ニ応ズルヲ得ズ。然レドモ條約ノ改正ハ、吾人ノ遂ニ自カラ罷ム能ハズル者ニシテ勢ヒ之ヲ中止スベカラズ。故ニ深ク其方ヲ講ジ之ガ志望ヲ遠スルハ、又誠ニ已ムヲ得ザルガ如シ。

依テ進ンデ之ヲ改正スルノ方策ヲ求ムルニ未タ絶無ト謂フベカラズ。要スルニ其順序ヲ失セザルヲ是レ務ムベキナリ。抑モ事目ノ輕重ヨリシテ之ヲ論ズレバ治外法權ノ撤去ヨリ重キハ莫シ。然レドモ外交商議ノ難易ヨリシテ之ヲ云ヘバ諸國共同ノ訂約ニ起因スルノ難事ヨリ難キハ莫シ。治外ノ法權ヲ撤去スルノ專稅權ヲ回復スルノ專案ヨリ易事ニ非ラズ。然レドモ米國ノ如キ伊太利ノ如キハ、大ニ讓ル所アルガ如シ。然ルヲ我レ猶ホ其望ミヲ全フスルヲ得ザルハ實ニ諸國共同ノ合意ヲ得ルノ難キニ在リ。既ニ第二節ニ論ズルガ如ク、各國ノ間各々其特種ノ利害アリテ彼此互ニ相

在テハ第九條、仏蘭西ノ條約ニ在テハ第十九條、北部日耳曼聯邦ノ條約ニ在テハ第十九條、魯細亞ノ條約ニ在テハ第十六條、白耳義ノ條約ニ在テハ第十九條、伊太利ノ條約ニ在テハ第十九條、埃斯利ノ條約ニ在テハ第廿條、丁抹ノ條約ニ在テハ第十九條、和蘭ノ條約ニ在テハ第卅九條、西班牙ノ條約ニ在テハ第廿三條、瑞典・諸威ノ條約ニ在テハ第廿九條ニ所載スル特典均霑ノ條項ヲ削除スルノ議ヲ開キ其合意ヲ求ムベシ。各國若シ之ヲ肯諾セザラバ我レ更ニ要求ノ点ヲ調停シ、夫ノ特典均霑ノ條目ニ就テ新ニ一通ノ覺書ヲ製シ、所謂ル特典ノ均霑ハ平等ニ關稅ヲ賦課スルノ意ナルヲ明ニシ其奉行ノ區域ヲ画限センコトヲ求ムベシ。各國又若シ之ヲ肯諾セザラバ、我レ又タ其ノ要求ヲ更メ、特典均霑ノ條目ニ加フルニ一行ノ但書ヲ以テシ、但タ特典ヲ許可スルニ當テ特約アルモノハ、特約ヲ承諾シタル時ニ於テ之ヲ許可スベシト為サンコトヲ求ムベシ。各國猶ホ之ヲ聞カザレバ、我又更ニ彼我ノ條約ニ加フルニ一箇ノ新條ヲ以テシ、甲ノ訂約國ニシテ我日本ニ与フルニ特種ノ利益ヲ以テセバ、爾他ノ諸國モ均シク之ヲ日本ニ与ヘ少シクモ猶予セザルヲ約センコトヲ求ムベシ。是レ彼我相互ノ利益ヲ謀ルモノニシテ元ト非望ノ請ニ非ズ。是ニ至テ

夫ノ執拗ノ外政府ト雖下モ茲ニ至テ之ヲ拒絶スルノ詞ナキニ至ラム。顧フニ此議ニシテ各国ノ合意ヲ得バ更ニ進ンデ各国ニ向テ其條約ヲ改正センコトヲ要求シ、各自ニ之ガ商議ヲ開ケベシ。而シテ其國ニシテ我が要求ヲ聴キ、治外ノ法權ヲ撤シ收税ノ全權ヲ還スアラバ、之ニ与フルニ特種ノ利益ヲ以テシ、或ハ内地ノ雜居ヲ許シ或ハ財産ノ所有ヲ允シ以テ之ニ酬フベシ。又其國ニシテ未タ治外ノ法權ヲ撤セザルモ收税ノ全權ヲ還スアラバ、之ニ酬ユルニ其國ニ向テ輸出スル貨物ノ出港税ヲ減少スルノ特典等ヲ以テスルヲ約スベシ。又其國ニシテ執拗ニシテ曉ラズ、我が要求ヲ聴カザルモノアラバ、一切改正ノ商議ヲ止メ其自カラ曉ルノ時ヲ待ツベシ。顧フニ此ノ如クニシテ彼此ノ区别ヲ立テ其待ツ所以ヲ殊ニセバ、夫ノ執拗ニシテ我ニ譲ラザル者、必ズ遂ニ其不利ヲ曉リ十年ヲ出ズシテ其條約ヲ改正シ畢ハルニ至ラム。余其方策ノ平穩ニシテ危險ナク円滑ニシテ行ヒ易キヲ知ルナリ。(本文ノ事猶ホ其細故ヲ説クヲ要シ、之ガ手段ノ如キハ最モ密論ヲ要ス。然レドモ是レ皆ナ外交ノ謀略ニ屬シ、元ト之ヲ秘匿スルヲ要ス。況ンヤ其施行ノ順序ニ至テハ臨機応変ノ妙用ヲ貴ビ、始メヨリ之ヲ一定スベカラズ。唯ク局ニ当ルノ日能ク之ヲ施スヲ得ル耳。故ニ余

ムヲ得ザル所以ニシテ斯著實ニ我方帝國ヲ思フノ至情ニ成ル。

註 1及2時事及朝野記者トハ福沢論吉及成島柳北ナルベシ3白石ノ引照句ハ采覧異言卷三ニアルモノニシテ今井次鷹ハ次ノ如ク補註セリ

『その句中に見へる「古偁」については、新村出博士より、次の如く教へをうけた。

○古偁は同書、臥亜の條の考に、「古里大國西洋諸番之會也云々。」とある之れ也。印度半島の西南部の海港、明時代の支那人は「古里」と云ひ、元時代には「下里」といへり。現人はカリクットの字をあてしなり。原名は Koli-kodu 即ち kōli-kodu じつじつ Kōli (鵜の義)を語原とす。

○山村昌永が増沢采蘭異言(卷八)に於いて蘭書を引用して、「古里」を「加列鳩多」Calcutta カルクッタ(カルカッタ)となししは誤謬なり。』

一五三 明治三十三年十月六日 島田三郎論文

條約改正論

追補 島田三郎 條約改正論 一五三

今其大体ヲ説キ故ラニ其細故ニ及バズ、以テ其筆ヲ茲ニ止ム。蓋シ又止ムヲ得ザルニ出ルナリ。)

之ヲ要スルニ條約ノ改正ハ吾人ノ熱意シテ希望スル所ニシテ、其要六箇アリ。其事ノ重キ者ヨリシテ之ヲ云ヘバ、治外法權ノ撤去ヲ以テ第一トシ、收税權ノ回復ヲ以テ其次ニ位シ、漸ク其他ニ及ボスベシト雖ドモ、外交商議ノ順序ヨリシテ之ヲ謂ヘバ、第一ニ特典均霑ノ條項ヲ削除シ、第二ニ各国各別ニ條約ヲ改正スルノ議ヲ開キ、漸ク次ヲ追テ修好條規ト通商條規ノ分離ニ及ブ、遂ニ進ンデ收税權ノ回復、治外法權ノ撤去等ニ及ボスベシ。豈ニ其事ノ重キヲ思ヒ、直ニ治外ノ法權ヲ撤去センコトヲ希ヒ、徒ラニ姑息ノ詭策ヲ施シ以テ言フベカラザルノ禍害ヲ後世子孫ニ貽スベケンヤ。嗚呼條約改正ノ問題ハ重且ツ大ナリ。今日ノ所決必ラズ千百歳ノ禍福ヲ定メ、若シ其商議ニシテ其当ヲ失セン乎、天下ノ事一タビ去テ復タ回ラスベカラズ遂ニ此旭光ノ帝國ヲシテ半月帝國ノ式ノ舞ヲ為サシムルノ恐アルニ至ラン。故ニ我が日本ニ生レ我が日本ノ獨立ヲ遠永ニ希フ者ハ、深ク謀テ徐ニ其利害ヲ較ベ以テ慶福ヲ我が後世子孫ニ貽サルヲ得ズ。豈ニ一時ノ客氣ヲ以テ輕シク其事ヲ処シ、以テ禍害ヲ千百載ノ後ニ伝フベケン哉。是レ本論ノ已

謹みて読者に告ぐ

国事は神聖なり民生の利害係焉、之を論ずる者常に責任の身に存することを顧念せざる可からず。蓋し論者の勢力大なれば其責任も亦随ひて重し。百人を動かすの勢力は百人を過つべきの勢力なり、千萬人を感ずるの勢力は千万人を過つべきの勢力なり。世或は氣を使ひて決を劇談に取り、或は酒を被りて輕易に論議し、或は世事を籍りて戲謔の資となし、或は他の好に投せんと欲して自ら信せざるの説を立て、或は事實を曲書して以て自説の便に供し。或は強弁して捷を言語の末に争ひ、或は事理の当否を顧みずして徒らに権力の消長を是れ問ふ者あり、是れ皆国事を重ずるの行に非るなり。英米の国会は天に祈りて後に開議す、事儀文に属すと雖も予其国事を輕議せざるの微意に感ぜざる能はず。予不肖国家の大疑問を把りて、之を陋蕪の文に托す、其世に益あらんことは望外に在り。然りと雖も一字を書し一句を成す毎に責任の身に存するを忘るる能はず。読者予の志を諒して虚平に之を批正し以て予をして過失少きを得せしめば則ち志望空からず。書肆博文堂予の近事を論ずるの文を蒐めて冊子となさんことを請ふ、乃ち諾して

且冠するに此辭を以てす。

明治二十二年十一月

島田三郎 誌す

緒言

條約改正の疑問は、唯一部の利害に止まらず實に全国に關する大問題なり。忽然として發し倏乎として已むの事件に非ず、國家永久の利害に係る者なり。故に之が得失を考えて其是非を断せんとせば、深思熟慮其顛末を究め其事實を明かにし、然る後に公平無私の断案を下さざる可からず。夫の事實の如何を究めずして妄意臆断唯世論を動せば足れりとなすが如きは、真に國家を愛する者の舉動に非るなり。況や附知雷同して以て勢力を張るの奇貨とする者に於てをや。蓋し予が此問題の我社會を蕩播することを始めて聞知せしは、欧州よりの帰途香港寄航の時にして、實に八月中旬に在り。帰朝の後又目前の難事を理むるに余閑なし予の不才にして加ふるに此疑問を精究するの時日を得ざるを以て、敢て社會に対して未だ容易く自説を公言せざりき。然れ共熟ら社會の現状を察するに、疑議百出浮言其間に起り、人心爲めに動きて其歸嚮する所を知らざるが如し。而して此問題を論する人に接して其実況を推察する

目次

第一 内地雜居論

經濟論・人種論

第二 法制論

憲法解釋論・外人任用利害論・法典編纂論

第三 條約改正の沿革略

第四 外交政略總論

補遺

第一 内地雜居論

經濟論 人種論

一言に條約改正といふ、此問題單一の事に止まるものゝ如し。然れ共其實を參考するに、其該ぬる所極めて廣し。之れを分ちて經濟法律の二項となすべく、又之れを別ちて名分利害の二目とすべし。而して之れに參するに沿革の略を以てして之を結ぶに政略の要を以てせば、其れ或は此問題の要概を蔽ふを得ん。

經濟論

此問題に關して第一に世人の考察に入る者を内地雜居の疑問とす。雜居の事たる其利害の及ぶ所極めて廣く其係る所甚だ大なり、間ま法律に交渉する所あり、然れ共雜居の爲めに生ずるの變化は専ら經濟の上に重きものゝ如し。而

追補 島田三郎 條約改正論 一五三

に、夫の断行を賛成する者にして或は其賛成の理由を詳明せざる者あり、非改正論者と称して漠然現行條約の事實すら明知せざる者あり。國家重要の問題をして此紛々擾々の間に経過せしめんとするは豈其れ大怪事に非ずや。頃日地方の政友予を招きて所見を聞かんと促がす者あり。乃ち交友に對して試みに私見を言ひしこと一二回、而して書を寄せて愚見を叩く者漸く多し。因て愚見の概要を録して其請に応ず。既にして又以爲らく、之を一二の人に示して已まんよりは、寧ろ世に公にして以て大方の批正を仰がんには如かずと、遂に新聞に托して之を公示するに決せり。是れ一には交友に對するの義を致し、一には國民の分として、國事を案ずるの務を尽さんと欲するの微衷に出づ、大方の君子批正を下して、予の誤謬を指摘し、以て國民國に尽すの義務を助けば、予の幸之れに過ぐるなし。謹で其教示を乞ふと云爾。

明治二十二年十月十六日夕

島田三郎

して世人が動もすれば杞憂を懷く所の者は今若し土地の所有權を以て之を外人に与へば我膏地沃壤は挙げて彼れ外人の有に帰せん、我金坑銅鐵は彼外人の專有する所とならん、而して我同胞日本人民は彼等の雇使する所となりて終らんとすと、予を以て之を見るに之れ杞人が天の墜落を憂へたるとの一般の事のみ。試みに問はん、外の資金を投じて我土地を購入する者は其意果して何くに在るや、他なし唯之によりて利益を得んと欲するに在るのみ。彼れ如何に資財に裕なりと雖ども、彼外人亦狂者に非ず、徒らに之を他國に齎らし來りて散耗せざるなり。故に外資の我に入り外人の我に來る數は利益の水準と恰も其程度を同くして已む、是經濟上の通理なり。更に此に論歩を一進して彼の購入は其果して利益ありや否を考察するに、予は我土地は特に萬里外の資本を誘引する特別の事情即ち格別の利益あるべしと思はざるなり。夫れ我有価の國産は米を以て第一となす、英仏人が經營せる亞西亞南方の田野を以て我國の田野に比較せよ、印度交趾等の米は一歲兩穫の者多くして我は則ち一穫に止まり、米質に不良の差ありと雖も、我れの一穫を以て彼れの兩穫に當る能はざるは理の最も踏易き者なり。我國の地価は之を歐洲の富國に比せば低下といふ

べし、然れ共之を南北米洲の大陸未開の荒原多き諸国に比せば其価格我豈彼の下に在らんや。現に墨斯哥^{メキシコ}の如きベリユ^{ペリユ}魯の如きブラジルの如き、地広くして人の寡きを憂ひ他邦の移民を招来するの事実あり。豈管是等劣等の邦国のみならんや、米合衆国の如き英領カナダの如き濠洲諸島（英仏領交錯す）の如き、人を待ち金を待ちて後に価を生せんとするの森林原野千里の広に亘る者あり、外人何の爲めに独り萬里外の日本に輻輳し特に其資金を無限に投ずるの理あらんや。夫の鉦山に至りても亦同一の事情を具ふるあり。南米諸洲の鉦坑に富みて人口資本の多からざるを憂ふるは少しく海外の形勢に通ずる者皆知る所なり。我日本の鉦坑果して彼土に赴くべきの人を移して大に來らしむる特殊の引力あるや、予は此の如きの原料我に多からざるを憂ふ、未だ其人の陸續我に來りて無限の資金を抛ち我國有の工業者と競争すること世人の憂ふるが如きの憂を有せざるなり。彼れ外人資を投じて我土地鉦坑を購ふことありとせよ、其近傍土地の価格を騰貴せしめて彼我の利益を平均するの傾向を生ずべし。此傾向を生ずる時は外人更に高価の地に無益の資を投ずるに至らざること自然の勢なるときは、土地に対して無限の購買を為さざるも亦明なり。且夫

日の政務を論するに於て極めて参照の好材料を得るならん。

當時の遺書写本を以て伝ふる者は人或は之を得難きの憂あらん乎嘉永安政年間録は世に刊本あり、此一書にても當時の事情を知るに足るべし。

文化丙寅丁卯、俄羅斯之寇北陸也、人情頗洶々焉。有所識一土人亦自称洞物情、語人曰、吾聞俄羅斯來寇、以我絶、互市不肯与米也其言吾不敢過有干求、苟以米二萬苞見惠、則上從將軍下洎大夫士、得以果腹。不然頗々領而死矣。聽者確信不疑、良堪一歎。伊人以本邦律泰西、謂亦皆有大將軍、代帝者治國、視邦人專食米以活、謂外夷亦非此不啗。陋謬乃至此云々。是古賀侗庵の海防臆測に記する処なり。今人之を讀みて嘉永安政の當時を笑ふものあらん、何ぞ後人の又明治二十二年の今時を追笑するなきを知らんや。

此一事に關して此に附説すべき者あり、外人の我に投資するは特に土地其物に咎々たるに非ずして土地より生ずる利益に咎々たるなり。（若し利益多しとせば）此理を推せば唯土地のみならず諸種の株券の如きも亦之購入すると考定せざる可からず。而して土地を購入せらるゝを憂慮する

言語風俗彼我相同からず、彼商業の經濟に富み工業の熟練ありと雖不知案内の新国に來りて能く他の不便に捷つ勝算あらんや。我人民が此熟練經驗を得るは彼等が我慣習言語に通ずるより却て速なる者あらんとす。是等の利害を顧みずして彼等無限の資本を我土地に投ずべしといふは抑亦彼我の事情を較定せざるの論といふべし。況んや我彼れに許すに土地の所有權を以てするも我人民に与ふる權利を推して彼れに及ぼすに在り、我人民を緊束するの坑法は亦能く彼等を緊束す、我人民を限るの借区年期は亦能く彼等を限る事は固より論を俟たざれば、即ち外人特に我鉦坑を專有すべしというは予未だ其何の理たるを解せざるなり。嘉永安政の交に當り我國人が外国貿易を拒みし所以の論旨を追考するに、我國一たび米國に貿易を許さば諸國相率ひて之を請求せん、日本の一國を以て萬國と貨物を交換す、我國力之れに勝ふる能はずして米穀の如き有用の物品缺耗するに至らんとしひしなり。今日より之を見るに其所説真に笑ふべし。然れども當時諸侯の建白より志士の論策に至るまで此論旨によりて通商を不可とせしもの甚だ多し。世人若し之を疑ふものあらば請ふ當時の遺書を一見せよ、今

の人々は亦株券の購入せらるゝを憂慮せざる可からず。株券の類に屬する者にして最も先きに外人の手に入るべき者は公債證書に如くはなし。何ぞや他の株券は其会社商會の信用の程度明確ならず外人に取りては之を知ること最も難しとす。公債證書に至ては則ち然らず、政府の信用は則證書の信用なり。然れ共往年我政府の中山道鐵道公債を發行するや、初めて外人にも之を所有するのを許したるに、當時世人其外人の手に帰せんことを豫言せし者あり。然るに今日に至る迄嘗て此の結果を生ぜずして事其豫言に反せり。其後日本銀行が兌換の制度を鞏固にせんが爲めに銀券を倫敦に売て金塊を得んと次せしも英人我銀券購はず、因て銀塊に換へんとせしも彼亦之を購はざりしは我理財の事歴を知る人々の記憶する所なり。夫れ公債銀券の如きは確實且輕便にして、日英兩國の利子を考るに（銀券は其売出子とし）英人之を所有して利益ある者なり、然れ共未だ彼等をして安じて之を購入するの念を生ぜしめず、（予は我國の信用後年に増加して我國公私の證券外人の購入する迄に至らんことを冀望する者なり）況や萬里外の土地特に證券に比して利薄く管理の勞を要する土地に於てをや、又況や言語風俗の殊異するが爲めに其管理に困難あるに於てを

や、之を購入する者陸續踵を接すべしといふは蓋し不通の論といふべし。若し予の此推論を疑ふ者あらば請ふ東京横浜の商店に問へ、其資本を九州又は北陸の田地に投じて安じて之を耕植者に委ねる乎、百里以外の日本人民之を以て営利の巧なる者とせず、況や海外萬里の外人が異俗の耕土を多く購入すべけんや。然らば則ち内地を開放して雑居を許し土地を自由にして所有権を許するも實際に於て毫も變更なきや。曰く從來居留地に局在せし外人が内地に移住して相當の營業を創むべし。茶園に前金を出して其芽葉を購入し養蚕地に來りて生絲を直買する等の事を為さん。從來伊太利國人が蚕卵の爲めに内地商業の自由を望み彼より治外法権を撤せんと申出でしか如き乃ち此類の商業を求めしによるなり。予を以て之を見るに此の如き直接の売買は從來の商業の状を一變すべく、開港場の問屋は其嘗て専有せし利益を外人の爲めに競争せられるべしと雖も、地方の殖産者に取りては兩者競争開港場の問屋及び外商の間の競争の間に立ちて低利の前金を得るが如き利益を享くべく、而して開港場の問屋も亦此刺衝に應じて能く奮勵せば全局に於て我商工業を増殖するの結果あらんとす。若し夫れ外人の我が土地を購入するものは耕植の地に少くして山水佳絶の処に多

状恰も濠洲に米洲に其土人を駆り去りしが如くならん。之を外にしては布哇島民の減少せる、之を内にしては我蝦夷の嘗て中土に蕃殖せし者、今は北海道の一隅に遺存する如き、皆此の優劣長消の例に供すべし、我内地を開放すること豈至危至險ならずやと、此説や夫の守旧主義の人に出于ずして学名を世に博する人の唱ふる所なり。此事たる之を夫の經濟說憲法論に比するに更に一層の大問題たるを覺ゆ。

何となれば制度の得失經濟の利害の如き固より重要な者なりと雖も、國民ありて然る後に其要を見る、國民あらざれば制度何の地にか之を施さん、經濟何の処にか之を管まん、而して此人種の學說果して我國雜居の問題に適用すべくば我人民遂に消滅し去るに至るべきが故なり。此説や加藤弘之氏の天則に井上哲次郎氏の雜居論に称道する処にして、人多く之を誦めり。然るに世の論者漫然之を度外に置きて嘗て之が適用の当否を評せざるは予の大に怪む所なり。今請ふ予の所見を此問題に陳ぜん。蓋し是等の學理論者は優勝劣敗の理を先哲の書中に讀じ得たるも、之を現在の事情に誤用したる者なり。夫歐人が西洋諸島等の蠶民に交雜して蠶民の衰滅に垂んとするは種々の原因ありと雖、其重なる者を考るに蓋三あり。蠶民が新奇なる嗜好を得て

からん乎。予嘗て好みに欧米諸國人の日本遊記を読むに物産豐殖土地肥沃と言ふ者少くして山光水色を賞し美術手芸を悦ぶ者甚だ多し。是れ亦内地雜居以後の形勢の一斑を推知するに足るべし。憶ふに亜西亜南部の歐人印度支那諸港の歐米洲新開地の富民手勝地に來りて暑を避け痾を養ふ者大に増加し、爲めに其の別業を築くの外人あらん、旅館を起して是等の旅人を待つ外人あらん。予は此の類の者必ず多く、幽地之が爲に意外の価格を生ぜんと思考するなり。

人種論

經濟に關するの事は略ぼ之を言へり、雜居の疑問其一半を解くを得たり。而して更らに一半の大に考察を要する者あり、惜かな此事未だ世上一般の考察に泄ること。何をか他の一半といふ、曰く人種に關するの説即是れなり。其説の要旨に云ふ、優者の劣者と一場に雜居するに当ては其間必ず競争を生じ、其競争の結果優者は劣者を圧倒し去るに至る。此理や宇宙の萬物に通じて皆然らざるはなし。吾人人類に至ても亦此數に泄ることなく、優等の人種が劣等の人種と交雜するに於ても亦同一の結果を生ず。欧米の人種は体功智力東洋の人種に超過するが故に、彼等我内地に雜居するに於ては其極我日本人民を圧倒し去らんとす、其

之が爲に生命を縮むるの事物を増加したること其一なり、新奇の疾癘を輸入して死亡の員數を増加したること其二なり、聞して此等の害を除去する衛生の技術は之と共に入り來らざること其三なり、我蝦夷の如き亦此事情に泄れざるを見る。夫の蠶民は大抵酒類の釀造を解せず、随つて其嘗て他に通ぜざる時は此嗜好を有せざりしに、一旦其輸入に遇ふや其在るに隨て之を飲用し、外商又奇利を貪りて其欲を煽く。夫の蠶族が歐人に接して往々衰滅せんとするの原因此に在りとなして現に精酒の輸入を禁ずるの説慈仁社会に盛なるを以ても之を見るべし。(往年コンゴ自由国に對する條約會議に合衆國公使は此事を發議せしことあり) 虎疫、麻疹、痘痘の如き流行病は孤蠶の蠶民中に発すること甚だ稀なり。然るに其四海に周遊するの人民に通ずるに至りては船舶往々是等の諸病を引誘し、時としては其村落を掃する慘狀を現はすに至る。夫れ進歩せる社会には生命を害するの事物多しと雖も之を防ぐの學芸存す。蠶族の社会に於ては然らず、其外交の爲に唯危害を引入して其學芸を引入せず、之を奈何ぞ衰滅の勢を致さざるを得んや。試に此事情を我國に適用して其事実果して如何を考察せよ。酒類の釀造は我久しく之を解せり。而して近年輸入し

若くは模造する所の酒類は我固有の者にして却て身体に害少きが如し、仮令少なからざるも亦多しといふを得ざるなり。虎疫の如きは外船の爲めに我国往々其毒を被むる、然れ共之と同時に我は新なる豫防の術を引入して之を其未だ熾烈ならざるに撲滅するの力を得たり。我国古来痘瘡を以て人生免る可からざるの疾となせり今は則ち種痘の術能く之を防ぐ。我国嘗て藥石の術ありしのみ。今は則ち公私の衛生漸く將に其体裁を具へんとす。我国民が外交を開き以来新來せる患害防衛の二者を平均するに防衛の分量を以て多しと爲すべし。維新以前は国内の民籍具はらずして人口得て詳にするを得ず、維新以後我人口を言ふ者は三千五百萬と稱せしに今は則ち三千九百余萬に上り幾と將に四千萬に至らんとす、郡県經濟の結果というと雖抑亦衛生の進歩興かりて大に力ありと云はざる可からず。(児子の死数を減ぜしは種痘の一般に行はるゝによるは毫も疑ふべきに非ず)我國の人口西南に蕃くして東化に稀なり。蓋し文化先づ西南に開けしによると雖氣候の寒温も亦其一原因たらざる可からず。我衣服家屋は温土に適して寒地に適せず、是れ東北人口稀疎なる所以にして、今は則ち煉瓦の室毛布の衣あり。我富資増加して其用後日に逼きに至らば此

抹の如きその人種を問へば多くはチュートン部に属す。然れ共諸國の民久く仏國と交通を爲すに拘らず是等の諸國常に威を仏國に加ふるに至らざるなり。亦以て他の情勢を參考せず単一の事實を把り來りて漫に其消長を論ずるの空言たるを免れざるを知るべし。

且夫れ人種異なるの故を以て内地雜居を非とし此理由を以て條約改正を非とする論者は、只今日に於て條約改正案を非とするのみに非ずして萬世之を非とする者と推論せざる可からず。其故は人種の異なるは唯今日のみ異なるに非ず、我國民の在らん限り彼外人の存せん限りは東西の異人種たらざる可からざるが故なり。彼の論者の言に拠り我人種彼等に如かざるの故を以て雜居す可からずと云はば、是れ萬世内地を開放す可からずと結論するの外なきなり。此の如くなれば、實際に二條の結果を生ずべし、曰く、全國は萬世之を開放す可からず、而して居留地は萬世之を保持すべく、治外法權は萬世之を保存すべし、曰く、全國を開くこと果して危険ならんには一部を開くも亦一部の危険あり、故に爲すを得べくば居留地も亦之を廢絶して外人を萬里の外に駆斥すべしと。トツクザキル米洲土人の運命を論て曰く、米洲土人は唯二策あるのみ、戦争進歩。即ち是なり、彼

新得の技術も亦衛生の一助たるべき乎。之を要するに優劣の度懸隔せるの異人種が雜居すると其差異若かく甚からざる異人種が雜居するとは實地の結果に差異なかる可からず。之を長幼の競争に例するに、七八歳の兒子をして三拾歳の人と一事を共にせしめんに智体の二力其競争に耐ゆる能はずして幼者其身を斃すに終らん。然るに二十三四の人をして三十歳の人と競争せしめんには其實力經驗初めは少者は長者に譲るあるも少者の奪勵を促して遂に相追隨するに至らんとす。見よ我東京横濱間の鐵道は悉皆英人の手に成りし者なり、今は則ち東北東海の二線を初めとし全國皆我國人の手に成るを見よ。是も亦予の自信を鞏むるの材料に當つべし、之を奈何ぞ南洋諸島の蠻俗を把りて我國人を例せんとするや。若し其差異の程度を比較せず事情の如何を考察せず優者常に劣者を圧倒すとの單一主義を何れの場合にも適用せんには、仏民が英民と親交すること極めて仏民の爲めに危険なりと断言せざるべからず。何となれば仏民は多くセルト人種に属し英民は多くチュートン人種に属す。而してその体格を概評するに英人種は仏人種に優るものゝ如し。然れ共単一の理由を以て仏民常に英民に圧倒せらるゝことなし、夫の荷蘭の如き瑞典の如き諸國の如き丁

等は戦争によりて歐人を殲滅するに非ざれば、自ら文化して歐人と平行するに在りと。彼論者は前策を取らんと欲し、予は後策を取りて、我愛國の同胞と共に國人の精神を振起し勇氣を敲勵し教育を進め政制を改め商業を振ひ工業を修め歐人を文明の疆界に馳騁せんことを欲す、豈人種を隔つるの橋梁を撤去して其交通を謝絶して喪氣自劃に甘ずるを願はんや

第二 法制論

憲法解釈論

雜居論と共に今日の世論を動かす者を法制論となす。而して法制論中又二種に岐分する者の如し、其甲を違憲論となし乙を法典編纂論となす、其中各々利害論の在るあり。蓋し今回の改正案を執行するに要款あり、乃ち法權を我に收めんが爲めに十二年間外人四名を我大審院の評定官に任用し、外人被告たるの場合に於ては我國人三名と外人判事四名とを以て構成せる裁判庁を開きて之を審理せしむべしといふ。此事は條約案に之を載せずと雖も当局大臣の通牒即外交文書の中に存せりと、是れ諸新聞紙に明記して可否兩論者の間更に異辭なき処なりとす。外人の任用を非難する論者に二種あり、一は名分に害ありとする者(違憲論)

にして一は事實に害ありといふ者（利害論）なり。名分論者の言に曰く我憲法第十九條は外人の我官吏たるを禁ずる者なるが故に評定官に外人を任用するは違憲なりと。今予謹で憲法第十九條を案するに其文に曰く、

日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応ジ。均ク文武官ニ任ゼラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

今この文を把て之を読むに是れ唯日本臣民が門閥に頼らずして政府に任用若くは使用せらるゝを規定する処の條にして、嘗て外人に關するの意を含蓄するを見ず。資格に應ずると云ひ均くといふ皆我臣民には區別なく任官就務の自由を許与するを明記するの意を見るべし。抑憲法とは中外の關係を變するが爲めに制定せる者に在らずして上下權の義を明確にするに在り。古来の各国其擅制政府より立憲政府に變遷せる史迹を見よ、其擅制の時代には人民に階級の區別あり、其區別に隨ひて權義を異にせしこと例へば士族獨り公職を担ひて平民は之に与からざるが如き、租税は平民獨り之を負ふて貴族は之を払はざるが如き、我維新前徳川氏執政の時期に於ては此主義最も鞏固にして譜代に非れば閥老となるを許さず城代となるを得ずというが如き皆其著明なる者なり。維新以降大に門閥の風を改め制度上此牽

外国民ノ間ニ總テ上下ナシトス云々

是に繼で憲法は自然の權及國民の權として左の事を保證すと云ひて次條に大書すること左の如し。

第一條國民ハ其位格ニ拘ラズ其材德ノ優劣ノミニ由リ總ベテ官位ニ叙任セラル、ヲ得可シ、

此緒言と此條文とを虛平に讀下して予の十九條解釈に參考せば其精神を探ぐるに於て大助あらんとす。此仏國憲法第二篇第老條は正に我憲法十九條と共に封建の余習を一洗するの精神より來りたるを見る。憶ふに我天皇陛下が普く採摭の材料を各國の法章に考へさせらるゝに當りて仏國の憲法も亦其中に在りしならん。然らば則ち仏國の此憲法條項も亦焉ぞ我第十九條の出処にあらざるなきを知らんや。独是のみならず一千八百九十三年同國の憲法第三條には、人は法律に對し權利の均齊なる者なりと云ひ、其五條に至て明言して曰く、國民は皆孰れの官職にも任ずるを得べし凡自由なる國民は人を撰任せんとするときは人の才德上下のみに基き之を為すと、其精神も亦益分明なるを見るなり。一千八百三十年の同國憲法第一條に曰く、如何なる名位如何なる等級を有するを論ぜず仏蘭西國民は法律に對して權利及義務の均齊なる者とすといひ、其第二條に國民は殘

制なしと雖も亦此事を明言せるの大典なし、是れ憲法に之を明記せる所以にして、第二十條に日本臣民は法律の定むる所に從ひ納税の義務を有すといふが如き皆同一の精神にして、以下二十二條居住及移轉の自由より三十條請願の自由を規定する者に至るまで精神一貫悉く國民同等享權の意に非るなし。就中第三十條日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規定に從ひ請願を為すことを得との一條の如きは全く十九條と同一の語法にして、蓋し外人我國法に服從する以上は其事項によりて亦請願を禁止せられざることを信ず。之を要するに憲法は上下を規する者なりとの大主義を記憶して是等の諸條を讀下せば疑議刃を迎へて解釈するを得んとす。之を各國の例に參考するに就官の條に係るの憲法は皆此精神に基かざるなし。一千七百九十一年制定の仏國憲法第二篇の緒言に曰く、

今般国会ニ於テ前ニ認許シ布告セシ原則に基キ建国法ヲ制定セントス因テ自由ノ權及諸權ノ均齊ナルニ反セシ從來の定律ヲ廢ス以後貴族元老世襲ノ高位又勲社加入ノ位級封建ノ制度及封建ノ制度ヨリ生ゼシ高位尊稱特權又騎士ノ勲社又貴族ノ為メ特ニ建立セル勲社又門地ノ高下ニ基キタル勲社及ヒ賞牌ハ皆之ヲ廢ス故ニ在職官員上下ノ

文武の諸役に任ぜらるゝを得べしといへり一千八百四十八年同國憲法第十條に曰く、國民は法律に定めたる処に從て總ての官役に任ずるを得べき者にして其撰擧の前後を定むるには其才德の多少にのみ基くべし。○貴族の何れの位門閥の區別身分或は宗旨等の區別を廢したる者にして之を再立すべからずと、其文意益明晰其精神愈炳昭なるを見るなり、唯仏國數回の憲法が此均權の意を就官の上を示すに止らず、普國一千八百五十年の憲法も亦明に此意義を證すべし。其第四條に曰く、凡普魯西國民たる者は法章の前に於て平等とす國民の間特准なる者あることなし、「凡國民法章に定めたる諸種の約束を除くの外均しく官に任ずることを許すと、此一條の中に平等といひ均くと云ふ其互ひに應呼するの意を見るべし。之を要するに我憲法第二章の標題に「臣民の權利義務」と明記せられたるは我天皇陛下が我日本臣民が享受すべき權利を確定し玉ひしものたるが故に、臣民が國家に對する關係の標準たるべきも外人が我國家に對するの關係は毫も之によりて定まりしに非ずして、我國家固有の官吏任用權は此第二章の爲めに保固せらるゝにもあらず、又制限せらるるにもあらず、全く別題に屬して彼此の間相聯なるの点ある事なし。而して予は我憲法

中何れの條章にも政府が外人を採用するの權利を禁ぜざる以上は他に是權利を制限する者あるを發見せざるなり。此事に關しては塊地利白耳義の憲法の如き予の論旨を徴するに足らん。塊國憲法第二條に曰く、全国民は法律の前に於て平等とす、第三條に曰く、凡國民は皆文武官吏たることを得べし外國人は塊國民たるの權利を得るの後始めて官吏たることを許す、と、白國憲法第五條に曰く、帰化は立法權に由り之を許す。○政權受用に於て外國人をして白耳義人に合同せしむること独り大歸化に止まる、第六條に曰く、國中一の種族區別あることなし。○凡そ白耳義人は法章の前に於て平等とす唯、白耳義人たる者アルヲ要ス他ニ求ムルコトヲ假ラザルノ意ニシテ即チ上句平文武の官に任ずることヲ受ケテ之ヲ申明セルモノナリ文武の官に任ずることを得、と、塊白の二國は皆外人の官吏となるを憲法の明文に禁ずること斯くの如し。而して塊國は其憲法第三條に凡そ國民は皆文武官吏たることを得べし、と明言したるが上に又更に外國人は塊國民たるの權利を得るの後始めて官吏たることを許す、と記したり。若し我憲法第十九條の文を解釈して外人の就任を禁ずる者なりとせば、塊國憲法第三條の上文凡國民ハ皆文武官吏タル事ヲ得ベシに於ても亦外人の就任をじ禁

て裁判庁に外人を任用するを違憲となし十九條を把りて其論拠とすると雖も、同一の論法は現在諸官庁に雇使する一切の外人を拒斥せんとするの意なる乎、將た否る乎、予は其明確の答を促さんと欲するなり。違憲論者の一種の人は説を為して曰く、日本の臣民は任官の權利を享受す、然るに外人にして我官吏に任ずるを得るときは是我臣民が居るべき位置を外人に与ふる者にして外人一人の任用は日本臣民が得べき一人の位置を塞ぐべし、是れ憲法が臣民に与へたる權利を害する者といふべし、此理を推せば十九條の正文明に外人の任用を禁ぜざるも亦其精神に違へる者なりと。蓋し此の論者は違憲論者中最後に現出せるものにして、正文の既にその論旨を維持し難きを覺りて此言を立つるに至れるなり。予は此疑問に關しても亦十九條の下文を挙げて反問を為さん。一人の外人を雇使するときは是れ日本人が充たすべき公務の職を塞ぐものにして日本人の權利を害すとなし之を以て違憲とせば現今幾多雇使の外人は皆是れ違憲の者となすの意乎、嗚呼論者の僻論此に至る、予は又区々の反論を為すを要せず、唯現在の事實を歴示するを以てその反省を促すに十分なることを信ず。夫れ名義上我官籍に列する者は我海外設置の領事館に多くして其官員

たる者なりと解釈せざるべからず。果して然らば特に其下文に於て外國人は塊國民たるの權利を得るの後始めて官吏たることを許すの數句を附加するの必要あらざるなり。白耳義憲法に至ては此意一層の明瞭を加ふる者あり、即ち國民平等の一權利として就官し得ることは第六條に別明言し、而して外人を禁ずることは却て其前條に別に明文を掲げて之を規定せり。若し第六條の文中に外人禁止の意あらんには何ぞ別文に同一の事を記するの必要ならんや。是も亦我憲法第十九條は國民平等の權利を定めたる者にして外人採用の事に關係なきを推知すべき例證とならんとす。且第十九條を以て外人の就官を禁ずる者なりと解釈する人は独り其本官を禁ずるといふ意なる乎抑外人の雇使までも併せ禁ずといふの意なる乎、請ふ虚心に夫の正文を精読せよ、其文に曰く、日本臣民は法律命令の定むる所の資格に応じ均しく文武官に任ぜられ及其他の公務に就くことを得と、及其他の公務とは如何なる意義ぞや、既に文武官といひ及の字を以て下文に接読し更に其他の公務といふ、公務の二字は文武の正官以外の者たることを論を須たすして分明なり、而して正官以外の公務には一切の雇使を含蓄すること亦推して知るべし。論者は専ら條約改正の問題に關し

録に見ゆる者概略左の如し。

英國リヴァプール領事

ジェー・エル・ボース (英人)

蘇格蘭グラスゴー領事

チャールス・ブラウン (同)

濠洲表普尼領事

アレキサンドル・マークス (同)

仏國マルセイユ領事

レオン・デュリー (仏人)

獨國ベルリン領事

カール・ウラルフソン (獨人)

獨國ハムブルヒ領事

マルタン・バルチャルド (同)

獨國ブレーメン領事

オイデエン・フォン・デル・ハイデ (同)

白耳義阿尼伐領事

エドアール・フアデル・ストレーテン (白人)

白耳義ブラツセル領事

シャル・ボンベーク・ベルクリムス (同)

伊太利ヴェニス領事

ギヨーム・ベルシエー（伊人）

伊太利ネーブルス領事

マルキース・コジュエツク（同）

伊太利メシーヌ領事

ジュヴリエー・リカル・コスタルリー（同）

伊太利ミラン領事

チャールス・カンピアギ・ロカテリー（同）

埃国的里也斯德領事

ゲオルク・フツロツト（埃人）

清国牛莊領事

ジョー・ジョー・フレデリツキ・バンジネル（米人）

是れ果して我国体毀損の事実なりや否や、論者或は言はん是等の領事は大抵名譽職にして實際の權利に至りては極めて微なるが故に我国に害あることなしと。然れ共今日論者の主として争ふ処の者は専ら第十九條の正文によりて多分如何を論ずる者に係る、夫の任官の權云々の解に於ては官職其物に就て争ふ者にして其實權の大小如何は争ふ処の要點に非るなり、況や夫の正文を論者の解するが如くに解せば雇使の外人も亦之を禁ずることとなるに於てをや。

期限を今日に確定するの得策たることを明言すべし。苟も公平の心を有し又政略の實を解する者は此事に異議なかるべきを信するなり。其政略の説は後篇に於て之を詳示し、此には専ら法官任用の利害を説明せん。予が聞知する所によるに今回の改正を實行するが爲めに任用するの外人は其數四名にして之を大審院の評定官に列せしむるのみ、控訴院始審裁判所は嘗て外人を置くことなしと。世の皮相論者は我大審院が最上法衙たるの故を以て外人を是に置くは我訟獄の爲めに非常の不利を被むるが如き感覺を有すと雖反て實地の利害より視察を下すに、予は控訴始審の二庁に外人を置くに比すれば我国人に利あるを信するなり。蓋し英米の裁判構制法に於ては最上法衙も亦法律及び事實の二者を決するを以て最終の法衙も新たに提擧するの證拠を採用せり。仏国の法制は則ち然らず大審院は即ち破毀裁判所に於て法律の統一を掌るを以て其本分とするが故に其断ずる所は専ら擬律の點に在りて新たに證拠を供提するを許さず、而して事實は控訴院の決定を動かすことなし。我裁判構制の組織は仏国の制度を採用する者にして、大審院は實に擬律の裁判庁たるが故に始審の判決に服せずして控訴院に赴き又控訴の判決に服せずして大審院に訴ふる者の場合

外人任用利害論

以上は憲法第十九條を爭議の中心として専ら論を解釈の點より立てたり。然りと雖政務の實際を考へ其得失を断ぜんと欲せば、唯名分の論は未だ之を尽すに足らずして更に他の一方より考察を下さざる可からず。何をか他の一方といふ、曰く實際の利害即ち是なり。憲法、法令、外人の任用を禁ぜざるも其事果して我国利を毀損せば政務の掛け、引上よりして外人の任用を禁ぜんこと勿論たるべし。此利害の考察は専ら政略上の問題に屬するを以て其詳説は之を後篇政略論に譲て此には専ら裁判上の構成及び外人權力の及ぶ所を考察せん。世人動もすれば言ふ裁判庁に外人を任用するは實際の患害を漸致する者にして外人内治に干渉するの端はより發すべしと。予と雖、我國人を以て一切の裁判廷を組織し、外人被告の場合と雖之をして之を断せしめんことは固より冀望する所なり。然れ共一時に之を行ふ能はざるが爲めに治外法權を今日の儘に据置き其撤去の期限何れの日に在るを知らざると一步を譲りて外人を任用し若干年後を期して法權の全部を回復することを今日に確定すると我國權に於て我實益に於て何れを可得策なりと云はんに、予は断然外人を法官に任ずるも法權を我に收め治外法權全廢の

に於て、外人若し此院に被告となる時は七人の評定官中四人の外人評定官が偶々一致の説を爲して擬律の點を覆案することあらん。是場合に於ても此事件は此に終るに非ず、更に之を他の控訴院に移して之に判決せしむるを恒例となす。（純ら法律の點に係る者は之を終結する場合なきに非るも是は恒例に非るなり又事實に關係なき場合に限る者なり）而して控訴院には外人を置くことなきを以て全く日本評定官の判決に委ぬべし。但し控訴院の此裁判に服せずして更に上告する者は（外人の方不服にして上告する場合を指す）間ま大審院最終の擬律裁判を与ふることありと雖も此の如き再度の上告は實地に於て甚稀なるのみならず事實は控訴裁判の採決に止りて大審院は是れに容喙するの權あらず。而して此擬律裁判は専ら法律の明文を根拠とするが故に其條文の意義の外に出づる能はざるなり、況や其判決文は毎に之を世に公にするが故に私情の爲めに法文を動かさんと欲するも之を爲すの途なきに於てをや。抑外人が其専門學業の名譽を顧みず常に日本人民に對して法文に非理の解釈を爲すべしと云は蓋し又外人を疑ふに過ぐる者とす。且一言に之を外人といふと雖も外人常に同一の感情を有して一致の運動を爲し以て日本人民の利益に反對す

べいといふは未だ事實を精究せざる推斷といはざる可からず。夫の四人の評定官は何れの国人に採るべき乎、是等実行の手續は今日に於て政府未定の案たるべしと雖、中外の形勢を推して其事情を考ふるに蓋し之を我國に關係多く我國に在留するの国人より採ること実地の便利たるべきが故に、露境にあらず又西班牙葡萄牙等の諸国に在らずして英米仏独の如き国に於てするなるべし。而して英米国人の互に利害を異にし、感情を一にせざるは往々我國人の英に於ける又米に於けるが如きなり。而して仏独国人の感情互に牴牾するは却て我の仏に對するより甚しきは歐洲の事情に通ずる者の睚り難き所に非ず。是等の国人特に法律の業を以て他国に就職する者が其専門學業の名譽を全く亡却し常に非理の協同を為して枉屈を日本人民に被らしむべしと推定するは頗る事情に通ぜざるの論旨といふべし。往昔我國人の始めて欧米諸国人を見るや概して之を蘭人と呼びたりき。是れ荷蘭人の名を知りて其他を知らず見て同一の国人と思ひしによる。當時下流の国人に至りては更に甚き者あり、海外人を概稱して唐人と云ひ、日本以外唯一清国ありと思惟し、彼等相互の間に萬里の懸隔あるを知らざりき。今人を以て往時の情を追思せば其墮固を笑はん、然れ共今

立より考察し又其の外人を交ゆるの点より立論し来れば国防の事務は却て裁判の事務より重大の配慮を要すと云はざる可からず。夫れ裁判は公開を以て主義となし国防は機密を以て要素となす、裁判の事務に外人を与からしむると間接にも国防の事務又は地理上の懸引等を外人に知らしむると国家に取りて何れか之れを遠慮すべきや。予之を聞く歐洲諸国其軍隊の組織兵器の設備要害の地理の如き其緊要の部分に極めて之を秘し国人と雖も容易に之を知らしめず、軍備の報告は之を普通機密の二者に分ち当局軍人の外は機密の報告書を得ること能はず、独逸の如きは此法最も嚴密なりといふ、蓋し其國勢之を然らしむるなり。顧みて我國の現状を見るに陸軍には先きに独人メツケル氏あり、今はウエルデンブルヒ氏あり、海軍に仏人ベルダン氏あり、是等の諸士各々其専門の技を以て我政府に雇事せり。論者或は言はん是れ雇事にして就官に非ず、故に評定官を法庁に置くに同じからずと。予は之れに応じて言はん、論者の言の如きは名分論にして利害論に非ずメツケル氏ベルタン氏ウエルデンブルヒ氏等皆正官に非ずと雖我軍務の事実山海要所の地理を曉知するに非れば以て我國防を輔くるの技を奏する由なし。先にメツケル氏が我國に狹軌鐵道を建るを

人が彼の任用せらるゝ者が外人たるの故を以て彼等尽く同一の感情を有し常に一致の運動を為して以て法文をも曲解すべしといふは亦外人に英米仏独の区別あるを顧ずして之を外人の名称に一括する疎漏の考察より来ると評せざるを得ず。予が此事實を掲げ来りて之を世人に示すは徒らに空論を好みて私見を助けんとするに非ず、請ふ実例を挙げて此論を證せん。數年以前我條約改正取調委員の会せしに當り法律顧問仏人ボアソナード氏の意見他の顧問と相協はず而して独乙人とは最も反対の傾向ありしと伝説せり。

夫のボ氏の意見書なる者泄れて民間に出でたるを一見する人は以て是の伝説の全く根拠なきに非ざるを窺ふに足るべし。果して伝説の如くなりとせば顧問員中の外人互ひに反対の位置に立ちて相争ひしの事實を知るに足れり。而して中止を主張せし我國人はボ氏の名譽の爲めに運動會を催さんとせし者さへありき。事僅に一昨年に在り我國人中唯目前の事のみに狂せず苟も往日を回顧するの作用を腦中に存する者は予が此言に感ずることあらんとす。

裁判所に外人を任用するは法權を毀損すと主張する論者に對し更に利害の点より考察を請ふべき者あり。夫れ裁判の權は國の大權にして其事最も重大なり。然れ共一國の存

不可とし兵隊派送の日數を計算して広軌鐵道の利を論じたる如きは世人の能く知る所なり。故に其實際を論ずるに彼諸氏に我軍務を全く知らしめざることは勢の能はざる所ならん、而して我國是等の外人を採用して敢て疑はざるは我國の歐洲諸國に於ける極めて遼遠にして彼我の交際轉瞬に破裂するの虞あることなく其疆域相接近して猜疑の念一日も絶へざること夫の仏独二國の狀勢と相異なるが故に非ずや、而して是等の諸氏を使用して我軍備の益を收むるは其長を採りて從來の國防に大利ありと信するが爲なり。若し治外法權を五年後に全撤し外人法官を十二年後に止むるの冀望あるも尙ほ之れを害ありとせば、機密を貴むる軍部に外人を雇使して間接にも之に与らしむるは更に危險なりと言はざるを得ざるべし。予は後年の爲に外人を軍部に用ゆるを非とせず、却て其同一の理由を推して治外法權を撤去するの得策たるを信す。予之を勝安房翁に聞く、往年徳川將軍佐久間象山の軍事に精きを聞き聘して撰海砲台の計畫を上らしむ。象山此技に曉らざるを言ひて之を辭し蘭人を聘して之を修めしむべしと建議す。幕府外人を國防に參せしめて以て物議を招かんことを畏れ議遂に行はれずして止めりと。象山の言維新以後に及びて初めて行はるゝを得

たり。嗚呼外人採用の事固より立国の正則といふ可きに非ず、然りと雖勢の如何を察して麥通の策を建つるは時によりて施政に利なきに非ず。我無前の大典たる憲法の制定には独人ロエスレル氏与りて力あり、自治制度の設立にはモツセ氏其起案に与りしと聞けり、目前国に利あるを見るも之を棄てゝ為さず永く国権をして伸びざらしめ進修を遅々するが如きは之を得策といふを得ざるなり。

外人を我に使役して其技能を尽さしむるに当り我能く之が主となり其宜きを得ば外人豈我國用とならざらんや。漢学の我に入りしは中古我に投婦せし韓人又は漢人の力多く、文物工芸今日我有となりて国運を助けたる者亦帰化の人より得たる少しとせず。降りて徳川氏の初期に至りても家康は英人アダムスを以て旗下に列せしめ、光圀は明人朱舜水を聘して儒学の師となせり。苟も我主位を失はずして彼等をして能く其用を尽さしめば外人豈其れ我に背かんや。之を要するに我政制の整否如何に存するのみ。ガムベツタは仏史に愛国の名を留めたる者なるが其父は実に伊太利ゼノアより仏国に移りしなり。スピュラーはガムベツタの書記となりて共に輕氣球に乗じ巴里の囀を出でて以て仏国の為めに尽瘁せり、其父は実に日耳曼人に係れり。一と

度は仏国首相の椅子を占め現に在英の公使たるワツヂントンは英人の子にして今の同国内閣議長チラールは其身瑞西に生れしなり。若し往時に遡りて其著名なる者を考ふるに仏国の財政を改革して国運を挽回せんとせしネツケルは瑞西人にしてナポレオン三世に事へて外務大臣の重任を負ひしワルユースキーは波蘭人なり。是唯仏国に就て世人が知る処の數例を挙ぐるに過ぎず、若し広く内外の書史に徴して其人を求めば其例枚挙に暇あらざらんとす、亦以て外人採用は採用其事を以て利害の標準となす可からずして其採用の方法如何に關するの論旨を見るべき一助たらんとするなり。

其適任を我國人の中に得ざるが為めに外人を使用して是れに一種の裁判権を委ぬる者現に之あり、我通信省管船局は海軍裁判を審案することを掌れり。而して此審吏は船長運転手機關手等の過失ある場合に於ては其免狀の使用を停止し或は禁止するを得るの職権を有す。管船局規則西洋形運転手機關手免狀規則第十條に之を規定して「其筋吏員ヲシテ之ヲ審問セシメ云々」といへり。而して實際に於て如何なる人を審吏とするやを考ふるに、審案せらるゝ船員我國人たる時は我國人之が審吏たりと雖、審案せらるゝ船員にして外人た

る場合に於ては外人を以て之を審理せしむ。此審案は國人を交へずして全く外人のみにて組織せし審庁に於てする者なり。蓋し当初は英人ブラウン氏を以て其專任となせしが、其去りて郵船会社に移るに及び今は英人モンドショウ、スクワイア氏之に當れり。氏は実に英國の海軍非職少佐なりとす。此審案は一人を主任となし他二人の參坐を要する者なるが、此參坐も亦皆外人にして今日に於ては燈台局雇アランス氏海軍省雇ゼームス氏は是に當つると聞く、此事たる頗る奇異の例といふべし。其規則明に「相當の吏員ヲシテ審問セシム」といひ、而して悉く外人を用ゐて此任に當つること此の如し。故に純ら名分の上より説を立つる時は其をして一日も存せしむべきに非ず。然れ共其事の便否を通考するに此審吏が外人たるの故を以て外人の船員に私し故さらに之を擁護して免狀を停禁すべき船員に対し之を停禁せざる等の事ありて我國人に不平の感を生ぜしめたることあらざるなり。我國人に其人を得る迄は外人を使用して此事に當らしむること我施政に便宜あるの故を以て之を保続して今日に至れるなるべし。其名議に於て雇使と稱すと雖も其事實は我國の正官吏が我國人の事件を審理すると同一の事務を此外人に掌理せしめ之をして船員の権

利を許せしむる者にして、正官人雇吏外の區別は實際の事務上之を發見する能はざるなり。

國家其體裁を維持して外人の使用に其道を得せしめば外人をして其技能を遂げしむること國人に異なることなくして大に國利を益することあるべし。苟も其道を失はば外人を用ゐずと雖僞を外國に招くに至らんとす。印度の凌轢せられしは自ら陋習を洗滌せず兄弟又内に闘ぎて之が毀に乗ぜしによるなり。印度高等の種族は歐人を見ると汚穢の異きは之を以て穢れたりとなし破壊し去るに至るといふ今日尙ほ此の如し其思想攘斥の一方に在るが故に歐人に接して之が長を採り以て國事を改良せず一切新奇の事を拒斥して嘗て國運を發達するの方略に出でざりし失計による者にして全く我二十年來の埃及の衰替せるは始めに歐洲諸強國の仲裁によりて土耳其に對する關係を定めたるに原して國王の奢邀により國力に勝へざるの外債を起して國庫の監督を外國の委員に護りたるに成る。其所謂混合裁判なる者も其法官は各國の政府が任免する所の者にして埃及政府の動かす能はざる所なるのみならず、其構成の基礎も亦嘗て外國人採用の案に同じ者あるを見ず、世の耳學の徒僅に外人を裁判庁に用ゆるの一事を見て精く異同の点をも究めず妄に引て其論拠となすは過てりと云ふべし、埃及印度の淪落は

全く他の文明に追隨する能はずして或は内相闘ぎたるに原し或は国力を靡して自ら他の干渉を招きたるによらずばあらず。而して混合裁判の事の如きは埃及の国運を促がせるの原因たるに過ぎざるなり。然るに他の大原因を措きて混合裁判の一事を引き又其構成の基礎全く相異なる外人の採用を難する例證に供せんと欲す適以其疎漏を露呈するに過ぎざるのみ。予は埃及の混合裁判の要領を左に掲げて其我に採用する者と相異なる所を讀者に挙示せん。

一 我外務大臣の通知書中外人採用に關する者は外国出生の者四名を大審院評定官となし外人被告たる場合にのみ日本評定官三名外国出生の評定官四名列席して唯擬律の点を裁判せしむるに在り。

一 法廷の用語は日本語とす。

一 外国出生の評定官は之れを何れの国人より採用するも日本政府の随意にして一切の制限あることなし。

一 外国出生の評定官を任免するは日本政府の全權にして外国政府毫も此間に容喙すること能はず。

一 唯外国出生の者といふに止るが故に之を帰化せる外人より採用するも又は如何なる外人より採用するも或は任用の辞令書を以て帰化の一要件とする独逸の例に倣ふも

を懲戒し之を罷免するの權力なく其權力は一に外人を以て組成せる控訴院に在り。(十九年に中止せし我條約案をボアソナード氏等が痛く非難せしは亦是と同一の事項に係る)

一 右諸裁判所の外人法官は埃及政府より勲章其他の恩賜を蒙るを許さず、之を犯す者は即ち罷免せらる。

一 此立合裁判の條約を廢止変革するには諸外国の承諾を要する者とす、埃及政府は随意に之を行ふを得ず。

是等の諸條一も我法官任用と相同き者あるなし。夫れ外人の任用に關して何人も顧慮する所の者は第一に任命の權我手に在るや否やに在り。第二に懲戒罷免の權我手に在るや否やに在り。第三に外人雇入の仕組は年限後に諸外国の承諾を経ず我權力を以て随意に之を廢止し得べきや否やに在り。而して外人法官雇入の爲め諸外国の干渉を蒙るの恐れありとすれば其憂慮すべき所は唯右の三ヶ條なりとす。

是の三ヶ條は埃及の有する所にして我通知書中には一も是れあるなし。外国に指名の權なし、何に依て其任命に干渉するを得ん。外国に懲戒罷免の權なし、何に依て其懲戒罷免に干渉するを得ん。予定の年限後我は之を廢止するの全權あり、外国何に依て其存廢に干渉するを得ん。是の如く

一切我政府随意の權内に屬して外国政府毫も云々すること能はず。

埃及混合裁判の要領左の如し。

一 埃及政府が雇入るべき法官は先づ外国より其人物を指名す、外国の指名する人物に非れば之を雇入ること能はず、其諸国より採用する人員の割合例せば仏国より何名英国より何名伊嶼よりは何名と国々より指名する人員をも定めあり。是れ其名は埃及の法官なるも其實外国より任命するに同じ、故に埃及の外人法官は其實諸外国の代表者たるの實狀あり。

一 死亡等に依て外人法官に缺員を生ずれば先きに之を指名せし国より復た其の代人を指名するの契約なり。

一 埃及には始審裁判控訴裁判の二種あり、此諸裁判所皆外人法官ありて擬律事實兩ながら之を判決せしむ。

一 右諸裁判所の事務官も亦外人法官が之を任免するの權あり、即ち裁判所附屬の書記其他役員の任免悉く皆外人法官の權内に在り。

一 右諸裁判所の外人法官に過失あるに當り之を懲戒罷免するの權は控訴裁判に在り而して同裁判所には外人法官數多を占むるが故に此法官不正の事あるも埃及政府は之

にして干渉の長ありとせば我國は幾ど一事をも為すこと能はず、條約も亦頼むに足らずして有れども尙ほ無きが如し、世豈此の如き理あらんや。

法典編纂論

我觀聖文武なる天皇陛下が禍亂を截定し海内一統の治を建て玉ひしより更に外政を整へんと欲し明治四年十一月特命全權大使及副使を勅簡し之を歐米諸國に派遣せらる。其聖旨の在る所は之を其差遣の国書中左の勅語に徴すべし。

前今顧フニ條約改正ノ期ハ既ニ追テ一年有弱ノ時ニ在リ朕大ニ之ヲ改正シ我國ヲシテ文明ノ諸國ト對等ノ位置ヲ保クシメ其權利ト其實益ヲ全クセンコトヲ思フ然レドモ朕カ国土ノ文物制度大ニ外國ニ異ナレリ是ヲ以テ朕直ニ條約改正ノ事ヲ成就スルヲ望マズ唯方サニ文明諸國ノ制度ヲ考ヘ其最モ朕ガ国土ニ適スルモノヲ撰ビ之ヲ採テ之ヲ行ヒ徐ニ我政治ト風俗ヲ改良シ以テ文明諸國ト平等ノ位置ヲ保ツニ至ラシム云々此勅語は當時英文にて米新聞復訳して其著書に掲げしを此に重ねて引用せしなり全文は載せて東洋遺稿に在り

蓋し使節差遣の聖旨たる一には國際の旧好を厚くして以て條約改正の地歩を為し、一には海外の事情を視察して以て我文物を開謗せんとするに在る者なり。伏して惟るに聖算

深遠内外政略の要此數行の文中に具はる。諸侯封を擁して邦内龜析し各方其制度を異にするの時に於ては治外法權の撤去を望む可からざるなり。暴民橫行して動もすれば攘斥を主張する時に於ては治外法權の撤去を望む可からざるなり。是れ維新以前の情勢にして此時に當りては国内一人として條約改正を説く者なし。維新以後内治平和為政家始めて修文の具体を思ふ。而して其制度法律徳川氏の旧套を出で、一再の改正を経たりと雖亦明清法典の余を酌み治獄の制は則ち拷訊を以て要具とせしを以て其一斑を察すべし。鋭敏なる政治家は内は以て我民生を保全するの法律に非ずとなし、外は以て外人を服するに足らずとなし、遂に泰西の法制を參酌して法典を修むるの進路を取りたり。司法の衙門夙くもボアソナード氏等を招きて其講習に従事したる内治外交兩ながら進修するの政略に出づる者にして、之を偏へに外交の爲めにするといふは固より不可なりと雖、外交には毫も關係なく唯一片内治の爲に存すといふも亦維新以來の政治史を知らざる者の言なり。勅書中「文明諸國ノ制度ヲ考へ其最モ我國土ニ適スルモノヲ撰ビ之ヲ採テ之ヲ行ヒ徐ニ我政治ト風俗ヲ改良シ以テ文明諸國ト平等ノ位置ヲ保ツニ至ラシム」と以て亦維新の当初よりして廟謨の在

民各自の契約によるべしという指令にて目前の場合を処弁し居るなり。而して世の難者は新法の制定を以て外人に便せんが爲めに作為する者にして、我國人必要の爲めにするに非ずと云ひ、甚きは立法に外人の干渉を容ると云ふに至る。予は此点に就ては世人に対して事實を確定せんことを欲し、第二に我國既往制法の事迹を回顧せんことを欲し、第三に現在の法律如何を考察せんことを欲するなり。夫れ単に新法を公布すといふに止りしも亦條約の正案に載するに非ずして外交文書に掲ぐるに過ず、條約文中嘗て一語の此に及ぶことなし。而して法廷の用語は日本語とすること、是れ亦外交書に明記する所なるときは、制法の主義既に毫も掣肘せらるゝ所なく何の所にか又干渉の事實あらんや。但我大憲院中外人を採用すべき筈なるを以て此評定官の便用の爲めに法律を彼れの国文に翻譯することならん。然れ共既に日本語となすことを明定する時は訳文は之が副にして外人評定官の自用に便するに過ず。是即ち其事實なり、此事實を明知する人は干渉の端を開くの懸念なかるべし、尙是ありと云はゞ既往の事迹に質さんことを請んとす。現行刑法治罪法はボアソナード氏の起草せる者を基礎として我立法司法の当局者之を刪潤議定し天皇陛下の裁可を経た

る所を窺ふに足るべし。近時條約改正の問題に連帶して起りし疑問中一事の特に考察を要する者あり。法典編纂の業即ち是なり。其事業の要点を考ふるに我外務大臣の通知書中居留地撤去前に新法を公布する旨を記載するを以て一朶の疑雲世論の中に現出し、其実如何を詳にせずして之を難する者あり、殊更に事實の争点を曖昧にして反対の便利となす者あり、是れ世人をして此疑問に公明の判断を与へしむるの道に非る也。予の聞知する所を以てするに此外交文書乃ち当局者の通知書には單に「新法を公布ス」といふに止まり、前年中止せし改正案に載するが如く「泰西の主義に則る」云々の文字なく、又「外人ニ通知スル」云々の文字なし、故に新法公布の文意は我政府之を制定して之を官報に掲ぐるを以て其事實を完了し得べき者なり。從來外人が日本の法律に対して服従するに猶予する所以の者は他に非ず夫の結婚離婚法会社條例倒産法等の如き一も具体の者あらずして訴訟の例規も亦断続の條例あるに過ぎず。凡そ是等の缺典は唯外人の我法權の下に安居し肯ぜざるのみに非ず、我國人と雖現に早晚其制定あらんことを望む者多し。(会社の責任に有限無限の区別なきを以て実地の判決にも之を明定するの標準なく追て会社條例を制定する迄人

る者に係る。ボアソナード氏が我制法に功あり現に我勲牌を有するは是等の事に与りて力あるにやらばあらず。抑我政府が刑法治罪法等を制定せられし所以の者は我民生を保安するに在ること勿論なりと雖、兼ねて又外人を我治下に服せしむるの意を含有する者なり。明治十三年我政府の刑法治罪法を新制するや当時露西亜荷蘭等へ差遣せられたる我全權公使をして其仏文に翻譯せし者を携帶せしめたることは是れあり。是を以て之を推せば他の諸國在駐の公使にも同様の事ありしならん。是れ其意果して何くに在りや、我新法の整頓を外國の廷臣に示して以て其信用を厚くし我條約改正を促がすの地歩とせんとするに在りしや知るべし。而して是の事迹に關して二箇の考定すべき者あり、即ち第一に我刑法治罪法は外人の便利となるも我國人の利益とならざりし乎、否我國人の利益となりしことは分明にして若し否と云ふ者あらば請ふ今日之を一廢して新律綱領改正律例を再用するの説を出せ、予は滿天下耆人の賛成者あらざることを信ず(治罪法公布の後其某部は当分之を実施せず今日尙ほ実施せざる者あることを例せば拘留後二十四時間に訊問すべき規則なるも当分は五日間とするが如き國事犯人を高等法院に於て審問すべき定例なるも之を尋常の

法廷に審問するが如き皆治罪法の実施を猶豫する條項なり而して當時諸新聞は大抵其実施の速ならんことを冀望するの意を述たり以て世人が一般に旧法の廢せられて治罪法実施せらるゝの利を悦ぶの一斑を推知すべし）第二に翻譯の文を外人に示せしことは其の威嚴を損じ彼の干渉の端を啓きし乎、否彼等が刑法治罪法の制定を知りて我野蠻の遺法東洋流義の酷刑を去りし事實を明知し以て其信用を増加せしことあるも決して之を損ぜしことある可からず。唯是のみにあらず今年發布せられし我大典即ち憲法は英文の翻譯我官衙の中より出たり。「予は當時英都ロンドンに在り此訳文の我公使館に回はり來りしを見て我政府の用意周到なるを感じたりき」我日本国民は国文を捧讀して其意義を窺ふの能力あり何ぞ英文を藉るの要あらんや、惟ふに我國の美譽を外人にも知らしめて以て我國の品等を高めんとの意に出でしならん、而して予は其効力あるを疑はざるなり。

然りと雖も此に一の考察を要すべきものあり、刑法治罪法の如きは犯罪の処分に屬して夫の民法の人民の情態に関するものと同視すべきにあらず、又商法の旧慣故例ある者と揆を一にす可からず、人民の情態たる複雑交錯而して商

社会に應ずるの法律を一定するの要生じ、革命以後此率に着手するものありと雖も国勢の変遷と共に事情定らずして其成功を見る能はざりしに、恰もナポレオン帝の起るに際し遂に銳意して之を成就するに至りしなり。我今日の国情たる法典の編制に關しては羅馬の時に類せずして寧ろ仏國に似たる處あるが如し。維新の業一統の治を建て、より内は封建廢止の釈に旧態を掃蕩し、外は通交擴張の爲めに新奇の事物屢りに起り、二十二年後の今日より二十二年前の往時を顧みるに殆ど新天地を開きたるものゝ如し。之を商業の一例に考ふるに、銀行の如き諸商會の如きは皆旧慣の下に存せしにあらず、是に於てか会社の責任を確定するの法例を要するあり、破産処分規則を制定すべきあり、而して其制度未だ具はらずして裁判に依拠すべき標準なきもの甚だ多し。司法省の裁判所に達示する處によるに曰く、法律あるものは法律により法律なき場合に於ては習慣により習慣あらざるものは條理によるべしと、法律習慣の二者は予其標準の力あるを信ず。抑其所謂條理とは如何なるものぞ、裁判官各自が胸中に條理と思考する處のものに外ならず。而してその思考する處は各自の氣稟及び學習によりて相同からず、旧學は支那の法論による者あら

業の狀東西慣習を異にす。今西洋の主義に倣ふて之を法典に定めんとするは人事の淆乱を招くの畏あるか故に時々必要に應じて單行法律を制定し以て慣習を破らずして無用の繁文を避くるの優れるに如かずとす。加之法典の編纂は一定簡易の便利あるが如きも之を一定の範圍に限り入れて法律の發達を妨ぐるの弊ありと。是れ皆法典編纂を非とする所以の理由にして、泰西の學士中單行制定法を主張するものは是等の理由に拠りて法典編纂の不利なることを言へり。單行制定法と編成の法典との利害に就きては各主張すべきの理由あり、予も亦此問題に關して容易く其是非を明言すること能はず。然りと雖も其編纂の利害は時勢の如何と編纂体裁の如何とに屬する者なり。蓋し法典の古今に著名なるは羅馬帝ジャスチニアンJustinianの法典仏帝ナポレオンの法典にして、ジャスチニアンJustinianの法典の如きは其載する處の法を新たに制定せしに非ず、多年の法律積累交雜して卷帙浩漭事業の法士すら尙ほ搜索に苦むに至りしを以て之を分科編成したる者にして、多年の發達恰も編制の時期に到達したる者といふべし。ナポレオン法典は其趣大に之に異なり。蓋し仏國千古未見の大革命を経て旧慣古法政体と共に敗壞し新造の社会は別天地の觀を呈したり。是に於てか新

ん。新學は泰西の法理を引くものあらん、泰西主義の學士中英米に独逸に仏蘭西に其學ぶ處異なるに隨ひて其基準を異にし、例へば始審庁の判事は英米法の思想によりて判決し、控訴院は独逸流の法理を以て之を反審し、大審院は又仏國流の例を執りて之を破毀することなしと云ふべからず。今日の情狀は一方には仏國革命の後に類して、一方は我往年情宜裁判の時期に似たるものなり、法典編纂の説起りしこと偶然にあらずるなり、故に法典編纂の議を以て毫も内國の人民に關係なく専ら外交の爲めに起因すといふは未だ事情を察にせず又編纂事務の沿革を知らざるものゝ言といふべし。予今箕作麟祥氏が本年九月東京麹町公民會に於てせし演説筆記に就き左に其要を摘記すべし。

裁判所に於ても一定の規程なきが爲に期限の事等に就ても何れも区々にて、明治十九年に其頃成りし訴訟法案と云へる者あれば現行法律に抵触せざる限りは其手続に拠るべしと内達したれども内達迄に止まれば甚だ不整頓の所もあり、裁判所にとりても訴訟法の無きために頗る困り居るなり。加之立法者にとりても亦困難する處あり、其は單り元老院のみならず勅令省令若くは県知事より發する布令訓令の如きも刑法治罪法に關係ある事は之を以

て標準と為せど、他の民法訴訟法の如きに至りては更に其標準とすべき者あらざれば各自区々の者を作り居れり、是れ其理非は姑く措き官民に取ての迷惑困難は実に尠からざるなり。又法典を編纂するに就て如何にして之を成したるやといふに、之を集むるに於て余程困難せり。日本にても其慣例なきにはあるまじきも西洋の慣習法とは大に趣を異にする者あれば、兎に角刑法治罪法を編みし時の如く文明国の法律を本とせざるべからず。併し此に一の區別を乞ひ度事あり、其は人事編相統編の二ツにて東西固より其習慣を異にし居れば是れ丈けは分かれぬ迄も日本の慣習に就て斟酌する積りなり。然るに世間の之を非とするものは人事相統の二者をも混淆して論ぜり、是れ事の顛末を知らざるが故なり。

以上はその編製の起因体裁の概要如何を見るべくして、其編纂の略史は同演說筆記中之を左の文に概すべし。

三法典の中なる民法案を起草せしはボアソヤード氏にして明治十三年より二十一年に終れり。明治十三年に民法編纂局を設け大木喬任君其長たり。十九年に至りて廢局となり、其中の財産編と取得編とは元老院の議定に附せしに翌二十年に至り都合により之を内閣に引き戻し、其

致し難く未だ日本に其語あらざるより婉ろなく新熟字の現はるゝにて、其結果より見れば彼の義務權利動産不動産と云ふが如きは曾て非常に珍らしと思ひしも今日は一般の通語となりしに異ならず、憲法も發布し市町村の制も施かれし上は條約改正の關係なしに三法典は必ず發布せらるゝならんと思へり云々

以上の説話は法典編纂の一事を案するの好材料に供すべし。條約改正を非とする論者は即ち言ふ、我國今日法典の必要なし、之を編纂するは特に外人の爲めにする者にして之が爲めに我人民の利害を度外に置くなり云々と、而して之に反対する者は明言して毫も條約改正に關係なしといふ。予を以て之を見るに法典編纂は外人の爲めにするといひ国人の利害を度外に置くといふは極度の僻論にして、條約改正に關係なしといふも亦未だ適評といふべからざるなり。夫れ現行の刑法治罪法は十三年に公布せられ、當時新たに派遣せられし我公使が其歐文の訳本を携へて赴任せしは前文に記する処の如し。同年我外務の当局者は法稅兩權に關する改正案を提出したるも其説更に外國公使に容れられず、日本法律の改正編纂終りて愈々領事裁判を不必要とする場合に至りて更に申出る處あるべしといへる空漠無期

後今日の法律取調委員會に下附となり、取調べの上本年政府より全部を元老院に廻して既に議決済とは相成れり。又商法は独逸人ロエスレル氏の起草にかゝり明治十四年より十七年に至る。是も商法編纂局なるもの起り寺島君之が長となりしこともありしが二十年四月廢局となり、民法と共に法律取調委員會に廻り調査の上元老院に出し之も既に議定と相成れり。訴訟法は独逸人デヒョー氏の起草に係り明治十七年より十八年に終る。是も同く訴訟法編纂局あり、玉乃世履三好退蔵の諸氏交々其長たり。二十年に至りて法律取調委員會に下附され既に其取調を了りて元老院に廻りたれば多分当月頃議決の筈なり。以上は三法典編纂に至る手統の概略なり。而して今法典に就て論を為すものは曰く、字句文章に解かり悪き所ありと。如何にも外國人の起草したる翻譯文なれば余程に修正は加へしものゝ未だ全くその臭氣なしとは思はれず、彼の市町村制の如きも旧と独逸人の起草に成れるを以て往々解し兼ねる字句もあり、即ち法人と云ふ如きは頗る耳新しき語なり、併し是とて元來法律が六ツヶ敷にて左る簡易なる事柄にてはなく又西洋の法典なりとて誰にても解し得る文章にはあらず。是れ実に何とも

の決議を以て其局を結びたり。此際に成りたる刑法治罪法既に之を外人に示すの手段を取れり、其編纂豈治外法權撤去の事に關係なしとせんや。然らば則ち我刑法治罪法は我人民の權利を度外に置きたる乎、否決して然らざるなり。如何なる守旧論者と雖も其我人民に利益あること新律綱領改定律例の比に非るを信ずるは刑法治罪法を廢して新律改定の二法を再起すべしと考ふるなきを以て之を證すべし。刑法治罪法固より完全なるものにあらず、今後と雖も社会の事情に應じて修正改定すべき者必ず多からん、然れども之を以て其編纂を非とすべきにあらず、是と同一の理由を以て他の諸法典を評下すべし。夫の法律慣習なきものは條理を以て之を断すべしといへる便宜処辨の不便利不都合なるは何人と雖も之を見認むる處なり誰れか法典全く今日に要なしと言はんや。予は我法典編纂の略史を見て其理由を内治外交に基けざること能はず。而して本編の首に引掲せる御国書中「朕直チニ條約改正ノ事ヲ成就スルヲ望マス唯方サニ文明諸國ノ制度ヲ考ヘ其最モ朕カ国ニ適スルモノヲ選ビ之ヲ採テ之行ヒ徐ニ我カ政治ト風俗ヲ改良シテ以テ文明諸國ト平等ノ位置ヲ保ツニ至ラシメントス」

と勅旨簡にして明なり、以て我法典編纂の本旨を窺ふを得んとす。

第三 條約改正の沿革略

安政元年^{一千八百五十四年}三月三日徳川政府始めて米利堅合衆国と和親條約を結びしより、英露蘭仏葡独瑞白伊丁西及び瑞典の十二国は逐次に修好通商條約を訂結し、同幕府より之を明治政府に引継ぐこととなりしが合衆国條約の第十三條に左の文あり。曰く、

今ヨリ凡百七十一箇月（即一千八百七十二年^{明治五年}七月四日に當る）雙方政府ノ存意ヲ以テ兩國ノ内ヨリ一箇年前ニ通達シ此條約並ニ神奈川條約ノ内存シ置ク箇條及ビ此書ニ添タル別冊共ニ雙方委任ノ役人実験ノ上談判ヲ尽シ補ヒ或ハ改ムル事ヲ得ベシ。

此の條によるに一千八百七十二年^{明治五年}七月四日は改約の期限に當れり。是より先き既に内政維新の業を成就したるを以て外に向つて交際の体裁を全くせんと欲したるも、我制度文物の改良すべき者尙ほ多きを以て、修交視察の二事を兼ねて四年十一月岩倉右大臣を特命全權大使となし木戸参議大久保大藏卿伊藤工部大輔山口外務少輔を以て同副使となして訂盟諸国に派遣せしむ。大使の一行十七ヶ月に

して帰朝す。是より先き明治二年九月埴地利洪喝利と同四年七月布哇国と同六年八月秘魯国と修交條約を訂結せしが、其約文に異同詳略の別ありと雖も皆治外法權を許さざるなし。埴国は勢威英独仏に譲るありと雖も亦文明の一国と称せらる加之明治の初年内治未だ整はざるの時に於てするを以て是に与ふるに治外法權の特典を以てしたるは予深く之を怪まずと雖も、四年に至りては我國運も亦既に往日の比にあらず。而して秘魯は南米の偏邦蓋し北米墨斯哥の下に在るも決して其上に出づること能はず、布哇に至りては渺乎たる群小嶋のみ、名義上独立と称すと雖其文物國勢を遙考するに僅に歐洲殖民の小嶋国と伍を為すに航ぎず。然るに寺島副島諸君の如き老練の外交官が修交の局に當りて是等の諸国に許すに治外法權の特典を以てせしは予大に是に憾なきに非ず。（明治四年七月布哇條約は外務卿沢宣嘉君外務大輔寺島宗則君談判調印し六年八月秘魯條約は外務卿副島種臣君談判調印したり）大使帰朝の後對韓政略の議協はさる為に内閣に交渉あり、七年には佐賀の乱あり、踵て台灣の役あり、又清廷の談判起り、未だ一歳ならずして江華の変あり、日韓の修文繼に成る時又熊本山口の暴動あり、其事平ぐの後三月を出でざるに忽にして十年西

南の叛乱あり、数年の間殆ど寧日の少きを覺へたり。此間政府に余閑少かりしも尙ほ改正の期既に過ぎしを以て当局者は一日之を懷に忘ることゝ能はず、明治八年に當り初めて改約の新案を立てたりしが、其案は唯稅權に止りて一言も法權に及ばず、先づ輸入稅則に就き改正を試みんと欲して稅率平均一割九分強の案を立て之を各国政府に謀りしに、英國は痛く之に反對したるを以て事就らずして止みぬ、是を第一回の談判とす、蓋し徳川政府の始めて諸国と通商條約を結びし時其課稅平均の率は二割なりしに、其末路攘夷の氣焰熾なるが為め約に随ひて兵庫の開港を決定すること能はず、外人又政府が保安の職分を尽さざるを責めて自衛を為すの外なき旨を主張し外兵を我開港場に置くの費用を補はんが為めに海關稅率を低下せんことを要求し、幕府之を拒むこと能はず、慶応二年五月十三日の改約の爲めに平均五分に引き下げたり、現行の稅率即ち是なり。明治八年に出したる改約新案は略ぼ安政年間の原約に同じきものにして我の要求決して満足すべきものに非るも其すら彼等一概に之を拒絶して第一回の談判烏有に歸したり。薩匪の乱已に平ぎて海内寧靜に歸せしかば再び改約の説起り、我が政府は先づ米国に向て之を實行せんと欲し、明治

十一年其談判を決了し翌年之を確定したり。是案も亦専ら稅權に屬して法權に及ばず。而して其要旨は従前の稅率を全廢し日本政府は他の外国より輸入する同種類の物品に課する者に超過せざる範圍内に於ては合衆国より輸入する者に自由に課稅するを得べく日本及合衆国は相互の輸出品に課稅せざることゝせり。是が報酬として我政府は下の関及び其他一港を開くべきことを約したり。是約たる法權の上に於ては我に一も得る処なく依然として治外法權の存するあり、固より満足すべきの改正にあらずと雖、其れすら第十條に於て「此約書ハ日本ト他ノ締盟各國ト現実此約書ト均キ所ノ約書或ハ現存條約ノ重修ヲ取締ビ右現行ノ時ニ至リ実施ス可シ」と明記しあるを以て他の諸国改約を肯ぜざる間は之を實施すること能はず、且当時彼の所謂最惠國條款の解釈定らずして無制限の者たる如き状ありしを以て、

日英條約第二十三條に曰く、日本政府ヨリ向後外国ノ政府及臣民ニ許スベキ特典アル時ハ貌利太尼亜政府国民ヘモ同様ノ免許アルベシ、と各國約書に皆同様なる意義の條款あり。此條款を解するに二様あり、一は甲国に向ひて与へたる利益は何事に限らず乙国も亦同一の利益を受

くべしと解釈する者あり、之を無制限の最惠國條款といふ。一は他國我に向ひて利益を与ふる時我之が報酬として彼に利益を与ふ、此の如き互換の譲与は雙方の特約に屬して他に及ぼさずと解釈すること之を有制限の最惠國條款といふ。從來此解釈定まらず、故に我に厚意を呈する米國の如きあるも我之に對するの特約を實行するを猶豫せしに、本年墨是哥と條約を結ぶに至りて我は始より墨是哥に向て雜居を許し、彼は始より法權を全く我に歸して此特約を他に及ぼさざりしを以て、最惠國約條は有制限の者なることは至りて判然せしなり。

之を實行するに於ては我が政府が米國に對する報酬として開かんとする下の關及他の一港に他の外國は我に一の譲与する處なくして入り来らんとするの畏ありしを以て何れにしても之を實行すること能はず遂に一片の空文と同様の姿を現したり。同十二年英公使パークス氏改正談判を成就せんと欲せば各國を共同して一体となし此共同体に就て謀る所あるべしとの議を建て、同十三年法稅兩權に關する改正を提出せり、是れ法權に關する改正に着手せし權輿なりとす。而して外人の求むる處は全國を開くにあり、我政府の要むる所は治外法權の撤去に在り、此時我に於ては全國

判所ニ出頭セズ自國領事ノ仲裁ヲ仰クコトヲ得

日本政府ハ諸裁判所ニ相當ノ通弁ヲ置クノ責ヲ負フベシ

外國人ニ通弁又ハ弁護人ヲ置クタメ特別ノ保證ヲ為スベシ

外國人監獄ニ入ルノ場合ニ於テハ特別ノ取扱ヲ為スベシ

輕罪違警罪ニ限り遊歩規程外ニ於テハ日本ノ裁判廷之ヲ

裁判スルコトヲ得此日本裁判廷とは矢張多數の外國人を

純粹の日本裁判官を以て

組織せるものにあらす

神戸横濱兩地ノ治安裁判所及ビ始審裁判所ノ判事ニハ外

國人ヲ採用スベキコト、控訴院ニハ外國人十三人ヲ採用

スベキコト、大審院ニハ四名乃至五名ノ外國裁判官ヲ置

クコト。

以上は改正案の要項にして該案中には海關稅の改正に及ぶもの管て之あることなく、裁判權に於ては僅に遊歩規程外即ち居留地より十里外に於て犯したる輕罪違警罪を日本の法廷に於て処分し得るに止まり、其他は治安始審の兩裁判所控訴大審の二院皆何れも多數の外國人を以て其法廷を組織し、内外人の訴訟を裁判する者なれば、現行條約を其儘に存し置き内地雜居を彼に許すと大差なきのみならず、

開放に異議なかりしも、彼に於ては我法律の性質及び裁判官の人物に對して異議を立て裁判其結果を見るに至らず、到底領事裁判を撤去することは日本法律の改正を待ち治外法權を要せざる場合に至りて再び商議すべしといへる期限なき延引を以て其終を告げたり、之を第二回の談判とす。我が政府が刑法治罪法を公布せしは實に此年にあり、以て外交制法の二者相交渉するの迹を見るべし。

明治十五年條約改正の下調會議を外務省に開き必要適宜の改正を加ふるの基本を立て露獨英白仏墺蘭西米葡伊十一ヶ國の委員に對して開議し、我委員は全く開國の見込を立て内地雜居の事を申出でたり今其案なりと世に伝ふる者より要領を抄出すること左の如し。

外國人關係ノ民刑訴訟ハ外國人ト日本人トヲ以テ組織セル立合裁判所ニ於テ裁判スベシ

外國人ニ關係セル訴訟ハ外國人ノ望ニヨリテハ始審裁判所ヲ經ズ直ニ訟訴院ニ訴フルコトヲ得ベシ

外國人土地ヲ所有スル時ハ地方政治ニ參与シ日本人同様議員選舉ノ權ヲ有スベシ

外國人ハ被告ノ地位ニ立テ裁判所ヨリ召喚ヲ受クルモ裁

輕罪違警罪の裁判權を居留地以外の遊歩規程即ち十里以外に広むるが如き、是に對して内地を開き雜居を許すが如き、彼に譲与する處甚だ多くして我に新得する處幾許もあることなく我の不利甚きにも拘らず之に同意せしものは僅に米獨兩國の全權委員のみにして、他は尽く之れに反對し、就中英仏二國の全權委員は日本政府が如何なる法律を内地に施すべき乎又如何なる裁判官を任用する乎、之を豫知せんと欲すとの議を立て、共同一致の結果を收むべくもあらず、加之夫の同意を表したる米國公使すら改正條款の末文に「以上ノ條款ハ各國一致ノ承諾ヲ得タル上ニテ之ヲ實行ス」との一ヶ條を附加せしを以て談判一も効果を見ずして止みぬ、之を第三回の談判とす。是の如く數回の談判其功を奏せざるを以て、先づ連合の盟主とも言ふべき英國公使に我改正案を示し其同意を得て同公使の手より各國公使に廻付するの順序となし明治十七年更に改正案を提出せしが、其條目中法權に關する重なる條は左の如し。

一 外國人ニ係ル事件ニシテ日本裁判官ノ審現スベキ者ハ十日以内ノ禁錮三十円以下ノ罰金ニ該ル刑事被告人場合ニ限ルコト

一 外國人ニ係ル事件ニシテ日本裁判官ノ審理スベキモ

ノハ五百円以下ノ民事訴訟ニ限ルコト
但居留地内ハ此限ニアラズ

右の基礎を以て明治十九年外務省内に會議を開き、去る十五年の下調會議を完結すべき目的を立てたりしが、右兩件の民刑事事に関する限界に付き實際上の手續を明劃にし難きが為め議論紛々として更に決せず、檢事の見込別によりて十日以内三十円の者たることを豫定すべき乎、抑も別權限裁判所を設くべき乎の疑問起り、之を結了し得ざるに際し、英独兩公使より一の改良案を提出し議事を開くに及び、其案たる我に取りて譲与の非常に大なるに拘はらず、仏伊兩國公使は尙ほ之に異議を唱へ、其全文の宣布方法に關し説を立て、曰く、先づ之を英仏独三語に翻譯して各國に廻示し其承認を要すと此際御雇教師仏人ボアソナード氏此改正案の日本に不利なる所以を述べたる建議ありて政府内外に反對論起り、二十年七月十八日に至りて俄に議事を中止したり、是を第四回の談判となす。

以上は既往の沿革にして現時の問題たる第五回改正案は既に世に伝播せるが故に更に之を記するの要なし。是等歴史的の事實は單に從來の沿革を示し説者をして參考する処あらしめんと欲するに在り。太凡政治の問題は唯現在の現

めに之を廢棄し、改正の期何れに在るを知らずして現行の條約を繼續すべしという者あらば、是れ萬金を欲して之を得ざる為めに千金を棄て反て百金の所得に甘ぜんとする者なり、是れ豈政治家の能くするを得べき者ならんや。

予が今日論者に向ひて主として反省を請ふべき者は先づ事實を確定して精く利害を比較せんことは是れなり。事實を確定せずして得失を論ずるは猶ほ浮雲を標準として測地に從事するが如し、勞すると雖何の益あらんや。予は今日の如く高給を払ふて多くの外人を採用するを喜ぶ者に非ざるなり、唯正官任用を喜ばざるのみに非ず、雇使と雖も亦邦國の為めに奨励すべきの美事にはあらず。夫れ我國人の任用使用を冀望する者真に多し、之を措きて外人に位置を給ふ、是れ國人の利益に非ざるなり。今日使用の外人中我高等官に過ぐるの高給を受ける者あり、若し國人を採用して之を代らしめば此高給を払ふことを要せず、唯其れ外人を用ゐるが為めに然るものなるときは是事固より政府の利益に非ざるなり。故に他の事情を論外に置きて單純に外人使用の可否如何を問ふ者あらば予は直ちに其不可なる旨を答へて少間も猶豫せざるべし、豈夫の名分論者の如く正官は不可なり雇使は可なりと云ふが如き區別を為す者ならんや然り

象にのみこれ拠りて適當の判断を下し得べきにあらず、是れ予が知友と共に此國家の重要問題を考究せんが為めに私見を述ぶるに先ち此一篇を挿入せし所以なり。予は此篇に一言の私見を加へずして得失の意見を讀者の判断に一任す、予の考案は之を次篇政略の中に見んことを請はんと欲するなり。

第四 外交政略總論

予は前來の諸篇に於て世論未決の疑問を略論したり、請ふ是より進て改正の政略を評下し以て本書の結論となさん。夫れ政治は利害の比較を以て其基本となす、之を營利の事業に譬へんに千金の贏利は萬金の多きに如かずと雖、之を百金に比せば十倍の利益あり。此に人あり若し萬金を得るに非れば用を為さずと云ひて千金の所得を棄し却て百金の所得に甘ぜば人皆其愚を嗤はんとす、況や千金の所得より進みて萬金を得るの道ある者に於てをや。現時の問題たる條約改正の是非を斷ぜんとせば利害の分量を比較して其結果如何を考察せざる可からざるなり。世若し今回の改正案を以て完全なりと評する者あらば是れ千金の所得に甘じて萬金の望みなき者と言はざる可からず、是れ豈吾人の心ならんや。之に反して此改正案の完全ならざるが為

と雖之を現時の事情に照し之を政務の得失に考へ以て比較上の監察を下さんに予は唯外人を雇使するを可とするのみならず得る所の利益果して多ければ之を正官に任用するも亦可なりとして少間も猶豫せざるべし何となれば是れ政略上の問題にして、其得失は比較的の考察に屬するが故なり。我政府が現在雇使の外人に与ふるの給料寡しとなさず、然れ共是が為に我文芸技術に於て得る所亦甚だ多し。今日雇使する所の外人を一廬して之に代ゆるに國人を以てせん歟、能く彼等が為す所の事を為す者を得るの見込ある乎。憶ふに多數の外人中卓絶の技芸なき者もあるべく國人にして或は之に過ぐるの技倆ある者あらん、然れ共之を全廢して毫も我に缺くる所なしとは予は残念ながら之を今日に明言する能はざるなり。外人を逐ひて我進歩を遅々すると高給を払ふも之を用ゐて我進歩を助くると比較上何れを利益とするやと云はゞ、予は其能く我國人爲す能はざる所の事を為して以て我文化を補ひ遂に外人使用の要なきに至らしむるの見込ある者は之を採用するの斷じて得策たることを明言すべし。我鐵道電線は其初悉皆之を外國工師の手に委ねたり。今日に至りては此二業に外人使用の必要なきに至りし所以の者は当初外人を使用せし成果なりとす。

若し当初外人を使用して是を試設せざらしめよ、予は今日の状を見る能はざるべきを知るなり。而して今日我文武の諸部に外人を使用するも亦唯同様の成果あらんことを欲するのみ、我豈好みて外人を使用して国人居るべきの位置を填塞し之に対して甘じて高給を払ふを願はんや。

予が今日外人雇使を可とするの本旨此の如し。夫の大審院に外人採用するの問題を論ずるに至ても亦猶ほ此の如きなり。若し外人を採用せずして法権を我に収むるを得ば何人と雖も是を以て萬全の得策なりと云はざる者無かるべし。然りと雖も若干年を期して外人を任用せば以て治外法権を撤去すべく、外人を任用せざれば治外法権を継続すべしと、此兩者相對の事實を挙げて其一を選取せんには、予は断然外人を任用するも亦治外法権を撤去せんと欲する者なり。世或は治外法権は実害なし故に之を保続するも妨けなしといふ者あり(甲)、或は外人を任用せざるも直ちに治外法権を撤去するを得べしといふ者あり(乙)、予を以て之を見るに治外法権害なしといふは是れ現、居留地制度の事實を知らざる者の言といふべく、外人を任用せずして直ちに治外法権を撤去せんといふは是れ彼外交歴史を知らざる者言といふべし。居留地制度の不便不都合なることは

議員の選挙権を有しめんことを求めたり、條約訂結後五ヶ年間は遊歩規程内(即ち居留地以外十里四方は)領事裁判を拵めて之を保持せんことを欲したり、世に伝ふる所実に此の如きなり、僅々二年以前彼等が要求せし所此の如く其れ多し、而して我国人及びボアソナード氏等が是等の要求を許すを不可として之に反対の意見を立てしが、其反対は専ら外人の罷免を外人組織の懲戒法庁に決せしめ法律制定及び改正を外国に通知するの條項に存せしなり。今回の案は是等の点を除くことを得たり、而して其彼れに譲りたる要款は左の三事に存す。

外国人被告となりたる訴訟事件を審理する為め日本大審院に外国判事四名を置く事

外人が裁判所に於て被告となりたる場合に限り外人多数を以て組織せる大審院に訴うるを得る事

新法(民法訴訟法商法を指す)は治外法権撤去の期限以前に之を公布する事

夫れ二年以前彼れより許多の要求を為して我殆ど之に協同せんとするが如き勢ありしに今日は一箇の譲与なくして直ちに法権の全部を収めんことは事情に於て至難の事といはざる可からず、否寧ろ成し得ざるの事といはざる可から

予之を後文に説くべし、外交の沿革は読者予の前論に於て之を觀ることを得しならん、我政府は明治四年以来條約を改正するの志を立てしなり、十七年来一日も此念を絶たざりしなり。改正の談判は既に四回を重ね今回の案を併せて五回に至りぬ。而して或は彼れ我要求を容れざるが為めに破れ或は其不利を見て中止したるなり。其第四回の談判に於ては彼れ卅五人より四十人の外人判事を我諸裁判所(始審裁判所、控訴院、大審院等)に配置せんとしたり、十一人の外人檢事を採用せんことを望みたり、外人に係る訴件は其原被告を告はず之を外人多数の法廷に附せんことを望みたり、日本の法律を泰西主義を以て制定せんことを欲したり、日本語及び英語を以て法廷の用語とせんことを望みたり、其改正あるに及びては八ヶ月前に條約国に通知せんことを望みたり、外人判事の任用罷免は外国政府の承諾を取らしめんとしたり、其任期間に罷免せんと欲するときは外人を以て組織せる懲戒裁判所に訴へて之を決せんことを求めたり、外人の死刑に該たる者は裁判宣告の後之を其罪人の本国に引渡すべきことを求めたり、外人入監の節は特別の取扱を為さしめんが為に監獄則を作り之を各国に通せんことを請ひたり、土地所有の外人をして地方

す。明治五年條約改正の期限に達するにも拘らず今日に至る迄遂に一條を變じて我の權利を拡張する能はざりし事迹を考ふる時は二年の星霜を経たるのみにて此僅々の譲与に止るの約を成すを得ば比較上得る所少しと云ふを得ざるなり。然りと雖若し今日は是等の譲与を為すを肯ぜずして談判を中止せば、數年以後絲毫の譲与を為さずして直ちに對等の條約を結び得べき確實なる期限と保証とあらんには、予は之れに同意するを猶豫せざるべしと雖も、何人も此期限を立てる能はず、又保證を与る能はざるは予の信する所なり。萬一今回の談判を中止し其調印せし者を名義をも立てずして遠慮なく破却し數年以後新たに談判を開くあらんに、此時些少の譲与なくして直ちに對等の權利を全收せんといふ者あらん歟既往に徴して將來を推すに予は断じて其能はざる所なるを信するなり。是れ予が確實の手段によりて今日に其全收の期限を豫定するの方略に与みする所以にして好みて此に出づるに非ず、兩者利害の比較より考察して寧ろ之を撰取するの意に外ならざるなり。

非改正論者中種々の異論に分歧すと雖其大要を約するに蓋二あり。一は直ちに對等條約を結ぶべし、若し能はざれば之を中止すべしといふ者にして、予の之れに与みせざる所

以の理は前述の如くなり。他の一は治外法権は弊害なし、実行條約は国利を毀損する者に非るが故に之を改正するの必要なしとふい者はなり、左の論の如きは即ち此種の者に屬す。

治外法権ハ強チ國家獨立ノ大權ヲ毀損シタルモノニアラズ要スルニ開化ノ系統ヲ同クセザル異國人種ガ國間實際ヲ開クニ當リ彼我ノ便利ヲ計リテ設ケタル一大便法ナリト謂フベシ云々（利國新志第一号外交條約論）

此の論者の如きは現に我國の居留地制度に附着する諸種の弊害あるを知らず、又道路開通の便利進むと共に此弊害漸く全国に及ぶの勢あるを知らざる者なり、請ふ先ず現在の弊害を言はん。夫れ外人が犯罪犯則を為して被告人たるの場合に於ては之を其犯人本国の裁判官に付して其の法律を以て之を処分せしむるを治外法権の本色となす。故に我國法は彼外人を支配すること能はず、内外交渉の事件に於て我行政規則を彼れは及ぼさざれば我人民を保護する能はざる場合に當りても治外法権の結果として我法を彼れに加ふる能はず、之を彼れに加へんとするは我法律をして條約諸國の法律に變ぜしめざる可からず、之を詳言すれば我法律を彼れに採用せしめざる可からざるなり。此場合に於て法

而して民刑兩件彼れの裁判庁に於てする者は全く此條に合はざるなり。治外法権の我國の面目を毀つこと斯の如く其れ明なり。苟も我立憲の主義を内外に伸べんと欲する者誰れか治外法権の一日も速に撤去せらるゝことを望まざるを得んや。

以上は特に國家の体面より立論する者なり、其實地に我政治上民治上の不便不都合を挙げんに、明治三年我政府は港則を制定して船舶の出入を規制せんと欲せしも邦人のみ此事を司りては外人故障を此事に容れんことを慮り英人を用いて此事務に當らしめたり。此行政規則と雖も治外法権の結果として彼外国官吏の同意を得るに非ざれば外人を緊束するを得ず、其同意を得るには我は常に請求者の位置に立ち彼れは許諾者の位置に立てり。故に事あるに臨み其許諾を得んとせば彼の好意を迎へて目前の便利を計るに至ること勢の然らしむる所、其当務者の力微なるが為めにのみに非ずして制度約束の不都合共に之が病源たり、即ち治外法権の之を然らしむる者たること昭然明白なりとす。此の如き手続を経て施行したる港則も亦十分に其効力を伸ぶる能はず、外船往々出入す可からざる時間に入し碇泊す可からざる場所に碇泊し、甚きは石炭の焼燬を海中に投ずるあ

律の制裁力は我主權より流出したる者と言ふ可からずして彼等本國主權の力を假りて我法律を彼等外人に及ぼすに過ぎざるなり。謹て案するに我憲法第一條に曰く、

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

嗚呼我大八洲は寸土尺地も我天皇の君臨し玉へる版圖ならざるなし而して此一條は實に憲法の首腦にして國体の擲りて立つ所なり。然るに現に我横濱神戸長崎箱館新潟の五港及び東京大坂二市の外人居留する所の一部局は彼等を支配するの法律は我統治權より流出する者に非ず、即ち憲法第一條は我全國に普及せざるなり。是れ名分上國の爲めに大に慨くべき者に非ずや、人民相互の訴訟に於ても亦此の如く我れ原告たるの場合に於ては常に之を彼の裁判庁に訴へ外国官吏の裁判を受けざる可からざるは現時の事實なり。憲法第二十四條に曰く、

日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

然れ共今日我人民の外人を被告とする者は之を我裁判庁に訴ふること能はず、是れ憲法第二十四條の効力を減縮する者に非ずや。憲法第五十七條に曰く、

司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

り船足を水底に棄つるありてさしも我良港の聞へある長崎港の如きも今は海底水浅くして大船の出入に不便を感じるに至れり。又檢疫條例の如きも同一の事情あるが爲めに彼れの協同を得るに非れば之を外人に実施すること能はず、其間又紛擾を生ずること少しとせず、明治十二年七月十五日独乙軍艦アスベリア号は我檢疫規則を破りて横濱に突入し之が爲めに一場の騒擾を醸せしは世人の能く記憶する所なり。銃獵規則の禽獸繁殖の爲めに又民生保護の爲めに必要なるは論を待たず、故に其規則には一定の期節と禁制の場所とを指示せり、即ち純乎たる政府の法令に屬す。然れ共此法彼の外人を規制する能はざるを以て一種特別の規則を設けて之を処理せり、其外人に對する者は法律の緊束に非ずして一種の條約なり、（外人銃獵免狀取扱條例第二條に曰く免狀下渡ノ節ハ外人ヲシテ別紙雛形ノ通り條約書ニ記名調印セシメ各地方長官東京ニ於テハ警視長官モ同ク記名調印シテ之ヲ該庁ニ留メ置キ免狀渡方）是れ往々外人の銃獵者が不都合の挙動を為す所以にして此場合に於ても亦之を領事庁に訴出するの一方あるのみ。就中我北海道獵虎獵の如きは一定の禁あるに欧米の獵虎獵船は此禁を犯して奇利を博せんと欲し以て其繁殖を妨ぐるに至る。明治二十年英國獵虎獵船が獵虎皮を積

載して函館に入港したりしを以て之を同港英国領事庁に訴へて其処分を求めたるも遂に其目的を果す能はざりき。警察の事に於ても亦然り、賭博の如き売淫の如き違警罪に処すべき行為を外人名義の下に遂げ以て逃避の狭計を立つる者居留地に往々之れ在り。然れども我警察官之に手を入るゝこと能はず、特に大坂神戸に在りては居留地の警察外人の掌中に在るがために現に警察の制度に背く者を目撃するも外人自ら之を制するの外我国人は之を奈何ともすること能はざるなり。往年清国軍艦の長崎に繋留せしとき其水夫と我巡査との間に紛擾を生じたるが同港居留の欧米は人我巡査の爲す所に対して苦情を鳴らし其極我巡査をして帯剣を廢せしむるに至りたり。夫れ巡査の帯剣果して害あらん歟、我日本全国の巡査に之を廢せしむべし、若し夫れ然らざれば長崎に限りて之を廢するの理ある可からず、而して現実の狀斯くの如し、是れ皆居留地の外人が其本国の法律に支配せられて我法權の彼等を制せざる影響たらすばあらず、明治十八年英人ブラックなる者東京築地の居留地内に日本酒を醸造せんと企て又清人文承陳は新潟の居留地に同様の計画を爲し、一時我政府と酒造營業者とを吃驚せしめたり。是れ我政府が酒税を高課するの令を定めしも其令は彼

定し勅裁を経て公布せられたる純然たる法律なり。然れ共米国公使之れに対して異議を唱へたるの故を以て之を実行する能はざりき、是れ唯制法の權利毀害せられしのみならず我政府が民生保安の爲めに防がんとせし危険制止の目的を壞打せられし者なり。而して近事に就て之を言ふにガゼット新聞は我條約案及び告知書を掲載して毫も顧る所なく、却て我内国の新聞は其翻訳を掲載して罰を被れり、是れ亦治外法權の一結果となす。

以上列叙せし不便不利は我政府が政施上に於て蒙る所の者なり、其私個人人民が治外法權の爲めに彼る所の不便を略述せん。今日の狀たる我人民は外人に対して實際訴訟權を失へるが如き狀あり。民刑の事件に於て我人民の彼等を訴告する者は之を彼れの裁判庁に訴告せざる可からずして其國語法律皆我と異なり、又法廷に辨疏するには中には彼國の例習に準じて免許を受けたる所の代言人を用ゐるを必要とするのみならず、依頼者と代言人との間に事を辨する通弁を使用せざる可からず。是れが爲めに費す所の資金甚だ多きを以て其訴告すべき事件重大の關係ある者に非れば費用煩勞の大なるに僻易し我に理あるの訴件と雖も之を訴へずして過ぐるに至る是れ黙止するの損害は訴告するの損害よ

居留地に行はれざるを奇貨とし無税の酒を売出して以て奇利を博んと爲したるなり。此計画や我政府と外国公使との間に談判を開き僅に之れを止むるを得たり、亦國家の爲めに羞づべく嘆すべき事といふべし。明治五六年の頃には英人ブラック日新真事誌といへる国字新聞を東京に發兌したることありて我政府と英公使との間に談判を開きて之を停め、今日坊間に流布するトバエと稱する雑誌は仏人ビゴが横濱に發行する所にして其国字を交ゆるが爲に我政府は仏公使は談判して其国字を削らしむこととなれり。若し治外法權を居留地に行はれしめざらん歟、我法律は能く彼等を支配するを得るが故に一の談判を要せずして我目的を達すべし、唯我統治權居留地に及ばず是れ此煩勞と苦心とある所以なり。然れ共幸にして彼公使等我政府の要求に同意したるが故に其目的を達するを得しのみ。萬一彼れ德義の制裁を忘れて是れに協同せざるも治外法權の存する限りは我之を奈何ともするも能はざるなり。合衆國政府は實際に厚誼を示したること他國の上に在り、然れ共石油の取締に關しては彼公使我に協同せざりしを以て我法律は之が爲めに無効の姿となりたり。明治十四年八月十三日第四号布告石油取締規則は華氏百二十度の熱度に達せざるも引火すべき石油の輸入販売を禁じたるものなり、是れ我元老院が議

り小なるが故なり。我に勝算ある者と雖も尙ほ然り、況や其勝敗未分の者に於てをや。我國人の枉屈に甘すること實に勢の然らしむる者といふべし。是れ名は領事裁判の設ありと雖も我人民をして訴權を實地に拋棄せしむる者といふも決して過言に非るなり。然りと雖是れ唯始審の場合を言ふのみ、彼外國人も亦我國人を被告とするの場合に於て始めて我裁判所に來訴し我代言人を用ゐ我國語を借るの故を以て暫く始審に於ては彼我同一の位置に居ると仮定することを得べし。然りと雖其控訴上告の場合に至りては亦彼れは其居留地に近き我控訴院に訴ふるの便あり、大審院に訴るも近きも數時遠きは數日に出でざるなり。我國人は是に異なり、若し我居留地の裁判庁に敗を取りて之を控訴せんとする於ては遠く海外に旅行せざる可からず。欧米十數の訂盟國中独り英國の控訴院上海に在るのみ、其余は本國に赴かざれば控訴を爲すこと能はず。上海すら數日の航路を取らざる可からず、若し夫れ本國に至りては少くも半月多きは月余の旅程を経るを要す。風俗言語異なるの國に向ひ誰れか遠く控訴上告の勞を取り多額の費用を抛ちて勝を萬一に賭する者あらんや。開交以來今日に至る迄殆んど卅五年我政府及び人民の外人を被告としたること其數幾許の多

きに至りしを知らずと雖其始審に敗れて控訴上告の勞を取りし者果して幾件ぞ。予が知る所を以てするに往年政府が阿片を密輸せし英人を控訴せし一事を除き他に其例あるを聞かざるなり。政府の事は或は此他にあるや否を知らず、仮令之あるも蓋し一二に過ぎざるべし、人民に至りては予は断じて此事なきを信ず。其事実此の如し、是れ我人國人は彼外人に対する控訴上告の權利を剝奪せられしと云うも予は決して過言に非るを信するなり。世人若し今日居留地に行はるゝ裁判の事実如何を詳知せば此控訴上告權を剝奪せらるゝ吾國人の不幸甚だ痛むべきを感ずるなるべし。今日の條約諸國十余の多きあり（總數二十ヶ國ありと雖も其中支那朝鮮暹羅は基礎を異にし墨西哥は治外法權を有せず故に之を省く）と雖も其中専門法律の士を置きて専任判事たらしむる者は独り英の一国あるのみ、其れすら之を横濱の一港に置きて他の諸港には尋常領事の判事を兼ねあるに過ぎず、其他は皆商業の事を監するを以て其本分とする者にして、法律の經歷ある人より簡拔せしに非るなり。加之其居留の國人少き國の領事は其身躬ら商業を営み居る者ありて領事の職は殆ど兼業の姿となれり。我國人が外人を被告とする場合に於ては此商業兼領事たる人起ちて判事の

一定して今日に変ぜざる者なり。而して内國の諸税は維新以後大に増加したるを見れば之を今日に改正せんことは内外の關係に於て順応の事といふべし、然れ共現行の條約繼續する間は之を奈何ともする能はざるなり。關税に關して權利の上よりも実益の上よりも改正を要する緊切の一理由あり、現行の條約に於ては外國より輸入する物品に対しては我政府平均五分より以上の税を課するを得ざる嚴重なる制限ありながら我より諸國に輸入する物品に対しては條約文中一字の課税を規定する者あることなし。故に諸外國は我國より輸送する物品を取扱ふに當り無條約國より輸送し来る物品を取扱ふの方法を適用し所謂課税通則によりて之を課するが故に特約ある諸國よりも多くの税を彼れに収めらる。

課税に二様の方法あり。米國の如きは保護税政略を取りて他國より来る所の輸入物品に対し自國定むる所の隨意の税を課し是と同時に米國の物品を他國に輸入するに於ても諸國の隨意に任ず、是れ相互隨意の課税にして彼我同等の條約とす。英國の仏國に於けるや是に異にして仏國に物品に対して何程の課税と定め仏國も亦英國の物品に対して何程の課税と定む、是れ協同制限の課税法にし

椅子に着く其裁判の精からざる亦推知すべし。而して實際に於ては此不精確の裁判は直ちに終審の裁判となる者とす。何となれば我人民は距離の爲め費用の爲めに實地の上に於ては控訴上告の權利を剝奪せられ居るが故なり。事情此の如くなるも今日尙ほ治外法權に弊害なし異種人の間に行はるゝ便法なりと評するを得るや否や、予は此の安氣なる論者に対して更に弁論を果ねるの要を見ざるなり。法權の上に於ては之を名分に質すに我統治權を損じ人民裁判の事權を害せらるゝあり、之を實際に考ふるに行政の障礙と裁判の不便となること亦此の如く其れ大なり、更に税權に就て之を考ふるに現行條約が我に与ふるの不利甚だ大なるを覺ゆ。蓋し我國の初めて外交を訂するに當り平均二割の輸入税を課するの約を立てしに、國內の紛擾及び兵庫開港延期の爲めに慶應二年五月十三日税率を低下して平均五分となし以て今日に至れるなり。予は漫に輸入税を増加して内國の興業を保護するの政略を主持する者に非ず、然りと雖内國の諸税増加する場合に於て之を海關に移課し或は從來の内地税を減却し或は新課の増税を止むるが如きは施政上大に便なる者あり。夫れ現在の海關税は諸國の談判に迫られて五分の低率となしたるものなり。慶應年間に

て相互隨意の方法と揆を一にせずと雖も其彼此同等の点に至りては異なることなし。然るに之に反して我國と諸國との條約は彼等より我に輸送する物品には五分の制限がありながら一言も我より彼等に輸送する物品の事に及ぶなし。蓋し幕府の外交を開くや彼等の強要に應じたる者なるが故に彼等の船舶は我に來り彼等の物品は我に入るも我物品は彼等に送るの考案なかりしを以て彼等の方に課税の條文なきこと當時に於ては怪むに足る者なし。然るに今日は我物品を彼等に輸送すること年に増加するに拘らず條約文中課税の條項なきを以て諸國は無條約の物品に課税するの通則によりて我物品に課税するが故に其率他よりも高し。是れ我の彼等に対するは五分の低税に止りて諸國の我に対するは彼等相互の割合より高税を課する者にして唯國際同等の義に違ふのみに非ず我貿易に取りて不利の甚き者なり。

夫れ我海岸に燈台を建築せしは内外船舶の航路を照して其安全を助くるに在り。然れ共其始めに當りては我船舶の数少くして我に取りては大なる必要なかりしも外船の爲めに燈台を設くることなれり。今日に至りては燈台の必要内外船の爲めに一日も缺く可からずと雖之を保存するには其費

亦少しとせず。蓋し外人の我政府に其建設を勧告するに当り燈台の数若干基に滿つる時は相當の船税を納るゝ旨を豫約したるが故に我政府は此事業に着手したるなり。而して即ち其定數に滿ち我海島照らさるゝ所なきに至りしと雖も其以前に訂結せし通商條約中に船税を記入せず又此條約未だ改正せられざるが爲めに燈台建設以後の税は猶ほ其前と率を同くして建設の費用は論なし保存の費用も亦之を彼等に取り能はざるなり。

上來叙述する所の事實を詳悉する人は誰れか條約は改正を要せず之を改正するは今日の急務に非ずといふを得んや、然りと雖予は胸中別に一種の理由ありて條約改正の遅々す可らず之を遅々するは我に取りて一大不利あること思はずばあらず。夫れ我れの要求する所は法稅二權の收取に在りて彼れの要求する所は内地雜居に在り。然るに法稅の二者は條約の明文を改むるに非るよりは一毫も之を我に收むること能はず、之に反して雜居の事は歲月と共に実行に行はるゝの形勢あり、鐵道の延長する道路の開通するは皆此形勢を助くるの大なる者なり。夫れ今日に於て外人は條約上内地旅行の自由を有せり。此旅行は別に煩雜の手續を要するに非ず、外人其本国の公使又は領事を経て我外務

に隨ひて我が彼の要求を拒むの念は増加すること恰も算術の転比例を為すべきが故なり。夫れ彼に求むる所あれば是と共に譲る所あるべく求むる所の念熾なれば譲る所の度高きは自然の數にして、彼が求むる所の念衰ふる時は我より求むる所に應ぜざるの念長するは必至の勢たるべきが故なり。而して現行の條約に於ては双方の承諾あるに非れば。約文を變ずること能はず、明治五年改約の期限より今日に至る迄我國の志を得ずして數回の談判皆無効に歸したるは双方の承諾云々といへる條あるに由る也、然らば則ち内地雜居の事實現はるゝに先ちて我の要求を強むるの得策たるや分明にして其現はるゝ後に延引するの失計たることを推して知るべき也、是を談判遲速の利害に於ける政略上の得失となす。

行政上及訴訟上の利害より考ふるも治外法權の不便不都合が唯居留地以内にのみ局在すと思惟するは能く現状を考察せず又將來を洞知せざる者の淺見なり。蓋し内地の人情險惡にして道路に不便多く外人の旅行に動もすれば危險の處ありし往日に在りては彼外人内地に入る者僅少なりしと雖、今や舟車の便大に開け人民又外人を仇敵視するの蠢状を洗脱したるが故に外人の旅行する者年を逐ふて増加し

省に請ふ時は之に旅券を附与するに在り。此簡易の手續にて外人内地に旅行することを得べく、而して此旅券は短きも二ヶ月長きは六ヶ月間効力を有し、其期限尽くる時は其旅券を替換ふるの請求を為して之を繼續するを得べし、是れ名は旅行といふと雖其實は内地に住居するを得ると結果を同くするもの也。此の數は是より逐年増加すべきも減少せざることは予の決して疑はざる所なり、況や鐵道等の如き交通を便にする者此勢を促すに於てをや。而して是と共に不動産を有する者も亦逐年其數を増加せん。現時の條約不動産の所有を禁ずと雖彼外人内地に住居すると共に友人傭人を我國人の内に得るに隨ひ其名によりて之を所有する者あらん、是亦條約の力を以て之を實地に禁ずる能はざる也。予は外人の内地に住居し不動産を有するを恐るゝ者に非ず。我國人四千萬の多きあり外人の來住するありと雖要するに点滴の池水に増減なきが如し。之が爲に主客の勢を變ずるの患は萬之れなきのみならず、却て此新元素の爲めに我に利益を生ずるに至らん。然りと雖是の如き漸致の雜居は條約を改正して法稅の二權を我に收めんとするの政略に取り我の不利甚大なる者あり。何となれば實地の雜居行はるゝ時は彼が之を要求するの念減少し、此念減少する

種々の名義を以て内地に居住する者も亦少しとせず、今より以後此情勢は迅疾の速度を以て増加せんこと智者を待ちて後に知らざるなり。而して是等の外人が我法律を犯し我人民に損害を被らしめることありて我れ原告たり彼れ被告たるの場合に於ては之を如何にすべきや、亦唯居住地に現出せし訴訟と同一の手續によるべく原告たる我政府の代人又は人民は百里の路程を隔てたる開港場に來りて之を領事裁判所に訴出するの外又他に方法あらざるなり。是れ我原告人は遠方に旅行せざる可からざるの不便を受け、是の不便に伴ふの費用を要し然る後に予が前文に列記せし領事裁判の不利を受くるの位置に居れり。刑事の場合に於ては其事政府の責たるが故に不便を忍びても訴告するならん、人民に至りては然らず、現在居留地に出入する我商民すら訴告の損害多くして利益少きを見て枉屈に甘じて訴權を拋棄すること前の如くなるに、之に加ふるに旅行の煩勞と費用とを以てせば内地の國人誰か外人の事を領事庁に争ふことあらんや。是によりて之を見るに内外交渉の事件に於て我國人は始審の訴權すら剝棄せらるゝ者と何の異なるかはれあらん。而して外人の旅行定住（即ち實地上の雜居）多きに隨ひて此損害漸く實地に現はれんこと炳として掌を指

すが如し、是れ現行條約の永續す可からざる実地政略上の一大理由なりと思考す。

夫れ法権といひ税権といひ現行條約の我に不利不便にして此不利不便は後年に増加すべきも減少せざるべきは前述の文を虚平に誦読する者の解し難き所に非ず。夫の保守の名義の下に鎖攘を主張する人々には予多く弁するを欲せず、是等の説貴族的急進説の反動として一時今世に行はるゝと雖、天我国を祐恵して我社会宇宙一般進歩の域内に立つ以上は、蛮風の衰滅教育の進歩と共に自然に消滅し去らんのみ。是れ一時の暴風と相類す、予は其久しからずして天色の快朗を見んことを疑はざるなり。独予が嘆息する所の者は我国権を保全せんことを熱望して之を保全する所以の方法を案ぜず一挙して對等の條約を結ばんと欲し却て其國權を縮むる所以の挙に出づる者あり。而して事を解するの人も亦懇切に此徒を解論して以て其迷雲を散するの方法を取らず徒らに是等の徒を對手として相忿争し、兩者情激するの余遂に論議が正鵠を失ひ甚きは國家の利害を討索するの本分を忘れて徒らに勝を筆舌の末に制せんとするに至る勝けて嘆ず可けんや、是れ豫が不才を忘れて暇々を憚らず交友の間に応じて敢て辭せざる所以なり。予は此熱

郵便交換條約を結び我郵便切手を以て米國に送信すること恰も米國の切手を以て我が國に送るが如くするを得たり。當時我が内地の郵便事務は整頓して支障無かりしと雖尙草創に属する外国郵便の事は之を扱ふの人無かりしを以て、米國政府よりして此事に經驗あるブライアント氏を我政府に紹介し氏は数名の米人と共に我郵便局に奉事し我外国郵便事務は挙げて此等の米人に委任したり。是の訂約は明治六年八月六日に調印し明年四月十八日に及ぼさんと欲したるも彼等容易に我請求に應ぜず、其口実とする所は仏國政府より派出する所の郵便局は独り日本のみに非ず土耳其埃及支那等廿有余國に之あるに今若し日本の請請に應じて其局を撤去せば各國よりして続々同様の請求あるべくして之を拒むに苦むべしといふに在りしが、我政府は郵便事務の整頓せること支那埃及と同視すべきに非るを弁じ米國の既に同等の條約を結びて實際に支障なきことを説き往復數回に渉りしが、適き明治十一年仏國巴里に萬國郵便公會あり我政府は在巴里公使鮫島尙信氏をして此一事を公會に決せしめたるに公會は之を可決せしを以て仏國政府も亦奈何ともすること能はずして之を承諾せしが、尙ほ実地事務の引継ぎに於ては横浜出張の仏國郵便局在勤の仏人を我郵

心なる論者に対し國權回復の手段に關して告ぐべきの一話を記憶せり。維新以前は手簡送達の事業を挙げて之を商売の私業に委ねしに新政の後欧米文明の制度を採りて之を政府の專掌に歸し大に郵便の業を開きしが、海外に送るの信書は全く外人の掌中に在り。故に我國人が欧米に書信を送らんとするに當りては我郵便切手を以て之を遣ること能はず、當時我居留地に英米仏三国の郵便出張局ありて其本國の官吏之れに居り其本國の郵便切手を売り出し、唯居留の外人が之を貼用したりしのみならず我國人が書信を海外に送るに當りては彼等の郵便切手を求めて之を貼用せしなり。夫れ此事の一私業に属せし往日は已むを得ずと雖、既に法令を出して國內の私業を禁じ是を以て政府の職に歸したる以上は我國内に外國の郵便局を設立せしむべきに非ず。見よ政府が年々の歳入書中郵便切手の收入を明記せり、是も亦明に一種の租税たり。夫れ收税は邦國の大權なり、然るに外人が我國内に郵税を收むるの局を置くは我國の瑕瑾たるを以て我内地郵便制度の整頓するや推して之を海外の送信に及ぼさんと欲し之を三国に懸合ひしも英仏二國は未だ日本郵便の整頓せしことを信ぜずして我の請ひに應ぜざりしかども、米國は此際我施行の手續を助けて早く

便局に二年間雇入れんことを請求せしにより此一事を承諾して局を結びたり。此の如く始めに米國の條約を実行するには米人を使用し仏國の郵便局を撤去するには仏人を使用し實際の事務毫も疑滞なかりしを以て東洋の外交に強硬の名ある英國も亦喙の容るべきなく遂に明治十二年三月に及びて同國出張の郵便局を閉鎖して此の三国の郵便全く我版図内に趾を絶つに至れり。其初めに當りては外交に寛容の風ある米國すら我政府が其國人を使用する實際の手續を取りて漸く其出張局を撤去したりしも、終りに強硬の英國すら一も請求なくして我能く郵便の全權を伸ぶるを得たるは他故あるに非ず外人を使用して実務に支障なからしめて外國の信用を鞏くしたるによらずばあらず。而して數年の後我國人事務に習熟し外人の要なきに至りて悉く之を解雇し此に初めて此一事を完了するを得たり。事實に十年以前に在り、夫れ支那の如き土耳其の如き交を欧米に通すること遠く我國の前に在り、然れ共今日外國の郵便出張局を其國內に設置せしめ收税の權利を毀害せらる、然るに晚出の日本にして既に外國の出張所を毀たしめ、上海には我郵便出張局を領事館内に設け又萬國郵便同盟に列するに至れり。此一事は我國の頗る他に誇るに足る事迹と謂ふべ

し。當時若し果斷の政略を取らずして外人雇使の一事に逡巡せば、米國と雖も恐くは我の請を諾して其郵便局を毀たざらんとす、而して今日尙三国の出張局を我開港場に見んも亦知る可からざるなり。夫れ邦國の政治は時世により形勢によりて其運用を異にせり、柱に膠し舟に刻する者何ぞ共に経略を談するに足らんや。欧米諸國其文明の源派を同くする者と雖各國其形勢に隨ひて政途を異にし時運によりて法章を同くせず。例せば官吏任用の一事に於ても其方法を一にせず、外人には一任の官職を授けざる者あり小歸化人には之を許さず独大歸化に限りて官職を授くる者あり、領外に於て出產したる者は歸化したる者と雖其歸化人の父母本國人なる場合を除き某官となるを得ずとの制限を立つる者あり、或は外人には某々の官職を禁ずると雖も歸化する以上は差支なしとする者あり、或は外人を任用するを得べき官職を指定する者あり。而して時期の急に應じて外人の採用を特に規定許可する者あり、白耳義國が一千八百三十一年九月の法律に於て和蘭と戦争を終る迄の間外國士官を採用することを政府に許したるが如きは其適例なり。其政略の爲めに外人使用の活路を開く者あり、独乙國が一千八百七十年六月の法律を以て外人を任用するときは其任

に少く譲りて大に收むるの政略は予斷じて功の期すべを知る。然りと雖世若し一挙に全功を收むべしといふ者あり唯之を口にするのみならず詳細に実行の手續を確定し之を實行し得べきの理由を明示して以て責任を天下に負ふを保證し以て信頼を全國に取るに足らば予は一切の前説を抹却し猶豫なく之を賛成し全幅の精神を尽して其成就を助けんと欲す。然りと雖も今日迄世上に出たるの説は對等條約を冀望するといふのみ、法官任用を非難するのみ、五年間居留地据置を不可とするのみ、未だ何年にして此事業を成就し何等の手段を以て此目的を遂行し何人が此任に当らんといふ者あるを聞かず、蓋し或は之れあらん、予未だ之れを聞かざるなり。此の如く漠然たる説示は予之れに与みする能はず、五年の期限は荏苒経過せん、而して五年以後に及びて依然たる治外法権を見んとす、豈國家の一大不利益にあらずや。實地の雜居は漸く之れを見るに至らん、而して其時に及びても亦現行條約の不便は存せん、豈人民の一大不幸にあらずや。十二年の日月は其経過を止むる者なし、而して新たに談判を數年以後に開くも亦一時に外人を交へざる日本裁判庁に裁判する能はざらん。之を要するに中止とは唯權利の回復を遅延するの結果を見んのみ、予の

用狀を以て歸化證狀に代用し之れに國人たるの權利義務を有せしむるが如きは是れなり。是等の事實を通考するに各國其制を異にして以て國利を経営す、何ぞ立憲國には外人を任用すべからずといへる天則類似的の通法あらんや。之を要するに獨立の邦國には不羈の權利あり、其自定の憲法に禁ずるなき事にして何者か此權利を制限する者あらんや。而して我憲法には嘗て此禁なし、我國に關係なき他國に如何の例あるも我に於て何かあらんや、況や各國其時運と國態に應じて其制を異にするの例此の如くなるに於てをや。故に予は斷じて曰はん、現時の問題に於て外人任用の一事は憲法の問題に非ずして利害の問題なりと。

夫れ外人任用の事利害の問題に係れり、我不羈の日本國は毫も他に掣肘せらるる所なし、唯利多害少の精神なる判斷を立て其利とする所を撰取すべきのみ。若し為を得べくば予は今日直に對等の條約を結び法稅二權を全收して以て積年の屈辱を伸洗し以て現時の不利を除却せんことを冀望す。然れども之を既往十七年以來の歴史に徴し明約期限以内を之を内外の事情に照すに一挙に之を遂げんことは予之を望むべきに非ず。而して之を郵便條約の事迹に考ふる

見る所此の如し。是れ予か二者の利害を比較して改正案を撰取する所以なり。世人予の説を評するに當り願くは予の精神を誤認すること勿れ。予は改正案を悦ぶに非ず、比較して之を撰取するなり。有策は無策に優れり、明劃は漠然に優れり、中止して現行條約を無期に継続するは現行の不利を減却して有期の全收を明定するに如かざるは予の斷じて疑はざる所なり。予豈改正案を完全無欠といふ者ならんや、徒らに当局者を頌稱謳歌する者ならんや。

夫れ現行條約の弊害多く此弊害の後來に増長すべきは既に之を詳悉せり。而して今回の改正案は對等の者に非ずと雖後來の成期を確定するの段階たるや又疑ふべきに非ず、内地を開き不動産の所有權を彼等外人に許与するは我の爲す所なり、新法を公布し四人の判事を外國出生の者より採用するは我の約する所なり、而して外人の居留地以外に來住する者は一切我法律に服從し課稅の率を更め又我物品外國に入る者の課稅を規定し五年にして居留地を撤すべく、十二年にして法官採用の約束を廢すべしと、是れ改正案の大要也。予は雜居を論じて之を經濟人種の問題に分ち以て其結果を推解したり、制法を論じて憲法任用法典の問

題に分ち其釈義利害事実を叙述したり、請ふ是より居留地撤去の年限に就きて一言せん。我既に外人法官を任用す、是れと同時に治外法権を廢し居留地を撤去せざるは何ぞやと、是れ難者の言にして予も亦一日も速に之を撤去せんことを冀望せざるに非ず、蓋し居留地制度の弊害を詳知するは予敢て世上普通の論者に譲らざるが故に之を廢せんと欲するの念も亦豈論者の後へにあらんや。然りと雖事物の考察は唯一方の情念を以て正当を得べきに非ず。円体を視る者は双方より案視して初めて其金円を知るを得るが如く、我の一方は一朝にして居留地を全廢せんこと固より望むなりと雖、更に背面より彼の一方を考ふるに維新以前より仕來りたる居留地の事なれば其内に一種の習俗を成して公私の事業是と共に成立せる者あり。例へば神戸の居留地の如きは幕末紛擾の間に起り又江月を去る遠きの故を以て横濱の如く一々幕府より制規を設けず多くは外人の自為に放任したるの慣習今に尙ほ存せり。即ち居留地は自治の体裁を為し市街の点燈、地下の溝路、道路の修築より衛生警察の諸事に至るまで全く兵庫県庁の管理外に在りて居留地の委員之を掌れり。此委員は各国の領事並居留人か撰挙する外人を以て之を組織し我國人にして之に與かる者は兵庫県

算することとなりたり。即ち輸出港の価格に加ふるに運賃手数料保険料等を以てせし者にして此増加の割合は平均原価の凡そ一割二分に當るといふ、第三に從來我物品の外国に入る者は條約に稅率の明文なきを以て各国其課稅通則により課稅し來りしに之を更めて各国の物品に課する最低の稅率に準じて我物品に課することを明定せり。即ち海關稅の最惠國條款を我に与ふることとなりたるなり。輸出稅に至りては條約文中一言の是事に及ぶ者なし、是れ彼我共に隨意に課稅し得べく或は全く之を課せざるも亦其自由に屬する者とす。

船舶の稅に至りしは從來毎船入港稅十五弗出港稅七弗を徴したり、是れは出入港の手数料たるの故を以て船の大小を問はず又噸數に拘らざる者なり。

(參) 填地利洪噶利條約第六則に曰く、噸稅ハ日本港ニ於テ填地利洪噶利船ヨリ取立ル事ナシ、但シ次ニ定メタル謝銀ハ運上所官吏ニ差出スベシ。

一 船ノ入港手數ニ付墨斯哥銀十五元

二 船ノ出港手數ニ付墨斯哥銀七元

凡テ此ノ規則ニ載スル荷物船積陸揚の免許ニ付テハ謝銀ヲ出スコトナカルヘシ。

知事が委員長の位置に備はるゐるのみ。是等の事務を處理するの費用は居留地の外人より騰集する者にして我法律外の一種の地方稅の如し。今居留地を廢するに於ては是等の事務を舉げて之を我市會に引継ぎ其共有物も共有金も挙げて之を我有とせざる可からず。此事小なるか如しと雖も積年の慣習を破りて彼等外人をして我市民のみが組織する市會政治の下に立たしむるは彼我共に之に應ずるの準備を要することあり、是れ公共の事に關して居留地制度の廢止より生ずる所の結果なりとす。其の私業に關しては横濱に流通し來れる香港上海銀行等の銀券の如きは治外法權廢止の結果として我銀行條例の約束に隨ふべく、而して其實際は銀券其通用を止むるに至らん歟。是等の變化あるが為めに彼外人に取りては居留地の廢止以前私事業の準備として其決行期の猶豫を請求するも亦一応の理由なきに非ず、但五年を要するは予之を長きに過ぐると評せざる能はざるのみ。

稅權に至りては我は大に得る所あり、第一に平均五分の稅率を改めて平均一割一分強と為し、第二に從來の物價は其物品積出地(即彼の本国)の價格を基本として計算せしに之を更めて輸入港(即我開港場)の價格を基本として計

健固狀(原語 Bill of health)等ノ如キ他ノ證書ニ付テ墨斯哥銀一元半

故に從來の船稅は一船の出入に付き收むる所二十二弗に過ぎずして十九年中の入港船數千二百六十六隻二十年には千四百一隻二十一年には千五百八十四隻にして其收額は僅々二三萬圓に過ぎずといふ予は海關の出入を嚴にして貿易の發達を防ぐるを望まず、故に船稅に關しても亦徒らに之を重課して以て得たりとするものに非ず、然りと雖内地に煩雜なる検査を要するの税目あり、故に之を除きて海關に移すの冀望あり。又燈台保存の費用に供するに相當の船稅を徴する如きは是れ決して此稅の理由なき者に非ず、又不便なる者といふべきに非ず。改正案の船稅に於ける從來毎船に課し來りたるを改めて噸數に準ずることなし一噸廿五錢を徴するに在りと聞及べり。今三年間の船數に就きて之を算するに十九年の噸數百三萬噸余二十年は百十二萬噸余二十一年は百三十三萬噸余(船數及び噸數は貿易年表に拠る)なりしを以て其稅額大低二三萬圓即ち約ね現在の稅に比して十倍計の増加を見るに至らん。但し軍艦は無稅たり郵便船は割引あり又甲港に於て徵收したる者は乙港に於て稅額を減するの故を以て精細の計算は實數を検したる後

に非れば何人も之を知る能はずと雖概数は則ち前述の如くならんことを信ず。夫れ輸入税平均五分の今日にして十九年度は百五十萬円余、二十年度は二百一十一萬円余、二十一年度は二百七十二萬円を得たり。今平均一割一分強の税率を以て之を計算するに約ね五百九十八萬円を得んとす、即ち廿一年に比して三百二十六萬円余を増加する者にして之れに加ふるに噸税を以てせば貿易今日の状に止りて増加せざるも尙三百五十萬円以上の入額を新得するを得ん。予は是を移して或は不平均の租税を平かにし或は内地の最も煩雜にして多く收税費を要するの税に代ふるの得策たることを信ず。

之を概評するに今回の改正案は決して完全なる者に非ず。固より對等の條約に非ず、若し歴史的の觀察によらず又現在居留地制度の多害を眼界の外に置きて絶対的に之を論せんに決して満足なりと賛成すべき者に非るなり。然りと雖之を既往の事迹と考へ（即ち既往歴史的の觀察）之を現在の情勢に察するに（即ち実務上比較的の觀察）予は断じて其所得多き者なりと言はざるを得ざるなり。現行條約は憲法の頭腦（憲法第一條）と矛盾する者なり、憲法明許する所の人民の訴訟權を毀害する者なり、（憲法第二十四

十二年に於て國權を保全するを今日に確定するは望洋際涯なく治外法權を存するに優れること明なり（比較上の觀察）。明治五年より今日に至りて一條を改めずして十七年經過せしに非ずや、郵便の全權は外人を使用して遂に之を収めしに非ずや、郵便の事に付ては今月外人使用の必要なきに至りしに非ずや、而して五年にして居留地を解くは之を明文に記入して其必成を保つべく、十二年にして純乎たる獨立の體面を全くするは又之を條約の明文に徴すべし。予の知る所を以てするに改約期限に關するの文意は左の如くなり。

條約の期限ハ二十ヶ年ニシテ十一ヶ年目ニ至リ向フ一ヶ年ニ條約期限ノ尺クル旨ヲ報知シ更ニ各國ニテ新條約ノ締結ヲ求ムルニ非ザレバ日本政府ハ獨立權ヲ以テ何事ヲモ處分スル云々

是の條文は既に調印済となりたる米獨露三国に対する成案に皆是を載することは世人の既に聞知する所なり。是文意を玩味せば則ち十二年以後に條約の繼續することなきは昭然明瞭にして一年以前に通知して我に新約を訂せざる邦国は十二年にして自然に條約国たるの資格を失ふ者たり、何となれば條約は此期に及びて効力を失ふ旨を明記するを以

條及び第五十七條）而して明治五年改約の期を過ぎて以來十七年幾回の談判皆我目的を達せざるを以て之を觀るに今後何年にして一挙に對等の條約を結ばんことは何人も之を豫言する能はざるなり、否、何人も此保證の責に任ずる能はざるなり（歴史上の觀察）。内地には減除を要する税目一にあらざるも關係は五分に止まり船舶は手数料に止まり我より各國に輸送する物品は彼が無條約国に對するが如き課税に遭ひて我輸出の途を妨けらるゝなり。而して改約以後は我輸出物の外國關係は他諸国より齎らす所の物品に課する最低の率に準ずるを得べし。是れ我輸出を利する者にして我税関は一割一分強となり船税は更めて噸税となすを得べし。故に税權の点に就きては彼我兩者制限同等の基礎に立つ者と評すべきなり。法權に至りては我四人の外人を採用するの故を以て居留地以外の外人は一切我法律の下に立つこと我國人の如くなるべく、是と同時に彼内地に雜居し不動産を有するの權利を得べし。然りと雖彼が法權の割手は之を税權に比するに甚きなる者あり、五年の後に非れば居留地制度を破る能はざるなり十二年を経るに非れば外人判事の採用を廢する能はざるなり、是を吾人が望みて未だ今日に得る能はざるの國權となす。然りと雖五年

てなり。之を現條約の文に對照するに左の如し。

今ヨリ凡百七十一箇月ノ後（即一千八百七十二年七月四日に當る）双方政府ノ存意ヲ以テ兩國ノ内ヨリ一箇年前ニ通達シ此條約並ニ神奈川條約ノ内存シ置ク箇條及び正書ニ添クル別冊共ニ双方委任ノ役人実験ノ上談判を尽シ補ヒ或ハ改ムル事ヲ得ベシ 米國條約第十三條

此條は双方といひ又補ヒといひ改ムルと云ふ、是れ双方の協議談判を要し一方之を承諾せざるに於ては他の一方は之を如何ともすること能はず、其承諾協はざる間は現行の條約依然と存すること真に此條文の然らしむる所とす。

是れ我日本國人が焦慮するに拘らず十有七年の日月を空過して今日尙旧態の下に屈する所以にして、之を改めんとする毎に内國の和平を破るの結果を生じ憂國の士をして其底止する所を知る能はざるを嘆せしむ。此の如くにして荏苒歲月を経過し、中止又中止、國利國信は是れと共に毀缺の損害を被ること愈々大ならん。馳せて止まらざる者は歲月なり、五年の時日眼前に過ぎんとす。一失して得可からざる者は機會なり、中止の分疎侮を外人に取らんことを恐る。古人言はずや兄弟鬩牆外禦其侮、嗚呼私論止むべし慮

榮拋つべし、予は何人の此業を成就するを選まず、唯国利民福を一意顧念する者は国民の真友なり、其人あらば予鞭を執りて之に従はん。

補遺

予本論を草して之を地方の政友に示したるは去月に在り。爾後人に接して時事を話す毎に愚見を示して其間に応じたること数回、其談話の事項本論と相關する者あり、論者相聯りて本論の足らざる所を補ふべき者あり、因て其要を撮記して一篇となし之を本論の後に附す。

或人予に謂て曰く、最惠国條款に二種あることは既に命を聴けり、從來我外交に種々の不便を与へ改正の障礙となりたる者は実に此條款に在り。我國人多くは我より甲国に許与せる者は之を乙丙等の諸国に猶豫なく許与することと思惟したり。今や米独露三国に対する改正案は既に調印を終れり、其批准決行せらるゝに至りては彼等我新構成の裁判に服す代りに我は彼等に雜居を許すこと實際に見るは疑を容れざるなり。此時に至りても英仏の諸国談判の局を結ばず若くは彼等の要求過大にして破約となるに至らば彼等夫の最惠国條款を提出し日英條約第二十三條に曰く日本政府ヨリ向後外国ノ政府及臣民ニ許

條款の事は之を了せり、杞憂の念既に胸間を去りたり、吾豈國家の爲めに之を慶せざらんや、抑亦別に懸念する所の者あり。歐人の我國に来る者は其數甚多からず、土地を購求する者限りありといふ、我國の實例によりて足下の論旨を證するを得るや、經濟學上普通の理論は未だ予の意をして全く安ぜしむること能はざるなり。予曰く、證券を買入れざるの事以て外人が單に利子の差によりて我國の土地を買入れざるの明證となすべし。然れ共更に足下の爲に予の推定を確實にすべき一二の事實を告げん。安政元年三月日米條約を訂結する時迄は横濱の名多く世人に知られず白葦黄茅の地、喬松平沙の濱に過ぎりしなり。三十五年後の今日に至り居留地は石室檐を連ね百貨輻輳の地と變ぜり、是れ全く外人の渡來によれり。然れ共横濱全地の変化は大に居留地の変化に過ぎ我國人の四方より此地に集れるは遠く外人の我國に来るに過ぎたり。夫れ居留地の面積は一定の区画に止まりて條約によらざれば之を拡むるを得ず。然るに我の市区は制限なく人口増加するに随ひ之を擴張するを得べし。若し夥多の外人彼の一定の区画内に陸續群集せん歟若くは陸續群集するの狀態あらんには、居留地の地価は遠く我市区の上に出でざる可からず。然るに事實は是に

スベキ特典アルトキハ貌利太尼亜毫も我に譲る所なくして政府国民へモ同様ノ免許アルベシ毫も我に譲る所なくして内地雜居を請求せん。果して此の如くならば治外法權は現存して内地雜居のみ行はるゝに至らんとす、豈畏るべき事に非ずや。予是に應じて曰く、足下の推論する如き結果あらん歟、是れ真に畏るべきなり。然りと雖是れ必無の事にして予は今日に於て毫も此間に疑懼の念を有せず。夫れ我國が獨立國固有の權利によりて對等の條約を結びしは墨斯哥條約に始れり。此條約たる彼は始より治外法權を有せずして我は始より内地雜居を許したり。若し足下の憂をして今日に存ぜしめば條約諸國は墨斯哥條約公布の時に於て最惠国條款に抛り一も譲る所なくして雜居を我に請求すべき也。然るに墨國の條約中外に公宣せられたるに拘らず諸國は相尋て我に對し各自の談判を開き米独露は互讓の改約に同意し英仏伊等も談判に取掛りたるに非ずや。是れ彼諸外國は明に最惠国條款は有制限の者たり即ち彼我特約の者たることを其行為上に於て認めたる確證にして、世人が今日に於て此事を云々するは迂遠の極といふべし。予は是等の事を聞く毎に懇切に事實を精査せんことを我政談家に冀望するの念を發せざるを得ざるなり。客曰く、最惠国

反して居留地は反て港市の地価より低廉なり。蓋し横濱市内の地価最高の部は一坪百円内外にして居留地は三十円内外を最高となす。夫れ面積に制限あるの地は人口増加すると雖之を拡むること能はざるが故に其増加の度相同きも尙低制限なき市地より高からざる可からず。然るに其却て之より低廉なるは其売買の競争緩慢なるの明徴にあらずや。此一事は彼外人渡來の度は我市民輻輳の度より低きこと及び彼等が土地購入の念薄きことを證するに足るなり。

現時の居留地は幕府が條約を結ぶに際し永久借地と稱して之を外人に交附せし者にして、名は借地と稱すと雖其実は売渡せし者なり。其故は永久にして年限なく且當時埋立ての費用を基礎として地価を計算し其上に望人の競買に任せて其最高の金を政府に収めし者なれば爾後借地料として納むる者は取りも直さず地租に比例すべき性質なり。斯く永久借地の權利あるを以て是權利外人相互の間に売買す。權利の売買は即ち地所の売買と異なることなし。今後居留地を撤去して之を我市と合併せば却て其地価は市内地の価に準じて騰貴するならん。

予又之を聞く、先きの東京駐劄英公使プランケット氏が日光に遊びし時我國の銅坑を見んと欲して足尾山に赴き其

探堀悉く歐洲の法に倣ふを見又機械の裝置整備せるを見て日本人の鉦業進歩せるを嘆稱し、且其借区年限を問ひ十五年なりと答ふるを聞き驚きて曰く、巨萬の資本を投じて大業に従事す、器械の裝置のみにても数年を要すべし、然るに借区十五年に止まるときは未だ利益を収めざるに早くも期限尽きんとす、借区主の危険も亦大ならずや、但之を延期するの習慣あるがために日本人は安じて營業に従事するも人は唯慣習に依頼する日本人の大胆に驚かんのひと、此一話は予が数年前公使と共に銅坑を覬し者より聞く所なり。是等の事實皆外人の情を推測するに足る。憶ふに外人が我慣習に通知すると我人民が外人の長技を習得すると何れか速なるや。予は既往の事迹に徴するに、我の彼に得る所優るが如きを覺ゆるなり。而して外人が利益の多寡を顧みず日本にのみ陸續來集して土地を購入せざるも亦推して知るべし。

客曰く、予は本論に於て南北米洲等の土地広濶にして價格日本の下に在りといへり、其事実得て聞くべき乎。予之に応じて曰く、然り南米のブラジル國は地疆最も廣くして殆ど北米合衆國と其面積を等くす而して其人口は千四百萬に過ぎず、地価は一エークル（我四反十八歩余）約ね二弗

り、何が故に特に我國に向ひて利益の有無を顧みず競売を事とする者あるべきや。予は海外の事を引用するを要せず、現在の事實を把りて之を證するを得べし。夫れ法律は其外形を制すべくして其中実を限る可からず、外人若し我耕植の地を利ありとし其利益彼等の必を動かすに足るの勢力あらんには、今日に至るまで其雇使する我國人の名を借るも是等の事に看手する者あらんとす。然るに國人の名儀によりて商店を開く者或は是ありと聞く、未だ地を購ひて營利の手段特に耕植の目的に供する者あるを聞かざるなり。其地を購ふ者は風景氣候の佳良なる所に往々是れあるが如し。若し予の言を信ぜざる者あらば諸ふ鎌倉の海濱に一遊せよ、近年鉄道の彼地方に通ずる内外人の踪跡日に此地に印し人をして外人の別荘にあらざる乎と思はしむる者往々是あり。此地は外人の遊歩期程内に在りと雖も其住居は許可せられざるなり。然れ共予の見る所をして誤らざらしめば其別荘の如き者はありて其所在の地は所謂豊腹の者に非ずして巖角礁頭沙辺林間に在り亦以て其所欲の一端を窺ふに足るべし、外人豈米田麦畝を是れ悦ぶ者ならんや。而して此の如く風景氣候を悦びて来る者も今日の條約に於ては彼れ実に約外の事を為す者なり。蓋し彼れに雇用せら

半なり、其政府又他國の人民を招徠するに汲々として人を歐洲の旧國に派出するに至る。故に其政府所有の地所は之を払下ぐるに種々の便法を設けて以て購買者を勧奨せり。秘魯は四十六萬三千英里にして其人口は二百六十萬に過ぎず、アルゼンタインは百十二萬五千英里にして人口は三百八十九萬四千余人に過ぎず、ボリヱキアは七十七萬二千五百英里にして人口は百十八萬二千人に過ぎず。北米に至りても亦其状を同くし英領カナダは三百四十七萬方里にして其人口は四百三十二萬、合衆國は地積三百五十萬方里にして人口五千余萬、我日本は十四萬七千五百英里にして人口三千九百萬を有す。（諸國との比較に便せんがために我里數も亦英里を用ゐたり）カナダの寒くしてブラジルの暖なるや住居に便ならざる地方ありと雖も其温和にして肥沃の所亦実に甚だ濶し。ウラグエーの如きは我日本の半に當るの地積にして人口は七十萬に過ぎず、氣候温和百物皆長ず。其耕作地三十五錢を以て一エークルを得べく既に鋤を下して欄柵を周らせし地も一エークル五弗を以て購ふべしといふ。海外の諸國此の如き者あり。然るに我國は北海道の一方を除き人口地積と相適へり、三十五錢を以て耕すべきの地四反余を得べき者は蓋し多く是あらざるな

る、我國人の名に籍りて之を為す者なり、我權利を實際に毀害する者なり。故に證據の徴すべきあらば之を訴告して可なる者なり。然れ共實益の上より觀察するに我民生に利益ありとす、巖角礁頭米粟收む可からざるの地、林間沙辺豆麦植ゆ可からざる所往々金光を現出し来る、而して近地皆好影響を受けんとす、是れ予が雜居以後彼等が内地の住居、地積の所有を許可せらるゝに至らは幽地價格を生ぜんと考ふる所以なり。

客曰く、外人我耕植の地を欲せずして山水氣候を悦ぶことは既に之を知れり、敢て問ふ其他は一切望む所あらざる乎。曰く何ぞ一切望む所なしと言はんや、水運の便なる所製造に適する地には彼等相当の新業を起して是れに従事せん、茶葉繭蚕彼等は焙し是を製して營利の計を立てん。大凡是等の事業は外人の計画に成るも以て我國の繁昌を助くべし。夫れ生財の原料に三あり、土地資本勞力はなり、外人が我土地の便宜に就きて是等の業を起さんとするものは我勞力低廉を利とするに在るべし。彼が齎らす所の者は資本に在り、我が得る所は附帶して起る所の新業に在り、其結果は賃銀と土地との騰貴を致さんとす、是れ我に於て望むべきの利益にあらずや。予は近郊に赴きて新製造場の

漸く起るを見る毎に輒ち其土地の爲めに繁昌を来せしを感じずんば非ず。請ふ世人が能く知る所の一例を挙ん。王子近傍の地に於ける製紙事業の未だ起らざりしは時は僅に風流人士の遊戯を印せしのみ、其田土其流水は耕植の田に供せしのみ、村民の生計甚だ低かりしは固と当さに然るべき所なり。今や製紙事業の爲めに婦女も亦相当の賃銀を得るに至れり、是に伴ふ所の新事業起りたり、地価も亦人口に従ひて騰貴したり、之を概言するに村民全部の繁昌を致したり。而して製造事業の資本は何れより来を乎を考ふるに多くは東京市内富豪の出す所にして村民は之れに与からざるなり。村民之れに与からずと雖も資本に帰せざる利益即ち土地勞力二者の利益は村民に帰す。是の理や東京市民の資本家と村民とに於けるも外人と我労働者とに於けるも嘗て異なることなり。是れ予が外人の我法律の下に立つ以上は殖産に従来するを恐れず却て我労働者の利益あらんことを信ずる所以なり。但言語風俗大に異にして其利益も亦必ず可からず、我國人が日本を以て世界第一の好土と信ずる如くに彼外人は我國土を信ずるに至らざるが故に某種の人々が懼るゝ如く予が冀望する如く多くの事業は外人の資本の爲めに劇に起るべくもあらざるなり。

に入れず同等の待遇を以て彼に応ずること当然の事なり。憶ふに我市上の賃銀米国の如く高からず。故に假令我支那人の雜居を許すも其群来すること米國に於ける如くならざるは必然なり。然れ共今日の狀に於ては日支の條約其基礎を我と欧米諸國との條約に等くせざるを以て實際の狀此の如くならざる可からず。予故に曰く、支那人云々の事は今日の改正問題には關係なくして全く別個の疑問に屬すと。

客曰く、我國の地積は人口と相適へり、然れ共北海道は事情大に他の諸部に異にして広漠未開の原野多し、外人此に來りて雜居せば或は彼れの人口我人口に超過せんも亦計る可からず、地所の価甚低廉なり外人之を購入せば彼主となりて我或は客たるの狀に陥らん乎、此事如何。予曰く、此一道は其狀情真に内地の諸道に異なり。然れ共我國欧米に通じてより汽船鐵道の二者運輸を便利にして道路を短縮して北地に赴くの人民漸く多し。今より以後東北鐵道の青森に達し蝦夷島中又鉄道の延長するに隨ひて全道の人口愈々増加するに至らんとす、外人の来る者此増加の度より多からんや。且此島の土地は多く官有なり、是を払下ぐると否とは政府の權利に在る者、全道の多分に居れり、其畝坑大低官有に屬す、之を許可するとは否とは亦政府の意中に在

客曰く、欧米の資本家は某論者の冀望するが如く又某論者の長懼するが如くに來集せざるべしと、果して子の説の如くならば資本家は來らざらん、夫の労働者は如何なるべき乎、欧米の労働者は來らざるべきも支那人は如何。予曰く、欧米の労働者が多く我國に來らざるは別に説明を要せず、且支那人の事は全く別問題に屬す。夫れ今日改正の疑問に關して支那人群來の事を論ずるは全く論題以外に在り。支那の條約と欧米諸國に對する條約とは其基礎全く異なれり、日支條約は雙方制限の上に立てる對等條約なり、支那は其内地を開かすして我に許すに治外法權を以てせり。我の支那に對するも亦然り。支那其内地を我の爲めに開放せず彼豈我内地を開放するを我に求むるを得んや。萬一支那其内地を開くに於ては洵り日本人民の爲めに開くを得ずして欧米人も亦内地に入らんことを求めんとす。然れ共支那の制度は欧米人を服する能はざるが故に其治外法權を撤せんことは望外に在り、治外法權の存せん限りは欧米人が支那の内地に雜居せんことも亦望外に在り、故に是と連帶して我國人が支那の内地に雜居せんことは果して何年の後に在るを知らざるなり。我國人彼れの内地に入らずして治外法權を支那領内に有する以上は我も亦支那人を内地

り。況や松下の規則を改正して施政の目的に應ぜしめんこととは我為政家の隨時に爲すを得る所なるをや。是も亦深く患ふるに足らざるなり。我南方の小笠原島は三百年前小笠原氏に知られしかども我國内の事情辺陲の經營に暇を与へず航業幼稚の運に屬して交通の便なく其島久しく化外の地たりしが如き狀ありしは無人島の名稱あるによりて之を徵すべし。左れば僅に六十二年以前にすら英人は其所屬定らざるの孤島なりと見認めて英王ジョージの名によりて之を占領し名をビル島と命じて英人を此島に移植せんとしたり。然るに幕末の時に及び吏を派して之が經營に着手し直ちに其權利を確定せり。事僅に二十八年前に在り。爾後人口頗る加はり維新以後通航頻繁にして今は東京府の直轄に歸し人民の殖繁愈々速にして欧米人の子孫は日本人民の中に化生し我國風の中に陶冶せらるゝを見るなり。北海道の事も亦我經略の中に在り、我人民の増加豈夫の遠來する少數の外人と同日に語るを得んや。予は其外人の北海道に來る者は我國人に陶せらるゝを信するなり。

客曰く、子の説く如くなれば條約改正の結果一も恐るゝに足る者なくして却て良好の影響を期すべきが如し。然ら

ば則ち今日国事の紛擾多難と見ゆる者は特に仮現の雲霧にして久しからずして晴空一碧に帰し吾人祥烟瑞氣の中に笑樂するに至らん乎、何ぞ吾人の多望なるや。予曰く、予は今日を多望の時期と思惟せり、又多望の時期と思惟せり、但世人が見て憂ふる所は予の憂に非ず憂ふべき所の者は却て他の一方に在らん。国民多くは外事の憂ふべきを言ふ、予は却て内事の兆候良好ならざるを患ふるなり。今日の紛擾は外より来りしに非ず、外事の熱に触れて内国封建の余毒が薰蒸せしものなり。昔者ポーランドが独立の位置を失ひ世界の地図より除却せらるゝに至りしは強隣の侵略に依ると雖、其原は国人内地に分争し分争變じて私仇となり紀綱紊乱して他国其勢に乗じたるによる。土耳其の式微は政教を混同して国教以外の徒を虐待し隣邦をして無告の民を保護するの口実を藉らしむるによる。支那の外兵を被りて疆土を失ひしは倭傲自尊宇宙の大勢に應ずるを知らず以て侮を海外に取り又約を破り信を失ひしによれり。夫れ内憂外患共に邦国の疾痼なり、然りと雖内憂の恐るべきは外患より甚し、何となれば内政紛擾せば外患之に乗ずるが故なり。之を譬るに風雨寒暑皆身体を害すると雖強健の人は則ち之に勝ゆるの力あり以て病を成すに至らざるも、貧血の

を得乃ち之を訂正増補して以て世に公にす

一 現行條約は最惠国條款の爲めに殆んど其効果を用ひす故に一国の條約を知悉せば以て他を推概すること難からず是れ此書の専ら奥匈國條約に対して立論し傍ら他の條約に及ぶ所以なり

一 條約邦文の開国當時に成るものは或は簡に失して其要を得ず或は誤脱ありて其意義明瞭ならざるもの多し故に此書に引用したる奥匈國條約は英文に拠りて之を訂正したり

一 凡そ條約を大別して二種となす曰く特別條約是れなり此書は唯現行普通條約を論ずるに止む其特別條約と通商條約附屬の貿易規則及び税則は將に他日を俟て之を論ぜんとす

一 現行條約中メキシコと締結せし條約は所謂對等條約にして開国以来最良のものとする清國との條約は立法上非難すべきものありと雖も相互の主義を失はず朝鮮との條約は單に我政府及び人民の彼地に於て有する所の權利利益を規定しシヤム宣言は畢竟他日締約の基礎を爲すに過ぎず其他欧米諸國との條約に至りては公法上非難すべき條款多きのみならず全く相

人は則ち微風も尙ほ寒冒に罹るの虞あり。若し夫れ至強の人に至りては外物の刺衝却て奮勵の氣を長するが如し。孟軻言はずや敵国外患なき者は国常に亡ぶと、詭激に類すと雖亦至言といふべし。之を要するに外患の淺深は内治の整否如何に原するなり。予は外事の急を患へずして却て内治の整肅ならざることを患へ、外人の門戸を叩くを患へずして兄弟の牆内に鬩ぐを患へ、外邦の強硬を患へずして私権の爲めに国事を弄する者あるを患へ、海外異原素の混入を患へずして封建藩閥の余毒時に臨みて奮興するを患ふ。嗚呼何ぞ吾人書生に憂患の多き斯の若くなるや。予若し予の言を解せざれば請ふ心眼を開きて今日政海の深底を看よ。

(明治文化全集外交篇)

一五四 明治三十五年六月 原敬論文

現行條約論

緒言

一 予嘗て外交の官に在るの日公法の理を究め國際の要を知らんことを務む駐官の後公務の余暇曾て得る所を述て之を筐底に蔵す此書其一なり今年退官稍閑

互の主義を存せず故に此等の條約は猶ほ論究すべきもの少しとせず固より本論の能く尽くす所にあらざるなり

明治二十五年六月

原 敬 識

日本国オーストリー・ハンガリー国修好通商

航海條約

明治二年九月十四日(西曆千八百六十九年

十月十八日)調印

明治四年十二月三日(西曆千八百七十二年

一月十三日)批准交換

日本皇帝陛下及びオーストリー皇帝ボヘミヤ王(略)ハ
ンガリアボストリツ王陛下は両帝國の交際をして永久に且
親睦ならしめんが爲め及び兩國臣民の通商を便ならしめん
が爲めに和親、貿易及び航海の條約を結ばんことを決意し
之が爲めに全權委員を命じたり即ち

日本国皇帝陛下は外務卿從三位沢清原朝臣言嘉及び外務
大輔從四位寺島藤原朝臣宗則を

皇帝及びアボストリック王陛下は全權公使特派使節マリ

アテレサ軍事勲章ナイト（略）海軍少将男爵アントニー
ベッツを

而して全権委員は互に其全権委任状を示し其正確且つ善良なるを認め左の條々を協議決定したり

右は各條約の例文に屬し正当なる全権委員の協議決定したる條約なることを示すに過ぎず。然れども此形式は獨立国の間にのみ行はる。若し締盟国の一方又は雙方半獨立若くは保護国の類ならんには此例に依ることを得ず。故に之を例文と稱すと雖も外交上には之を輕視するを得ず、本文を査覈するに間然すべきものなし。開国以來各種の條約を見るに嘉永七年三月及び安政四年五月北米合衆国との條約、明治四年七月清国との條約、明治九年二月朝鮮国との條約は稍々例文を異にしたるも一も我國權を毀損したるものなし。唯幕府の締結したる條約は和文に於て兩國共に尊稱を用ゐず。而して外国文に至れば頗る錯雜し或は大君陛下或は皇帝陛下又或は皇帝殿下と稱したるものあり。（安政五年九月仏国との條約仏文に皇帝陛下、蘭文に大君陛下、嘉永七年八月英国との條約英文に皇帝殿下、安政五年七月同国との條約蘭、英文に大君陛下とあり其他此類多し）

第四百六十一條）フォンク・ブランクノ氏及ソレル氏曰兩國の和親を規定する為め交戦国の間に嘗て締結したる條約はもはや其條約の如くなることを得ず（戦争の爲めに）何となれば條約を結びたる當時の場合は今既に去り其條約は無目的のものとなればなり。此時に際し條約は中止せらる、然れども破棄せられたるに非ず。又撤回せられたるに非ず。條約は両主権国に依て締結せらる。故に其国の存在する間は兩國合意の宣言を以てするの外撤回せらるゝことを得ず。戦争は交戦国の間に和親を絶つ、然れども其國を絶たず、故に縱令実施すること能はざるも其條約は依然存在するものなり（「国際法要略」第二百四十七葉）

各国と締結したる條約を見るに其永久の平和及び和親を約するの條は殆ど同一の文意にして皆外交慣例に率由せざるものなし。独り明治九年二月日本朝鮮條約好條規第一款に

「朝鮮国は自主の邦にして日本と平等の權を保有せり」云々とあり稍々其趣を異にす。蓋し各国に先だち本邦始めて朝鮮の獨立不羈を表彰し我帝國に等しき主権國なるを示すの必要に依りたるものならん。

固より対外公權に害なし。其対内公權に於て今日より之を見れば幕府甚だ僭越を極めたるに似たりと雖も、當時邦人の外国語を解する者及び外人の本邦政体を知る者甚だ稀なり亦以て深く咎むるに足るものなし。

第一條 両締盟国及び其臣民の間に永久の平和及び親睦あるべし

平和及び親睦を永久に約するは殆ど修好條約の常なり。而して此の如く平和及び親睦を永久に約したる兩國若し戦争を爲すことあらば此約言に違ふは固より論なし。然れども此場合に於て條約は猶ほ当然消滅に帰することなし。

凡そ條約は兩國の合意によりて締結せられ又兩國の合意により解除せらる戦争は其戦争を生ぜしめたる事件を争ふに止るものなり。其戦争以前に結びたる條約を無効に帰せしむること能はず。却て若し戦争に關する條約（千八百五十六年ペリ宣言の類）兩國の間に存するあらば戦争の際之を実施せざるを得ず。「ブルンチュリー氏曰條約の効力は必らずしも平和の維持に伴ふものにあらず。條約の効力は締盟国の間に戦争を開きたるときに其戦争の爲めに当然消滅に帰することなし（「編成萬国公法」）

第二條 皇帝及びアポストリック王陛下は外交官、總領事及び外国貿易の爲めに開きたる日本の各港市に於て領事、副領事若くは領事代理を任命するの權を有し且つ此等の官吏は最惠国の同等官吏と同一の特權及び權利を有すべし

皇帝及びアポストリック王陛下の任命したる外交官若くは總領事は日本帝國の何れの地を問はず自由に旅行するの權を有すべし

又裁判權を有する帝國及王国領事官吏は其官轄内に於てオーストリー・ハンガリー船の難破したるとき又はオーストリー・ハンガリー国民の生命財産に危難のことあるとき必要な證左を得んが爲めに其場所へ赴くの權を有すべし。然りと雖も此等の場合に於て帝國及び王国領事官吏は其目的及び其赴く所の場所を書面を以て日本地方官庁に告知すべし而して其旅行には必らず日本官庁より命ぜられたる重立たる日本官吏の同行あるべし

日本皇帝陛下はウキーンの朝廷に駐劄する外交官及び他國の領事官吏の在留することを許されたるオーストリー・ハンガリー國の港若くは市に領事官吏を任命すべし日本外交官及び領事官吏は相互の詔を以てオーストリー

イ・ハンガリー帝国の領内に於て他国の同等官吏が今現に享有すると同様な権利、特権及び特遇を享くべし
 本條第一項第四項及び第五項は彼我外交官及び領事官の権利及び待遇を規定し其文字を異にするも意義相同じ唯第一項に「外交官、總領事」と併記したるに因り
 塙国政府は或は我に派遣するに總領事を以てするの意思ありしならんとの疑なきを得ず（外交事務を兼ねしむるべきにせよ）是れ少しく我國権を顧慮せざるを得ずと雖も然れども亦實際に害なし。何となれば締盟各國の間同等官吏を派遣するの外交慣例は常に悉く適用せらるゝものに非ざればなり。現に仏国はスイスに大使を派遣しスイスは仏に公使を派遣し又バウイエルに派遣するに公使（往時は大使）を以てしバウイエルは仏に派遣するに代理公使を以てしスペインは諸大国に大使を派遣するに拘らず諸大国は近年までスペインに公使を派遣したり。此の如き実例は歐洲に於て乏しからざるのみならず、我邦も亦スイスに公使を派遣しスイス我に總領事を置き、我れハワイに派遣するに總領事を以てしハワイ我に弁理公使を置き。況んや塙国常に我に公使を送りたるに於ておや。

を救ふの利益を損びたるものならん。

彼我官吏任命の権及び其官吏の自由旅行は各国との條約に於て規定せざるもの殆ど之なし。然れども本條第三項の如きものを見ず。蓋し当時外人屢々危害に罹り遂に特に塙国との條約に此項を設くるに至りたるものならん。

欧米各国の間には領事の職務執行に關し特に「領事條約」と称するものを締結すること多し、本邦には未だ此種の條約なし。又領事は駐在国政府の認可状を得て其職に就くを例とす。各国との條約を見るに明治二十一年十一月メキシコ国との條約第二條中に「然れども右總領事、領事、副領事及び領事代理は其職務を行ふに先ち定式に従ひ其赴任国政府の認可を経べきものとす」とあるを除くの外認可状の規定あるものなし。是れ固より萬国公法及び外交慣例に於て殆ど疑義の存するものなければならずしも條約の規定を要するものにあらず。然れども此規定なきが爲めに我國に對し我領事は認可を待たずして職務執行を得、是れ我權利なりと主張したる強國なきにあらず。本邦に對しては幸に此の如き異議の生じたることなし。

又彼我の官吏他国の同等官吏と同一なる権利及び待遇を有するは萬国公法及び外交慣例に於て共に是認する所なり。而して其第一項に於て「最惠国の同等官吏」と称し第五項に於て単に「他国の同等官吏」と称するも其結果相同じ。固より意義に輕重あるに非ざるなり。

第二項及び第三項は特に塙国官吏の爲めに設けたる規定にして内地雜居を許したる諸国の間には殆んど其必要を見ず。唯現行條約の如く土地を限りて在留を許したる場合に於ては其必要を覺ゆ。試に此二項なしと仮定せよ、日本官吏は彼国に於て自由に其職務を行ふに拘らず、塙国官吏我國に於て之を得ず。其權利及び利益を失ふ甚しきものあらん。故に此二項は我權利及び利益に害なし。而して塙国は此項に依りて僅かに其權利及び利益を失はず。殊に第三項末文「其旅行には必らず日本官庁より命ぜられたる重立たる日本官吏の同行あるべし」と云ふに至ては我干渉を受くるの嫌あるべしと雖も、是れ亦居留地の設定に起因し已むを得ざるものとす。蓋し塙国は多小其權利を傷くるの恐あるも察る安全に旅行し得るの利益及び其國民の危急

第三條 横濱（神奈川県下）兵庫、大阪、長崎、新潟、佐渡島夷港、箱館の各港市及び東京市（江戸）は本條約施行の日よりオーストリー・ハンガリー帝國國民の爲め及び其貿易の爲めに開かるべし

オーストリー・ハンガリー國民は前記の各港市に於て永久に住居することを得又同港市に於て土地を借り家屋を買ひ並に住宅及び倉庫を建設するの權を有すべし
 オーストリー・ハンガリー國民の住居し及び其建物を設くべき場所は帝國及び王国領事官吏と当該地方官庁と協議決定すべし港則も亦同様の手續によりて制定せらるべし

若し帝國及び王国領事官吏と日本官庁と協議調はざるときは其事件は外交官及び日本政府の裁定に任かすべし
 オーストリー・ハンガリー國民の住居する場所の周圍に日本人牆壁或は柵門を建設し若くは何等出入の自由を妨ぐる所為あるべからず。

オーストリー・ハンガリー國民は左の規定内に於て自由に其欲する所に到ることを得べし

横濱（神奈川県下）に於ては六郷川迄其他の方位は各十里迄、兵庫に於ては京都の方位は同市を距る十里其他の

方位は各十里迄 大阪に於ては南は大和川口より舟橋村迄及び同村より教興寺村を経て佐太迄の区域線内、堺市は此区域外に在りと雖もオーストリー・ハンガリー国民は同市を觀覽することを得べし

長崎に於ては長崎管轄内全部

新潟及箱館に於ては諸方十里迄

夷港に於ては佐渡全島

東京（江戸）に於ては左の区域内

新利根川口より金町迄、金町より水戸街道に沿ひ千住迄、千住より隅田川に沿ひ古谷上郷迄、同郷より小室、小矢田萩原、宮寺、三木、田中を経て六郷川日野渡場迄

十里の距離は前記各地の裁判所若くは市庁より陸地に抛り測定すべし

一里は

オーストリー尺 一二、三六七フキート

イギリス尺 四、二七五ヤールド

フランス尺 三、九一〇メートル

に均し

此規程を犯せるオーストリー・ハンガリー国民は初犯はメ

す「萬国公法」第一卷第七百二節」

又第三項及び第四項は明かに我國權を害するものと謂ふべし。第三項は奥国民の住居し及び建物設くる場所及び港則は彼我官吏の協議を以て決定するを約し、第四項は其協議調はさるときは奥国外交官と日本政府との裁定に任かすことを約せり。我帝國は獨立國なり。此條約は同等の資格を以て結ぶものなり。何を苦んで彼我官吏の協議に決するものとなすか、何を苦んで協議不調を裁定するに奥国外交官と共に之を為すか。若夫れ我國境を画し外交爭議を解くは往々彼我の協議に依る、豈に此の如き国内の行政に外國の干渉を許さんや。況んや港則に於ておや。獨立不羈の國は自ら之を制定し改正し毫も他國の干渉を受けず。故に此二項は當時の事情已むを得ざるに出で而して治外法權の結果に屬するは固より論なしと雖も、永く之を存せんか國の汚辱たるを奈何せん。各國との條約を見るに嘉永七年三月米國との條約（所謂下田條約）には下田及び箱館に於て薪水食料を求むる為めに米國船の寄泊及び同所に於て米國人の一時の逗留を許したるに過ぎず（二條及び第五條）其遊歩区域は下田に於ては港内の小島より周圍七里、箱館は迫て定むべしと

キシコ貨幣百弗、再犯は同貨幣二百五十弗の罰金に処せらるべし。

本條約第一項、第二項、第六項及び第七項は外人を牽制すること実に甚しきものと謂ふべし。土地を限りて居住を許し又遊歩規程を定む、而して其規程を越ゆれば罰金に処す。公法の理論豈に此の如き牽制を許さんや。

往時公法未だ明かならず、外人を視るは恰も仇敵の如く又奴隸の如く、之に對して毫も博愛の情なし。此時代に在りては此種の牽制は固より怪むに足らず。其居住を許したるすら既に多少の恩恵なりしなり。近世に至るに及で此等の処置は公法の蔽に排斥する所となれり。唯此條約を締結したる當時内地雜居を許すことを得ざるは予の贅言を待たずして中外の熟知する所なり。故に此甚しき牽制は當時に在りては實に已むを得ざるに出づ。而して治外法權の存する間は之を維持することを得べしと雖も若し猶ほ永く此牽制を解かずんば公法違反の非難を中外に受けん。〔パスカールフイヨル氏曰治安の正当なる理由なくして其國に外國人の自由に入り來ること旅行すること及び居住することを妨ぐる總ての阻礙的処置は自由を保護する萬國公法の主義に反するものと認めざるを得

約せり。安政四年五月同國と再約を為すに及んで長崎の一港を加ふるも猶ほ薪水食料を給するに過ぎずして遊歩區域を定めず、又居住を許さず。安政五年六月の條約（江戸條約）に至りて始めて在留を許し且つ下田箱館の外神奈川、長崎、新潟、兵庫、江戸、大阪を開くことを約し（第三條、但下田は神奈川を開きたる後六箇月にして鎮し又江戸、大阪に於ては貿易の爲め一時の逗留を許せり）居住の場所及び港則は協議決定に譲り遊歩區域は殆ど奥國との條約に同じ（第七條）而して此安政五年江戸條約は爾後各國と締結したる條約の標準となり清國、朝鮮、シャム及びメキシコに對するものを除くの外或は殆ど同一の事項を記し（安政五年七月露國條約、萬延元年六月ポルトガル條約、安政五年七月オランダ條約、慶應二年七月伊國條約、安政五年七月英國條約、萬延元年十二月普國條約、安政五年九月仏國條約、慶應二年十二月デンマーク條約、慶應二年六月ベルジウム條約）或は均霑に依るの條項を掲げたり（文久三年十二月スイス條約、明治元年九月スエーデン・ノールエー條約、明治元年九月スペイン條約、明治六年八月ペルー仮條約、明治四年七月ハワイ條約）明治四年七月調印日本清國修好

條規附屬通商章程は其第一款に於て兩國通商を許すべき港市を指定し、本邦は横濱、箱館、大阪、神戸、新潟、夷港、長崎、築地（東京）の八箇所。清国は上海、鎮江、寧波、九江、漢口、天津、牛莊、芝罘、広州、汕頭、瓊州、福州、厦門、台灣、淡水の十五箇所となし而して兩國共に遊歩区域を定めず。蓋し其遊歩を許すは兩國の友誼に出で互に諸外国に約したる区域を許すものなり（兩國共に各国に治外法權を許したるにより通商港市を指定すると同時に遊歩区域を定むべきを当然なりとす。況んや兩國の間に最惠國條款なるものなきに於てや。兩國国民は当然均霑するものには非ざるなり）明治九年二月調印日本朝鮮修好條規には朝鮮國に於て釜山の外京圻、忠清、全羅、慶尙、咸鏡、の沿海に於て二港を開くことを約し（第四款及び第五款）同年八月調印修好條規附録に於て釜山遊歩区域同港波戸場より東西南北各直徑十里（朝鮮里法）と定め、明治十三年以後元山仁川の二港を開き又遊歩区域を拓むと雖も總て是れ彼國に於ける規定にして朝鮮人民の來遊し若くは來住する者に關しては何等の約定なし。蓋し亦友誼上相當の許容をなすに外ならず。要するに清國及び朝鮮に対しては我より進ん

款は若し現に本邦にして内地雜居を許し外國にして治外法權を有せずんば、殆んど規定の必要を見ざるならん。唯夫れ然らず故に此言明を要す。而して此くの如き事實ありてこそ始めて公法に違反し慣例に背戾するの非難を免かれ隨て國權を害する條項を避くることを得ん。

第四條 日本に在留するオーストリー・ハンガリー國民は其宗教を自由に行ひ得べし又其が為に居留地に於て寺院を建設するの權を有すべし

往古宗教の軋轢争亂は苟も歴史を読む者の知る所ならん。今より之を追想すれば人をして悚然たらしむ。近世に至るに及んで信教の自由稍々全きを得るに似たりと雖も、未だ以て悉く然りと云ふを得ず。唯國法上宗教の如何を問はざるに因り近來條約を以て信教の自由を規定するの必要な國多し。本邦從來耶蘇教を嚴禁し維新後猶ほ其禁を解かず（慶應四年三月定第三札は實は耶蘇教の禁なり）然れども實際に於ては爾來信教漸く自由に傾き（明治六年二月廿四日太政官布告第十八号を以て定札を撤去せり）遂に明治廿二年二月十一日發布の憲法第二十八條に於て明かに我臣民に信教の自由を許さる。豈に外人に之を許さざるの理あらんや。故に條約を締結した

で修好を求め諸般の條約彼地に於て締結せしにより、他の諸國との條約と自ら其趣を異にしたるなり。明治二十九年九月調印日本シヤム兩國間の宣言は畢竟完全なる條約を締結すべき基礎を言明したるに過ぎざるにより、通商航海に關する詳細の規定なし。唯其第四項に云く「完全なる條約締結に至る前に兩締約國の一方の臣民通商又は他の正当なる目的を以て他の一方の領地にして最惠國の臣民に通商を許す場所に来る時は身体財産の保護及び公平無私の待遇を受くべし」と故に彼我の人民は其來住に關し兩國政府の意を以て許与したる權利及び待遇を受くべし。明治廿一年十一月メキシコ國との條約は所謂對等條約にして彼我共に治外法權を有せざるにより、居留地の制なく又遊歩区域の定なし。且つ其第四條に云く「日本皇帝陛下は本條約前條に依り日本國に渡來するメキシコ人民に附与したる特權の外並に此條約に記載せる數箇の條款に対し別に同國人民に許与するに皇帝陛下の領地内及び其所屬地各所に入來し又は滞在住居し同所に於て家屋倉庫を借受け又は總て正業に屬する天產物、製造品及び各種商品の卸売若くは小売營業及び其他一切合法の職業に従事するの特權を以てす」と。此の如き條

る當時に在りては宗教に關する規定の必要なきに非らず。而して此の如き規定は固より彼我國權に害なし（公法上何れの國民も在留國の宗教を信するの義務なく、又何れの國も在留國民に強て我宗教を信ぜしむるの權利なし）然れども今や此等の條項は空文に屬して殆んど其必要を見ざるなり。

安政五年六月米國との條約及び同年七月オランダとの條約は彼國民の信教自由のみならず、彼國民は我國民の信教を妨害せざる旨をも規定したり。スイス、イタリー、スエーデン、ノールエー、スペイン、ロシア、ポルトガル、イギリス、プロシア、デンマーク及びベルジウムとの條約には塙國に均しき規定あり。安政五年七月仏國との條約も亦殆んど塙國に同じと雖も「寺院宮社埋葬地等を設くる」の語あり。其他明治九年八月日本朝鮮修好條規附録第六款には「日本國人民若し死去したるときは適宜の地処を選び埋葬するを得べし」とあるの外何等の規定なく、又ペルー、ハワイ、清國、シヤム及びメキシコに対しては一語の信教若くは埋葬に關するものなし。第五條 日本に居住するオーストリー・ハンガリー國民の間に生ずる財産若くは身上に關する一切の權利の争は帝國

及び王官庁の裁判権に屬すべし又右同様に日本官庁はオーストリー・ハンガリー国民と他の條約国民との間に生ずる一切の争に干与することなかるべし若しオーストリー・ハンガリー国民日本国民に対して訴訟することあらば其訴訟は日本官庁に於て裁決すべし

若し右に反し日本国民帝国及王国民に対して訴訟することあらば其訴訟は帝国及王官庁に於て裁決すべし

日本国民オーストリー・ハンガリー国民に対する負債を償却せず若くは詐欺に依り裁判を逃避するものあるときは当該日本官庁は之を裁判し及び負債を償却せしむることに尽力すべし又オーストリー・ハンガリー国民日本国民に対する負債を償却せず若くは詐欺に依り裁判を逃避するものあるときは帝国及王官庁は之を裁判し及び負債を償却せしむることに尽力すべし

オーストリー・ハンガリー官庁に於ても又日本官庁に於てもオーストリー・ハンガリー国民若くは日本国民に係る一切の負債を償却するの責務あることなかるべし

第六條 オーストリー・ハンガリー国民に対して日本国民若くは他国民に対し罪を犯す者は帝国及王領事館に引致せられ其国法に拠り罰せらるべし

治外法権と相容れざるを説く是れ誤謬なり。萬国公法に於て国の權利を律するは其国の立憲政体なると君主專制なるとを問はざるなり。政体は内事國權は外事苟くも獨立國ならんには何づれの國何づれの時に論なく治外法権を許すことを得ず。故に公法の通義より之を推さば立約の初より我國權に治外法権と相容れざりしと云ふことを得べし。(ブルンチエリー氏曰何づれの國も其領内に他國の政務(警察、司法、兵事、徴税)を許容すべきものに非らず。又何づれの國も外國の領内に此くの如き政務を行ふことを絶念せざるを得ず。〔編成萬国公法〕第六十九節)

然れども列國の交際は公法一片の理論を以て之を貫徹することを得ず。我れ内地雜居を許さざるも彼れ治外法権を有するも共に均しく公法違反たるべしと雖も、當時彼の事情實に已むを得ざるものあり是れ外交上の所謂必要に屬するものなり。故に我國權は治外法権と相容れずと云ふと雖も、不幸にして立約當時の必要猶ほ今日に存在せば國權論は空論に終るべし。唯夫れ然らず是を以て公法の通規に拠り國權を主張することを得るなり豈に憲法を待たんや。

日本国民にしてオーストリー・ハンガリー国民に対し罪を犯す者は日本官庁に引致せられ日本國法に拠り罰せらるべし

右第五條は民事訴訟、第六條は刑事訴訟を規定し共に治外法権の正條なりとす。此規定に拠るときは我國に在留する彼國民は彼國の法律に支配せらる。加ふるに我國民原告たる場合には彼官庁の裁判を受けざるを得ず(本條に明示せずと雖も我國民彼官庁の裁判に服せざるときは彼國高等法廷に控訴せざるを得ず)

何づれの國民を問はず又何れの場合を論ぜず自國に在るの間は自國の法律に服従し、他國に在るの間は他國の法律に支配せらる。是れ萬国公法の通義なり。本邦開國當時の國情は外人の雜居を許すことを得ず。又法律未だ外人を支配するに便ならず、是を以て居留地の制を設け又治外法権を許せり。是れ皆當時の必要に出づ。今日之を極論するの要なかるべし。唯爾來國勢一變、今や内地開放は固より論なく我法律は外人を支配するに於て何等の支障あることなし。此時に方り猶ほ治外法権を維持せんと欲せば彼に在りては公法に違反し、我に在りては國權を毀傷するの謾あるべし。世人動もすれば立憲政治の

嘉永七年三月米國との條約(下田條約)には治外法権に關する何等の規定なし。安政四年五月同國との再約第四條に於て米國人に対して犯罪ある日本人は日本の法律を以て日本官庁之を罰し、日本人に対して犯罪ある米國人は米國人の法律を以て米國官庁之を罪する旨を掲載し、こゝに始めて治外法権を規定したり。然れども其規定は刑事に過ぎず。翌安政五年六月修好通商條約を締結し民事刑事共に治外法権を約するに至れり(第六條)安政二年十二月オランダとの條約を見るに其第二條に云く「オランダ人によつて日本の或る法が犯さるゝときは出島に置かるゝオランダの高貴の役人に其告知を為すべし而して其犯人はオランダ役人を經てオランダ政府よりオランダの法を以て罰せらるべし」(蘭文直訳)又第三條に云く「若しオランダ人日本人の爲めに不正の取扱を受けたるときは日本に在留するオランダ役人の訴によりて日本役人に於て吟味し而して此の如き日本人は日本の法を以て罰せらるべし」(同上)と。是れ明かに治外法権を約したるものなり。顧ふにオランダ人の長崎に在留するは実に三百年來のことにして。當時出島に治外法権の行はれたるは争ふべからざる事實ならん。然れども是れ

固より両国の約定に成らずして恩恵に出たるものなり。之を條約に掲げ以て両国の責務を生じたるは此安政二年の條約に創始するものとす。而して爾後締結したる安政四年八月追加條約も亦治外法権を規定し（第二十四條、第三十六條、第三十七條等）翌安政五年七月修好通商航海條約に至りては治外法権を規定すること（第五條）殆んど同年米國と締結したる條約と均し。

安政元年十二月露國との條約第四條に云く「危難に遭遇せる船舶及び人民は兩國に於て一切の扶助を加へ而して生存者は開港場へ送届けられる彼等が外國地方に滞在の間に常に自由を享有すと雖も國の正法には服従すべきものなり」（露文直訳）とありて、漂流人の如きは一般の場合に於て其漂着したる國の法律に服従すべきことを規定したるが如し。而して其第八條に至れば則ち云く「ロシア人の日本國に在るも亦日本人のロシア國に在るが如く常に自由にして毫も拘束を受くることなし法を犯したる者は取押へらるゝと雖も一に其本國の法に拠て裁判せらる」（同上）と。之を第四條に對照すれば少く明瞭を缺くに似たりと雖も、要するに犯罪の場合に於ては其在留地の法律に拠らず各本國の法律を以て処罰すること

有するものなり。安政五年七月修存通商條約を結ぶに及んで此等の條項一變し其第四條、第五條、第六條及び第七條に於て明かに治外法権を約せり。安政五年九月仏國との條約（第五條、第六條及び第七條）萬延元年六月ポルトガルとの條約（第四條、第五條、第六條及び第七條）萬延元年十二月プロシヤとの條約（第五條及び第六條）文久三年十二月スイスとの條約（第五條、第六條及び第七條）慶應二年六月ベルジウムとの條約（第五條、第六條及び第七條）同年七月伊國との條約（第五條、第六條及び第七條）同年十二月デンマークとの條約（第五條、第六條及び第七條）明治元年九月スエーデンノールエーとの條約（第五條、第六條及び第七條）同年同月スペインとの條約（第五條、第六條、第七條及び第八條）明治二年一月北ドイツ聯邦との條約（第五條、第六條及び第七條）は修好通商條約若くは修好通商航海條約にして皆治外法権を約せり。而して其意義本文に掲載したる暹國條約に同じ。

明治四年七月ハワイとの條約は治外法権に関する正條なし。蓋し其第四條に於て他國政府又は其臣民に許したる又は許与する特權特典及び優待は、ハワイ政府及び臣

を規定したるものなり。此條文に掲げるときは露國獨り日本に在りて治外法権を有するに非らず、本邦も亦露に在りて治外法権を有すべし。其果して此條文の露國領内に適用せられたることの有無はこゝに講究の要なしと雖も、此條文は即ち相互の主義を夫はず安政五年七月修好通商條約を結ぶに及び、其第十四條に於て民事刑事を規定し他の諸國との條約の如く單に日本に於ける治外法権を明示して露國に於けるものは之を不言に附したり。故に其第一條に於て安政元年十二月の條約は本條約と共に存在すと掲ぐと雖も、相互の効用は本條約に依て消滅したるものと謂はざるを得ず。

嘉永七年八月英國との條約には治外法権に関する正條なし。其第四條に「日本諸港に於ける英國の船舶は日本の法律を遵守すべし其船舶の高等役員若くは指揮官右法律を犯すときは開港を閉鎖せらるゝに至るべし其以下の者を犯すときは指揮官に引渡し処罰せしむべし」とあり。彼の官吏をして処罰せしむるは治外法権を許すに似たるも船舶乗組人は在留人と自ら別あり。而して高等役員若くは指揮官我法律を犯したる制裁として、開港を閉鎖するは實際の成否は問はず理論上我れに充分の權利を

民にも許すべしとの條文に基き治外法権を許与するものならん。同年四月清國との條約は修好條規第八條に於て「兩國の開港場には彼此何れも理事官を差置き自國商民の取締をなすべし凡家財産業公事訴訟に關係せし事件は都て其裁判に帰し何れも自國の律例を按じて糾辨すべし」云々と記し、清國政府獨り日本に於て治外法権を有するにあらず、日本政府も亦清國に於て治外法権を有し相互の主義を失はず。明治六年八月ペルーとの仮條約は治外法権に関する正條なし。其第六條他國政府及び臣民に許したる又は許与する特權特典及び優待を許すとの條文に基き治外法権を許与することも恰もハワイに對するものに同じ。明治九年二月朝鮮との條約は修好條規第八款中「若し兩國に交渉する事件ある時は該官（日本管理官）より其所の地方長官に商會して辦理せん」第九款中「但し兩國の商民欺罔街買又は貸借償はざることある時は兩國の官吏嚴重に該通商民を取糾し債缺を追辨せしむべし但し兩國の政府は之を代償するの理なし」とあり。又第十款には「日本國人民朝鮮國指定の各國に在留中若し罪科を犯し朝鮮國人民に交渉する事件は總て日本國官員の審断に帰すべし若し朝鮮人民罪科を犯し日

本國人民に交渉する事件は均しく朝鮮國官員の查辦に歸すべし尤も雙方共各其國律に拠り裁判し毫も回護袒庇することなく務めて公平允當の裁判を示すべし」とありて、朝鮮に於て日本政府治外法權を有することを約するも日本に於て朝鮮政府治外法權を有する規定は修好條約中に明文なきのみならず、明治十七年外務省刊行條約彙纂及び明治二十二年同省刊行條約彙纂第二編中、一も之を掲載したる約書なし。加ふるに朝鮮に対しては本邦未だ最惠國條款を許さざるに因り別に約定あるに非ずんば朝鮮政府は理論上日本に於て治外法權を有するものにあらず。故に本邦在留朝鮮人民は我法權の下に服従せざるを得ざるは、恰も歐洲諸國我れに在りて治外法權を有するも日本政府彼れに在りて治外法權を有せざるに同じ、明治二十年九月日本シヤム兩國間の宣言は他日完全なる條約を締結すべき基礎を言明するに過ぎず。而して其宣言中治外法權の正條なし。第四項には單に「完全なる條約締結に至る前に兩締約國の一方の臣民通商又は他の正当なる目的を以て他の一方の領地にして最惠國の臣民に通商を許す場所に来る時は身体財産の保護及公平無私をの待遇を受くべし」とあるに過ぎざるに因り、彼我

共に治外法權を有せず。彼我在留臣民は各其在留國の法權の下に服従するものと認めざるを得ず。明治二十一年十一月日本メキシコ修好通商條約に至りては固より對等條約にして彼我治外法權を有せざるのみならず。其第八條に云く「日本國又は其領海に来るメキシコ合衆國の人民及び船舶は日本國又は其領海に在る間はメキシコ合衆國及び其領海に到る日本皇帝陛下の臣民及び船舶がメキシコ國の法律及び其裁判管轄に服従すると同様日本國の法律を遵奉し且つ其裁判管轄に服従すべきものとす」と。此くの如き規定は彼我治外法權を存せざる歐米諸國の間には殆んど其規定の必要を認めずと雖も、現に治外法權の行はるゝ我邦に在りては此約言亦多少の必要あり。

以上記するが如くメキシコ、シヤムに対しては彼我治外法權を有せず。朝鮮に対しては我れ治外法權を有するも彼れ之を有せず。清國に対しては彼我共に之を有し其他の諸國に対しては彼我皆治外法權を有するも我れ之を有せず。其我國權を毀損する、實に之より大なるはなし。

但安政五年六月米國との條約第七條中に「重罪若くは兩度輕罪を犯したるアメリカ人は其居留地より陸地一里以

外に出づることを得ず此等の犯罪人は皆な日本に於て永久的住居權を失ふべし且日本官庁は右罪人を國外に退去せしむることを得犯罪人にして其事務を処理することを得せしむるが為め相當の日を与ふべしアメリカ領事庁は各件の事情を調査し右時日を確定すべし然れども此時日は何れの場合に於ても犯罪人が其事務を処理するを得るの自由を得たる時より起算し一ヶ年を超過すべからず」とあり。又同年七月オランダとの條約第六條及同年

同月露國との條約第八條中にも殆んど同一意義の規定あり。日清修好條規中には此の如き規定なしと雖も、明治九年二月十二日清國政府の照覆文第二項中に「査するに鴉片の禁令は原と日民の汚染を恐る船載せし貨の如きは起岸を准さず華民の吸食する者は其をして華に回らしめば則ち日民自ら汚染するを致さざらん今擬するに仍て西約に照らし一律に辨理し凡そ三舢舨以外は章を照して査夷毀棄し其私載発売する者は毎斤章を照らして洋十五元を罰し加重倍罰するを得ず以て平允を照にせんことを嗣後如し査して食烟するの華民あれば上岸逗留を准さず即ち華に回らしめ以て日民の汚染を免れ而して兩國の友誼を全せん」とあり。即ち日本政府は治外法權を許した

るに拘らず行政上犯罪人を退去せしむることを得。其清國民に對して適用したるは之を知る未だ其他の人民に之を適用したるを知らず。抑々追放の權は國家固有の權利にして條約の規定を待たずと雖も治外法權を許したる當時に在りて猶ほ此の如き規定を見る、安ぞ我國權の爲めに之を祝せざるを得んや。又治外法權を約したる諸條約中起訴に際し彼我官庁の調定若くは會審の類を規定したるものありと雖も、今日に至りては單に添書を与ふるに過ぎざれば之れに關する諸究を略すべし。

第七條 本條約、貿易規則若くは附録稅則の違反に原由する罰金若しくは沒收に關する事件は裁決の爲め帝國及領事官庁に提起せらるべし帝國及王國領事官庁に於て取立てる罰金若くは沒收したる物品は日本政府に屬し其所有に歸すべし

取押へられたる物品は日本及領事兩官庁の封印を施し帝國及王國領事が裁決を為す迄は稅關の倉庫に保存せらるべし若し右裁決物品の所有者若くは引請人の勝訴となるときは其物品は速に領事の処分するに任すべし然れども日本政府領事の裁決に對し上訴せんと欲するときは所有者若しくは

引請人は最終の裁決を宣告せらるゝ迄は帝国及王国領事館に其物品の代価を納め置かざるべからず

取押へられたる物品腐敗質なるときは其代価を帝国及王国領事館に納め置くときは最終の裁決前と雖も其物品は所有者若しくは引請人に引渡さるべし

本條も亦治外法権に附随し彼国民若し本條約、貿易規則若しくは税則に違反せば彼国官庁之を裁判することを規定せり。其不当の條項たるは既に論ずる主旨に照し明瞭なるべし。殊に本條約第三項は怪訝に堪へず。同項に拠るときは日本政府領事裁判を不当とせば更に上訴せざるを得ず。此場合に於て其上訴は何づれの地の法廷に提起するか、こゝに明言なしと雖も英仏政府が東洋管轄の控訴院を置くが如く、埃国も亦何づれの地にか其裁判管轄を定め置くならん。而して日本政府は其法廷に裁判を仰がざるを得ず。果して斯くの如くならば国の利益を失はざること或は之あらん。然れども国権の論は地を掃ふものと謂ふべし。公法を按ずるに何づれの国も外国法廷の裁判を受けるの義務なく、又何づれの国も外国政府を裁判するの權利なし。況んや本條に掲ぐる違反の所為は皆我帝国内に生ずるに於ておや。

の所有者若しくは引請人の勝訴となりたる場合及び日本政府領事裁決に不服たるとき並に差押へたる物品腐敗質なるときに關する規定を以てし（第七條）埃国條約は實に此北ドイツ聯邦條約の規定に同じ。蓋し当時領事裁決多少の弊あり、遂に此規定を要したるものならんか。而して爾後締結したるハワイ、清国、ペルー、朝鮮との條約には本條の如き規定なし。

第八條 貿易の爲め開かれ若しくは開かるべき各港に於てはオーストリー・ハンガリー國民は禁制に非ざる一切の商品を自國若しくは他の港より輸入し又は右各港に於て売買し又は自國若しくは他の港に輸出すること全く自由たるべし但本條約附屬税則に登録したる税金を払ふべし其他何等の徴収金を払ふことなし

從價税を算定するに當り税關官吏若し商人が其商品に對し附したる価格に満足せざるときは自ら其商品に価格を附し其価格を以て商品を取引することを出るを得べし所得有主若し此申出を拒絶するときは日本税關官吏が附したる価格に對し税金を払ふべし之に反し若し所有主右申出を承諾するときは税關に於て附したる価格を猶豫なく且つ刪減すことなくして所有主に払ふべし

安政五年六月米国との條約には本條約又は貿易規則に違反したる者は同國領事之を裁判し其罰金若しくは没收品は日本政府に交付することを規定し（第六條）同年七月オランダ條約（第五條）同年同月露國條約（第十四條）萬延元年十月普國條約（第七條）文久三年十月スイス條約（第七條）慶應二年六月ベルジューム條約（第七條）同年七月伊國條約（第七條）同年十二月デンマーク條約（第七條）は米國條約の規定に同じ。安政五年七月英國との條約には單に罰金若しくは没收品は日本政府の所有に歸することを規定し（第十九條）同年九月仏國條約（第十條）萬延元年六月葡國條約（第十九條）は殆んど英國條約に同じ。明治元年九月スエーデン・ノールエー國と條約を結ぶに至りて稍々其趣を變じ本條約又は貿易規則に違反したるときは、同國領事之を裁判し其罰金若しくは没收品は日本政府に屬し又税關にて差押へたる貨物は同國領事の裁決を与ふるまで、同國領事及日本官吏の封印を以て税關に保存することを規定したり（第七條）同年同月スペイン條約も亦之に同じ（第十九條）明治二年一月北ドイツ聯邦との條約は更に歩を進めスエーデン・ノールエー及びスペインとの條約の規定に加ふるに物品

本條第一項は通商條約の原則に戻るものあり。凡そ通商條約は特に締盟兩國を羈束し而して兩締盟國の臣民若しくは物産に對し特に規定を設けたるに過ぎず。故に此規定は兩國間にのみ行はれ他國物産に及ばざるを當然なりとす。然るに本條に拠るときは何づれの國の物産を輸入するも其産地を問はずして其輸入者の國籍に依つて課税せざるを得ず。故に某國物産に對し五分の徵税を約したりと爲すも、若し輸入者にして同品に對し三分の徵税を約する國籍の者ならんには某國に對する五分徵税の約は此場合に効力を有せず。而して此等の弊害は無條約國の物品にも普通税を課するを得ず、又無税を約したる國の物品にも課税せざるを得ざるに至る、是れ豈に通商條約の原則ならんや。

第二項は若し本邦にして関税法完備し而して治外法権の約なくんば固より條約に規定するの必要を認めざるなり當時関税法の不備は固より論なく治外法権の存するに因り此くの如き規定を設くるは實に已むを得ざるに出たるものならん。

各國との條約中本條の如き規定あるものは米、蘭、露、英、荷、普、スイス、白、伊、デンマーク、スエーデ

ン、ノールエー、スペイン、北ドイッ連邦及び壤国にして、其規定なくして均霑を得るものはハワイ、ペルーなり、清国との條約は彼我各自國產の物品に課税するものにして本條と其趣旨を異にせり（通商章程第十一條）通商條約の原則を失はざるものと謂ふべし。朝鮮に対しては彼國に於て徵税の規定あるも（明治十六年七月「朝鮮國に於る日本人民貿易規則並關税目」）本邦に於て徵税の規定なし。惟に規定なきのみならず明治九年八月二十四日附日本理事官より朝鮮政府に送りたる書翰中「蓋し我人民の貴國に輸送する各物件は我海關に於て輸出税を課せず貴國より我内地へ輸入する物產も數年間我海關に於て輸入税を課せざる事に我政府の内議決定せり」とあるに拠れば、徵税の意志なかりしものならん。爾後又何等の約定なきに見れば朝鮮に輸出する我物品及び朝鮮より輸入する彼物品は無税を当然なりとす。而して其無税は條約に起らずして我政府單獨の意思より出づ。故に現今他の條約國と約定したる税目に拠て徵税すると雖も他日若し別に徵税の必要あるに於ては、我法律の定むる所に拠りて課税することを得。況んや朝鮮政府は我に許すに最惠國條款を以てしたるも我未だ彼れに許さざるに於

るに必要な注意を為すべし、所有主若くは輸入者其物品を該倉庫より引取らんと欲するときは本條約附録税則に規定したる税金を払ふべし然れども若し該物品を再輸出せんと欲するときは税金を払はずして再輸出することを得物品交付の節は如何なる場合と雖も藏敷を払ふべし右藏敷の金額及該倉庫の管理上に必要な規則は兩締盟國の同意を以て設定せらるべし

第十一條 オーストリー・ハンガリー帝國國民は日本の一開港に於て購入したる一切の日本國產物を無税にて日本の他の開港に輸送すること勝手たるべし

オーストリー・ハンガリー國民日本國產物を一の開港より他の開港に輸送するときは該物品を外國に輸出するとき支払ふべき税金額を税關に納め置くべし

此金額は該物品が其仕向港に於て陸揚されたることを記載したる同港税關官吏の證書を六箇月以内に差出すときは日本官庁に於て直に且つ何等の故障なく該國民に返却すべし

外國港に輸出することを絶對的に禁ぜられたる物品に関する場合に於ては輸送者は前項に記載したる期限内に前述の證書を差出さざるときは該物品の全価を日本官庁に払ふべし

てをや（貿易規則第四十二條）他の締約國と如何なる規定あるに拘はらず、公法上我政府の意思のまゝなり。日本シヤム間の宣言は通商上何等の規定なし。而して其四項には単に「公平無私の待遇を受くべし」とあるに依り若し完全なる條約締結前に輸入したる物品あらば我法律の定むる所に拠りて徵税することを得。メキシコとの條約は最惠國條款の約あるに依り他の最惠國と均一の關税を課するは勿論なりと雖も、其第七條に拠るときは通商上の原則に従ひ彼我の物產其物に対して課税し、壤國其他諸國との條約と其趣旨を異にするものなり。

第九條 オーストリー・ハンガリー國民日本の一開港に物品を輸入し且つ之に對し税金を払ひたるときは税金支払済の旨を記載したる證書を日本税關官吏に請求するを得べし而して此證書の効力に依り同一の商品を再び輸出し且つ何等の附加税を払ふことなくして他の開港に陸揚すること自由たるべし

第十條 日本政府は輸入者若くは所有主の請求に依り無税にて輸入物品を貯藏すべき倉庫を各開港に建設することを約す日本政府は該物品を預り置く間は之を安全に管守するの責あり且つ其間は該物品をして火災に對し保險せしめ得

きことを約したる宣言書を税關に差納れ置くべし一の開港より他の開港に航行すべき船舶般海中亡失したるときは其亡失の證明は税關證書の代用をなすべし而して此證明をなす為めに一箇年の期限をオーストリー・ハンガリー國民に許すべし

第十二條 オーストリー・ハンガリー帝國國民が日本の開港に輸入したる物品にして本條約に依り規定せられたる税金を払ひたるものはオーストリー・ハンガリー國民又は日本臣民之を所有するに拘らず所有主は何等の税若くは内地通關税を払ふことなくして日本帝國の各部に之を運送するを得

日本臣民は道路若くは航海維持の爲め一般商人に平等に賦課する通過税を除くの外何等の税若くは内地通關税を賦課せらるゝことなくして一切の日本國產物を日本の各地より各開港に運搬することを得

右第九條より第十二條に至るまで合計四個條は重大なる事項にあらず、隨て深く講究すべき価値なし。唯其第十條中一時預け置き倉庫を建設することは蓋し當時本邦通商の準備乏しきに依り之を條約に規定したるものなるべしと雖も、此くの如き倉庫を建設することは主權國固

有の権利にして本来條約を以て規定すべきものに非らず。何づれの国も其國權を以て此等倉庫の設あり其刪除に屬すべきは勿論なりとす。又蔵敷の金額及び倉庫管理に必要な規則を兩締盟国の同意を以て設定することは畢竟治外法權に附随したる條項にして、我國權を害する不当の條項たることは既に第三條に於て論ぜし主旨に照し明瞭なるべし。又第十二條は要するに清國厘金の如き弊を避けんが爲めに規定したるものなるべし。当時或は外國人の爲めに一の杞憂たるやを知らずと雖も、今や此等の事項は殆んど規定の必要を見ず、但此條項我國權に害あるには非ざるなり。

各国との條約中右四箇條を悉く記載したるものあり、又は其一二を記載したるものあり。然れども要するに右四箇條は重大なる事項と認めざるに依りこゝに悉く例證することを為さず。但均霑を約するハワイ、ペルー及びメキシコの如き、單に公平無私の待遇を約するシヤム宣言の多きは固より此等の條項なし。又朝鮮との條約は専ら彼國に於ける通商の規定に過ぎざれば我國に於ける此等の規定なし。

第十三條 オーストリー・ハンガリー國民は勿本人民との

を約す。抑通商條約は何の爲めに設くるか。彼我人民の通商の規定たるは問はずして明かなるべし。果して然らば此項の如き實に贅文に屬す。蓋し開國の初日本政府に非ざれば外國人と売買するの權利なく、之が爲め政府所有の売店を設けたるを始とし、彼我通商の間に動もすれば干渉の恐あるに因り、此くの如き條項を設け、以て彼我國民自由に売買を爲し、且つ彼我孰づれの所有船舶に拘らず、自由に物品を搭載することを規定したるものなるべし。然れども彼我通商に關しては固より此くの如き規定の必要なし。況んや其我國民の權利を規定するに於てをや。顧ふに我國民の權利義務は憲法及び其他諸種の法律に依りて定る。固より條約の規定を待つべきものに非ざるなり。故に深く當時を追咎することを為さずと雖公法上失当の條項なりと断定することに躊躇せざるべし。

又此に第三項中「又總て日本臣民は日本國產物若くは外國產物を日本の開港に或は日本の開港より或は日本の各開港間に若くは外國港より或は外國港に日本人民若くはオーストリー・ハンガリー帝國國民の所有する船舶を以て輸送するを得べし」とあるに依り、填洪國人民に沿岸航

一切の物品を売買すること勝手たるべし其売買若くは代価の受払に關し日本官吏干渉することなかるべし。總て日本人民は日本官吏の關涉を受けることなくオーストリー・ハンガリー帝國内若くは日本の開港に於てオーストリー・ハンガリー國民より各種の物品を買入ること勝手たるべし且右買入物品を保存し使用し若くは再販売をなすことを得日本人民オーストリー・ハンガリー國民と売買取引するに當り日本人民は相互の取引に於て平常払ふべきものより多額なる税金を課せらるることなかるべし。

又總て日本臣民は法律を遵守するに於てはオーストリー・ハンガリー帝國並に日本の開港に赴き同所に於て自由に且つ日本官吏の干渉を受くることなく該帝國國民と取引することを得但常に現行警察規則に服従し且つ定例の税金を払ふべし又總て日本臣民は日本國產物若くは外國產物を日本の開港に或は日本の開港より或は日本の各開港間に若くは外國港より或は外國港に日本人民若くはオーストリー・ハンガリー帝國國民の所有する船舶を以て輸送することを

得本條は殆んど全條日本臣民の權利を規定したるものゝ如し。而して其第一項に於て填洪國臣民、日本國臣民と日本官吏の干渉を受けずして、売買取引をなすことの自由

海を許したるが如く論定する者あり、誤謬と謂ふべし。抑々沿岸航海なる文字は外國の何づれの港にも投錨することなくして、同一國の各港の間に商品を輸送することを云ふ。而して今日ば之より稍々広き意義に解釈すと雖も、別に外國船舶航海の爲めに讓与の規定あるに非らずんば沿岸航海を許したるものと云ふことを得ず。試に本條を反覆査閱せよ、日本臣民の爲めにこそ外國船に商品を搭載し得ることを規定したるなれ、未だ嘗て填洪國民に商品を搭載して沿岸各港の間に航海を許したることあらず。故に強て沿岸航海を許したりと云はゞ是れ主客を顛倒したるものなり。惡意を以て條文を誣めるに非らずば公法上此解釈を生ずることを得ず。但當時本邦海運の業甚だ振はず旅客及び貨物の運送多くは外國船に依頼し遂に沿岸航海を許したるに均しき事實を生じたるは是れ自ら別事に屬す。固より條文の解釈には非ざるなり。

且夫沿岸航海は之を許すも公法上國權を害するものと謂ふことを得ず。多くの國は沿岸航海を以て自國の權利なりと主張すと雖も、是れ國權の名を假りて國益を保護するに過ぎざるなり。試に看よ、沿岸航海を許さざる國に

在りても戦時の際せば中立国の船舶を自国各港の間に往復せしむるに非らずや。又平時に在りても之を許与する国あり、伊国のベルジュウム、オーストリー、英国、スエーデンノールエー、ゼルマン及びギリシヤに沿岸航海を許すが如き其一例なり。唯沿岸航海の許与は旧慣に依て最惠国條款下に含蓄せざるものとなすを例とす。故に沿岸航海を許すと否とは国益を害すると否とを顧るを要するのみ。

安政五年六月米国との條約（第三條）同年七月オランダとの條約（第二條）同年同月露国との條約（第九條）同年同月英国との條約（第十四條）同年九月仏国との條約（第八條）萬延元年六月荷国との條約（第十四條）同年十二月普国との條約（第八條）文久三年十二月スイスとの條約（第八條）慶応二年六月ベルジュウムとの條約（第八條）同年七月伊国との條約（第八條）同年七月伊国との條約（第八條）同年十二月デンマークとの條約（第八條）明治元年九月スエーデン・ノールエーとの條約（第八條）同年同月スペインとの條約（第十四條）には彼我国民日本官吏の干渉を受くることなく、自由に売買を為すことを規定したるも本條第三項の如く船舶搭載に關す

判定したる法則を各港に設くべし

本條第一項に拠るときは貿易規則及び税則は本條約と同一にして同一の価値を有し、本條約と分離して之を別種のものとして認むることを得ず。故に此貿易規則若くは税則を変更せんには本條約を変更すると同様の手續を要す。即ち再約を為すか又は外交文書の類を以てするか、其形式の如何を問はず兩國の合意を以てするに非ざれば能はざるものとす。換言すれば締盟国の一方の任意（其形式の法律又は行政命令たるを問はず）を以て加除増減することを得ざるものなり。而して其貿易規則若くは税則に關しては多少の異議なきを得ずと雖も本條は公法上別に非難すべき点なし。

第二項及び第三項は治外法権に附随して当然我國権の自ら為し得べき範圍を犯したるものなり。其不当の條項たるは多言を要せずして明かなり

各国との條約に於て米国、オランダ、露国、英国、仏国、葡国、普国、スイス、ベルジュウム、伊、デンマーク、スエーデンノールエー、スペイン、北ドイツ連邦との條約は皆な本條約の如き規定あり。ハワイ、ペルー、メキシコとの條約には貿易規則及び税則なくして均霑に

るものなし。慶応二年五月英、仏、米、蘭の四国公使と江戸に於て改稅約書を議定するに及び其第十條第一項に「日本臣民は日本の各開港及び外国の各港に於て日本人又は締盟国人の所有する船舶に其商品を搭載することを得べし」（仏文直訳）とあり、爾後此主旨は其他の諸国にも追約を以て規定したるものあり。而して明治二年一月北ドイツ連邦と修好通商航海條約を締結するに至り、始めて本條約の如き規定を設け、澳洪國條約は實に之に因襲したり。ハワイ、清国、ペルー、朝鮮、メキシコとの條約及びシヤム宣言には本條の如き規定あることなし（明治十一年七月廿五日調印米國との改正條約第五條及び第六條に沿岸航海に關する規定を載すと雖も未だ実施せざるものなるに依り暫らく講究の資に供せず）

第十四條 本條約に附屬する貿易規則及び税則は本條約の一部をなし而締盟國を羈束するものと看做すべし
日本駐劄オーストリー・ハンガリー帝國外交官は本件の為めに日本政府が任命する所の官吏と協同合意以て本條約附錄貿易規則の條項を施行する為め必要な規則を設くるの權を有すべし

日本官庁は詐偽及び密商を防遏する為め其最も適當なりと

依り、清國との條約通商章程第三十三款に於て「通商章程並に海關稅則は修好條規と同様に信守して更改なかるべし」と記し日本朝鮮修好條規附錄第十一款には「右十款の章程及之に添へたる通商規則其條好條規と同一の權を有す而兩國政府遵行して違ふ莫るべし」と記しシヤム宣言には貿易規則及び税則に關し何等の言明なし。

第十五條 日本政府は日本に在留するオーストリー・ハンガリー帝國国民が日本人を通弁教師僕婢等に使用し又は法律を以て禁制せざる諸種の使役に供することを防げざるべし但右日本人犯罪の場合に於ては常に日本の法律に服従すべし

又日本人は各種の資格を以てオーストリー・ハンガリー帝國に屬する船舶の業務に従事することを得
オーストリー・ハンガリー國民の使用する日本人は地方官庁に出願するときは其雇主に從て海外に行くの許可を得べし

尙又千八百六十六年五月二十三日附日本政府の布告に因り日本官庁より成規の旅券を得たる者は修業若くは貿易の為めオーストリー・ハンガリー帝國に旅行することを得

第十六條 日本政府は直に日本貨幣の鑄造を改正すること

を約す日本造幣本局及び各開港に設立すべき貨幣局は外国人及び日本人より其身分の別なく各種外国貨幣及び金銀條を受取り之を同一の真価格を有する日本貨幣に交換すべし但兩締盟国の合意を以て費額を規定すべき鑄造費を引去るべしオーストリー・ハンガリー帝国民及び日本臣民は互に仕払をなすに当り外国若くは日本の貨幣を使用すること勝手たるべし

各種の貨幣（日本銅貨を除き）並に外国金銀條は日本より輸出することを得

第十七條 日本政府はオーストリー・ハンガリー国民の貿易の爲め開きたる各港に其最寄の航海を容易にし且つ安全ならしめんが爲めに必要なる燈台燈火海標及び礁塔を備ふべし

第十八條 オーストリー・ハンガリー帝国の船舶日本海岸に於て難破し若くは淺瀬に乗り上げ又は已を得ずして日本の港に避難することあるときは当該日本官庁は右事實を知るや否や直に其権内にある一切の助力を右船舶の爲めに与ふべし且つ船中の人員は懇切なる待遇を受け必要なる場合に於ては最近のオーストリー・ハンガリー領事館に送致せらるゝの方便を与へらるべし

第十七條燈台燈火浮標等設置の件も亦開国の当時此等の設置に乏しきに依り、此規定を要したるものなるべしと雖も、此等の件は國家自ら之を設置するの権あり。他國と約して之を設置するの責務を負ふは國權上頗る妥當を缺く。況んや此等に酬ゆる徵稅の規定なきに於てをや。今や此規定の必要既に去り深く講究の要なしと雖も亦以て條約の汚点とす。

第十八條 難破船救助の件は條約の如何に拘らず、公法上國家仁慈の義務と認む故に之を條約に規定するも公法上非難すべきものなし。（フオンク・ブランドノ氏及ソレル氏曰難破に關する野蠻の權利（往時は難破を略奪するを權利と信じたり）は既に開明國民の習慣より脱し去れり。何づれの國も此權利を認むるものなく、且つ野蠻人民今猶ほ之を望むと雖も之を禁遏せり。難破の場合に於ては國民及び國家は之が救援保庇をなさざるべからず（「國際法要略」第三百九十二葉）

各國との條約中第十五條、第十六條及び第十七條の如き規定は最初之を設けたるものあり、又之を設けざるものありしと雖も、慶應二年五月十三日英、仏、米、蘭の四國公使と議定したる改稅約書第六條、第十條及び第十一

右第十五條より第十八條に至るまで合計四個條中、第十五條は蓋し當時本邦人を使用すること及び本邦人の海外に出づることに關し多少沮害の恐あるに因り此の如き規定を設けたるものなるべしと雖も、本來此等の事項は條約を以て規定すべき性質を有せず。

第十六條貨幣の件は開国の初、貨幣の制今日の如くならず、殊に鑄造亦多く當時に在りては此等の條項蓋し必要に起りたるものならん。然れども爾來貨幣の制大に革進し今日に至り此必要は既に全く消滅したるのみならず、本來國家は貨幣の善良及び使用を保證する者にして、貨幣を鑄造することは國家獨り之を能くし、偽造製造する者は勿論假令同額の貨幣を鑄造するも皆な主權を犯す者なり。其他國の貨幣を偽造する國或は貨幣偽造者を保庇する國は公法上他國に對して不正を爲すものとす。故に貨幣鑄造は對外公權に於ても對外公權に於ても主權重要な事項に屬すと雖も、國家は他國と約して貨幣を改造するの義務なく、又交換するの義務なし。

本條今や必要を見ずと雖も、此くの如き條項の存在するは國の汚辱に屬せり。但其貨幣輸出の如きは通商上當然のこととす。

條に於て本文の如き規定を設け之を一般條約國に普及したれば僅かにハワイ其他數國を除き殆んど此類の規定なきものなし。第十八條難破船救助の件に至りてはオランダ、スイス及び均霑諸國を除き皆な其規定あるのみならず、米國、英國及び朝鮮とは別に彼我難破船救助費償還の約あり（明治十三年五月日米兩國間難破船費用償還約、明治十一年十二月五日附日本外務卿英公使との往復書、明治九年八月二十四日附日本理事官朝鮮政府との往復書を始め其他數回の外交文書）

第十九條 オーストリー・ハンガリー海軍の需用品は日本の開港場に陸揚しオーストリー・ハンガリー官吏の管守する倉庫に無税にて貯蔵することを得べし然れども若し其需用品を外國人若くは日本人に売渡すときは買主は相當の税金を日本官庁に払ふべし

船舶は恰も本國の一部を海中に浮べたるが如し。故に大洋に在るの間は本國法權の下に在りと雖も、他國の領海に入りて猶ほ此權利を失はざるものは獨り軍艦なりとす。軍艦は君主若くは使節と均しく治外法權を享有す。是れ公法の認許する所なるに依り、特別の待遇を爲すこと固より妨けなし。然れども本條の如く他國官吏の管理

する倉庫に他国海軍の貯蔵を約定するは、我國権を害するものと謂ふべし。何となれば公法上何づれの国も他国領内に海陸軍用品を貯蔵するの権利なく、又何づれの国も之を貯蔵せしむるの義務なければなり。但本條の所謂需用品は重にも食用品を云ふ。故に兵器若くは戦時用品を貯蔵することあらば是れ悪意を以て本條を誣ゆるものなり。縱令此條約の存在するも公法上嚴に之を排斥せざるを得ず。

均霽諸国及び宣言に止るものを除くの外、各国との條約中大概本條の如き規定なきものなし。是れ蓋し欧米諸国東洋に於て概ね此等の權利を有するに原因したるものならん。但清国との條約は彼我軍艦の特例を掲ぐるに止り（通商章程第二十款）朝鮮に対しては軍艦に関する特例の外（通商章程第三十二款）我政府は石炭は石炭貯蔵の權利を有せり（明治十年十二月「朝鮮に於て探港中石炭貯蔵並通搬約定」）

第二十條 オーストリー・ハンガリー政府及びオーストリー帝国民は本條約施行の日より日本皇帝陛下が他国の政府若くは臣民に既に許与し若くは將來許すべき一切の特権免除及び利益を享有することもこゝに明かに約定す

国の間に最も広く採用せられたる規定の一は最惠国條款なり。此條約は諸工芸の自然の流通及び自由競争を交換する所の特異の權利の成立を妨ぐるがために設くるものなり（「萬国公法」第二卷第七十四節）

然れども最惠国條款に關し二説あり、曰く最惠国條款は條件附のものなり、即ち同一條件あるに非ざれば第三の国に許与すべきものに非らずと。曰く最惠国條款は必ずしも條件附のものに非らず、然れども其均霽すべき事項に自ら区域ありと。此二説其敦づれを可とするに拘らず、最惠国條款に依て克く国益を失はざるは唯其国力と交際上の技術とに屬し公法の理論に於ては最惠国條款を不可なりとは認めず、且つ今日の情勢到底此條款を削除することを得ざるは炳として明かなるに依り、却て宜しく之を利用するの道を講究するを要するのみ。メキシコを除き欧米各国との條約中本條と同一なる意義を記載せざるものなし。蓋し立約の當時は彼れに在りては最惠国條款の必要なるを知り、我に在りては此條款の何ものたるを解せず。故に容易に之を許与したるものならん。而して爾後之がために或は各国連合運動の媒となりしことあり、或は特に某国と利益ある條約を結ぶの妨けとなり

本條は所謂最惠国條款に屬す。然れども條約文中には最惠條款の文字なし。唯單に他国の政府若くは人民に許与し若くは許与するものは横濱政府及び人民にも許与すと云ふに過ぎず。即ち第三の国の政府若くは人民に許与するものは、締盟国にも之を許与することを約するものなり。欧米諸国に行はるゝ最惠国條款とは其形式を異にし、普通最惠国條款よりは稍々広き意義を有するに似たりと雖も今日に於て公法の理論より之を解釈すれば亦最惠国條款と認むるの外なし。

最惠国條款に關し或は曰く、国に害ありと、或は云く国に利ありと、又或は云く国に利害なしと。是れ多くは説を立つるに唯国情を根拠とするものなり。蓋し国情如何によりては最惠国條款は實に其国に害あるものあらん、或は利あるものあらん、又或は利害なきものあらん。然れども公法の理論に於ては最惠国條款は国に特種の權を生ぜしめざるに起る。蓋し甲国若し乙国に対し他の諸国より多くの權利を有するは或は特異の威權又は利益を生じ其弊の測るべからざるものあり。是れ国家是も忌むべきの事とす。故に各締約国に対しては平等均一其待遇を異にせざるを可とす。（パスカル・フィヨル氏曰開明

しことあり、皆な當時思はざるの奇禍のみ。但嘉永七年八月英國との約定に「最惠国の船舶若くは臣民に与ふる利益は英國船舶若くは臣民にも許与すと雖も從來交際あるオランダ及び清国に与ふるものは此限りにあらず」と掲げたりしが（第五條）爾後通商條約を結ぶに至り之を改正し遂に本文の如く記載したり。清国との條約には最惠国條款なし。故に彼我共に此權利を有せず。朝鮮に對しては明治十六年七月廿五日調印朝鮮國に於て日本人民貿易規則第四十二款中「現時若くは後來朝鮮政府何等の權利特典及び惠政恩遇に論なく他国官民に施及するものあらば日本国官民も亦猶豫なく一体均霽するを得」とあり。故に日本政府は朝鮮に對し最惠国と均一の權利及び利益を受けることを得（朝鮮政府は日本に對して此權利なし）明治二十一年十一月メキシコとの條約は最惠国條款ありと雖も、從來の條約と其趣を異にし第五條中「右殊遇特權及び免除は報酬を要せずして他の外国の臣民若くは人民に許与したものに係れば又均しく報酬を要せずして之を許与し若し別段の約束に依つて許与したる者に係れば則ち同一の約束又は之と同一の価値を有する報酬に對して之を許与すべきことを約す」とあり。即ち

無報酬にて他国に許与せしもの、外は報酬を得ずして許与せざることを規定したるものなり。従来條約に比すれば實に優る数等なりと謂ふべし。

第二十一條 兩締盟国の何づれの一方にても千八百七十二年七月一日以降は經驗に拠り便益なりと證認したる変更若くは修正を加ふるの目的を以て本條約貿易規則及び附録税目の改正するを得べし然れども右改正を要求する前には一箇年の豫告をなすを必要とす然りと雖も日本皇帝陛下前掲期限以前に於て各国條約の改正を希望し且つ各條約国の承認を得たる場合に於てはオーストリー・ハンガリー政府も亦日本政府の要求に依り右條約改正會議に加入すべし

世に此條を認めて條約の終期となす者あり、誤解の甚しきものと謂ふべし。凡そ條約に施行年数を限るものあり、有期條約是れなり。又施行年数を降らざるものあり、無期條約是れなり。而して本條約は實に無期條約に屬し何づれの條項に於ても當然消滅すべき時期を定めず、僅かに本條に於て改正し得べき時期を約したるに過ぎず。故に本條約は改正することを得べし。當然廢棄することを得ざるなり。「パスカル・フイヨル氏曰、條約は左の場合に於て當然消滅に歸す。(一)締盟国の相

同年同月英國修好通商條約、同年九月仏國修好通商條約、萬延元年六月舊國修好通商條約、同年十二月普國修好通商條約、文久三年十二月スイス修好通商條約、慶応二年六月ベルジウム修好通商航海條約、同年七月伊國修好通商條約、同年十二月デンマーク修好通商航海條約、明治元年九月スエーデン・ノルウェー修好通商航海條約、同年九月スペイン修好通商航海條約、明治二年一月北ドイツ聯邦修好通商條約、同年九月オーストリー・ハンガリー修好通商航海條約は皆な一箇年の豫告を以て明治五年七月已後改正することを得。明治四年七月ハワイ修好通商條約は六箇月の豫告を以てすれば何時にしても改正することを得。

明治四年七月清國修好條規は無期限、同通商章程は明治十三年後改正することを得(豫告期限なし)

明治六年八月ベルギー修好通商航海條約は他の諸国と條約改正をなすと同時に改正することを得。

明治九年二月朝鮮修好條規は無期限、明治十六年七月朝鮮に於て日本人民貿易規則は實施後(調印後百日経過)五箇年を限り(明治二十一年十一月ならん)新規定の設定を要せり但新規則設定前に期限経過すれば新規則成立

互の承諾に由りて(二)債務を終りたるに由りて(三)兩締盟国の希望を以て延期せざるとき其條約に示したる期限の経過に由りて(四)締盟国の一方の滅亡に由りて(五)契約條件を履行し了はりたるに由りて(六)災害及び豫言せざりし場合に於て條約の目的たりし物件全体の消滅に由りて。又條約は其義務を果すこと能はざる障礙の不意の遭遇に由りて中止せらる而して其事実若し久遠に亘り且つ再施の望絶ゆるときは之が爲めに條約の消滅に馴致することを得(「萬國公法」第二卷第四十七節)

近世公法家の説に拠れば無期條約も亦自然の境遇に於て期限を生ずることありと云へり。然れども現存有効の條約を廢棄することはフイヨル氏の列挙したる事實の存するか否らざれば其條約は国の生存と併行するを得ざるが如き事實なかるべからず。而して本條約は或る條項の無効に歸したるものなきにあらずと雖も、締盟国の一方の宣言を以て其全体を廢棄する如きは公法上之を許さざるなり。

各国との條約中安政五年六月米國修好通商條約、同年七月オランダ修好通商航海條約、同年同月修好通商條約、

まで旧規則を適用す。

明治二十年九月シヤム宣言は無制限

明治二十一年十一月メキシコ修好通商條約は兩締盟国の一方より本條約廢棄を通知すれば其日より六箇月にて消滅すべし。

第二十二條 帝國及び王国外交官若くは領事官吏より日本官庁に發する一切の公文はドイツ語を以て記すべし然れども事務の処理に便ならしめんが爲め本條約施行の日より三箇年間は英訳文若くは日本訳文を公文に添ふべし

外交語として一般に使用せられたるものは往昔はラテン語次は仏語なり現今に於ても仏語は最も広く使用せらる。然れども何づれの国人も自國語を使用するの權利を有することは近世公法家の是認する所なり。故に互に敬愛を以てする場合を除くの外、奥洪國官吏は其自國語なるドイツ語を公文に使用するの權利を有し、日本國官吏も亦日本語を使用するの權利を有すること固より論なし。千八百十五年ウィーン會議は仏語を用ひ且つ其謄本は仏文を以て調製たるに拘らず、之を以て向來の例となすべからざること其條約第百二十條に明記して此會議に於てすらプロシア全權委員は自國語を使用せんことを主

張したり。又現に歐洲に於て公式謁見には彼我自國語を使用するのみならず、駐英仏國大使は仏語を公文に使用し、駐仏英國大使は英語を公文に使用する等其例甚だ多し。故に本條は固より不当のことなし。各國との條約中此類の條文ありと雖も亦講究の要なかるべし。

第二十三條 本條約は七通に認む即ち日本文三通英文三通及びドイツ文二通とす各文共に同一の意義及び趣旨を有すと雖も若し齟齬齟齬することある場合には英文を原文と看做すべし

彼我自國語を以て條約を起草すること固より当然なりと雖も、疑義を生じたる場合に解義に便ならしめんが爲めに第三の國語を使用し、之を條約に添ふるは外交上の便宜に出て其例甚だ多し。故に本條は非難すべき点あることなし。各國との條約中單に彼我國文に止るものなきに非ずと雖も、最初多くは蘭文を以て起草し或は蘭文を添て原文と見做したるもの多し。是れ本邦開國の當時蘭文を解する者多く後に英文を解する者増加せしに由る。第二十四條 本條約はオーストリー・皇帝及ハンガリー・アポストリック王陛下及び日本皇帝陛下名を署し璽を鈐し以て批准すべし而して右批准は本日より十二箇月以内可成

なる理由なくして拒むことを得ざるを證す「萬國公法」第二卷第九百九十三節)

〔又曰、予の指摘したる主義(批准論の主義)を約言するが爲めに左の規則を述べべし

(一)、全權委員其公然与へられたる全權の範圍を越える條約を締結したる場合に於ては國の對外義務は絶對的に存立せず(即ち批准を拒むことを為し得べし)

(二)、全權委員其公然与へられたる全權の範圍を越えずして條約を締結したるときは其國の憲法に於て議會の承認を要せざるにても、及び公然与へられたる全權又は條約の條項中に主權者の批准を要する旨を明かに記載せざりしときにても、其條約は批准の未定の條件の下に完結したるものと認めざるを得ず(即ち批准は主權者至高の權利に屬するに因り全權委員其權限を越えず、議會に承認の權利なく又條約に批准云々の記載なきも其條約の死活は主權者の手に屬するに因り條約は未定の條件の下に完結したるに過ぎず)

(三)、若し其國の憲法に於て議會批准の未定の條約存在するときは、縱令全權委員其公然与へられたる全權

速かに交換すべし

又本條約は本日より施行すべきことを約定す

右證據として各全權委員本條約に記名調印するものなり

聖主紀元千八百六十九年十月十八日

日本曆明治二年九月十四日

東京に於て 沢外務卿從三位清原宣嘉 華押

寺島外務大輔從四位藤原宗則 華押

フライヘル・フォン・ベッツ 印

本條は批准と実施期日とを約するものなり。批准を單に儀式の如く解する者あり、是れ多くの場合に於て條約は異議なく批准せらるゝに因り皮相の見解をすしたるものならん。批准を爲すと批准を拒むとは外交上至重の問題なり。條約は實に批准に因て生活す。而して條約は正當なる理由なければ之を拒むことを得ず。「パスカル・フイヨル氏曰、批准は代議政の國に於て國王の裁可は法律の成立の爲めに立法の第三の原素たるに均し。何れも國王の裁可は儀式なりと法律上主持する者なかるべし(批准は儀式にあらざるを證す)然れども國王は國會の議決したる法律に与ふる裁可を實に正當なる理由なくして拒み得べしと事實上容認することを得ず(批准は正當

の範圍を越えずして締結したるも、其條約は議會批准を与へたるときに非ざれば國の義務を生ぜず。

〔四、若し國を代表する者にして條約締結の爲めに其國の憲法に於て議會の承諾若くは協賛を要せずとの誤を以て批准權を拋棄して其權利を附与されたるときは、其公然与へられたる全權の範圍内に於て締結したる條約は其國を羈束すべし。而して若し主權者之を批准することを拒むに於ては主權者は賠償を払ふことに強制せらるべし(即ち故なく批准を拒むの結果に屬す)

〔五、若し全權委員其秘密訓令を遵守せざるときは其政府に對して責に任すべく、及び其國法に拠て罰せらるべし。然れども之が爲めに對外義務の効力に影響することを得ず(即ち此場合に於ても國の義務を免かることを得ず「萬國公法」第二卷第九十五節)〕又條約實施の期日は批准の後に在るを通例となすと雖も遼遠の地若くは批准せらるゝことの疑なき場合に於ては批准の前に實施することなきに非らず。元來條約は既往の事實にまで効力を及ぼすものにして、而して批准も亦批准前までに効力を及ぼすものなるに因り、外交上此

便宜に出づること其場合に因りて妨げなし。

「フルンチュリー氏曰、條約の批准せられたるときは其効力は若し反対の條約あるに非ざれば兩締盟国の使節若くは最終會議録に調印したる時にまで溯るべし。」「編成萬国公法」第四百二十一條」
故に本條に於て批准交換を十二箇月以内となし、而して本條約の実施の記名調印の日よりと定めたるは共に公法上不可なし各国との條約中此類の條文多しと雖も、こゝに講究することを略すべし。

(明二五・一〇刊)

附 録

明治十一年八月米国との改定約書は其第十條の明文に拠り未だ実施に至らずと雖も之を現行條約に比すれば實に數歩を進めたるものとす。又明治二十一年十一月メキシコとの條約は所謂對等條約にして現行條約中無比に屬す。故に共に之を左に録して以て参照す(條約文ハ略文)

(原敬全集)

新條約実施準備目次

- 第一 一 總 論 (上)
- 第二 二 總 論 (下)
- 第三 三 改正を要せし條約
- 第四 四 條約改正事業の沿革
- 第五 五 新條約概要
- 第六 六 新條約実施の範圍 (上)
- 第七 七 新條約実施の範圍 (下)
- 第八 八 新條約に先て実施せらるべき條項及び條約
- 第九 九 契約税則と普通税則との關係
- 第十 十 條約は議會の協賛を要せず
- 第十一 條約と法律規則の抵觸
- 第十二 居留地処分 (上)
- 第十三 居留地処分 (中)
- 第十四 居留地処分 (下)
- 第十五 外国人の内地に於ける商工業 (上)
- 第十六 外国人の内地に於ける商工業 (下)
- 第十七 外資輸入 (上)
- 第十八 外資輸入 (中)
- 第十九 外資輸入 (下)

小 引

- 一、本論は嘗て我大阪毎日新聞に登載したるものなり然るに爾後各地の読者別に一冊子となさんことを望まる因て今回再び之を上梓することゝなせり
- 一、本論は昨年十二月一日より今年一月二十三日までの紙上に分載したれば其登載の月日は闊説に必要なりと信じ毎篇の末に之を附記せり
- 一、篇中に引用せし條約文中現行條約の邦文は意義明瞭ならざるものあるに依り嘗て拙著現行條約文中に掲載せし英文によりて訂正せしものを取れり
- 一、本論を草せし当時は仏墺二國の條約は未だ公布せられず隨て篇中之を論及したるものなし
- 一、本論以後我紙上に掲載したる論説にして新條約実施準備に關係あるものなきにあらざれども此等は總て他日の編纂に譲れり

明治三十一年四月 大阪毎日新聞社に於て

原 敬

- 第二十 支那人 (上)
- 第二十一 支那人 (中)
- 第二十二 支那人 (下の一)
- 第二十三 支那人 (下の二)
- 第二十四 朝鮮人
- 第二十五 メキシコ人、ポルトガル人、ハワイ人、シヤム人、ブラジル人 (上)
- 第二十六 メキシコ人、ポルトガル人、ハワイ人、シヤム人、ブラジル人 (下)
- 第二十七 新條約実施期限
- 第二十八 外国人の土地所有 (一)
- 第二十九 外国人の土地所有 (二)
- 第三十 外国人の土地所有 (三)
- 第三十一 外国人の土地所有 (四の上)
- 第三十二 外国人の土地所有 (四の下)
- 第三十三 外国人の土地所有 (五)
- 第三十四 監獄制度
- 第三十五 教育制度
- 第三十六 新條約と台灣
- 第三十七 宗教 (上)

第三十八 宗教（下）

第三十九 沿海貿易（上）

第四十 沿海貿易（下）

第四十一 新條約実施後に於ける開港場（上）

第四十二 新條約実施後に於ける開港場（下）

第四十三 外国人の帰化及び国籍

第四十四 無條約国人

第四十五 結 論

條約改正の事業漸く完結に近づき未だ批准公布に至らざるものと雖ども、其調印を了らざるは僅かにオー・ストリー一國に過ぎずと聞く。果して然らば新條約の実施は、別に意外の障礙を生ぜざる限りは、從來豫期せし如く明治三十二年七月に在らんか。政府及び国民は此一年有半の僅歲月の間に在りて維新以来の大業に屬せし新條約実施準備を等閑に付するを得ざるべし。吾輩少しく所見あり、政府及び国民の注意を喚起せんが爲めに本日より新條約実施準備の梗概を述べべし。

第一 総論（上）

我外交起源を按ずるに、上古は支那朝鮮に於ける外交あ

り。降りて中世に及ぶも猶ほ其述を絶たず。織田豊臣より徳川の初に至りては之に加ふるにシャム、ルソン、スペイン、ポルトガル、オランダを以てし、其外交稍々見るべきものなきにあらざりしと雖ども、徳川家光固く鎖國の方針を執りて以来、支那朝鮮を除きては僅かにオランダ一國との交際に限り、夫すら長崎の出島に於てするの外絶えて外交なるものなきに至りしが、爾後二百余年俄然此形勢を一変し、米國使節ペルリと嘉永七年三月三日神奈川に於て和親條約なるものを締結して以来、英仏露蘭を始めとして其他の諸國と維新前後に互りて漸次に條約を締結し、遂に今日の外交なるものを生じたり。然るに当時締結したる條約は悉く、我國權を害し國利を損するものならざるはなし。是れ独り当時当局者の罰にあらず。實は朝野ともに外交の何ものたるを解せざりしの致す所にして、其罪は朝野ともに之を分たざるを得ざるべし。

然るに維新後開國進取は我唯一の國是となり、苟も此國是に反するものは如何なる事物と雖ども之を破棄して憚らず。之が爲めには諸侯の封土も士族の常祿も四民の階級も之を撤去して惜まざるのみならず、遺俗流風も一朝にして之を掃蕩し法律制度も汲々然として其創定改革に従事し、

遂に以て立憲政体の今日に馴致するまで、開國進取の方針に觸るゝものは之を破碎して顧みざること斯くの如くなりし所以のものは他なし、國權を復し國利を収めて以て各國と對等の位地に立たんと欲する一事に外ならざりしなり。而して條約改正は当初は現行條約の不当を除くの主旨に過ぎざりしが、文化漸く進みて單に現行條約の不当を除くが如き一時の彌縫策に安んぜず、一躍して對等の位地に達せざんば満足せざるの趨勢を作為し、遂に井上伯案の如き大隈伯案の如き若くは青木榎本二子の案の如き、過渡時間に適應すべき半面的對等條約は悉く失敗に歸し、陸奥伯案の絶對的對等を主とせし條約案は成功したるなり。故に此業績に徴すれば新條約実施準備なる問題は多岐なし、維新以来の國是の趨勢に乗じて以て各國と對等の位地に立つの決心を要するに在るのみ。（三〇・一二・一）

第二 総論（下）

政界の近情を見るに、政府は進歩黨と提携を絶ち、更らに他の政黨政派に提携せんと欲するに急に於て殆んど政治の重きを忘れんとするに似たり。政黨政派は政府と提携を絶てば忽ちにして政府の攻撃に全力を傾けんとし、而して未だ提携せざる政黨政派は苟も口実あれば政府と提携を求

めて以て利祿を食らんと欲するものゝ如し。吾輩局外者より之を見れば、政府政黨相率て政界の紛糾雜駁を醸し政府の考も政黨の主義も其言ふ所は行ふ所に反して内政の舉らざる今日より甚しきものなきに似たり。而して經濟界は如何、物価騰貴し商工振はず戦後勃興したる事業も或は萎靡の悲境に陥らんとするの恐あり。況んや外交をや。又況んや海外貿易をや。之を列挙すれば日も亦足らず。要するに時事日々に非にして論議すべきもの実に多しと雖ども、然れども亦是れ一時の問題のみ、一時の問題に齟齬して大局を忘るゝは志士の業にあらず。政府及び国民は一時の問題の外に新條約実施準備なる大問題あることを常に記憶せざるべからざるなり。

新條約は内地解放の主義を執れり、非内地雜居の論は畢竟開國進取の國是に反したる僻論にして、一時世に喧伝したることありとは云へ、今日に至りてはモハヤ之を口にする者なかるべく、又縱令之を唱ふるも條約既に成り大勢既に定まり、之を如何ともすること能はざるのみならず、苟も各國と對等の位地に立たんと欲せば公法の例規に遵由して外人居住の自由を許さざるを得ざるなり。パスカール・フィヨル曰く「治安上正当の理由ある時の外、国内に外

人の自由に入り来ること、旅行すること、及び居住することとを妨ぐる総ての阻礙的措置は自由を保護する萬国公法の主義に反するものなり」と。然れども内地解放したればとて俄かに外人の群集し来ることあらんと想像するは誤解なるべし。本邦に於てこそ内地雜居は徳川以来の禁制にして新問題に屬せりと雖ども、欧米各国は其雜居を許すこと久しく、何人も内地解放と否との是非を論ずる者すらなし。而して此等の国に在りても外人の来往するは其數に限りあり。況んや新たに内地を解放する本邦に於てをや。外人の俄かに群集し来るべき理由なきは明かなり。故に吾輩は内地解放によりて外人の今日より數多なるべきを疑はずと雖ども、或る一部の論者の唱道せし如く外人の群来あらんとは信ぜざるなり。維新條約実施の後には外人の便宜を得ること今日の比にあらず。條約上の規定によりて既に數多き便宜を得るのみならず、新民法は條約に於て禁ぜざる限りは國人同様の私権をも外人に与ふる主旨なるに因り、外人は其人口に於て俄かに増加せざるも、外人の本邦に於て為すべき事業の範圍は著しく拡張すべきこと勿論なり。而して外人の事業の拡張は邦人の事業を圧縮せざるか、是れ條論者の恐るゝ所なりと雖ども、吾輩は維新以来本邦発

達の情勢に徴して固より此の如くには信ぜざるなり。又苟もこゝに疑念あらんには、始より各国と對等の位地に立たんと欲し、他の一方に於て外人と對等の位地に立つを得るや否やを疑ふは事理顛倒の甚きものなり。今の世に在りて競争を恐るゝ者は世に立つを得ず。個人の間に於て既に已に然るに非らずや。況んや三十年來開國の国是を執りて今日に至れる國家に於てをや。世界の競争場裡に立て其雄を争ふの勇氣なくして焉ぞ國を樹るを得ん。故に吾輩の政府及び國民に望む所は其競争心をして益々高からしめ以て對等の實を挙げんと欲するに在るなり。遠慮なければ近憂あり。政府及び國民は区々の閱牆あるとも新條約實施に關しては拳國一致の覺悟なかるべからず。是れ新條約實施準備の大主眼なり。(三〇・二二・二)

第三 改正を要せし條約

諸條約中何れの國との條約及び其條約の如何なる種類は改正すべきものなりしや、又其條約中改正を成功せざれば如何なる結果を生ずべきや、之を識別せざる人なきを保せざれば、吾輩立論の順序として先ず之を列挙すべし。

日米修好通商條約(安政五年六月十九日調印)

日蘭修好通商航海條約(安政五年七月十日調印)

を失し或は同時に改正せらるべきものなるに因り故らに茲に掲げず。

右列挙せし各條約の外日清修好條規、通商章程等(明治四年七月二十九日調印)も改正せらるべきものなりしと雖も、日清戦争の爲めに悉く破棄せられ、講和條約及び通商條約新たに締結せられたれば改正の必要なきこと勿論なり。日布修好通商條約(明治四年七月四日調印)も亦改正を要すべきものなりと雖も、去る明治二十七年四月日本ハワイ兩國協議の結果としてハワイに於て治外法權を撤回し、同年勅令第四十一号を以て之を公布せられたれば、改正するの必要なきに至れり。其他朝鮮との條約は同國に於ける我權利々益のみを規定し且つ我に於て治外法權を有すれども彼れ之を有せず。又メキシコとの條約は對等條約なり。故に朝鮮及びメキシコとの條約は他に特別の事情を生ずれば格別、否らざれば他の締盟國と同時に改正するの必要なきこと明かなり。日暹修好通商宣言(明治二十年九月二十六日調印)は彼我共に治外法權の約なきを以て、日本人のシヤム國に在る、シヤム人の日本國に在る、均しく其在留國の法律に服従すべきものにして、此点に於ては對等なること恰も各國との新條約に於けるが如くなるに因り改

日露修好通商條約(安政五年七月十一日調印)
日英修好通商條約(安政五年七月十八日調印)
日仏修好通商條約(安政五年九月三日調印)
日葡修好通商條約(萬延元年六月十七日調印)
日瑞修好通商條約(文久三年十二月二十九日調印)
日白修好通商航海條約(慶応二年六月二十二日調印)
日伊修好通商條約(慶応二年七月十六日調印)
日丁修好通商航海條約(慶応二年十二月七日調印)
日瑞諸修好通商航海條約(明治元年九月二十七日調印)
日西修好通商航海條約(明治元年九月二十八日調印)
日独修好通商條約(明治二年正月十日調印)
日奥修好通商航海條約(明治二年九月十四日調印)
日秘修好通商航海條約(明治六年八月二十一日調印)
以上十五箇國との條約は皆改正を要すべきものなりしなり。而して若し此數國中一國にても條約改正を成功せざるものあらんか、其國との旧條約即ち現行條約は依然効力を失はずして存在し、最惠國條款の拘束によりて總ての新條約は効力を完することを得ざるべし。但し右各條約には之に附屬し若くは關係を有する條約又は議定書等之なきにあらずれども、此等は總て本條約の改正に伴ふて或は其効力

正の必要なし。然れども日本人のシヤム法律に服従することとは危険なきに非ざれば別に本條約を締結して以て此危険を除くを要するものなり。又葡国との條約は同国に於て現行條約の領事裁判に關する條項を久しく実施せざりしに因り、我政府より其關係條項を破棄し、明治二十五年勅令第六十四号を以て領事裁判權を撤去したれば、此点に於ては條約改正の必要なかりしと雖も、其條約中他に各国と同様な種々の規程あるに因り遂に改正を要せしなり。

又右十五箇国との現行條約中には悉く最惠國條款ありて一箇国にても條約改正の成功せざるものあれば新條約の効果を収むることを得ざるのみならず、現行條約の明文に拠れば米、蘭、露、英、仏、葡、瑞、白、伊、丁、瑞諾、西、独、澳の十四箇国は明治五年七月以後に於て一箇年前の豫告をなせば現行條約の改正談判を開くことを得。ペルソとの條約改正は各国と同時に開談することを得るに過ぎず。而して其開談したる條約改正成功せず、即ち談判妥協に至らざれば幾年にても現行條約を無期限に継続すべき規程なり。故に井上伯案の如き大隈伯案の如き悉く失敗に帰すれば、失敗したる文けにて、現行條約には何等の変動をも与ふる能はずして皆其儘に継続し來れり。陸奥伯案も亦

二年に掛け大隈伯外務大臣として條約改正を各国に提議したるも、是れ亦国内の異論の爲めに失敗に歸したり。爾後青木榎本子皆局に當りて改正を企てたるも、其事業見るべき者あるに至らずして其職を去り徒らに條約改正なるものは至難の事業なることを朝野に示して毫も実効を見ず。而して此間法權恢復を後にして先づ稅權を恢復すべしとの議論もあり、現行條約を履行して外人を困しめ因て以て改正事業を速成せんととの議論もあり。其他非内地雜居を始めとして愚論百出して底止する所を知らず。甚しきに至りては條約改正は對外の大事業なることを忘れて、政府を攻撃するの利器となしたる者之あるのみならず、對外硬など称する暴論を生じて殆んど攘夷の思想にてもあらんかと思はるゝ議論の一部人士の間に蔓延するに至れり。

明治二十五年八月伊藤内閣は此愚論の最中に組織せられ、陸奥伯外務大臣となりて其衝に當ることとなり、同年十二月一日第四議會に於て伊藤内閣總理大臣政府の意思を公言して曰く「吾人は内に於て百政の釐正を努むると同時に外に對して多年希望せる條約改正の大業を執行せざるべからざるは更に多言を要せずと雖ども、此問題たる殊に慎重を要す……條約改正の主要は凡そ國として有すべき權

不幸失敗に帰せば無論に同様の結果を免がれざりしならん。(三〇・一一・三)

第四 條約改正事業の沿革

新條約実施準備の諸問題を解釈せんが爲めには大体に於て先づ條約改正事業の沿革を知らざるべからず。顧ふに條約改正は維新後間もなく唱道せられたりと雖ども、當時の條約改正論は殆んど見るに足るものなく明治三年岩倉大使の一行欧米に派遣せられたるは條約改正の目的なりしと云へど、改正案の確定したるものを携帯したるに非ざるのみならず、当時我外交は極めて幼稚にして全權委任狀の何物たる事すら了解せざりしとの奇談ある程なれば、此一行の欧米を巡回せしは我文化には尠なからざる利益あり又條約改正の輿論を醸成したるには其効なきに非ずと雖も條約改正の事業としては何等の効果をもち得ること能はざりしなり。

條約改正の實際に着手せられたる明治十二三年の頃井上伯の外務卿たりし時に始まれり。當時締盟各国の代表者を東京に集めて條約改正豫議會なるものを開きたり。爾來漸次其歩を進め將さに成功に近づかんとせしも、不幸にして国内の異論に遭遇して失敗に歸せり。之に次で明治二十一

利を得、凡そ國として尽すべき義務を完くするに在りと。當時世人は如何に此演説を解釈したるやを知らずと雖も、是れ明かに對等條約を締結せんとする政府の意思を公表したるものなり。而して爾後当局者苦心經營の末翌二十六年七月に至りて陸奥伯改正條約案を脱稿し閣議の容るゝ所となりて先づ英國に向つて提議し、協議一年を経て、明治二十七年七月十六日恰も朝鮮事件羽檄旁午の際に日英條約は調印せられたり。之に次で漸次に米國其他各国の調印を見るに至り、維新以来の宿業も今は僅かに填國一國を余すのみとなれり。故に政論の異同によりて世間彼此の議論もあらんが、公平に論ずる者は條約改正に關しては伊藤陸奥の功を傳とせざるを得ざるべし。

要するに條約改正なる問題は維新後継続して嘗て中絶したることなしと雖ども、改正事業は明治二十三年に至りて創始せり。而して當時の改正案は既に総論に於て述べたる如く過渡時間に適應すべき半面的對等條約にして悉く失敗に歸したり。此沿革を知る者は新條約実施準備の諸問題を解釈するに於て蓋し甚だ容易なるものあらんと信す。(三〇・一二・四)

第五 新條約概要

新條約準備に關する諸問題は單に新條約を解釈するに止らず、其條約を実施せんが爲めに必要なる法律制度の改正又は制定を要するものにあるのみならず、經濟上の変遷に於ても個人間の覺悟に於ても種々の問題あること勿論なりと雖も、大体に於て新條約は如何なる主旨ならんかを了解せざるべからず。故に吾輩は其概要を解説せんが爲めに先づ新條約の既に發布せられたるもの、及び未だ發布せられざるも既に其調印を了せりと伝ふるものを左に列記すべし。

- 日英通商航海條約（明治二十七年七月十日調印）
- 日米通商航海條約（明治二十七年十一月二十二日調印）
- 日伊通商航海條約（明治二十七年十二月一日調印）
- 日秘通商航海條約（明治二十八年三月二十日調印）
- 日露通商航海條約（明治二十八年六月八日調印）
- 日丁通商航海條約（明治二十八年十月十九日調印）
- 日独通商航海條約（明治二十九年四月四日調印）
- 日瑞諸通商航海條約（明治二十九年五月二日調印）
- 日白通商航海條約（明治二十九年六月二十二日調印）
- 日仏通商航海條約（明治二十九年八月四日調印）

り十二箇年を限り其間効力を有するに此まれり。日英條約第二十一條第二項に「両締盟国の一方は本條約実施の日より十一箇年を経過したる後は何時たりとも本條約を終了せんと欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すべし、而して此通知をなしたる後十二箇月を経過したるときは本條約は消滅に歸すべきものとす」とある規程は何れの国との條約にも之れなきものなければ、其期限に達して猶ほ此條約を継続せんと欲すれば之を継続することも随意なり。若し更らに條約改正をなさんと欲すれば又之を爲すことも自由なり。此等は總て両締盟国の意思に任せ、現行條約の如く改正談判を開くも談判妥協に至らざれば、無期限に旧條約を継続せざるを得ざるが如き恐なきなり。

又現行條約には殆んど皆契約稅則を附屬せざるものなし。而して其稅則は單に輸入稅の規定に止らずして輸出稅をも規定し、加ふるに其稅則に掲げざるものは總て五分稅を課するの規定ありて、我貿易を害すること尠なからず。又我普通稅則は之が爲めに制定する事を得ざりしと雖ども、新條約には此の如き規定なきのみならず、輸出稅に關しては何等の規定なくして全く我國の自由に屬せり。輸入稅に關しては契約稅則を附屬したるものありと雖ども、僅

日瑞間修好居住通商條約（明治二十九年十一月十日調印）
 日蘭通商航海條約（明治二十九年九月八日調印）
 日西修好交通條約（明治三十年一月二日調印）
 日葡通商航海條約（明治三十年一月二十六日調印）
 右十四箇国との條約は既に調印を了したるに因り之を完結したるものと認め、之に加ふるに日瑛條約を以てせば、條約改正の事業は全く結了すべし。但し此等條約に附屬したる條約又は議定書あり、又此等條約中の規定に基き更に條約又は議定書を要するものありと雖も今暫く之を略す。

オーストリーとの條約は未だ調印を了らざるを以て之を知るに由なしと雖ども、既に締結したる條約は其大体の主義に於て彼此の間に甚だしき相違あるに非らず。而して此等新條約は現行條約の規程若くは慣例の俄かに除くことを得ざるものありて、之が爲めに多少特種の條項なきに非ずと雖も、其大体に於ては相互の主義に基ける對等條約にして、現行條約の如く不對等のものに非らざるは勿論なり。又何れの国との條約にも最惠國條款ありて其効果を一にし、彼等の權利々益に不平均を生ずる恐なし。又何れの條約も現行條約の如く無期限條約にあらずして、実施の日よ

かに英、独、仏の三国に過ぎず（瑛國は未詳）、其他の條約は總て契約稅則を附屬したるものなし。而して此等の契約稅則は最惠國條款の規程によりて他の諸國も均霑すべきものなりと雖ども、其物品に限あり。故に我普通稅則既ち本年三月法律第十四号關稅定率法は契約稅則に掲ぐる僅少の物品を除くの外、總ての物品に適用することを得べし。
 (三〇・二・五)

第六 新條約實施の範圍（上）

凡そ條約は全版圖に施行せざるべからざるものなるや、又は全版圖中或る部分を限り施行せざることを得るものなるや、との問題は公法上に於ては一定の主義ありて殆んど疑義なきものなりと雖ども世間猶ほ此点を疑ふものありて之が爲めに多少の議論あるが如し。而して其疑義を生じたたるは台灣に原因し、一は法理上の性質を有して新條約は当然台灣に施行せられるべきものなるや否やとの疑義、他の一は政略上の意味を存して今日の如き情況なる台灣に新條約を施行し得べきや否やとの疑義、是れなり。而して法理上より此疑義を抱くは、蓋し新條約は台灣を予想せざりし當時に締結したる條約なるが故に、此條約は当然台灣に施行せらるべきものに非らざれば必らずしも之を台灣に施

行せざるも可なりと云ふに在るなり。此見解は現行條約の如きものに就ては相当の理由あるものなり。何となれば現行條約は全く台灣を予想することを得ざる維新前後に於て締結せられたれば、之を新版圖に施行すると否とは我任意の処置に属し締盟国は強て之を新版圖に施行せしむるの權利を有せざればなり。然れども是れとても実は單純なる理論にして、既に現行條約を琉球にも施行したる前例あれば、實際に有力なる理論には非らず。然れども此種の理論は公法上に認められ得べし。故に台灣の我新版圖に歸してより政府は現行條約を施行せんが爲めに、我任意の処置を以つて、出來得る限り之を台灣に施行すべき旨を締盟国に宣言し、同時に左の告示をなせり。

通商航海の條約ある欧米国の臣民及人民をして台灣に於て淡水、基隆、安平、台南及打狗に居住し商業を営み且つ右等諸国の船舶をして淡水、基隆、安平及打狗の諸港へ寄港し且積荷を輸出入することを得せしめ又台灣は特殊の情形ありと雖も現行通商航海條約税則及其他の諸取極は出來得べき限り台灣に居住し又は同地に往來する欧米各締盟国の臣民人民及船舶にも之を適用すべし（明治二十九年二月二十二日外務省告示第一号）

を得ず。結局理論に拘泥して二三の国に対して新條約の台灣に施行せられざるを主張するも、實際には何等の効力をも生ずることなくして徒らに外交上の煩累を醸すに過ぎざるべし、故に新條約は台灣は勿論、全版圖中何れの地にも之を実施すべし。（三〇・二一・七）

第七 新條約実施の範圍（下）

新條約中台灣の我版圖に歸する以前に締結せられたる條約は必ずしも之を台灣に施行せざるも可なりとの理論は公法上に認めらるべしと雖ども、再惠國條款の爲めに實際には何等の効力を生ずる能はざれば、此議論を主張するも徒らに外交上の煩累を醸すに過ぎずとの理由は既に上篇に於て論ずる所の如し。故に今日の如き情況なる台灣に新條約を施行し得べきや否やとの疑義は、殆んど之を講究するの価値なしと雖も、新條約実施の準備としては台灣の情況を今日のまゝに置くことを得ざるは勿論の事なり。台灣に關して吾輩の所見を述べれば、今日の制度は根底よりして誤れるものなり。一二の官制を改正し二三の吏員を換ふるも到底改良の實を擧ぐることはざるべし。必らずや根底より之を一変して其制度を改め其官吏を換ふるを要するものなり。然れどもこゝに之を詳論するは他岐に走るの恐れあり

是れ明かに現行條約は当然台灣に施行せられたるに非らずして、此任意の宣言により始めて施行せられたるものなり。故に新條約にして台灣の我版圖に歸する以前に締結せられたるものは、現行條約の場合に於けると同様に、之を台灣に施行するとせざるとは我意思のまゝなりと主張することを得ざるにあらず。然れども此種の議論は實際には何等の効用も之なきものなり。抑々台灣の我版圖に歸する以前に締結したる新條約は英米伊露等なるにより、之に対しては台灣に施行するや否やを論議することを得ざるに非らずと雖も、此等條約中には最惠國條款の存在せざるものなく、而締盟国の一方に於て他國に現に許すし又は將來許すすべき一切の特典殊遇若くは免除は而締盟国の他の一方に於て均霑することを得るの規程あるが故に、台灣を予想せざる條約なりといふ訳を以て其理論を主張するも實際は悉く均霑して何等の効力も生ずること能はざるのみならず、利益ある事は最惠國條款によりて均霑せられ、利益なき事は旧條約の効力を保持するの論を主張せらるゝ恐あるべし。況んや台灣の我版圖に歸したる已後に締結せられたる新條約は無論當然に台灣に於ても各國其權利々益を得べきものなれば、之に対しては何等の異議をも主張すること

るが故に暫く之を他日に譲り、大体に於て台灣は永く特種の制度を布くべき殖民地に非らずとの觀念を以て、司法制度なり行政制度なり事情の許す限りは悉て内地同様の行政を布くの方針を執らざるべからず。就中新條約実施準備の爲めに急を要するものは司法制度なり。裁判所構成法を其まゝ施行するか若し其まゝ施行する事を得ざれば多少の修正を加へて之を施行するか、兎に角裁判官の獨立を保證するに足るべき制度を設け、且つ司法省の直轄に移すべし。今日の如く裁判官の進退を行政官の意思に任せ、而して裁判官も行政官も互に條文の有無を争ふて聞くに忍びざるの紛議をなすは抑々何事ぞ。維新以來開國進取の國是を執り汲々然として各國と對峙せんと欲して今日に至りながら、如何なる口実あるも法官の位地を不安の地に置くは文明世界に許すべからざる事態なり。其他兵事なり關稅なり郵便電信なり凡そ事情の許す限り成べく速かに内地主管の省局の直轄に移し、台灣總督をして専ら拓地殖民の責に任せしむるを要す。否らずんば到底台灣の改良を図ること能はず。台灣を改良せずんば新條約実施の爲めに不測の禍害あらんも知るべからざるなり。

或人云く新條約実施以前に諸法典を実施する事は新條約

の條件なり、然るに台灣今日の情況には諸法典を実施すること難ければ、新條約を台灣に実施するに於て果して支障なきかと。此疑問は暫く台灣を別事として琉球諸島の情況を見れば容易に解釈せられん。琉球諸島には新法典は云ふまでもなし、現行諸法律規則の実施せられざるもの夥なるに非ずや。然れども猶ほ新條約を実施するに於て縮盟国に何等の異議あるべしと思はれず。故に萬一事情の許さざるものありて諸法典の全部又は一部を台灣に施行すること能はずとするも、之が為めに新條約を実施することを得ずとの結論を生ぜざるなり。況んや法典実施に関する公文は左の如きものにして、必ずしも全版図に施行するの意味なきに於てをや。

帝國政府は日本帝國と大ブリテン國との間に現存する條約の消滅に帰するときに當りて帝國政府が已に發布せし各法典の実施せられ居ることの利便なるを認めたるを以て目下未だ実施中之なき法典の実施せらるゝに至るまでは本日調印せし通商航海條約第二十一條第一項（條約實施通知）に規定するところの通知を為さざることを約す（明治二十七年七月十六日附公文）

故に諸法典実施の條件は必らずしも之を全版図に施行す

るの條件にあらずして、現に發布せられて未だ実施せざるものを実施するの主旨に外ならざるなり。果して然らば萬一台灣に法典の全部又は一部の実施せられざるものありとするも新條約實施の妨害となること之なきものなり。又縱令諸法典の台灣に實施せられざるものあるが為めに新條約を実施することを得ずとするも、此種の異議は我より之を主張すべきものに非らずして、彼れ縮盟国より我に向て提議すべき性質のものなり。而して彼れ若し之を提議するも我に於て之を拒絶し得べきは公文の主旨に於て明瞭なるのみならず、彼れ縮盟国は其提議を貫徹するも、治外法權を存し得るに止りて一切の特典免除を失はざるを得ざるが故に、之を提議するの愚を為す者なるべし。但し法典なるものは云ふまでもなく全版図に施行すべき目的を以て制定せらるべきものなれば、一時全部又は一部を実施し得ざる地方あるも、成るべく速かに之を全版図に實施すべき方針を取らざるべからざるは、贅論を待たずして明なり。（三〇・一二・八）

第八 新條約に先て實施せらるべき條項及び條約

新條約は意外の障礙に遭遇せざる限りは明治三十二年七

月より實施せらるべきものなりと雖ども、之を実施せんが為めには其期日に先立つこと一箇年即ち遅くとも明治三十一年七月以前に於て新條約實施の旨を縮盟各国に通知せざるべからず。是れ新條約の明文に於て規定する所にして、而して新條約と同時に調印したる議定書によれば此通知をなす以前に於て目下未だ實施せられざる諸法典を実施せざるべからず（前編に摘録したる議定書參看）之を約言すれば未だ實施せられざる諸法典にして未だ議會の協賛を経ざるものは、今年第十一議會の協賛を経て之を發布し、明治三十一年七月以前に於て既に發布して未だ實施せられざるものと一齊に之を実施せざるべからず。斯して新條約は明治三十二年七月より實施することゝなるべき順序なり。

故に目下未だ批准公布を見ざる條約にして其手続延引すれば、隨て新條約の實施も延引するに至らんことは固より論なく、幸に批准公布を了するも今年の議會に法典の殘部を提出して其協賛を得ること能はずんば、隨て新條約の全部を明治三十二年七月より實施すること能はざるべし。新條約實施の順序は以上略述する所の如し。而して新條約の果して明治三十二年七月より實施せらるゝと否とに拘らず之に先て實施せらるべき條項及び條約あり左の如し。

第一 明治二十七年七月十六日英兩國全權委員の調印したる議定書第二項現行旅券方法を擴張し英國臣民より英國公使又は領事の紹介證書を持參して我当該官庁に出席すれば十二箇月以内の期限間日本国内何れの地にも旅行し得べき旅券を交付するの件

第二 日独條約第十七條發明、見本（實用に供する見本共）雛形、商標、製造標、商社号及び其他の商号の保護に関する件

第三 明治二十八年七月十六日調印日英追加條約即ち明治二十七年七月十六日調印の議定書に附屬したる契約税目從價税を實行し得べき限り從量税に換算したる條約
右の内第一、十二箇月以内有効なる旅券交付の件は、現行旅券の規定に何等の変更を与ふる事なく、單に其有効期限を延長して十二箇月となし、而して新條約の實施せられて外人内地に難居し旅券の不用に帰するまで旅行せらるゝものにして目下既に實行せられつゝあるものなり。

第二 發明、見本、雛形、商標等保護の件は明治二十九年四月四日日独兩國全權委員の調印したる議定書第四項に「両締盟国は他の一方の臣民が發明、見本（實用に供する見本共）雛形、商標、製造標、商社号及び其他の商号の保

護に關し法律に定めたる條件を遵守するときは各其版図内に於て該臣民に右の保護を与ふことに同意す」とあるに因り、新條約に先つて目下既に実行せられつゝあるものなり。

第三 税目に關する日英追加條約は、新條約と同時に調印したる議定書に附屬する契約税目は總て従價税なるにより実行し得べき限り之を従量税に換算して実施し、同時に右契約税目に掲げざる物品に対しては我普通税則即ち關稅定率法を適用し得べきものにして、之を実施する時は我關稅歳入を増加すべきこと僅少なざりしと雖も此等の規定は總て最惠國條款の拘束を免れざるのみならず、追加條約第二條第三項の明文には「本規定は日本國が現に約定税目を商議中の他の國に於て同様の取極を承諾するを待て実行せらるべきものと知るべし」とありて、各國條約中未だ決定せざるものある今日に於ては、此有益なる條約を実施するに至らざるなり。塙國條約は一兩日前調印せられたるに因り、是れにて各國悉く調印を了せりと雖も、其批准公布に至るまでに猶ほ多少の時日を要すべし。其他仏國條約も未だ批准公布に至らざれば、之が爲めに種々の不利益あるのみならず、既に恢復したる稅權を活用して新條約實施以

則の破棄せられ若くは消滅に歸したる場合に普通税則を適用する時は、之を戰爭稅則とも稱せらるゝものなり。

契約稅則は國と國との間に主權の作用によりて締結せられたる稅則にして、締約國は各之を遵奉すべき義務あり、而て此契約稅則に掲げたる貨物に対しては、契約稅則の有効なる間は普通稅則の適用を停止せらるべきものなり。故に我法律の規定せし關稅定率法に掲ぐる貨物にして、英獨二國との契約稅則にも掲載せられたる場合には、關稅定率法の税目は其適用を停止せられて、契約稅則の税目を適用せざるべからず（仏塙二國條約にも契約稅則を附屬したらんには皆此例に依る）而て英獨二國と約せし契約稅則は、他の條約國の貨物に対しても最惠國條款の規定によりて均しく之を適用するものなるが故に、結局新條約を締結したる十五箇國より輸入する貨物、及ハワイ、メキシコの如き最惠國條款の規定ある國より輸入する貨物には、悉く此契約稅則に掲ぐる稅率を適用し、此稅則に掲げざる貨物に対してのみ我關稅定率法を適用する事となるものなり。

以上契約稅則と普通稅則との關係は各國普通に行はるゝ恒例にして獨り本邦と各國との間に於てのみ此關係を有するものに非らざるは勿論なり。又現行條約に添附したる契

前に國庫を利し得べき此條約をも實施することを得ざるものなり。

本篇引用するに専ら英獨二國との條約を以てしたるは、此二國との條約は條約本文、議定書、附屬税目及び外交文書等に於て他の條約に見ざるもの多きにより、仏塙二國の條約明かならざる今日に於ては英獨二國を標準となすこと適當なるを以て之を引用したり、本篇以下亦之に同じ。（三〇・二二・九）

第九 契約稅則と普通稅則との關係

契約稅則は條約の一部をなし締盟兩國の間に協議決定せしものなり。普通稅則は立法上の手続に因りて其國の任意に決定せしものなり。日英新條約と同時に日英全權委員の調印したる明治二十七年七月十六日附議定書に添附したる附屬税目、及び日獨條約と同時に日獨全權委員の調印したる明治二十九年四月四日附議定書に添附したる附屬税目は、即ち契約稅則にして、第十議會の協賛を経て本年三月發布したる法律第十四号關稅定率法は、即ち普通稅則なり。此契約稅則は偶然に同一なる稅率を掲ぐることなきに非らずと雖も、大概是其稅率を異にし、而して契約稅則は普通稅則よりも其稅率を低減したるものなり。故に契約稅

約稅則は本論第五の終に大体を論じたる如く輸入及び輸出の總ての貨物に対して其稅率を契約したるのみならず、其稅則に掲げざる貨物には五分の稅率を適用する規定なるが故に、我普通稅則を制定するの余地を遺さずして、今日まで單に契約稅則のみ輸入及び輸出の貨物に適用せり。故に關稅を免除し又は輕減せんと欲するも我單獨の意思を以て之を為すことを得ずして、必ず締盟國と協議決定せざるを得ざりしなり（後には其手續稍簡略とはなりたれども）新條約と同時に締結したる契約稅則に掲ぐる稅率も之を變更せんと欲すれば、我單獨の意思のみを以て之を為すことを得ざるは、現行條約の場合と異なることなしと雖ども、新條約と同時に締結したる契約稅則には輸出税には何等の關係なく全く輸入税のみに關し、而して其品目にも限りあり。我普通稅則を適用すべき余地を存すること猶ほ歐米各國の間に現に行はるゝ契約稅則と其性質を一にせり。

又現行條約は輸入若くは輸出する貨物に対して關稅を課するに於て、其貨物の産地を問はずして之を輸入し又は輸出する人に依りて其稅を課せり。塙國條約の一例を挙げんに其第八條に云く「貿易の爲め開かれ若くは開かるべき各港に於てはオーストリー・ハンガリー國民は禁制に非ざる

一切の商品を自国若くは他の港より輸入し又は右各港に於て売買し又は自国若くは他の港に輸出すること全く自由たるべし、但本條約附屬税則に登載したる税金を払ふべし、其他何等の徴収金を払ふことなし」と各国との條約も殆んど同一の主旨にして何れの国の製造何れの地の産物に拘はらず、之を輸入し又は輸出する者にして締盟国人ならんには契約税則を適用するの外なしと雖も、新條約は之に異り、其輸入又は輸出する人を問はずして其貨物の産地を問ふこと左の如し。

大ブリテン国皇帝陛下の版図内の生産若は製造に係る物品にして該税目に掲ぐるものを日本国へ輸入する場合に之を（契約税目）適用するものとす（明治二十七年七月十六日調印議定書第一項適要）

是れ明かに人を問はずして産地を問ふ者なるが故に、締盟各国中契約税則若くは最惠国條款の規定ある国の貨物にして、契約税目に掲ぐるものならんには、内外人を問はず何人が輸入するも之に契約税率を適用すべしと雖ども、之に反して契約税則若くは最惠国條款の規定なき国の貨物、即ち朝鮮支那の如き及び無條約国の如き契約税則もなく又最惠国條款もなき国の貨物には、内外人を問はず何人が輸入するも之に契約税率を適用すべき契約税則即ち條約を以て規定したる税則は之を帝國議會に提出して其協賛を経ざるべからずと。是れ協賛論を主張する者の言なり。

右の協賛論は單に憲法第六十二條及び第三十七條を見れば一理なきの説に非ず。然れども法律と條約とは始めより其性質を異にする別物にして、相混同することを得ざるのみならず、何れの場合に於ても條約は法律の上に立て効力を有するものなる事は公法上の原則なり。故に憲法に於て宣戰講和及び條約は天皇の大權に屬することを規定し他に何等の除外例なきに於ては、議會は之に對して容喙の權を有せず。其條約は總ての法律規則の之に牴觸するものを排除して全權を以て実行せらるべきものなり。此等の關係あるが故に各国に於て條約の或る種類を議會に提出して其協賛を得るには、故らに憲法に於て明文を掲ぐ。例へば國庫の負担に關する條約は議會の協賛を要すとか、又は國境の変更に關する條約は議會に協賛を要すとか、其種類を悉く茲に列挙するの煩を避くべしと雖ども、要するに大概其種類を限りて明文を憲法に掲げざるはなし。而して若し此明文なくんば各国と雖ども條約を議會に提出することなきは勿論の事なり。故に我帝國憲法に於て此明文を掲げず、即

入するも我普通税則即ち關稅定率法によりて課税すべきこと勿論なり。（三〇・一一・一〇）

第十 條約は議會の協賛を要せず

條約は議會の協賛を要するや否やとの問題は、殆んど講究の価値なしと雖も、先頃の帝國議會には協賛を要すべきものなりとの議論を生じたることあり。今日に至りても或一部には協賛論を主張する者なきに非ざるが如し。此等の議論は蓋し欧米諸國に於て或る種類の條約を議會に提出するものあるが故に生じたるものならんと雖も、帝國憲法は此点に於て各国と異なるのみならず、各国に於ても其議會に提出するは一部論者の唱ふる如きものとは其形式を異にせるものなり。

帝國憲法第十三條に云く「天皇は戰を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結す」と。而して其宣戰講和及び條約に關しては此條を除くの外に憲法中何等の規定なし。故に宣戰講和及び條約は無制限に天皇の大權に屬するの一事は何人も疑義を生ずることなかるべしと雖も、憲法第六十二條に云く「新に租税を課し及税率を変更するは法律を以て之を定むべし」と。又同法第三十七條に云く「凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す」と。此二條に拠れば我普通税則

ち天皇の大權に除外例を設けざる以上は、自然の結果として無論に條約は條約として実行せられ、議會の協賛を要せざること明かなり。

又之を實際の手續より觀察せんに、如何にして之を議會に提出すべきや。協賛論者の云ふ如くせんには、蓋し條約の一部即ち契約税則を條約より分割して之を議會に提出するの外なかるべしと雖も、之を提出せんには他に何等の規定なきに因り關稅定率法の変更に屬する法律案として提出せざるを得ざるべし。然るに法律案は帝國議會の權能に於て之を修正し删除し及び之を否決することをも得るものなり。否決の場合は暫く之を措くも、若し之を修正又は删除するに於ては其結果如何ならんか。條約は兩締盟國の間に締結せられたるものなるが故に、議會の修正又は删除あるも條約には何等の変更を与ふること能はず。之が為めに外交上の煩累を醸すことは勿論條約の全部も之が為めに実行せられず、又其議決したる法律も殆ど実行の道なかるべし。故に或る種類の條約を議會に提出すべき憲法上の規定ある國に於ても、米國上院を除くの外は條約の全体に就て可否するに止まり、其條項を修正又删除することを許さざるなり。我憲法及び議院法に此の如き規定なし。協賛論者

は之を如何に処せんとするか。

且つ夫の契約税則を議會に提出せよと論ずる者は抑々今日の事態を知らざるものなり。目下帝国内各地の税関に於て徴収する関税は何によりて徴収するか。我関税定率法は未だ実行せられず、従来関税は悉く契約税則によりて徴収し居るに非らずや。憲法第七十六條には「法律規則命令又は何等の名称を用ゐたるに拘らず此の憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遵由の効力を有す」とあれども、現行契約税則は條約の一部をなしたる條項に過ぎざることは條約の明文に示す所なれば、如何に曲解するも之を法令なりと云ふことを得ず。然らば則ち新條約に限り特に協賛論を唱ふるは其理由なきの甚だしきものなり。(三〇・一二・一一)

第十一 條約と法律規則の牴觸

條約は帝國議會の協賛を要せざることは前篇に於て既に論ずる所の如し、而して條約にして法律規則と牴觸したる場合には之を如何にせんとするか。此疑問は各国の間にも屢々起る問題にして公法学者の間にも亦種々の議論ある所なり。故に此疑問は新條約の実施せらるゝ時に至らば蓋し必ず起るべきのみならず。現に新條約実施準備を講究する人々の間にも既に已に此疑問を生じたるものゝ如し。吾輩

るか、否らずんば之を実行し得ざる一方に於て他の一方に對して相當の報償をなし、以て其実行の義務を免るゝかの外に方法なきものなり。之を要するに国と国との關係に於ては公法上の原則として條約は重く法律規則は輕し。如何なる場合に於ても国内の法律規則を口実として其條約の全部又は一部を実行せざることを得るものに非ざれば、新條約実施に際し若し法律規則の之に牴觸するものあらんには其実行を停止するか又は之を改正するの外なるべし。

公法上より講究すれば以上の如き理論に帰着せざるを得ず。而して更らに之を實際より講究すれば此問題は甚だ容易に解釈せらるべし。抑々我條約改正なるものは本論の始めより屢々論述したる如く維新以来の宿業にして之が為めには如何なる事物をも犠牲に供して惜まざりしものなり、豈に唯惜まざりしのみならんや、之が為めには如何なる法律規則をも制定し又如何なる法律規則をも廃止したるものなり。然り而して今や卅年来の宿業を成功し、對等條約を実施して始めて各国と伍をなさんとするに當り、縱令法理上区々の議論ありとするも、又其議論に多少の真理ありとするも、此の如き理論の爲めに新條約の実施を妨ぐることを得ず。況んや其理論に真理なきものに於てをや。故に

の所見を以てすれば此問題は新たに締結したる條約は如何なる場合に於て其批准を拒むことを得るかとの問題より講究するに非ずんば、完全なる解釈をなすこと難きに似たり然れども之を詳論することは數篇に亘るの恐あるに因り、暫く此問題を單に條約と法律規則と牴觸したる場合には條約を有効なりとして法律規則の施行を停止し若くは改正すべきや否やとの問題に限りて之を講究すべし。而して此問題にして解釈せられたらんには、條約を施行せんが爲めに必要な法律規則の制定如何をも同時に解釈せらるべし。

凡そ條約は國家なるものを一法人と看做し一國主權の作用によりて國と國との間に締結せられたるものなれば国内に如何なる事情ありとするも其條約の効力を左右することを得ざるものなり。是れ近世公法学者の均しく認むる所に於て、国内の法律規則に於て其條約の実施を妨ぐるものありとするも之が爲めに締盟國の一方に於て其條約の全部又は一部を実施せずと主張するの權利なし。又此の如き宣言を受くるも他の一方に於て之に服従するの義務なし。故に既に條約を締結したる後に於て法律規則の其実行を妨ぐるものあらんには、之が爲めに兩國極端の爭議を醸すに至

條約改正の事業の沿革よりして之を見れば、公法上の議論は暫く之を措くも、條約と法律規則と牴觸したる場合には之に処するの途多岐なしと信ず。即ち其法律規則の施行を停止するか又は之を改正するか二途あるのみ。

是故に條約実施の準備としては單に之を政府と云はず又之を議會と云はず、政府議會は勿論府県なり市町村なり凡そ行政若くは立法の機關たるもの、苟も法律規則の條約実施の妨害となるものあらば、之を停止し又は改正して以て其実施の途を開くべし。又之が爲めに必要なものあらば新たに法律規則を制定せんことを図るべし。区々の閥閥は別事として條約実施に關して挙國一致此決心あるに非らずんば對等條約の実施せらるゝに至るも恐らくは實際對等の位地に立つこと能はざるべし。(三〇・一二・一三)

第十二 居留地処分(上)

現行條約締結の當時に在りては外國人を内地に雜居せしむることを得ざりしのみならず、外國人をして成るべく内國人と接近せしめざるの方針を執りたるは、開國當時の沿革を見れば明かなる事實なり。故に外國人居住の爲に特に土地を限りて其地に非ざれば住居するを許さず、又其地を出て遊歩する事を許すも、是れ亦其区画を設けて其外に

出るを得ざらしめたり。此等の規定は當時に在りては已むを得ざる事情に生じたるものにして、必らずしも之を以て外国人を窘迫するの手段となしたるにも非らず。又外国人に取りても強て危険を冒して内地に雑居するの意思もなく、大概東方諸国及び其他の未開国に行はれたる居留地制に安んずるの情況なりしなり。故に當時に在りて居留地制は彼我共に之を便なりと認めたりと云ふも不当ならず。然るに爾來我國は開國進取に在りて銳意開進を図りたる結果として、居留地制はモハヤ我に於て之を必要なりとするの事情なく、而して彼に於ては之を不便なりとするの事情を生じたれば、遂に條約の実施と共に之を廢止することに彼我の協定を得るに至りしなり。

試に現行居留地制を見るに、居留地取極なるものは各港市によりて異れりと雖ども、要するに皆條約の明文に規定したるものなり。埤國條約の一例を挙げれば左の如し。

(明治二年九月十四日締結日埤條約第三條)

横濱(神奈川県下) 兵庫、大阪、長崎、新潟、佐渡、夷港、函館の各港市及び東京市(江戸)は本條約施行の日よりオーストリー・ハンガリー國民の爲め及び其貿易の爲めに開かるべし。(開港場開市場指定)

は同市を觀覽することを得べし○長崎に於ては長崎管轄内全部○新潟及び箱館に於ては諸方十里迄○夷港に於ては佐渡全島○東京(江戸)に於ては左の区域内、新利根川口より金町迄金町より水戸街道に沿ひ千住迄千住より隅田川に沿ひ古谷上郷迄同郷より小室、高倉、小矢田、萩原、宮寺、三木、田中を経て六郷川日野渡場迄十里の距離は前記各地の裁判所若くは市庁より陸地に依り測定すべし。

一里はオーストリー尺一二・三六七フィート、イギリス尺四・二七五ヤード、フランス尺三・九一〇メートルに均し。

此規程を犯せるオーストリー・ハンガリー國民は初犯はメキシコ貨幣百弗再犯は同貨幣二百五十弗の罰金に処せらるべし(以上五項遊歩規程)

各国との條約も大概右同様の規定にして、此規定によりて現今各港市にある居留地及び雑居地は設定せられたるものなり。而して横濱に於ては一時居留地の自治を許したることあり。神戸に於ては今猶ほ彼等の自治に任ずものありと雖も、大体に於て我国内に在る居留地は、清國朝鮮に於けるが如く全く其土地を外国に割譲したるに等しきもの

オーストリー・ハンガリー國民は前記の各港市に於て永久に住居することを得又同港市に於て土地を借り家屋を買ひ並に住宅及び倉庫を建設するの權を有すべし。オーストリー・ハンガリー國民の住居し及び其建物をつくべき場所はオーストリー・ハンガリー國領事官の当該地方官庁と協議決定すべし、港則も亦同様の手續によりて制定せらるべし。

若しオーストリー・ハンガリー國領事官と日本官庁と協議調はざる時は其事件は同国外交官と日本官庁との裁定に任すべし。

オーストリー・ハンガリー國民の住居する場合の周圍に日本人牆壁或は柵門を建設し若くは何等出入の自由を妨ぐる所為あるべからず。(以上四項居留地規程)

オーストリー・ハンガリー國民は左の規程内に於て自由に其欲する所に到る事を得べし。

横濱(神奈川県下)に於ては六郷川迄其他の方位は各十里迄○兵庫に於ては京都の方位は同市を距る十里其他の方位は各十里迄○大阪に於ては南は大和川口より舟橋村迄 同村より教興寺村を経て佐太迄の区域線内、堺市は此区域外に在りと雖どもオーストリー・ハンガリー國民

とは大に事情を異にせり。故に新條約の規定によりて、居留地雑居地及び遊歩規程の区域を撤去するに於ては、全然我市区に編入せられ得べき性質を具備したるものなりと雖も、右摘録したる條約の明文第二項に示すが如く、各開港市に於て永久に居住する事を許し、又同港市に於て家屋を買ひ並に住宅地及び倉庫を建設する事を許したるに拘らず「土地を借り」との條件を付したるがゆゑに外国人は一切土地所有の權利なく、遂に永代借地なるものを設けざるを得ざるに至れり。而して永代借地は新條約締結に際して尠なからざる困難ありしと云ふのみならず、新條約實施後市区に編入せらるゝも猶ほ一種變体のものとならざるを得ざるに至れり。

第十三 居留地処分(中)

現行外国人居留地規程は、各港市に於て其制を異にせりと雖ども上篇に於て既に記せし如く外国人には條約上借地を許したれども、其土地の所有主たることを許さざるが故に、外国人の占有に係る土地は永代借地の制にして、既定の借地料を納むる時は其土地を永代に使用し得るものなり。此規程は新條約實施後に於ても彼等の既得權として之を認むるに非らざれば、忽ち彼等の財産を奪ふの結果を生

するものなり。故に新條約には左の規程あり。

日英條約第十八條第三項中に云く「外国人居留地を日本市区に編入の場合には、該居留地にて現に因て以て財産を所持する所の現在永代借地券は有効のものと確認せらるべし。而して右財産に対しては右借地券に載せたる條件の外は、別に何等の條件をも附せざるべし」と

此規程は現在の永代借地制を其儘に継続するものなれば、市区に編入の後と雖ども土地を占有する外国人は地主に非らずして総て永代借地人たるべし。但し永代借地なるものは実際の形情に於て殆んど所有地と異なることなきものなれば、今日現に彼等外国人の間に若くは彼我國民の間に売買せらるゝ如く、新條約実施後に於ても亦売買勝手たるべし。而して其売買は正確に称すれば借地権の売買なりと雖ども、実際の形情は土地売買に均しかるべし。之に關する新條約の規程は左の如し。

日独條約第十八條第五項に云く「右居留地内の地所占有権は、將來に於ては從來或る場合に於けるが如く領事官庁の認可を得ることを要せずして、其占有者より自由に之を日本人若くは外国人に売渡すことを得べし」と右の規程は新條約実施後に於ても借地権の売買を許すも

のなり。而して此規程により売買し得たる土地は、依然借地として総ての條件を保持し得べきや否や、彼等外国人の間には條約の示す所によりて無論に借地権を其儘に継続し得べきのみならず、明治二十九年四月四日、日独全權委員の交換したる外交文書に拠れば「條約第十八條に記載したる外国人居留地内地所の所有権は、將來に於ても亦日本政府に屬するを以て、該地所の占有者及其權利承継者は該地所に対し約定に依る所の借地料の外、何等の取立金又は租税の上納することを要せざること」とありて外国人に關しては疑義の存すべきものなしと雖ども、此借地権を日本人の買得したる場合には如何なる結果を生ずべきや。此事は云ふ迄もなく外国人の權利々益に關係なければ新條約には何等の規定なし。然れども吾輩の所見を以てすれば、此等の場合には之を買得したる日本人の所有地となすを適當なりと信ずるなり。元來此等の土地は名義に於てこそ借地なれ、實際の形情に於ては所有地と異なるものなれば、土地を所有することを得ざる外国人の間には、借地條件を其儘に継続せしむる必要ありと雖ども、土地所有の完全なる自由を有する日本人にまで其條件を継続せしむる必要なのみならず、此等の土地は實際売買の手續に於ても亦其價格

に於ても所有地と異らずと信ずるが故に、日本人の買得したる場合には直ちに其所有地たることを認むるを要す。是れ固より新奇なる議論にあらずして今日に於ても往々其例を見る所なれば、新條約実施せられ居留地雜居並に遊歩規程など種する総ての拘束を撤去したる場合に於ては、此前例を襲用すべきのみならず、尙ほ此主旨を拡張し居留地若くは雜居地として区画したる場所にても、未だ外国人の占有せざる土地あらば、之を市に交附して箇人の所有に歸することを図るべし。是れ市の収入を増加するの一助ともなり。又居留地若くは雜居地の成るべく早く市と混和するの方便となるものなり。(三〇・一二・一五)

第十四 居留地処分(下)

新條約実施後現今の居留地は其所在地の市区に編入せらるべきものなる事は上來述ぶる所の如し。而して之に關する新條約の規定は左の如し。

日本国に在る各外国人居留地は全く其所在の日本国市区に編入し爾後日本国地方組織の一部となるべし。

然る上は日本国當該官吏は之に關して其の地方施政上の責任義務を悉皆負担すべし。又之と同時に右外国人居留地に屬する共有資金若くは財産あるときは之を右日本国

官吏へ引渡すべきものとす。外国人居留地公共の目的の爲めに無借料にて已に貸与したる各地所は永代に保存せらるべし。且該地所にして最初貸与したるときに目的に使用せらるゝ限は総ての租税及び徴収金を免すべし。但土地収用権には従ふべきものとす(日英條約第八條中摘錄)

右明文に拠るときは、現今の居留地は新條約実施と同時に市区に編入せられ、現今居留地に屬する共有資金若くは財産をも悉皆我當該官吏の管掌に歸すべきものなり。而して其市区編入を了し又資金若くは財産の引継を受けたる後は「外国人居留地公共の目的の爲めに無借料にて已に貸与したる各地所」即ち遊園の類を除くの外は、市の意思のまゝに之を支配し得べきものなり。

然るに居留地の編入を受けたる市は如何に之を支配せんとするか居留地現在の情況を見るに其戸口の甚だ多からざる割合に似ず、道路橋梁を始め総ての施設は案外に整備したるものなり。此整備したる居留地の引継を受けたる市は、引継以後に於て縱令俄かに之を荒廢に歸せずとも、其以前に比して多少の遜色あらば市及び国の面目にも關する事なるべし。而して之を其儘に維持せんと欲すれば勢ひ市

の負担を増加せざるを得ざるべし。新條約は日英條約第一條に規定する如く「何等の名義を以てするも該臣民（外国臣民）をして内国若は最惠国の臣民或は人民の納むる所若くは納むべき所に異なるか又は之より多額の取立金若くは租税を納めしむるを得ず」と云ふを原則となしたり。是れ固より國際上普通の事にして對等條約に於ては當然の規定なりと雖ども、然れども市は之が爲めに旧居留地に住する外国人に他の市民より多額なる賦課をなすことを得ざるのみならず、上來記せし如く外国人の占有する土地は總て借地にして、現行の借地券に記載したる條件は其まゝに繼續せらるゝものなれば、土地に対しては殆んど何等の賦課をもなすことを得ず。故に居留地の編入を受けたる市は、同時に居留地に屬せし共有金若くは財産の引継を多少は受けることとなるべしと雖ども、此土地を維持するが爲めには、支出多くして収入少しと今より豫期せざるを得ざるなり。

凡そ外国人をして一區の土地に籠居せしめ、内国人と混和せしめざるは種々の弊害の伏する所なりと雖ども、之を評論することは暫く他日に譲り、已に居留地雜居地並に遊歩規程の区画を撤去して内地雜居を許す場合に於ては、成れ内地雜居なり。而て彼等外国人は何れの地に在るも内国人と同様に自由に商工を営むことを得るは、恰も現今開明諸国に於て目撃するものと毫も異なることなかるべし。之に關し新條約は左の如く規定せり。

而締盟國の一方の臣民は他の一方の版図内何れの所に於ても總て正業に屬する各種の生産物、製造品及貨物の却売若くは小売營業に従事するを得べし。右營業に従事するに於て自身に之を為し或は代理人を以てし又は一人にて之を為し或は外国人若は内国臣民と組合を結びて之を為すも随意たるべく、又必要なる家屋、製造所、倉庫、店舗及び附屬構造物を所有し或は之を借り受け又は使用し且つ住居及び商業の爲めに土地を借受くることを得、但し内国臣民と同様其の国の法律、警察規則及び關稅規則を遵守するを要す（日英條約第三條第二項）

是れ締盟兩國ともに同時に外国人の内地に於て商工業に従事すべき自由を許したるものなりと雖ども、彼れに在りては數十年來外国人の内地に於ける商工業の自由を許しあれば彼國に在りては新奇なりとなさざれども、我國に在りては從來之を許さざりしが故に新條約の実施に至りて始めて其事實を見るべきものなり。

るべく外国人をして旧居留地にのみ住居するの習慣を脱せしむるを要す。是れ單に地方費の点より觀察して然りとすに非らずと雖ども、以上記する如く支出多くして収入少き事實は新條約実施と共に當然來るべき結果なり。而して故なく人の財産を沒收することを許さざる今日の世界に於ては、外国人の永代借地權を認めざりしも亦當然の結果なれば、新條約実施と共に現今の居留地を市に編入するに至らば、一方に於ては少くとも數年間は國庫より市費を補助せざるを得ざるべし。又他の一方に於ては外国人をして成るべく旧居留地外に住居するを得るの便宜を与ふると同時に、内国人をして成るべく旧居留地内の土地を所有し之に住居せしむるの方針を執らざるを得ざるべし。要するに已に内地雜居を許すに於ては、何れの点より講究するも、居留地の痕迹をして成るべく速かに消滅せしむるこそ内地開放の主旨なれと信するなり。（三〇・一二・六）

第十五 外国人の内地に於ける商工業（上）

新條約を実施し外国人に内地雜居を許したる場合には、現今の居留地雜居地等は名実共に消滅すべし。故に外国人にして依然旧居留地若くは雜居地に住居するも又は他地の方に転住するも、皆な彼等外国人の自由に屬して均しく是

本論第二總論下篇に於て論じたる如く、新條約実施と共に内地雜居を許すも、外国人の來住する者は今日よりは多數なるべしと雖も一部論者の想像するが如く俄かに外国人の群集し來ることは無論に之なかるべし。然れども外国人の事業をなすべき範圍は、實際之を営むと否とに拘らず條約上内地雜居の爲めに著るしく擴張せしは疑なき事實なり。而して彼等外国人の内地に於て営む商工業に對しては、條約上に於ても公法上に於ても内国人と異なる取扱をなすべきものにあらず。又一方より之を大觀すれば外国人たると内国人たるとを問はず日本國內に於て営む商工業は總て日本國の商工業にして其營業者の國籍を問ふを要せずと雖も、内外国人俱に其業に従事するに於ては、内国人の爲めに其競争心を喚起するの必要なきに非らざるべし。

維新以來本邦發達の沿革に徴すれば、我國人は無論に外国人との競争に堪えざる如き人民に非らず。是れ吾輩日本人の自ら許す所なるのみならず世界の公評は已に定まるものあり。又本邦の發達若しも事實に非ざりしならば締盟各國は安んじて治外法權を撤去し其國人の生命財産を我法權に托する如きことなかるべしと雖ども、内外国人の個々の競争に於ては漫に此等の事實に安んずることを得ざるべ

し。故に進んで海外に於て競争することは勿論、内国に於ても亦外国人との競争に十分なる決意を要するものなり。盛衰は何れの事業に於ても免がるべからずとは云へ、近來我商工業の情況を見るに、頻りに不振を訴ふるのみならず、一時勃興したる商工業も或は挫折せんとするの恐あるに非らずや。而して其原因には種々あり。吾輩時に臨んで評論する所あらんと欲すと雖ども、要するに將來各国と対峙し同等の位地を維持せんと欲せば、單に新條約によりて得たる權利上の位地のみに非らず。實際上の位地に於ても又各国と同等の位地に立つの覺悟なかるべからず。而して果して實際各国と同等の位地に立たんと欲せば、別に奇策妙計を要するまでもなし。各自執る所の業務によりて各自に競争するの覺悟あること必要なるべし。故に吾輩は一部論者の如く外国人の内地に於ける商工業を厭惡するものに非ず。却て成るべく彼等の事業を發達せしめんことを希望して已まざるものなりと雖ども、之と同時に我商工業をして亦益々進運に向はしめんことを祈るものなり。(三〇・一二・二七)

第十六 外国人の内地に於ける商工業(下)

居留地雜居地等の制限を撤去し外国人をして内国人と同

なるが故に、彼等は其營業を為すに於て毫も内国人と異なる所なかるべしと雖ども、然れども彼等外国人は果して豫期の如く各處に雜居し其業を営むべきや。運輸交通の便は昔日の比にあらずとは云へ、猶ほ其不備を訴へざるを得ざるもの多し。衣食住は昔日の比に非らずとは云へ、吾輩日本人すら猶ほ其不便を感じるもの多し。此等の事實を列挙すれば外国人の内地に於ける業務の範圍は著しく擴張せしに拘らず、其營業の發達は我は之を望むも得べからざるを恐る。何を苦んで彼等の營業の發達を憂懼するを要せん。是故に吾輩は内地に於ける外国人の營業の發達を厭惡せざるのみならず、成るべく彼等外国人の營業をして益々發達せしめ因て我国人の競争心を益々高からしむるの媒たらんことを希望するものなり。顧ふに近來我国力は増進したるに相違なし。我商工業は發達したるを疑はずと雖ども、我商工業者の通弊は常に大局を觀るに疎く、多くは内地の小事に齟齬して世界を知らず。是を以て一たび戰勝を得れば、忽ちにして世界の大国に列したるの思ひをなし戦後經營を唱ふれば、俄かにして千百の事業を起し、而して一たび蹉跌すれば殆んど為す所を知らず、恃む所は何時も政府及び日本銀行に外ならざるも、政府も日本銀行も固より萬

様に其欲する所の地に住居するを得せしめ、又内国人と同様に其欲する所の業務に従事せしむるに至りては、外国人の数を増加せざるも其執るべき業務の範圍は著しく擴張し之に對して内国人の競争心を喚起するの必要あることは上來論する所の如し。而して此競争は如何にすべきや、吾輩は一部論者の如く外国人の業務をば成るべく發達せしめず、独り内国人の業務のみ發達せしめんと欲するが如き、狹量野卑なる議論を主張するものに非らず。一国の發達も一身の發達も皆是れ競争の結果なれば、吾輩は内地雜居の後には成るべく外国人の業務をも發達せしめんと欲するものなり。試に維新以來の沿革を見よ。総ての事物は皆な外国と競争せんと欲するの一事にあり。而して此競争心あればこそ、今日の發達をなしたるものに非らずや。故に内地に於ける外国人の業務をして成るべく發達せしむるは、取りも直さず内外人の競争發達を促がす所以の道なり。

且つ此の新條約は、上篇に摘録する如く、外国人の卸売營業も小売營業も等しく之を許せり。其營業を自身になす事も代理人をして為さしむる事をも亦之を許せり。又自身單獨に之を為す事も或は他の外国人若くは日本人と組合ひて之を為す事も亦之を許せり。其他外国人に許すこと夥多

能の府に非らず。如何なる人々にして其局に當るも常に救済を保證し得べきものに非らざるは勿論の事なり。新條約實施後に於ける外国人の營業を見れば或は此の如く内国の小事に区々たるは、失敗の原因なる事を了解する人もあらん。彼等外国人なりとて悉く資本に饒かなるに非らず。又悉く業務に精通したる者に非ざるのみならず。東洋に在る彼等外国人は多くは本国に於ける信用に乏しき者なりと雖ども、我内地に於ける業務の如何によりては本国に於ける信用も亦今日の比に非らざるを得べし。要するに我商工業者たるものは常に世界の趨勢を察して以て自家立脚の地を定むるに非らずんば、到底營業の發達を期すべからず。而して此等の決心は内地雜居によりて啓發せらるゝこと蓋し尠少なざるべしと信するなり。(三〇・一二・一八)

第十七 外資輸入(上)

外資輸入は近來頻りに世間に喧伝せらる。然るに数年前斯の問題は如何なる情況なりしや、今更之れを追究するの要なきに似たりと雖ども、今日外資輸入の困難は數年來因襲の事情も亦与かつて力あることは此問題を講究する者の能く記憶せざるべからざる所なり。條約履行、對外硬、非内地雜居、國粹保存等の凡そ此類の僻論は今日に至りて

は一部論者を除くの外之を主張する者もなく、又之を主張するも何人も之を傾聴する者なかるべし。然れども数年前此類の僻論世に伝播したる當時に在りては、外国人の資本を内地の事業に投ずる者あれば、恰も国を奪はるゝかの如く痛論し、外国人の資本を利用して営業する者あれば、之を売国の逆臣なるが如くに排斥し又外資利用の説をなす者あれば、之を外人崇拜なりと非難したるに非らずや。左なくとも外国人の資本を内国の事業に投ずるは、危険多かるべしとて躊躇する事情なきに非らざるに、国内の議論斯くの如くなるに於ては冒險者流を除くの外は、外国人にして資本を投ずる者なきも当然の事にて、内国人の其資本を利用する者なきも亦怪しむに足らざるなり。而して今や時運一転、俄かに外資輸入を唱ふるも、實際に輸入することの困難なるは、前者其罪なしとなさざるなり。

新條約実施準備の一部として、外資輸入は講究すべき問題なること勿論なり。然るに目下世間に喧伝せらるゝ外資輸入は、之を如何にして輸入せんとするの意味なるか。議論区々にして殆んど要領を得ざるの憾なきを得ずと雖ども、要するに外国の資本を利用して我商工業の発達を図り、若くは其困難を救はんと欲するの意味に外ならざるべ

らんかを講究せんと欲せば、亦今日の情況より立論せざるを得ず。而して今日の情況は数年間僻論の爲めに誤られたる余響を受け、今更ら絶世の名案を得たるかの如く、俄かに外資輸入を云々すれども、苟くも蓄へざれば終身之を得ざるの理に漏れず、只名案を聞て煩悶するに過ぎざる情況なれば、今日に於て早く昔日の非を悟り以て之が処置をなすに非らずんば、之を唱ふること幾年なるも、其目的を達すること難かるべし。近來当局者資本に困窮なきことを説く、至当の論にして間然すべきものなしと雖ども、憾むらくは其論あまりに経済学の初歩に屬して、実務に何等の利益をも与ふるものに非らず。故に吾輩の政府及び実業家に望む所は、此の如き無益の論にあらずして、第一に根本的の誤解を除去するに在るなり、根本的誤解とは何ぞや事業に彼我の区別を立つること是れなり。(三〇・一二・一〇)

第十八 外資輸入(中)

外交上より立論すれば、列国対峙の情勢に於て、彼我の区別なかるべからざるのみならず、彼我の区別あるこそ国の隆盛を図るの道なりと雖ども、商工業に至りては彼我の区別を立つるほど弊害多きものなかるべし。故に近世文明の主義に於ては公権に關しては彼我の区別最も明かにして

し。果して然らば其方法は大略左の數点を出でざるべし。

第一 政府外国債を起して内国債の或るものを償還し因て以て我商工業を利する事

第二 我各種の内国債を外国人に所有せしめ、因て以て我起業を利する事

第三 我会社株券を外国人に所有せしめ、因て以て我商工業の振作を図る事

以上三点の外に、外資輸入としては左の一点なかるべからずと雖ども、世人は未だ之を唱道せざるものゝ如し。

第四 外国人をして其資本を内地の事業に投ぜしめ、彼等外国人をして自ら外資を運搬せしむる事

吾輩の所見に拠れば、右數点は一理一害あり。未だ俄かに其利害を断定すべきものに非らずと雖も、何れの方法も急速実行し得べしと信ずる能はざるものなり。今日の情況と新條約実施後の情況とは無論異らざるを得ずと雖ども、大体に於て今日の情況は以て新條約実施後の情況を推測するに難からず。何となれば今日に困難なるものは、同一の事情において、他国にも困難にして、今日に容易なるものは亦同一の事情に於て、他国にも容易なるの傾向あればなり。故に新條約実施後に於ける外資輸入は如何なる情況な

其均霑を許さずと雖ども、私権に關しては成るべく寛裕なる主義を取りて、殆んど内外人の別を問はざるものゝ如し。是を以て外国人も自由に營業をなすことを得るは内国人と異なる所なく、其国の繁榮は内外国民の協力の結果なるが如き觀あるなり。然るに何事ぞ、本邦に在りては内外の区別を常に腦裡より除去すること能はざるのみならず、其区別を立つるの度は殆んど識者の想像し能はざる程にて、成るべくは外国人の事業を阻害しても、独り内国人の利益のみを図らんとするものゝ如し。排外僻論の一時世に伝播したるも故あるなり。此の如くにして而して外資輸入を希望するは、到底出来得ざる希望ならずや。

試に外資輸入論の數点に就て之を論ぜんに、大略左の如くにて彼我の区別は常に其妨害をなすものなり。

第一、政府外国債を起して内国債の或るものを償還し、因て以て我商工業を利する事。若し政府及び国民にして其外国債たるの故を以て徒らに恐懼するが如き陋習を脱却せば、今日にても募集し得べし。新條約実施後にても募集し得べし。要は只外国債を募集して内国債を償還すべき經濟上の必要あるや否やの問題にありて、此手数によりて外資を輸入せんと欲すれば、何時にても之を為し得べしと雖ど

も、彼我の區別をなすの感情今日の如くにては、内国の事情は或は此外国債を許さざるなるべし。

第二、我各種の内国債を外国人に所有せしめ、因て以て我起業を利用する事は、既に政府軍事公債を外国人に売却したるによりて、其出来得ざる事実非らざることは何人も熟知する所なるべしと雖ども当時売却したる状況を聞くに数項の裏書によりて實際は英貨を以て償還する外国債に異らざりしと云ふ。果して然らば是れ外国債を募集し得べき理由と同一なるものにして、何時にても之を為し得べしとは云へ、我内国債を売却したるものとは其性質を同うせざるものなり。顧ふに我各種公債を外国人に於て所有し得べきは、條約上に於ても、法律上に於ても、又今日に於ても新條約実施後に於ても之を禁止せざる所なりと雖ども、實際之を売却するに當りて、外国債の例に依らざるを得ざるものとせば、是れ我公債に信用なきものなりと雖ども、其信用なきに馴致したる所以のものは、彼我の區別をなすの感情に起り、常に外国人をして我公債を所有せしめざるの習慣を養成したるに原因せずんばあらざるなり。

第三、我会社株券の類を外国人に所有せしめ、因て以て我商工業の振作を図る事は、是亦信用如何を除くの外は、

第十九 外資輸入（下）

目下世間に喧伝せらるゝ外資輸入は、條約上に於ても法律上に於ても、又今日に於ても、新條約実施後に於ても皆な実行し得べからざる議論にあらず。畢竟數年來実業上に彼我の區別をなしたる感情は遂に今日の困難に至らしめたるものなり。是れ上來論する所にして、而して此感情を除却せんと欲せば、先づ以て上篇に挙げたる最後の点即ち

第四、外国人をして其資本を内地の事業に投ぜしめ、因て以て彼等外国人をして自ら外資を運搬せしむる事を得せしむるの覚悟なかるべからず。此の如きは我より誘致せざるも有利なる事業あらんには、彼等外国人は自ら進んで其資本を投ずべしとの議論もあらんが無論の事なれども内国人の感情は今日まで之を為さしめざりしなり。故に目下喧伝せらるゝ外資輸入論は、結局外国人の自ら外資を運搬することは不可なり。内国人独り外資を利用すべしと云ふに在りて利己一片の議論なり。是れ果して實際出来得べき事なるや否や。政府外国債を募集して内国債を償還するが如き事は、徒らに外国債の名を聞て驚愕するが如き迷信をだに去らば、固より容易に実行し得べしと雖ども、其他は外国人の起業を厭忌すること今日の如くならんには、到底

特別法を以て之を禁止せざる株券は、條約上に於ても法律上に於ても、又今日に於ても、新條約実施後に於ても之を所有せしむるを妨けずと雖も、彼我の區別をなすの感情は、今日まで之を外国人に所有せしむるを欲せざるのみならず、会社定款に於て已れ自ら禁止し居るもの多し。故に窃に之を所有する外国人なきを保せずと雖も、大体に於ては彼も我も株券を所有することを得ざるものなりと迷信するものゝ如し。若し是等の迷信を去らば株券を所有せしむることは毫も妨けなかるべし。

是故に近來世間に喧伝せらるゝ外資輸入は、其性質に於ては困難なる問題にあらず、之をして困難ならしめたるものは條約の結果にも非らず、法律の罪にもあらず、帰する所は彼我の區別をなすの感情之をして困難ならしめたるものなり。而して此感情を養成したるものは排斥の僻論に在るなり。今や此僻論は一部論者の外殆んど其声息を斂めて、却て外資輸入の必要を説く者多きに至れるは、我經濟上の一進歩と見るの外なしと雖も、彼我の區別をなすの感情を除くせずんば、實際に其効果を見ること難かるべし。

(三〇・一二・二一)

出来得べき問題にあらざるなり。

是故に吾輩は本論第十五及び第十六に於て「外国人の内地に於ける商工業」の題下に詳論したる如く、外国人の内地に於ける商工業をして益々發達せしめ、同時に我商工業をして之と競争し、俱に發達せしむるの方針を執らざるべからずと主張する者なり。若し否らず、外国人の營業をば飽く迄之を厭忌して發達せしめず、内国人の營業のみ独り發達せしめんと欲する如きは、開國進取の国是にも背反するのみならず、却て之が為めに内国人の營業も其發達を遅緩ならしむるものなり。競争は發達の基なり。外資輸入を必要なりとせば、我れ自ら外資を利用するのみならず、彼をして其外資を内地の事業に投ずることを得せしむるの道を開くべし。

若し我政府及び実業家にして幸に彼我の區別をなすの感情を去らば、諸公債を募集するに於て其応募者の内外人孰れなるかを問ふを要せざるべし。商事会社を設立せんと欲せば其社員若くは株主の内外人孰れなるかを問ふを要せざるべし。其他現に彼等外国人の各地に於ける銀行業の如き、我商工業に融通し得るの便宜を与ふべし。之を要するに商工業に關しては彼我の區別を去り、其資本を共通して

俱に共に其營業の發達を図らば新條約実施後を待つまでもなく、外資は盡し勞せずして国内に流通することを得べし。

吾輩は今日の經濟界を救済する一時の手段として外資輸入を論ずる者に非らず。既に對等條約を締結し、豫期の如くなるを得ば、今後一年半を出でずして内地雜居を許すべき時に際し、猶ほ彼我を区別するの感情今日の如く、政府を除くの外は一枚の公債をも外国人に所有せしむることを得ず、商事会社は自ら定款に規定して、外国人を社員たらしむることも株主たらしむることも之を許さず、彼等外国人の銀行あるも之を利用するの道を講ぜず、而して単に外資輸入を説くは事理顛倒の甚しきものなるのみならず、新條約実施の曉に至り、若し外国人にして内地の商工業に其資本を投じて、自ら外資を逆転する如きことあらんには、直ちに狼狽為す所を知らざる者あらんことを恐る。故に今より翻然其圖を改め實業界に内外人を区別するの感情を去り、彼も利すべし我も利すべしとの主義を取り成るべく資本を共通して、我營業を發達せしめんと欲すると同時に、彼等外国人の營業をも發達せしむることを要するものなり。

を得ざるのみならず、縮盟各国は最惠國條款によりて清國の權利に均霑し改正條約の明文に於ては治外法權を撤去するも、實際に於ては此均霑の爲めに縮盟各国は依然治外法權を有する結果となり、殆んど條約改正の効果を収めざるに等しからんとするの恐あり。故に如何にして此間の故障を排除すべきやは、條約改正に着手するに當り、第一に感じたる困難なりしなり。

次に困難を感じたるは縮盟各国との條約改正を終り、若し外交上の或る手段によりて幸に縮盟各国の許諾を得て清國のみ治外法權を有し、而して他の縮盟各国は之に均霑することをなさざりしものとするも（此事は決して出来得べきには非ざれども）清國との條約に拠れば、同国内に於ける我權利々益は他の縮盟各国に比肩するものに非ず。内地通商を始めとして、其他種々の條款に於て、清國に對する我權利々益は遙かに各国の下に在りたれば、此点に於ては是非とも清國との條約を改正せざるを得ず。然るに清國に對し一たび條約改正を提議せば、彼も亦多年各国に對して希望せし治外法權撤去論を主張すること疑なし。彼をして治外法權を撤去せしむることは、固より我が欲する所なりしと雖ども、彼と同時に我も亦清國內に於て治外法權を

本論は新條約実施準備を主眼となし、成るべく他岐に走るを避けたるが故に、外資輸入の利害及び方法は固より本論の尽す所にあらず、此等は更に他日を待て詳論する所あるべし。（三〇・一二・二二）

第二十 支那人（上）

支那人は新條約実施と否とに拘らず、内地雜居を許すも、又は許さざるも皆な我國の意見次第にて、清國政府は我に對して何等の條件をも主張すべき條約上の權利なきものなり。然れども既に諸條約國に對して内地を開らき其人民の雜居を許すに當り、支那人のみ独り内地雜居を禁すべきや、是れ我國の利害問題として講究を要すべきものなり。

各国に對し條約改正に着手するに際し、最も困難を感じたるものは清國との條約なりしなり。明治四年締結の日清修好條規、通商章程等は日清兩國とも相互主義に基きて締結せられたるものにして、我の彼國に於て治外法權を有すると同時に、彼も亦我國に於て治外法權を有せり。故に幸に縮盟各国との條約改正を成功して治外法權を撤去するも、清國をして治外法權を撤去せしむるに非ざれば、清國は依然我國内に於て治外法權を有し我權利を恢復すること

撤去し、我人民をして清國の法律に服従せしむることは、到底許容すべき事柄にあらず。且つ萬一にも我人民をして清國の法律に服従せしむる如きあらんには、益々以て我權利々益を縮盟各国の下に陥らしむるものなれば、到底之を忍ぶ能はず。而して之を忍ぶ能はずとせば、清國との條約改正は殆んど成巧の望みなかりしなり、之を第二の困難なりとす。右等の困難あるが爲めに、清國との條約改正は先以て急速着手するを得ざれば、明治十三年の頃より着手したる條約改正豫議會にも清國委員を加へざりしなり。然るに此困難も戦争によりて全く排除せられたり。明治二十七八年の日清戦争なるものは、軍人は其偉勲を誇稱することならん、國民は其戦勝を謳歌することならんが、外交上に於ては此等の人々の恐らくは知る能はざる処に於て欣喜措く所を知らざるものありしなり。是れ他なし、日清戦争の結果として、日清間に散在せし條約は悉く破棄せられて全く無條約國となり、更に戦争の余威によりて條約を締結したれば、多年困難を感じて殆んど着手するに困しみたる日清條約はモハヤ改正するの必要なく、而して其新たに締結したる條約は、清國に對して縮盟各国と同等の地位に立つを得るのみならず、或点に於ては縮盟各国との

權利々益よりも優る所多く、昔時遙かに彼等締盟各国の下に在りたる我は却て彼等締盟各国をして我に均霑せしむるに至れり。此結果として我は清国に於て治外法権を有すれども、彼れは日本国内に於て治外法権を有せず我国内に於ける清国の權利々益に關しては條約中に規定なく全く、我國の意思のまゝに支那人を支配し得ることゝなれり。(三〇・一二・二五)

第二十一 支那人(中)

日清戦争の結果は単に大捷を得たるに止らず、外交上多年困難を感じたる日清條約の改正は全く其必要なきに至り、而して清国に対しては締盟各国と同様に治外法権を有し、締盟各国に比して毫も異らざる位地に立つことを得たるのみならず、我国内に於ける支那人は我意思のまゝに支配することを得るに至れるは上篇に於て述ぶる所の如し。而して此支那人を如何に支配すべきや、是れ世人と俱に吾輩の講究すべき問題なりとす。

明治二十七年八月一日清国に対して宣戦の詔勅を發布せられたれば、之れと同時に日清間の條約は悉く破棄せられたるものなり。而して條約の担保を失ひたる支那人に対しては我國の意思を以て相当の保護を与ふべきは、人道を遵

を帝國版図外に退去せしむることを得

第六條 清国臣民にして帝國の利益を害する所為ある者、犯罪の所為ある者、秩序を紊亂する者又は以上の嫌疑ある者は各法令に依て処分するの外府県知事は仍之を帝國版図外に退去せしむることを得

第七條 本令は帝國官庁並に臣民に備用せらるゝ清国人にも適用す

第八條 本令は交戦上の目的の為に帝國軍衙より在留清国臣民に対し發する命令処分に關係することなし

第九條 本令發布の後に於て清国臣民の帝國版図内に入ることを許すは府県知事を經て内務大臣の特許を得たる者に限る

第十條 本令は發布の日より施行す

右の勅令は宣戦後間もなく發布せられたものなれば、今日に至りて必要ならざる者あり。随て之が改正を要するものありと雖ども、日清戦争の爲めに日清間の條約破棄せられたる以後今日に至るまで支那人を支配すべき規程は此勅令の外に何等の法令をも發布せられたるを見ず。故に此唯一の規程は我単独の意思によりて支那人を支配する唯一の成文法なり。而して之を除きては日清條約中にも何等の規

ぶ萬国公法の当然なすべき筈のものなれば、當時政府は支那人に対し八月五日の官報を以て支那人居住に關する勅令(第百十七号)を發布したり。此勅令の主たる目的は交戦中支那人を保護するに在りたれども、爾後別段の規程なきにより支那人を支配する唯一の法文となれり。依て其全文を左に録す。

第一條 清国臣民は本令の規定する所に従ひ帝国内從來住居を許されたる場所に於て身体財産の保護を受け向後も引續き居住し且其の地に於て平和適法の職業に従事することを得但帝國裁判所の管轄に服従すべし

第二條 前條に依り帝国内に居住する所の清国臣民は本令發布の日より二十日以内に其の居住地の府県知事に申出で住所職業氏名の登録を請ふべし

第三條 府県知事は第二條の登録を受けたる清国臣民に対し登録證書を交付すべし

第四條 第二條登録済の清国臣民は其の居住地を移転することを得但此の場合に於ては先づ其の登録證書に原居住地府県知事の裏書を受け新居住地へ到着後三日間に其の地府県知事に申出で更に第二條の登録を受くべし

第五條 府県知事は本令規定の登録を請はざる清国臣民

定なければ、結局我国内に居住する支那人は其權利として有する特權もなければ特惠もなし。彼等支那人の生命財産は皆な我法律命令の下に其安全を保つべきものにして、此点に於ては欧米各国に於て支那人を支配すると毫も異なる所なければ、米國若くは或る英領殖民地に於けるが如く、支那人を排斥せんと欲すれば之を排斥することを為し得べし。之を寛容せんと欲すれば之を寛容することをも為し得べし。之を排斥するも之を寛容するも皆な我國の意思如何に存して、清国は容喙の權利なし。(三〇・一二・二六)

第二十二 支那人(下の一)

戦争後新たに締結したる日清通商條約は、清国に対する我權利々益を規定して、我に対する清国の權利々益を規定せず。又我は清国に於て治外法権を有し又最惠國條款等をも有すれども、彼は日本に於て治外法権を有せず又最惠國條款をも有せず。故に支那人を支配することは全く我意思のまゝにして、之を排斥することも寛容することも皆な為し得ざるに非らず。而して現に支那人に対して制定したる規程は、明治二十七年勅令第百三十七号の外に何等の規程も之なきことは上來述ぶる所の如し。然り而して竊かに日清條約改正に困難を感じたる當時より今日に至るまで世人

の意向を察するに、意外にも多数の人々は支那人排斥に傾き居るものゝ如し。今日に至りては無論當時に比して多少の變化なきには非ざれども、當時に在りては治外法権を撤去して支那人を我法権の下に服従せしむるも、支那人をして内地に雜居せしむるを欲せずと云ふは慥かに多数の意見なりしが如し。而して此意向は今日に至りても未だ全く消滅せざるものゝ如く、或る一部の論者は今猶ほ之を唱道しつゝあるを見るなり。

米国及び英領の或る殖民地に於ては支那人と同時に日本人を現に排斥し若くは將さに排斥せんとするものあれども、吾輩は此事あるが爲めに己れの欲せざる所は人に施す勿れと云ふ徳義一邇の議論をなすには非らず。抑も或る外国人を排斥して成るべく其国内に入らしめず、又国内に入らしむるも成るべく之を拘束して其自由を与へずと云ふが如き処置は、公法上に於て許すべからざるものなりと雖ども、若し国家の安寧を保持し又は風俗の頹敗を防止するが如き、国家生存に必要なものあらんには、外国人の排斥も又其自由の拘束も皆な已むを得ざる事となるが故に、若し此等の必要ありとせば吾輩も亦支那人の排斥若くは其自由の拘束に同意せざるに非らずと雖ども、吾輩は毫も其

に際して何時も支那人排斥論の気焰を高むるも畢竟之が爲めなり。故に此等の地方にありては支那人排斥論は殆んど實際の利害を顧るを得ざる事情あるも致方なけれども、本邦に在りては斯くの如き事情は固より之なきのみならず、支那人の賃銀は我労働者の賃銀に比して果して低廉なるや、数字を以て其比較をなさざるも低廉なりと認むるを得ざるは明かなる事実ならずや。又仮りに一步を譲りて我労働者よりも支那人の賃銀は低廉なりとも、我邦の如く人口の大部分を占むるものは農民にして其労力を要すること多く、而して近來工業者の發達に併ふて教員不足巡査の不足等陸続缺乏を訴ふるの時に際し、若し低廉なる労働者あらば之を使用するの場処は到る処に之あり。支那人の賃銀萬一我労働者より低廉ならんには之を排斥すべからざるのみか、寧ろ之を歓迎せざるを得ざるべしと雖ども、不幸にして支那人の賃銀左まで低廉ならず、因て之を使用することを得ざるなり。故に労働者の職業を奪はるゝならんとて支那人排斥論を唱ふるは、排斥論中の最も淺薄なる僻論なり。(三〇・一二・二七)

第二十三 支那人(下の二)

第二、經濟上の問題は、支那人排斥論中に於ては労働者

必要を発見せざるのみならず、却て世上の議論は大概根拠なき僻論なることを覚ゆるものなり。

数年来世上に流布する支那人排斥論の最も淺薄なるものは、労働者の職業を奪はるゝを恐るゝものにして、次に經濟上の問題、其次は風俗上の問題なるが如し。若し吾輩の觀察をして大過なからしむれば、右等の議論は大略左の如く断定せざるを得ざるなり。

第一、労働者の職業を奪はるゝならんと云ふは、蓋し米国若くは英領の或る殖民地に行はるゝ愚論を其儘に襲用したるものならん。米国若くは或る殖民地に於て支那人排斥論(同時に日本人排斥論)の流行するは、實際に於て其賃銀低廉なるが爲めに其他の労働者は多少職業を奪はるゝことなきに非ざれども、是れ多くは一部地方に限るものにして、大体に於ては其事実なきのみならず、此低廉なる労働者を利用せば其国の商工業を繁栄ならしむるに最も便利なる内情ありて、之が爲めに商工業者は内実支那人を使用せんと欲せざるに非らず。然れども支那人排斥論の流行する地方は、多くは普通選挙法の行はるゝ土地にして、労働者は此選挙には侮るべからざる勢力を占むるが故に、之が爲めには労働者の意向を抑へざるの事情あり。選挙期

の職業を奪はるゝならんと憂慮するが如き淺薄なる問題にはあらず。目下支那に於ても又朝鮮に於ても苟も日清兩國の競争ある土地に於て、我国人の往々支那人の競争に勝算を失ふが如き事あり。本邦内に於ても開港開市場の情況を見れば、或る種類の商業に於ては支那人に地歩を占めらるゝものなきに非ざれば、支那人に對して杞憂を抱くも無理ならぬ事情あるには相違なかるべし。然るに此の如き情況に馴致する所以のものは抑々何事に原因するか。欧米人の此点に関する議論は、支那人の粗食粗衣専心一意唯だ營利と貯蓄にあるは猶太人よりも甚だしと云ふを恐るゝに在れども、吾輩の見る所を以てすれば此点に於ては欧米人の觀察とは稍々趣を異にせざるを得ず。何となれば欧米人と支那人とは其衣食住に於ても營利貯蓄に於ても之を比較すれば非常の懸隔にて、彼等欧米人の之を恐るゝも理由なきには非ざれども此等の点に關し我国人と支那人との比較に於ては欧米人との比較の如く懸隔したるものに非ざるのみならず、或る点に於ては殆んど其差を見ざる如きものあり。故に經濟問題に於て支那人を恐るゝは此点に在るべきものとを了解せざるべからず。暫く我開港場若くは開市場に

於ける競争を措き、試に支那若くは朝鮮に於ける日清両商の競争を見よ。其範圍の狭少にして其人口の夥多ならざるがために、容易に其事実を發見し得るならん。支那人の商業は資本に饒なりと云ふのみならず、其金利の低廉なるがために其利益を見るの遅きも、又は薄きも殆んど顧慮せざるの觀あるなり。而して之がために本邦人は或は其競争に堪へざるが如き事實を生ずるものなり。此類の競争は現に我開港場若くは開市場においても往々見る所にして、同一の物品にして我商店より購買するよりは支那人より購買する方の廉価なる事すら之あるにあらずや。故に此資本の競争に於ては支那人排斥論の生ずるも無理ならぬ事情あるには相違なし。然れども之がために支那人を排斥せんと欲せば如何なる方略を要すべきや。其自由を如何に拘束するも全く帝国内に支那人を居住せしめざるが如き暴逆なる処置をなすことを得ざる以上は、到底其排斥の巧を奏すべきものに非ざることは、左まで思慮を要せざるも明かなる事實なり。且つ此資本競争に關しては独り支那人のみを問ふべきものに非らず。欧米各国人に對しても殆んど同一なる事情あるが故に、吾輩の見る所を以てすれば、奏巧の見込なき支那人排斥論をなさんよりは寧ろ本論第十五、十六

せしむるに於ては、彼等支那人こそ大体に於て我風俗に感化せらるべく我国人の彼等の風俗に感化せらるゝことは萬之なかるべし。近來台灣の情況を見るも、彼等支那人は多数なること勿論なるに拘らず、漸次に我風俗に感化し得べき傾向は既に已に窺知し難きにあらざれば、我内地に於て、殊に法律命令の正当に施行せらるゝ下に於て、少数なる彼等支那人の風俗は到底我風俗を感化するが如き勢力あるものに非らざれば、此点に關して支那人排斥論を唱ふるも、亦等しく僻論たること明なり。

是故に吾輩の所見にては、今日俄かに無限の自由を支那人に与ふる必要なきことは勿論なれども、漸次彼等に自由を与へ、明治二十七年宣戰後間もなく發布せられたる勅令第三百三十七号の如き（中編參觀）は、成るべく其適用を寬にして以て新條約実施の期を待ち、各国民をして内地に雜居せしむると同時に、支那人をして亦均しく内地雜居の自由を得せしむることを主張せざるを得ざるなり。（三〇・一二・二八）

第二十四 朝鮮人

現行條約の下に於ける朝鮮人は條約によりて担保せられたる所の條件をも有せざるものなり。明治九年締結の日韓

「外国人の内地に於ける商工業」の題下並に第十七、十八、十九「外資輸入」の題下に於て概論したる如く、彼等支那人をして俱に利益を得せしむべきのみならず、進んで彼等支那人の資本をも共用するの覚悟あることを必要ならん。故に經濟問題として支那人を排斥するも、亦等しく僻論たるを免がるゝ能はざるなり。

第三、風俗上の問題は、經濟問題に次では支那人排斥論中一理なきに非ざる問題なり。支那人の風俗は阿片喫飲の如き甚だしきものを暫く置くも、賭博淫猥不潔破廉恥等殆んど列挙するに堪ふべからざる惡風俗の存するは吾輩の喋々を恃たず。若し此点に於て我国人は容易に感染し得るものならんと仮定すれば、恐るべき惡風ならざるには非らずと雖ども、是れ亦杞憂なり。凡そ人類世界の常情として寡は衆に敵せず、少数者は常に多数者の風習に感化するものなれば文野の度に於て非常なる差異なき以上は、此軌道を離るゝこと能はざるものなり。故に海外或る地方に於けるが如く、又は我開港場開市場に於けるが如く、支那人を内国人と全く隔離せしめ、一定の地に籠居せしむればこそ、彼等の風俗慣習は依然として子孫にも伝ふることならんが、若し然らず、彼等に居住の自由を許して内地に雜居

修好條約を始めとして爾後締結したる各種の條約若くは議定書等に於て、日本政府及び人民の朝鮮国内に於ける權利々益を規定しあれども、朝鮮政府及び人民の我国内に於ける權利々益は一も規定したるものなし。故に日韓條約なるものは朝鮮国内に於て我政府及び人民との間に於ける實際の規定にして、我国内に在りてはこれに適用すべき正條なく、朝鮮人の生命財産は皆我法律命令の効力によりて其安全を保つべきものなり。

又日韓條約に拠れば我に於ても最惠國條款の規定によりて他國の得たる權利々益に均霑することを得れども、朝鮮は我に對して最惠國條款を有するものに非らざれば、我國に於て如何なる權利々益を他の締盟各國に許与するも、朝鮮政府は之に均霑するの權利なし。故に締結各國との條約改正は朝鮮には毫も關係を有せず、新條約の実施せらるゝも朝鮮との關係は現在の情況に毫も變動を与ふるものに非らざるなり。

現行條約中には治外法權の約なきもの之ありと雖ども、凡そ締盟各國との條約中朝鮮との條約ほど我国内に於て全然我意思のまゝに支配し得るの條約は今日まで之なかりしなり。去る代りには朝鮮人ほど我国内に於て自由を得たる

人民なし。無論に其自由は我國の單獨の意思によりて許与したるものにして、彼等は條約上に得たる權利に非らざれば之を主張することを得ずと雖ども、今日に至るまで朝鮮人は何れの地に居住するも、如何なる業務を営むも毫も拘束を受くることなし。故に彼等は何人も知る如く内地何れの所にも往來し又居住し法律命令に違背せざる限りは何等の業務をも営みつゝあるなり。朝鮮人の我國内に於ける權利々益は以上記するが如く條約上に担保せられたるものに非ざれば、我に於て彼等を現今の如く寛容せざるを得ざるの義務なしと雖ども、今日まで此の如く寛容し來りたる所以のものは、云ふまでもなく朝鮮を扶植して開明に導かんとの最初の主旨を始終貫通したるものなり。故に朝鮮人をして我國内に於て他に比類なき自由を得せしむるのみならず、明治九年八月二十四日我理事官より朝鮮政府に送りたる書翰を見れば「蓋し我人民の貴國に輸送する各物件は我海關に於て輸出税を課せず、貴國より我内地へ輸入する物産も數年間我海關に於て輸入税を課せざる事に我政府の内議決定せり」とありて、其後は兩國とも關税を課することにはなりたれども、最初は實に此の如き意思をも有せしが如し。

第二十五 メキシコ人、ポルトガル人、ハワイ人、シヤム人、ブラジル人（上）

メキシコ、ポルトガル、ハワイ、シヤム及びブラジルの五箇國は現に我に對して治外法権を有せざること、猶ほ支那朝鮮の我に對して治外法権を有せざるに同じ。然れども此等の諸國は支那朝鮮に比して少しく其趣を異にするのみならず、彼等諸國の間にも亦各其趣を異にせるものあり、その概略左の如し。

メキシコとは、明治二十一年一月に現行條約を締結せり。而して其條約は對等條約にして、彼も我も共に治外法権を有せざるのみならず、其第八條には「日本人又は其領海に來るメキシコ合衆國の人民及び船舶は日本國又は其領海に在る間は、メキシコ合衆國及び其領海に到る日本 皇帝陛下の臣民及び船舶がメキシコ國の法律及び其裁判管轄に服従すると同様、日本國の法律を遵奉し且つ其裁判管轄に服従すべきものとす」との明文あり。又彼我共に最惠國條款を約せるが上に第四條中には「別に同國（墨國）人民に許与するに 皇帝（日本）陛下の領地内及び其所屬地各所に入來し又は滞在住居し同所に於て家屋倉庫を借受け又は總て正業に屬する天產物製造品及各種商品の卸売若くは

新條約實施後に於ても猶ほ現今の如く朝鮮人を遇すべきや否や、是れ我國單獨の意思にて何れにも決定し得べしと雖ども、吾輩の所見にては朝鮮人に対してのみ各條約國人に異なる特惠を与ふる必要なきのみならず、若し各條約國人に均霑するの權利を主張することとなるべし。故に此の如き特惠を与ふることを要せずと雖ども、凡そ我法律命令に於て各外國人に許与すべき權利々益は、均等に朝鮮人にも許与することを要するものなり。幸に朝鮮人に対する我國人の意向に於ては、支那人に對するが如き感情を有せざるのみならず、現に各地に雜居するも別に異議の生じたることもなく、今日に於ては僅少なりとは云へ既に朝鮮労働者をも使用し居る所あるほどなれば、新條約實施後に於ても此情況を變更するの必要なし。加ふるに朝鮮人は其性情に於て多少の缺點なしとなさざれども、支那人の如き惡習もなく又他の蠻民の如き弊風もなく就中法律命令の眼より之を見れば、其從順なること殆んど比類なき人民なれば、條約實施後に至るも我法律命令に於て他の外國人に与ふる總ての權利々益を与ふるに於て何等の支障なかるべし。（三〇・一二・二一九）

小売營業及び其他一切合法の職業に従事するの特権を以てす」とありて、メキシコ人は現に何れの処に於て如何なる職業を営むも法律命令に牴觸せざる限りは全く自由なり。故に他の締盟國との新條約を實施するに至るも日墨現行條約は依然として継続し、而して其結果は他の締盟國と毫も異なる所なかるべし。但し明治二十二年外務省令第十三号メキシコ人に対する「國籍證明書規則」の類は他の締盟國人にも國籍證明の必要あらんには格別、否らざれば之を廢止すべきものなり。

ポルトガルも亦我に對して治外法権を有せず。然れど其有せざるは破棄の結果にして條約其物の効力に依るものに非らざるなり。萬延元年に締結したるポルトガルとの現行條約は、彼に於て治外法権を有せりと雖ども、彼久しく裁判執行の權ある領事を我國に派遣せず、隨て我國に在留するポルトガル人は何れの國の裁判にも服せざるの結果を生じたるが爲めに、本論第三にも記載せし如く明治二十五年勅令第六十四号を以て我よりポルトガル領事裁判に關する規程を破棄して我法権に服従せしめれば、遂に葡國は我に對して治外法権を失ひたり。然れども此の如き手續によりて治外法権を撤去したれば、葡國政府及び人民は治外法

権を除くの外現行條約中他の總ての部分に規定したる權利々益を依然として保有せり。故に彼等ポルトガル人は治外権を有せざるに拘らず、メキシコ人の如く内地雜居の自由もなく又營業の自由もなかりしなり。是を以て葡国政府に對して條約改正を提議し、新條約を締結するに至りたれば、縮盟各国の新條約実施せらるゝと同時に、日葡新條約も亦実施せられて、現在の情況を一変し始めて各国と同様のものとなるべし。

ハワイの現に治外法権を有せざるは、メキシコの如く對等條約を締結したるにも非らず。又ポルトガルの如く我より破棄したるにも非らず。明治四年に締結したる現行條約には治外法権に關する正條なけれども、其第四條に於て他国政府又は其臣民に許与したる又は許与する特權、特典及び優待はハワイ政府及び臣民にも許与すべしとある條文によりて、治外法権を有せりと雖ども、日布兩國協議の結果本論第三にも記せし如く、ハワイは我に對して治外法権を撤去し、我政府は明治二十七年勅令第四十二号を以て之を公布したり。故に其結果としてハワイ人は我國內何れの処に居住し如何なる業務を営むも彼等の自由なること、メキシコと毫も異なる所なし。而してハワイ條約は最惠國條款に

けるシヤム國の日本に於ける、共に治外法権を有せずして各其臣民は所在地の法律命令に服従するものなりと解釈するの外なし。故にシヤム人に對しては今日に於ても又新條約實施後に於ても毫も其情況を變更せず、此儘に我法律命令を以て支配し得べし。但し之と同時に我臣民も亦シヤム國內に於てシヤム法律命令の支配を受けざるを得ざるに依り、此点に關しては本論第三に記載せし如く、新たに目暹通商條約を締結するの必要あれども、此事は新條約實施準備の爲めには暫く別事として見ざるを得ず。要するにシヤム人に對しては、彼等は條約を以て担保せられたる權利々益は殆んど之なきものなれば、別に新條約成立せば格別、今日のまゝにては恰も支那人若くは朝鮮人に對すると同様の主旨によりて支配すべきものなり。

ブラジルは、元來無條約國たりしも、我労働者を傭使せんと議彼國に起り、我に於ては無條約國に労働者の移住を許さざるが故に明治二十八年に彼より求めて修好通商航海條約を新たに締結したるものなり。此條約は無論對等條約にして彼も我も共に治外法権を有せず。大体に於ては縮盟各国に提議したる改正條約案と其基礎を同うしたるものなり。故にブラジル人の我國內に在る者は、今日に於ても

よりて他國の權利々益に均霑するの規程あるの外、他に種々の條件を具備せざる條約なるが故に、之を改正するの必要なく、現行條約のまゝに継続し他の縮盟各国との新條實施の時に至りて之に均霑するに過ぎざるなり。但し米布合併の説あるが故に、此場合は無論別事として之を見ざるを得べし。又明治二十七年外務省令第五号ハワイ國民の国籍證明に關する規定は墨國人に於けると同様に、他國人に之を要せずんば、ハワイ人に對しても之を廢止すべきこと勿論なり。(三〇・二二・三〇)

第二十六 メキシコ人、ポルトガル人、ハワイ人、シヤム人、ブラジル人(下)

シヤムは、明治二十年に日暹兩國間に一の宣言をなしたるに過ぎず。此宣言は甚だ簡單にして他日完全なる條約を締結すべき基礎を言明したるに止まれば、兩國間の權利々益に關しては詳細なる規定なし。然れども右宣言第四項には「完全なる條約締結に至る前に兩縮盟國の一方の臣民通商又は他の正当なる目的を以て他の一方の領地にして最惠國の臣民に通商を許す場所に来る時は身体財産の保護及公平無私の待遇を受くべし」とありて、治外法権の正條なれば此宣言の稍々漠然たるに拘らず、日本國のシヤムに於

他の縮盟各国との新條約實施後に於ても現行條約を此儘継続して我法律命令に服従すべきものなり。以上メキシコ、ポルトガル、ハワイ、シヤム、ブラジルの五箇國は、均しく今日に於ても治外法権を有せずして、我法律命令に服従すべきものなりと雖ども、右五箇國との關係は各其趣旨を異にするものなること上來論する所の如し而して更らに之を約言すれば左の如し。

メキシコ、ハワイ、ブラジルの三国は、他の縮盟各国との新條約實施せらるゝも現行條約は此儘継続して其人民は依然我法律命令によりて支配せらるべし。

ポルトガルは、今日既に治外法権を有せずと雖ども、其居住營業等に關しては現にメキシコ、ハワイ、ブラジル人に許されたるが如く其自由を得たるものに非らざれば、日葡新條約の實施せらるゝ時に至りて、始めて各縮盟國人と同様の位地に立つべし。

シヤムは、新たに通商條約の締結を見ることなくんば、縮盟各国との新條約實施せらるゝも、猶ほ今日に於けるが如く、我意思のまゝに支配せらるべきものなり。

要するに現に治外法権を有せざる諸國中にも支那朝鮮の如きものあり。メキシコ、ポルトガル、ハワイ、シヤム、

ブラジルの如きものあり。而して此等は皆な其情況を異にすと雖ども、締盟各国との新條約実施せられたる後は、彼等の間に其待遇を二三にするの必要なきのみならず、国家治安の止むを得ざる必要あるに非らずんば、縦令條約を以て担保せられざる人民にても、均等に其權利益を得せしむるは近世公法上の原則なれば、新條約実施せられ各文明国と對等の位地に立つに至らば、一視同仁諸外国人をして其幸福に差等なからしむること肝要なるべし。(三〇・一二・三一)

第二十七 新條約実施期限

新條約実施期限に關しては、本論第八の初に概論したるが如く、明治三十一年七月以前に法典を実施せば、明治三十二年七月より新條約を実施することを得るものなり。然るに第十一議會は開院式の翌日去月二十五日に解散せられたれば、法典を議了せざるのみならず、議員は之を一読するの時間をも有せざりしことならん。是に於てか新條約実施期限に關して憂慮する者あるは至当の事なり。然れども吾輩の見る所にては、政府若し新條約実施を重んじ、議會亦其必要を解せば、猶ほ三十二年七月より実施することを得ざるに非らず。第十一議會に於て法典を議了したらんに

十四日以前に召集令を發布せんと欲せば、議員当選承諾期限を合算して、二月二十五日以前に議員選挙の勅令を發布せらるべし。

以上の順序によりて第十二議會を五月二十三日以前に於て、出来得る丈速かに召集せらるゝときは、法典を議了するに於て時日なきに非らざるのみならず、之を發布して実施するに於て切迫ながら相当の期限なしとなさざるなり。

但し此の如き手続によりて法典を実施し、隨て新條約を明治三十二年七月より実施せんと欲せば、政府も其事情の許す限り速かに議員選挙の勅令を發布し、又出来得る丈け速かに第十二議會召集の勅論を發布せらるゝことを奉請せざるべからず。而して議會も亦出来得る限り、速かに法典を議了する方針を執らざるべからざるは勿論の事なり。然るに議員中法典議了に關して審議熟慮を要するが如き意思を抱くものあり、又審議熟慮せざれば議會の体面を害するがく信するものあり。多小俗人の耳目を喜ばしむる説なれども、抑々法典編纂は専門學士の事業にして、普通政治家の了解し得べき事業に非ざれば、之を形式的に議了するに於て、議員の本分を尽さざるものと謂ふを得ざるのみならず、毫も議會の体面を害するものに非ざるなり。

は無論何等の支障を見ずして円滑に新條約を三十二年七月より実施したるならんと雖ども今更之を追論するも何の術なし。善後策としては政府及議院は左の方法を執るべし。若し此方法を執らば豫期の如く明三十二年七月より新條約を実施するに於て何等の妨げなかるべし。

帝国憲法第四十五條には「衆議院解散を命ぜられたるときは勅令を以て新に議員を選挙せしめ解散の日より五箇月以内に之を召集すべし」とあり。故に第十一議會は去月二十五日を以て解散せられたれば、第十二議會は本年五月二十三日以前に召集せらるべし議院法第一條には「帝國議會召集の勅論は集會の期日を定め少くとも四十日前に之を發布すべし」とあり、第十二議會を本年五月廿三日以前に召集せんと欲せば、晚くも四月十四日以前に召集令の發布あるべし

又衆議院議員選挙法第三十條但書に「衆議院解散を命ぜられたるときは勅令を以て臨時選挙の期日を定め少くとも三十日以前に公布すべし」とあり。又同法第六十三條には当選人其の府県内に在る者は十日以内其の府県外に在る者は二十日以内に当選承諾の届出を為さざるときは其の当選を辞したるものと見做すべし」とあれば、四月

是故に吾輩は政府若し新條約実施を重んじ、議會亦其必要を解せば、豫期の如く明治三十二年七月より新條約を実施し得ざるに非らずと信する者なり。政府果して其実施を重んじ、議會果して其必要を解するや否や、是れ固より吾輩の知る所に非らずと雖ども、要するに維新以来の宿業たりし新條約を実施し我帝國をして明治三十二年七月より各国と對等の位地に立つを得せしむるは、政府と議會の責任に存するものなり。(三一・一・二)

第二十八 外国人の土地所有(一)

外国人の土地所有に關しては、一部論者は絶對的にこれに反對するのみならず、若し外国人に土地所有を許すべしと論する者あらんには、之を視ること荒国の逆臣に異らず、何ぞ其局量狹隘なるや。彼等論者は現に外国人の窃かに内国人の名義を假り僅少の土地を所有するを摘發して、憂国の忠臣なるが如く自負すと雖ども、世界各国は此の如き迷夢は既に已に覺めて今は大概其禁を解き、外国人をして勝手に土地所有を得せしむるに非らずや。彼等論者の迷夢もモハヤ覺めて可なり。

然れども吾輩は新條約実施準備として、彼等僻論者を駁撃することは暫く之を措き、先以て外国人の土地所有は條

約並に法律に於て如何なる關係を有するかを挙げ、以て世人と共に此問題を講求すること必要なりと信す。

現行條約の下に於て外国人の土地所有を許されざるは、條約の明文に於て之を禁じたるが爲めには非らざるなり。現行條約には土地所有に關して何等の規定なし。然れども外国人は居留地若くは雜居地に於てすら土地を所有せずして單に永代に其土地を借用するに過ぎざりし所以のものは、條約に於ては土地を借用することを規定し内國法に於ては外国人に土地所有を禁じたるの結果に外ならざるなり故に外国人にして萬一土地を所有する者あらんか、直ちに以て條約違反なりと云ふことを得ずして、我法律違反なりと論ずるの外なかるべし。

現行條約の明文に於て土地に關する規程は左の一箇條に過ぎず。其他は居留地取極書等に於て永代借用の規定あれども、是等の規定は條約の本文より生じたる結果に外ならずして、直ちに條約の規定を動かしたるものに非らざるなり。

オーストリー・ハンガリー國民は前記の各港市に於て永久に住居することを得、又同港市に於て土地を借り家屋を買ひ並に住宅及び倉庫を建設するの權を有すべし（此全文

務として其請求に應じたれども之を除きては我自由の意思に屬して締盟各國は之に容喙することを得ざりしなり。而して當時我意思は外国人をして土地を所有せしむることを欲せず。故に我内國法に於て外国人の土地所有を禁じ、遂に今日に至るまで外国人をして土地を所有することを得ざらしめたるものなり。

以上の論断は開國當時に於ては、無論何人も正確なる論旨を有せず。當時内國人にすら土地所有の權利なかりしが、故に其自然の成り行きは遂に外国人をして土地所有を得ざらしむるの結果を生じたるものなるべしと雖ども、之が爲めに今日に至りても世間猶ほ外国人の土地所有に關する事情に暗く或は條約違反なるが如く思惟する者あり、或は之を許さざるは即ち禁じたるものなりと解釈する者あり、皆誤解なり。此等の誤解は現行條約の場合に於てのみならず、或は新條約の場合に於ても亦之あらんことを恐る、故に新條約実施準備としては第一に之を弁明せざるを得ざるなり。（三一・一二）

第二十九 外国人の土地所有（二）

外国人の土地所有は條約の明文に於て禁ぜられたるものに非ずして、我内國法に於て之を許さざるものなること

は本論第十二に掲載したり參看すべし）

右は日壤條約第三條中の一項なれども、其他各國との條約に於ても大概同様の規定に過ぎざれば悉く茲に掲載せざるべし。而して此規定に拠れば外国人は土地を借ることを得るは明かなれども、土地を所有することに關しては、之を許すものなるや、又は禁ずるものなるや、明かならざるなり。故に萬一外国人にして土地を所有する者あるも其所為は直ちに條約の明文に違反したるものとはならざるなり。

凡そ條約は締盟兩國間の權利々益を規定したるものにして、締盟兩國は如何なる事情あるも、條約に規定したる權利々益を其事情の爲めに勝手に變更することを得ざるは公法上の原則なり。然れども條約に明文なきことは締盟各國の自由の意思にて或は之を許し或は之を禁ずることを得べし。故に現行條約に明文なきことは締盟各國は權利として之を請求することを得ざると同時に、我邦は義務として其請求に應ずべき理由なし。現行條約締結以來我外交は種々の變遷を経て、權利義務の或は明確ならざりしものもありしならんと雖ども、土地に關しては、居留地内に於ける永代借地は締盟各國は權利として之を請求し、我邦は義

は前篇に論ずる所の如し。而して外国人の土地所有に關する我内國法なるものは左の如きものなり。

明治五年四月十四日第二十四号布告

御国内一般地所の儀銘々所持の分たり共外国人へ対し売渡候儀は勿論金銀取引の爲め地所又は地券等書入致し候儀は決して不相成候末々の者に至る迄心得違無之様各管内無遺漏右觸示事

右は明治五年二月十五日第五十号布告を以て「地所永代売買の儀從來禁制の処自今四民共売買致所持候儀被差許候事」とあるの結果にして、同年以前に在りては外国人は勿論の事なり。内國人と雖ども土地売買を許されたるものに非ざれば、故らに外国人に土地を売渡すことを禁止するの必要も之なかりしならんと雖ども、既に内國人をして土地売買の自由を得せしめたる以上は、之を外国人に売渡す者あらんも知るべからざれば、之を禁止せんが爲めに發布したる布告なり。而して此布告に於て外国人に土地を売渡すこと及び地所又は地券を書入することを禁じたる以上は、此禁を犯したる契約は違法の契約にして、外国人は無論に其土地を所有するの權利を有せざるものなり。

右摘録したる布告に次で翌年又更らに左の達ありたり。

明治六年一月十七日第十八号達（地所賃入書入規則）

第十一條地所は勿論地券のみたりとも外国人へ売買賃入書入等致し金子請取又は借入候儀一切不相成候事

此達是其前年布告したる主旨を變更したるものに非らざるのみならず、却て「賃入」の二字を追加したるものなり。而して此等の布告及び達の後には、外国人の土地所有に關する別段の法令なし。但し右の翌年外国人に家屋地所を賃渡すことに關し左の布告ありたり。

明治七年八月十二日第八十五号布告

外国人へ家屋地所等賃渡しの際約束上輕忽疎漏より竟に内外人民の間不都合を生じ候ては自然交際にも差響候條自今學校其他のため雇入れ居留地外へ住居すべき外国人及び公使館附屬書記官等へ貸家賃地の節は先ず約定草案相添其管轄庁へ伺出許可の上結約可致此旨布告候事但建物取毀売払の分は幾日以内取払の約定取結可売渡尤売渡の上は其管轄庁へ可届出事

右布告は外国人の土地所有に關係するものに非らずと雖ども、當時政府は家屋土地売渡に關して此の如き布告をなしたる所以のものは、單に其家屋土地の賃渡より生ずる紛議を豫防せんと欲したるに非らず、先以て其土地所有に關

第三十 外国人の土地所有（三）

現行條約の下に於ける外国人の土地所有に關する條約及び法律の關係は前二編に論ずる所にて明瞭なるべし。而して今や新條約に於ける場合を見るに外国人に土地所有を許すや否や條約中に明文なくして單に土地借用のみ規定せること現行條約に同じ。試に日英條約の一例を挙げんに左の如し。

又必要なる家屋、製造所、倉庫、店舗及び附屬構造物を所有し或は之を借受け又は使用し且つ住居及び商業の爲めに土地を借受ることを得（日英條約第三條第二項中の一節、此條の全文は本論十五に掲載したり參觀すべし）

右日英條約の外に於ても新條約は皆な同一の條文を掲げたるに因り、新條約実施後に於ても外国人は條約上土地所有の權利を有する者にあらず。故に將來若し我國單獨の意思に於て外国人に土地所有を許さんが爲めに、前篇に摘録したる明治五年四月十四日の布告第二百二十四号及び明治六年一月十七日の達第十八号第十一條を廢止せば、自然の結果として外国人は土地所有の權利を得べしと雖ども、然らざるに於ては外国人は依然今日のまゝに土地所有の權利なきものなり。

係を及ぼさんことを憂慮したるが爲めなるが如し。

以上列挙したが如く、外国人の土地所有は、内國法に於ては之を許さず、條約に於ては土地借用のみを許せり。要するに土地所有に關する許否は内國法の自由の意思に存し、外国人は土地所有の權利を生ぜずして今日に至れるものなり。故に若し我意思に於て外国人に其土地所有を許さんと欲せば、當時に於ても之を許すことを得るのみならず、新條約実施後に於ても亦我意思のまゝなり。而して之を許さんと欲せば左まで煩雜なる手續を要するものに非らず。上文に摘録したる明治五年第五百二十四号布告及び明治六年第十八号達地所賃入規則の第十一條を廢止せば自然の結果として外国人は土地所有の權利を得ることとなるべし。何となれば民法第二條には「外国人は法律又は條約に禁止ある場合を除く外私權を享有す」とあり。此條に關しては世間種々の議論あれども、近世文明の原則に基きたる條項にして、苟くも排外思想を有する者に非らざるよりは之を非難すべきものに非らず。而して此條に拠れば條約にも禁ぜられず、又法律に禁ぜられざる土地所有は、自然の結果として外国人に於て其權利を享有することとなるは明かなる事実なり（三一・一三）

然れども新條約の場合に於て、外国人に土地所有の權利なきは現行條約の場合に於けるとは少しく趣を異にし、條約と法律との關係に於ては現行條約の場合に異なるものに非らずと雖ども、新條約の場合に於て外国人に土地所有を許さざるは、今日の如き情況なるものにはあらざるなり。

現行條約の下に於ては外国人は土地借用の權利あるのみにして、而して明治五年及び明治六年の布告及び達には「地所又は地券等書入」すること並に「地券のみたりとも外国人へ売買賃入書入等」をなすことを禁じたれども明治二十九年四月四日日独全權委員の調印したる議定書には、外国人に対し土地抵当權あることを認めたり。

而締盟國は其の一方の臣民が他の一方の版図内に於て内國臣民と同様不動産抵当權の取得及占有を許すことに同意す（議定書第二項、條約第一條及び第三條に付）

右議定書は土地所有を許したるものに非らざること勿論なれども「抵当」は即ち「書入」の意味なるが故に、明治五年布告及び明治六年達中に在る「書入」は此議定書によりて緩和せられ、此議定書の有効なる間は、右布告及び達の「書入」に係る部分は其適用を停止せらるるものなり。

又借地權其他に關しては右議定書と同日即ち明治二十九

年四月四日附公文を以てドイツ全権委員より左の照会をなし、同日我全権委員は適當と認むる旨回答したり。

日本国に在留する外国人は日本国に行はるゝ所の法律に従ひ、現今尙土地所有権の取得を禁ぜられ居ると雖もドイツ帝国臣民は條約第一條及同第三條に掲載したる目的を達せんが爲め、其の時々に行はるゝ国法上の規定に従ひ内国民と均しく長期の借地権、地上権其の他土地に関する物権を取得し、並に之が爲めに定めたる登記簿に登録し、以て人権に屬する土地の賃貸借権に物権の性質を附することを得ること（ドイツ全権委員の照会公文第一項）

是れ亦直ちに外国人に土地所有を許したるものに非らずして、長期の借地権地上権其他土地に関する物件の取得等を許したるに過ぎざるものなりと雖ども、此等に関しても亦我「国法の規定に従ひ」とあるに因り彼等外国人は我法律に規定したる條件を以て其権利を得べきものなり。但し此公文も亦議定書同様に明治五六年の旧制には多少の緩和を与へたるものなること勿論なり。（三一・一四）

第三十一 外国人の土地所有（四の上）

外国人の土地所有に關しては、前三篇に論ずる如く、現行條約の下に於ても新條約実施後に於ても、外国人の土地

に許したるの成文を見ずと雖ども、實際に於ては清国は外国人の土地所有を認めたり。故に台湾に在留する外国人にして土地を購買し之を管轄領事庁に登録したる場合には、其土地を購買したる外国人の所有を認め、之に対して租税を徴収したれば、純然たる外国人の所有を認め、之に対して租税を徴収したれば、純然たる外国人の所有なりしなり。而して其所有権は版図の我に移りたるの故を以て直ちに奪はるべきものに非らざれば、帝国政府に於ても亦其所有権を公認したり。是れ我帝国の版図内に於ても外国人の土地を所有する唯一の特例なり。

右台湾に於ける外国人土地所有の特例は、清国の版図に屬せし時代に於て行はれたる相当の手續によりて所有せし分に限りて、其余に及ぶものに非らざれば、我版図に帰したる今日に於ける措置は、左の如くなるを要するものなり。

一、台湾の我版図に歸したる以後に於て外国人の購買したる土地は、其所有を公認せられざるべし。何となれば本論第六に掲載したる如く、明治二十九年二月に現行條約を出来得べき限り、台湾に適用することを締盟各国に通知し、締盟各国は之に対して異議なきが故に、現行條

所有は條約に於て禁ぜられたるものに非らずして、明治五年及び六年に發布したる布告及び達に於て外国人に土地所有を許さざるの結果、外国人は土地を所有することを得ざるものなり。而して明治五年の布告及び六年の達は新條約附屬の議定書及び公文によりて多少緩和せられ、當時禁止せられたる抵当権の類は右議定書及び公文に於て許されたり。故に新條約実施後此議定書及公文の有効なる間は、明治五年の布告及び六年の達に掲けたる「書人」云々の件は其適用を停止せらるべし。

以上は現行條約及び新條約と法律との關係に於ける大体の議論なり。若し其細節に入りて之を論ずれば、外国人に土地所有を許す場合二あり、請ふ之を左に略論せん。

第一は、台湾に於ける外国人の土地所有なり。台湾は茲に詳述するまでもなく、明治二十七八年戰勝の結果馬關條約によりて始めて我版図に歸したるものなれば、我版図に歸する以前に於て清国と諸外国との間に存在せし條約は、我に於て之を繼續すべきものに非らざれば、條約の關係は版図の移動によりて消滅したれども、當時外国人の既得の權利に屬したるものは之を剝奪すべきものに非らず。而して清国と諸外国との條約に於ては僅かに土地所有を外国人

約の規定に従て外国人は土地借用の權利あれども、我國法に於て許さずんば土地所有の權利なきことは前三篇に於て論ずる如くなれば、我版図に歸したる以後に於て外国人の購買したる土地は、我に於て之を公認せずして可なればなり。

二、現に台湾に於て外国人の所有する土地は其數六十餘箇所に過ぎずして甚だ僅少なりと聞けども數の多少は暫く置き、彼等外国人にして其所有地を内国人に売渡したる場合に於ては、其土地の当然内国人の所有に歸することとは勿論、彼等外国人にして其土地を買戻して再び之を所有せんとするも、其買戻は新たに土地を購買したるものに異らざれば、其土地所有は公認せらるゝことなかるべし。故に將來外国人に土地所有を許さざるの方針を執るに於ては、台湾に於ける外国人の土地所有は漸次に減少すべきこと疑なかるべし。

右二つの場合は、台湾に於て外国人に土地所有を許さざるの方針を執るより生ずる措置なり。故に將來若し外国人に土地所有を許して可なりとすれば、無論別事として之を論ぜざるを得ずと雖ども、若し当局者にして果して台湾に於て將來外国人に土地所有を許さざるの方針ならんには、

明治五年の布告及び六年の達を台湾にも施行するか、又は別に法律命令を發布するか、其方法の如何を問わず、僅かに台湾に於ても外国人に土地所有を許さざるの規定を設くること必要なるべし。明治二十九年法律第六十三号（此の法律は三箇年間の外有効ならざれども）の規定によれば現行法律にして台湾に施行するときは勅令を以て之に公布すべきものなり。而して今日に至るまで、明治五年の布告及び六年の達の類を台湾にも施行するの勅令を見ざるのみならず、其他特に制定したる法令も之なきが故に、若し現在のまゝにして法典の台湾に施行せらるゝ時に至らば、民法第二條「外国人は法律又は條約に禁止ある場合を除く外私権を享有す」との明文によりて、台湾に限り外国人は公然土地を所有することとなるべし。故に台湾に於ても外国人に土地所有を許さざる方針ならんには、之が爲めに相當の措置を要すること勿論なるべし。（三・一・五）

第三十二 外国人の土地所有（四の下）

第二は新條約実施後に於ける外国人の土地所有なり。但し此場合に於ける外国人の土地所有は、一箇の外国人として土地を所有するものとは其主旨を異にせり。之に關する公文は左の如し。

明かなれども他の外国人若くは内国人と組合ひて營業する場合に單獨の場合と同じからざるに因り、此場合に限りては土地所有を許されたるものなり。

條約の本文に「組合を結びて」とあるは、右公文に因りて其意義を解釈せられたるものと見るの外なきこと勿論なれば、右公文中に「帝國國法に従ひ設立せられたる商事会社」とあるは乃ち内国人によりて設立せられたる商事会社は云ふまでもなし。内国人と他の外国人と組合を結びて設立したる商事会社にても、又は外国人と他の外国人と組合を結びて設立したる商事会社にても、其社員たることを得るのみならず、社員として加入したる外国人あるが爲めに其会社の土地所有を妨げざるは、即ち此公文に示す所なり。故に外国人は其外国人たる單獨の資格に於ては土地所有を許されざるも、商事会社の社員としては土地所有を許さるゝものなり。然れども此公文の意義は其社員たるの故を以て他に勝手に土地を所有し可なりと云ふにはあらずして、外国人の設立に係る商事会社、若くは或る商事会社に外国人の社員たる場合に於て、其商事会社なるものは土地を所有し得るの謂なりと解釈するは善意の解釈なるべし。

抑々商事会社なるものは現行商法の規定によれば合名会

以書翰致啓上候陳者下名の日本国皇帝陛下の特命全權公使は日独新通商航海條約談判の際國務大臣ドイツ帝國外務大臣男爵マルシャル・フォン・ビーベルスタイン閣下より申陳べられ候疑念を艾除致候爲め茲に下名が本國政府より接受したる訓令に基き帝國法律に従ひ設立せられたる商事会社は縱令ドイツ帝國臣民が該会社の社員として加入致居候場合と雖ども現行の帝國法律に従ひ帝國內の土地所有權を取得し之を占有し得べき旨を同閣下に通知するの光榮を有し候下名は茲に重て男爵フォン・マルシャル閣下に向て敬意を表し候敬具

千八百九十六年三月三十一日ベルリンに於て

右公文は日独條約第三條第二項中に於て兩締盟國の一方の臣民は各他の一方の版図内に於て營業の自由を許されたるに附隨したるものにして、同項中に「右營業に従事するに於て自身に之を爲し、或は代理人を以てし、又は一人にて之を爲し。或は外国人若くは内國臣民と組合を結びて之を爲すも隨意たるべく」云々とあるに因り、外国人は自身單獨に營業するも、又は他の外国人若くは内國人と組合ひて營業するも自由なること勿論なり。而して其單獨營業の場合には我國國法に於て土地所有を許さざること現行法に於て

社あり合資会社あり株式会社ありと雖ども、何れの会社にても我法律によりて設立したるものならんには、其の会社の國籍は日本に屬するものにして、取りも直さず日本人なれば、社員中に如何なる國籍の人あるも、其設立せられたる会社は其社員の國籍に附隨せずして日本國籍に入るものなり。故に其会社の社員の内国人のみなるも、内外國人なるも又は全く外国人のみなるも、日本法律により設立したる会社は、日本國籍の会社なれば会社としては縱令右摘録したる公文なしとするも、土地を所有するに於て妨げなきことは勿論なり。

以上第一第二の場合を綜合して之を断定すれば、第一台湾に於ては現に外国人の所有に係る土地あり、第二新條約實施後に於ては内外國人若くは外国人のみの設立に係る商事会社の所有する土地あり。然れども第一の場合は、台湾の我版図に歸する以前の既得權を公認したるに過ぎずして、將來之を許さざるの方針を執るに於ては其所有は漸次に減少すべし。第二の場合に於ては、外国人に土地所有を許すものに似たるも、其実は会社なる法人に土地所有を許すものにして、一箇の外国人に土地所有を許すものに非ざれば、第一、第二の場合ともに、外国人に土地所有を許さ

る現行法の大体の主義を変更したるものに非らざるなり。(三一・一・六)

第三十三 外国人の土地所有(五)

外国人の土地所有に關し以上數篇に分載したる主旨を更らに約言すれば左の如し

一、現行條約の下に於ては

條約には土地借用のみを掲げ、土地所有に關しては之を許すや否や明文なし。

法律に於ては外国人に土地を売渡すことは勿論賣入書入をなすことをも禁じたり。

二、新條約実施後に於ては

條約には現行條約と同様に借用のみを掲げ、土地所有を許すや否や明文なし。然れども條約の一部と認めらるべき議定書及公文に於ては不動産抵当權の取得及び占有を許し、長期の借地權、地上權其他土地に關する物權を取得し人權に屬する土地の賃貸借權に物權の性質を附することを許し、又帝國法律に従ひ設立せられたる商會社には其社員に外国人あるも土地所有權を取得し之を占有することを許したり。

法律は現行のまゝにして外国人に土地を売渡すことを許

さずと雖ども、書入を許さざりし規程は議定書及び公文の有効なる間は其適用を停止せらるべし。

三、現行條約の下に於ても新條約実施後に於ても特例として台灣に於て外国人の現に所有する土地は其所有權を公認せられたり。

以上約言するが如く、外国人に土地所有を許さざる法規は、現行條約締結以來新條約實施後に至るも依然として変更することなしと雖ども、新條約附屬議定書及び公文に於て抵當權を始めとして外国人に許すもの増加したれば、新條約實施後に於ては、僅かに一箇人の資格を有する外国人にのみ土地所有を許さざるの結果となり、夫れすら台灣に於ては仮令從來の既得權を公認したるにせよ、既に土地を所有する外国人あるに至れり。

以上記するごとくなるに猶ほ外国人に土地所有を許さざるの必要あるや否や、是れ新條約實施準備として講究を要する問題なるべし吾輩の所見にては現行條約には治外法權なるものありて、外国人を我法律に服従せしむることを得ざるにより、土地所有は勿論の事なり、其他にも外国人の私權を制限せざる必要ありと雖ども、新條約實施せられて法權を回復し、我法律のまゝに外国人を支配し得る

に至りては、外国人の土地所有を許さざるの必要は消滅したるものなり。加ふるに商會社なるときは土地所有を許し、一箇人なるときは之を許さずとは、法律上に於ては理由あることなれども、實際に於ては殆んど其必要なものに非らずや。故に新條約實施後に於ては明治五年の布告及び六年の達の類を全廢して、外国人に土地所有を許して可なり。抑々外国人に土地所有を許さざるは、排外思想の遺物にして、歐米に於ても往古は之を嚴禁したるも漸次に其禁を解き今日に至りては英仏独伊等は勿論の事なり。大概の国は外国人に土地所有を許し、又之を許すを國際上の進歩なりと認むるに至れり。我國は往古は内国人にすら土地所有の權利なく、維新後内国人の土地所有を認めたるも外国人には之を禁じたり。畢竟開國の國是の進行すら傍らに又一種の排外思想の暗行したる結果にして、之がために新條約に於ても明かに外国人の土地所有を許すに至らざりしと雖ども、既に一箇人の外土地所有を許すの域に達したれば一部論者もモハヤ其迷夢を覺破して可なるのみならず、

外資輸入なり旧居留地の管理なり。其他經濟上に於ても行政上に於ても不便こそあれ、外国人に土地所有を許さざるの必要は全く消滅したれば、之を許すに於て何等の支障な

かるべし。但し外国人に土地所有を許したりとて、單に私權の行使を許すに止まるものにして、其公權に及ぶものに非らざるは勿論の事なり。而して其禁を解くには、本論第二十九に論ぜし如く、別に煩雜なる規定を要するものに非らず、明治五年第五百二十四号布告及び明治六年第十八号達第十一條を廢止し民法第二條の實施せらるゝに至れば、自然の結果として、外国人は土地所有の權利を得るものなり。(三一・一・八)

第三十四 監獄制度

新條約には外国人の繋獄に關しては何等の規定なし。云うまでもなく斯くの如き事項は條約を以て規定すべき性質のものに非らざればなり。然れども既に法權を回復して外国人を我法律命令の下に支配するに於ては、監獄制度をも今日のまゝに置きて可なるや、又は多少の改正を要するや、之に關して世間種々の議論あるが如し。

或る論者は云く、外国人の為に監獄制度を改正せんとするは、畢竟外国人を優待せんとする外国崇拜家の説に過ぎず。外国人なりとて内国人なりとて罪ありて獄に繋がるゝ以上は其罪囚に甲乙なし。毫も外国人を優待するの必要なきのみならず外国人の為に監獄制度を改正するが如き

は国の体面を害するものなりと。

或る論者は云く、現在の監獄制度のまゝにては、外国人は、到底其獄中に堪ふるものに非らず。例えば衣食なり。現行制度によれる獄衣を着せしめ獄食を与ふるは、外国人に苦痛を加ふるものにして彼等の堪ふる所にあらざるのみならず、此の如き制度の下に外国人を支配するは、国の体面に關する所なりと。

近來世間に行はるゝ監獄制度に關する議論は、大概右論旨の外に出でず。而して其の論旨は、一は監獄制度を改正するを以て国の体面を害するものとなし、一は監獄制度を改正せざるを以て国の体面を害するものとなし、二論ともに国の体面を重んずるものに似たるも其実は二つながら取るに足らざる愚論なり。欧米に於ける監獄制度を見るに、殖民地に於ける監獄制度中には土人と本国人との待遇を異にするものありと雖ども、外国人の為に特例を設くるものを見ざるなり。然れども此等は固より国の体面など称する愚論の結果に非らず。外国人を虐待するの旧慣を脱したるゝと、内外国人殆んど同様の生活なるとの結果に外ならざるなり。其土人と本国人とを區別する殖民地に於けるものも亦然り。故らに土人を虐待するの意味なく、又故らに本國

イ、メキシコ、ブラジル、白露の土人を始めとして締盟各國の支配する殖民地の土人及び無條約國の土人あり。此等は無論に内國人と同様なる監房に入れ同様なる衣食を給し同様なる勞役に服せしめて毫も差支なきものなるのみならず、各文明國の臣民にても其生活の内國人に異らざる者は總て内國人と區別するを要せずと雖ども其他の者にして内國人と同様なる待遇を与ふるときは、彼等をして刑以外の苦痛を感じしむる虞ある者には、彼等の情願若くは当該官吏の認定する所によりて、適當なる待遇を与ふる特例を設くべし。此特例あるも彼等は實際別に優待を受ける訳とはならざるのみならず、此特例によりて内外國人は實際に均一なる待遇を受けるの結果となるべし。此故に吾輩は新條約実施後は勿論、其以前即ち今日に於ても我法權に服する外國人あることは本論第二十乃至第二十六に述ぶる如くなれば、監獄制度に著るしき改正を加ふるまでもなく、僅かに彼等をして刑以外に苦痛を感じしめざるの特例を設くれば足れりと信ず。而して此特例も歸する所は衣と食となり、其衣と食との為めに特例を設くるも實は行政上の瑣事に非らずや。之が為めに國の体面を論ずるはあまり仰々しき愚論なりと云はざるを得ざるなり。(三一・一・一〇)

人を優待するの意味なしと雖ども、其土人と本國人と同一なる待遇をなさんと欲するも、土人に適當なるものは本國人に虐待となり、本國人に適當なるものは土人に優待となり、其制度の均一なるは却て實際に不均一となるが故に、其制度を異にし、而して其制度を異したるが為めに、却て實際の待遇に均一なる結果を得るものなり。

新條約實施後内外國人を均一なる待遇の下に置くは、條約の原則にして又公法上の原則なりと雖ども、其所謂均一なる待遇は、單に形式上に於ける待遇を云ふに非らずして、實際に於ても亦均一なることを要するは勿論なり。故に一定の監獄制度の下に内外國人を支配し、之が為めに外國人をして刑以外の苦痛を受けしむることなくんば、即ち均一なる待遇たるを失はざるべし。刑の目的に關しては法學者間に種々の議論あれども、其目的の何れに在るに拘らず、繫獄の為に刑以外の苦痛を与へざるを要するは、何人も認むる原則なれば、内外國人を均しく現行監獄制度に規定したる監房に入れ衣食を給し勞役に服せしめ、而して之が為めに外國人をして内國人の受けざる苦痛を受けしむる如きことなくんば可なり。吾輩の所見によれば外國人と稱する者の内、支那人あり朝鮮人ありシヤム人ありハワ

第三十五 教育制度

目下外國人の設立に係る學校の多くは宗教家の設立せしものにして、數年來外國人の外、内國人の子弟を集めて教育し居れり。教育當局者及び教育協會の類は之に對して其処分を議すること久しと雖ども、今日までは別に何等の規程をも見ず。新條約實施後に於ては之を如何にせんとするか、是れ亦世間種々の議論あれども、未だ一定したる主義なきものに似たり。

新條約の實施せらるゝは豫期の如くなるを得ば明年七月に在るべきに因り、此僅歲月の間には教育制度の如きは此まゝに置きたりとて、左までの不都合を見ざるのみならず、本論は新條約實施の準備なれば現行制度の論は余事として之を避けざるを得ず。故に目下の事は姑らく之を措き、新條約實施後に於ける教育制度は如何にすべきや、吾輩は内外人を區別せざるは第一要義なりと信するなり。

私立學校は内外國人の孰れに於て設立するも私立學校なり。公立學校は内外國人の孰れに設立するも公立學校なり。故に内國人の設立したる私立若くは公立學校に對して保護するか取締を応用するか、凡そ其必要ありとして措置する所の事項は之を外國人の設立に係るものに適用し、其

間に毫も區別を設けざれば即ち學制の統一を失はざるものなり。故に外國人の設立に係るものに対して其措置を議するは本末を誤るものなり。

新條約実施後は外國人は總て我法律命令の下に服従すること内國人に異らざるものなり。故に内外國人を區別したる偏頗なる処置に対しては、或は締盟各國に異議を生ずる場合もなきに非らずと雖ども、内外國人同一なる処置に対して固より異議の生ずべきものなれば、新條約実施後に於ける教育制度の方針は唯だ此一点に存するものなり。此れ甚だ賅やすぎ事理なるに拘らず、世間猶種々の議論あるは畢竟其論者中に排外思想ありて、成べくは外國人の設立に係る學校の隆盛ならざらんことを望み、又は外國人の設立したる學校は我子弟をして愛國心を薄からしむるならんと恐るゝが為めなり。然れども是れ實に一笑にも値せざる過慮にして、内外國人孰れの設立に係るものにしても、我法律規則の下に設立したる學校の隆盛は即ち我教育の隆盛なり。均しく我法律規則の下に設立しながら外國人の設立に係る學校に限り愛國心を薄からしむる恐あるべき理由なし又若し之にありとせば我學校も亦此恐ありと謂はざるを得ず。内外國人の設立したる學校に區別を立つればこそ

人の子弟と同一なる學校に於て同一なる教育を受けしむるに若くはなし然るに現今外國人の子弟は一般に我學校に就學せずして彼等外國人の設立したる學校に就學するの情況なり。是れ必らずしも彼等外國人の我學校を厭惡するが為めには非らず。實は我學校は彼等の子弟を教育するの便宜を缺き居るが為めなること贅論を俟たざるなり。故に新條約実施後内外國人の設立せし學校を同一なる法規の下に支配するも、彼等をして我學校に就學するの便宜を得せしめざること今日の如くならんには、彼等は依然外國人の設立したる學校にのみ就學し、彼等をして成るべく速かに我臣民に同化せしむるを得ず。彼等外國人は外國人として永く存在し、隨て内國人も亦常に彼等外國人を疎外するの恐あるべし、新條約実施後に於ける教育の方針は深く茲に注意すること必要なるべし。(三一・一一・一一)

第三十六 新條約と台灣

新條約は台灣にも施行せられるべきものなり。新條約実施の條件たる法典実施は新條約実施以前に萬一台灣に実施せられざるも新條約実施の妨げとならざるものなり。是れ本論第六第七「新條約実施の範圍」なる題下に詳論したる所なり。然るに世間猶ほ此事理を解せざる者ありて、法

種々の弊害をも生ずることならん。其區別を立てざるに於ては何等の弊害も之なきものたること明かなり。

是故に吾輩は新條約実施せらるゝも之が為めに教育制度に著るしき変更を要する事ありとは信ぜざるなり。然れども吾輩は新條約実施後に於て深く我当局者に望む所之なきに非らず。外國人の子弟をして我學校に就學せしむるの便宜を得せしむること是れなり。第十五統計年鑑に拠れば明治二十八年十二月末日現在の外國人總計は八千二百四十六人なり。此調査に誤脱なきものとするも爾後外國人は増加したるも減少せしことなかるべし。又新條約実施後は多少外國人の増加すること疑なかるべし。故に先づ以て外國人總計一萬人以内と見るときは大差なかるべし。此一萬人内外の外國人中就學子弟は幾何なるべきや。之を知るを得ずと雖ども、兎に角其数は甚だ多きものには非らざるべし。僅少なる外國人の子弟は其教育何れにても可なりと輕視する者もあらんが、決して然らず。既に全國を開らきて外國人を雜居せしむる以上は、彼等外國人をして出来得る丈け速かに其外國人たるの性格を失はしめ、以て臣民に同化し、遂に我忠愛なる臣民たるに至らしむるを要するものなり。而して此目的を達せんには外國人の子弟をして内國

典を台灣に実施せざれば新條約を台灣に実施することを得ず、而して台灣に限り新條約を実施せざれば、新條約全体の実施は之が為めに妨けられて、其効果を収むることを得ずと論ずる者あり。依て新條約と台灣の關係に就き再び本篇を草せり。

法典を台灣に実施せざれば新條約を台灣に実施することを得ずと信ずるは、之に関する公文を熟読せざるの過なり。之に関する公文の主旨は、目下未だ実施せられざる法典を実施せざる以前には、新條約実施の通知をなさずと云ふに在るなり(本論第七參編)故に未だ実施せられざる諸法典を実施せば、假令其法典に台灣の如き已むを得ざるの事情ある地方に一時実施せられざるにせよ、公文に掲げたる約言を履行したるものなれば之に対して締盟各國の異議あるべき理由なし。無論に法典なるものは全版図に施行せらるべき性質を有するものなれば、公文に法典を実施すとあるは、全版図に実施するの意味を包含したるに相違なしと雖ども、然れども法典の大部分は其編纂の当時台灣を豫想することを得ざる時代なりしのみならず、琉球諸島の如きは當時に於ても其まゝ実施せらるゝを得ざるの事情ありしに非らずや。此等の事情より推考するも全版図中の一

部に法典を実施せざる地方あるも、縮盟各国は新條約実施の通知に対して故障なきこと明かなるべし。

且つ目下法典を台湾に施行することを得ざるにせよ、是れ固より一時の事に屬して、或る時期に達すれば無論台湾全土に実施せらるべきことは、何人も疑ふ者なかるべし。此事は縮盟各国に於ても均しく認むる事実にして何れの国にても支那人及び生蕃人にまで法典を実施せざるを理由として、新條約の実施を拒む者なきは勿論の事なり。然れども成るべく速かに台湾にも法典を実施するの方針を執るを要することは、本論第七に論じたる如くなれば之を漸次に実施せんが爲めに、事情之を許すに於ては、先以て法典全部を台湾に在住する外国人、内国人並に内外国人の間及び内外国人と土人（支那人）との間に実施すべし。而して漸次其歩を進め法典の一部又は全部を土人に実施し、遂に生蕃人にも法典を実施し得るの時期に達せんことを要するものなり。

右の如く台湾に於ける法典実施を先づ内外国人より始むるも、是れ固より法典を実施せざれば新條約を台湾に実施することを得ざるが爲めに非らず。元来台湾の行政に關しては、漸次に内地同様の域に達せしむべき主旨なること

したるものならん。維新の際に至りても耶蘇教の禁は依然として存在し、慶応四年三月定第三札は即ち耶蘇教禁止の旧法を再示したるものなり。然るに明治六年二月二十四日太政官布告第十八号を以て右定札を撤去したるは、人民熟知の件なりと云ふの理由なりしと雖ども、其実は耶蘇の禁を解きたる端緒にして、爾來信教は漸次に自由に傾き、耶蘇教は各地に伝播することを得たりしが、帝國憲法の發布せらるゝや更らに其自由を確保し、第二十八條に於て「日本臣民は安寧秩序を妨けず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す」との明文を見るに至れり。内国人民に信教の自由を許すこと此の如くなるに至りたれば、仮令條約の担保なしとするも、實は外国人に信教の自由を許すべきこと勿論なるの時機に達したるなり。

新條約に於ける信教に關する規定は左の如し。

兩縮盟国の一方の臣民は他の一方の版図内に於て良心に關し完全なる自由、及法律勅令規則に従て公私の礼拝を行ふの權利並に其の宗教上の慣考に従ひ、埋葬の爲め設置保存せらるゝ所の適當便宜の地に、自国人を埋葬するの權利を享有すべし。（日英條約第一條第四項）

右新條約の規定は、畢竟現行條約の旧例を襲用したるま

は明治二十九年法律第六十三号に於て明かなり。同法律は一時台湾總督をして法律の効力を有する命令を發せしむると同時に、其五條の規定は漸次内地現行の法律を台湾に施行するの精神を示せり。故に總ての現行法律命令を台湾に漸次に施行すると同時に、法典をも漸次台湾の全部に施行すべきは、仮りに新條約の關係と全く分離して之を見るも、亦至当の順序なるべし。（三一・一・一二）

第三十七 宗教（上）

宗教に關しては現行條約にも新條約にも多少の規定あり。先づ現行條約に掲ぐるものを摘録すれば左の如し。

日本に在留するオーストリー・ハンガリー國民は其宗教を自由に行ひ得べし。又其が爲めに居留地に於て寺院を建設するの權を有すべし。（日墾條約第四條）

安政五年米国及びオランダとの條約には彼國民の信教自由の規定のみならず、彼國民は我國民の信教を妨害せざる旨をも規定したれども、其他の各條約は右日墾條約の規定に同じ。但しペルー、ハワイ、メキシコとの條約には信教に關する何等の規定なし。

右現行條約の規定は、畢竟徳川氏以來耶蘇教を嚴禁し或る地方には踏絵の制をも厲行したるにより遂に此明文を要

にて大体に於て現行條約の主旨に異らざるなり。但し現行條約には居留地内に於て寺院を建設し得るの規定あれども、新條約は内地雜居を許して居留地の制を廢したれば、外国人は何れの地にも寺院を建設して妨けなかるべし。又墓地に關しては、現行條約中には安政五年七月締結の日仏條約にのみ「寺院宮社埋葬地等を設くる」の語ありて、其他の條約には明文なしと雖ども、各地に於て墓地に關する取極あり。又近來は我共同墓地にも外国人を埋葬することを許したれば是れ亦現行のまゝなりと云ふも可なり。

何れの国に於ても往時は宗教に關する軋轢ありて他宗の者を敵視し、之が爲めに屢々騷擾を醸し内亂の底止する所を知らざりしことあり。今日に至るも猶ほ多少其痕迹を存するものありと雖ども、近世に至りては内国人にても外国人にても苟も国の安寧秩序を害せざる限りは、其信教の自由を得せしむるを以て文明の主義となしたり。我國も亦往時耶蘇教を嚴禁し之が爲めに慘酷言ふに忍びざるの処置をなしたることあるも、維新後漸次事実にて其禁を解きたるのみならず、憲法を以て内国人の信教の自由を確歩し、猶ほ條約を以て内国人の信教の自由を担保せしは、即ち、近世文明の主義に率由せしに外ならざるなり。故に新

條約実施後に至らば外国人は何れの地に居住するも其宗教の自由は内国人と異なることなく、隨て耶蘇宣教師の類は其布教に自由なること、無論今日の比に非らざるべし。(三一・一・一三)

第三十八 宗教(下)

新條約実施せられて外国人内地に雜居するに至らば、耶蘇宣教師の類は布教上今日より猶ほ一層自由を得べしと聞き、当局者間には之が為めに多少の取締を要すべしと論じ、神官僧侶は之が為めに多少の保護を政府に望むとの風説あり。此風説をして幾分の事実を含蓄するものとせば、吾輩は其僻見に驚かざるを得ざるなり。

憲法は「安寧秩序を妨けず及び臣民たるの義務に背かざる限り」に於て内国人に信教の自由を許せり。條約は「法律命令及び規則」の範圍内に於て外国人に信教の自由を約せり。教に内国人にても外国人にても憲法條約に違反するに於ては國家は之に干渉することを得べきは勿論なりと雖ども、然らざるに於ては之に干渉することを得べき權利なきものなり。是故に神仏二教の隆盛なると否とは、毫も異なる所なし。凡そ國法の眼中には宗教の甲乙なく又利害なし。如何なる宗教にても國の治安に害なきものは其自由

在るなり。然るに近來其宣傳者の道德倫理は如何。世間既に定論あるに非らずや。而して耶蘇教の傳播するに驚き、自ら其不徳を補ふ手段として政府の力に依頼せんと欲するは、彼等既に宗教の本領を忘却したるものなり。萬一政府愚にして其希望を容れたりとするも、此の如くにして宗教の隆盛なるを得べき理由なし。

吾輩は宗教に対して恩怨なく又愛憎なし。神仏二教にても耶蘇教にても其盛衰興亡更らに關する所なし。然れども既に憲法、條約に於て内外國人の宗教の自由を許したる以上は、政教全く分離し、一起一仆皆な彼等宗教家の自由に放任せんことを希望する者なり。故に新條約実施後に於て神仏二教に対する法規を耶蘇教にも及ぼさんとするが如きは無用の詮議なりと云はざるを得ず。而して之が為めに却つて條約違反の紛議を生ぜんも知るべからず。彼等宗教家より多少の保護を望むも之を採用せざるは勿論、成るべくは目下の所謂取締なるものをも漸次に撤去し彼等宗教家の自治に任かすべし、彼等宗教家の自治に任かして、而して後ち彼等の衰頹するも又は隆盛なるも、是れ彼等の自ら為す所なり。國家は之に關係せずして可なり。(三一・一・一四)

に放任し、國の治安に害あるものは如何なる宗教にても之を仮藉せざるは、是れ國法上の原則なれば、此点に於ては國法は頗る無情なるものにて、宗教の盛衰興亡殆んど關知する所にあらず。近世開明國に於て宗教の自由なるは全く之が為めなり。

風説をして事實ならしむれば、當局者の所謂宗教取締なるものは、或は目下神仏二教に關する取締を耶蘇教にも及ぼさんとの意味なるべし。果して然らば實に無用の談なり。目下神仏二教に対する諸法規を見るに、徒らに煩累を醸すものにして、之が為めに神仏二教の隆盛なるを得るの効もなく、又神官僧侶の道德を堅固ならしむる力もなし。曖昧苟且の法規にして殆んど其主旨の在る所を知るに苦しむものなり。此の如き法規を耶蘇教にまで及ぼさんと欲せば縱令耶蘇教徒の之を甘諾する如きことありとするも、彼等に寸効なし。而して政府は之が為めに國法上許さざる干渉をなしたりとの非難を免かれざるべし。

神官僧侶の政府の保護を望むも亦然り。宗教の盛衰は必らずしも宗教の善惡に伴ふものに非らずして其宗教を宣傳する者の如何に存するは何人も知る所の事實なり。故に神仏二教の隆替は此二教を宣傳する者の自ら修むる所如何に

第三十九 沿海貿易(上)

沿海貿易は一時世上に騷然たる議論を醸したることあり。今日に至りても多少世人の注意する所の問題なるが如しと雖ども、世人多くは此問題の真相を解せざるものに似たり。現行條約に於て沿海貿易に關する規定なりと見るべきものは、左の一項に過ぎざるなり。

又總て日本臣民は日本國產物若くは外國產物を日本の開港に或は日本の開港より或は日本の各開港間に若くは外國港より或は外國港に日本人民若くはオーストリー・ハンガリー國民の所有する船舶を以て輸送することを得(日壤條約第十三條第三項中の一節)

右規定によるときは、外國船舶に直接に沿海貿易を許したるものに非らずして、日本臣民に許すに外國船に搭載して貨物を外國港より我開港場に輸入し、又は我開港場より外國港に輸出し、及び我各開港場間に輸出し又は輸入し得ることを以てしたるものなり。而して此我各開港場間に輸出し又は輸入し得るの規定は、乃ち外國船舶をして沿海貿易をなすことを得せしめたるものなり。何となれば沿海貿易は彼等外國船舶に直接に許したるものに非らずと雖ども、既に日本人民の外國船に貨物を搭載して、我各開港場

間に運輸することを條約を以て規定したる以上は、此條約の有効なる間は日本臣民に許したるものを撤回することを得ず。随て外国船舶は實際に沿海貿易に従事し得ることゝなりたるものなり。況んや当時我海運事業は極めて幼稚なりしに於てをや。外国船舶によるの外沿海運輸の道なかりしかば、外国船舶は直接に沿海貿易を許されたと同一の結果を生じたるなり。

現行諸條約を見るに、安政五年締結の米國、オランダ、露國、英國、仏國との條約を始めとして、萬延元年締結の葡國條約、文久三年締結のスイス條約、慶応二年締結のベルジューム條約、イタリー條約、デンマーク條約及び明治元年締結のスエーデン・ノルウェー條約、スペイン條約等には、彼我國民は日本官吏の干渉を受くることなくして自由に売買をなすことを得べしとの規定あれども、沿海貿易に関しては右摘録したる日墺條約の如き明文すら之なし。然るに慶応二年五月英、仏、米、蘭の四國公使と江戸に於て議定したる改稅約書第十條第一項に於て、始めて「日本臣民は日本の各開港及び外國の各港に於て日本人又は締盟國人の所有する船舶に其商品を搭載することを得べし」との明文を掲げ、爾後此主旨によりて他の諸國と追加條約を

を知るを得べし。(三一・一・一六)

第四十 沿海貿易(下)

新條約に於ける沿海貿易に関する規定は、甚だ明確なるものにして、左の如し

兩締盟國の沿海貿易は本條約に於て規定するの限に在らず、各其の法律勅令及規則に従ひ之を規定すべきものとす。然れども日本國皇帝陛下の版図内に於ける大ブリテン國臣民又は大ブリテン國皇帝陛下の版図内に於ける日本國臣民は此の事項に関しては各右法律、勅令及規則を以て他の外國臣民或は人民に許与し若くは許与せらるべき諸權利を享有すべきものとす

大ブリテン國皇帝陛下の版図内の二個以上の港へ仕向けたる荷物を外國に於て積載したる日本國船舶及び日本國皇帝陛下の版図内の二個以上の港へ仕向けたる荷物を外國に於て積載したる大ブリテン國船舶は、外國貿易を許されたる仕向港の一に於て其の載荷の一部を陸揚し、而して其最初に積載したる荷物の剰余を陸揚する為め他の一港若くは数港へ進航することを得べし。但し常に兩國の法律及税關規則に従ふべきものとす。但し日本國政府は本條約の期限間迄の通り大ブリテン國船舶が帝國の

締結し、明治二年一月日独條約に於て亦此規程を掲げ、同年九月締結の日墺條約には直に之を襲用したるものなり。故に沿海貿易は條約の明文に於て之を外國船舶に許したるものに非らざるのみならず、實際に沿海貿易に従事するを得せしめたるものすら、最初の條約には全く其根柢なかりしものなり。

外國船舶をして實際に沿海貿易に従事することを得せしめたる條約の規定及び實際の事實は以上記する所の如し。然り而して此沿海貿易なるものは元來外國船舶に許すことを得ざるものなるや。是れ國際上の問題に非らずして國の事情如何に存するものなり。沿海貿易を以て自國民の權利なりと主張する國あり。一時世上に喧伝したる議論も實に斯く主張したり。無論に自國民の權利なるには相違なかるべしと雖ども、此權利を他國人に許すことを得ざるものに非らず。又之を許したりとて我國權を害するものに非らず。若し之を許して自國に利あらば何れの國も之を許すべし。故に歐洲諸國中には沿海貿易を許す國あるのみならず、平時之を許さざる國に在りても戰時は中立國の船舶に沿海貿易を許すもの多し。亦以て沿海貿易の許否は其國情如何に存するものにして、國權論に關係なきものなること

現開港場間に積荷を運輸することを許すことを承諾す尤も大阪、新潟及夷港は此の限に在らず(日英條約第十一條)

右規定によれば沿海貿易を許す与否とは、締盟兩國の隨意にして條約の關する所にあらず。但し既に條約の關する所にあらざる以上は、其關係なき事項を條約に掲ぐるの必要も亦之なきものに似たりと雖ども、此事に関しては既に上篇に述ぶるが如く、實際の情況は外國船舶に沿海貿易を許したるに等しきが故に、締盟兩國の隨意なることを故らに條約に掲ぐるの必要ありしものならん。又右條文の第二項に掲ぐる二個以上の港に仕向たる積荷の陸揚に関する規定は、畢竟沿海貿易に類似の事情を生ずる恐ある事柄なるを以て、條約に於て之を明瞭になし置き、其濫弊を防止するの必要に生じたるものならん。第三項但書に至りては、現在の事情を激変すること能はざるに原因したる規定にして、始めて締結する條約は格別、旧條約の改正としては往々此類の規定を見るも已むを得ざる次第なり。而して此第三項但書によれば、現開港場中に於て新條約有効期間即ち實施後十二箇年間現在の情況を継続すべきものは、横濱神戸長崎函館間の航海に止まるべし。其余大阪新潟及び夷港

は云ふまでもなく新條約実施後に外国貿易の爲め開かるべき諸港に於ても、無論に條約上には沿海貿易を許されざるなり。

沿海貿易に關し現行條約及び新條約の規定と實際の情況とは上篇以來既に記する所の如し。然れども沿海貿易は外国船舶に許すも國權を害したるものと見るべからざるは、上篇に述べるが如くなるに因り、歐洲諸國に於ても何等の制限を設けずして外国船舶に沿海貿易を許すものあり。又多少の制限を付して之を許すものありと雖ども、要するに絶對的に之を禁止するもの甚だ少し。而して其絶對的に禁止するものと雖ども其理由は國權論に起るに非らずして、國內の事情に生じたるものなり。我國の如き近來航海の業著るしく進歩し、且つ航海奨励法及び造船奨励法等の設けありて、殊に之を奨励する程なれば沿海貿易を外国船舶に許すの必要は毫も之なかるべしと雖ども、然れども他日若し其必要を生ぜば、我法令を以て之を外国船舶に許すに於て國權上何等の妨けなかるべし。去二十七八年の日清戰爭の際に當り、我船舶缺乏を告げ頻りに外国船を購入し又は傭使したるも、猶ほ其缺乏を補ふに足らざりし如き事實あり。之が爲めに我沿岸航海は殆んど杜絶せんとするの恐あり。

すして遂に特別輸出港なるものを設け、夫れにても猶ほ足れりとせずして開港外に於ける特別輸出入港なるものを設くるに至れり。

新條約実施後に至り、現在の開港場及び特別輸出港並に開港外に於ける特別輸出入港の類は如何に変化すべきや。新條約には開港に關して何等の規定なきにより、現行條約の消滅と同時に現在の開港場なるものは其性質を失ひ、單に外国貿易港たるに至り、之と同時に現在の特別輸出港及び開港外に於ける特別輸出入港なるものも亦内外國人一般に貨物を輸出し又は輸出入し得べき外国貿易港に其性質を変すべし。是れ恰も内地雜居を許したるが爲に居留地なるもの其性質を變じて我市區に編入せらるゝと同一なる理由にして、條約を以て規定したる現開港場は其條約の消滅によりて普通の外国貿易港に其性質を變じ、而して之と同時に他の特別港は普通の外国貿易港に其性質を變ずるものなり。

明治二十七年法律第二十号を以て設定したる特別輸出港も、其前後に設定したる此類の特別港も、其他明治二十九年法律第十八号を以て設定したる開港外に於ける特別輸出入港も、帝國臣民所有の船舶に限りて出入することを許さ

りしは、今猶ほ世人の記憶する所なるべし。斯る場合に於ては我法令を以て中立國の船舶に沿海貿易を許すことも亦我随意にして、而して焦眉の急を救ふことを得べきは勿論なり。但し之を許すに於ては、或る地方を限るも又は或る年月を限るも、固より我随意なるべしと雖ども、既に右摘録したる條約の存在する以上は其第二項末文に掲ぐる「他の外国臣民或は人民に許すし若くは許せらるべき諸權利を享有すべきものとす」との規定は、何れの國との條約にも之あるが故に、或る一國の船舶に之を許すに於ては同時に他國の船舶にも之を許さざるを得ざるは勿論の事なり。

(三一・一・一七)

第四十一 新條約実施後に於ける開港場(上)

現在の開港場は、各國との條約によりて開らきたるものなることは何人も知る所なり。而して開港當時に在りては、國內多數の議論は之を好まざるのみならず、之を妨げんとする者多きが爲めに各國との約言を履行すること能はず其約言を履行すること能はざるが爲めには、我國國權利を害したること幾何なるかを知らざりしなり。然るに爾來文化漸く進み世人外國交際の何物たるを解すると同時に外國貿易の利益を知り、現在の開港のみにては其不便に堪え

れたるものなり。是れ現行條約に於て外国船舶の爲めに特に開きたる現開港場ありて、不開港には外国船舶の出入を許さざるに因り、特に日本船舶に限りて出入を許したるものなりと雖ども、既に内地を開放して所謂開港場なるものを消滅せしめたる後に至りては此の如く内外國人を區別したる法規は自然の結果として其効用を全うすることを得ずして、外国船舶にも之を普及すべきものとなるべし。之に關する新條約の規定は左の如し

該臣民は他の一方の版図内の各地、諸港及諸河にして外國通商の爲め開かれ又は開かるべき場所へ船舶及貨物を以て自由に到るを得(日英條約第三條第三項中の一節) 日本國皇帝陛下の版図内の諸港へ日本國の船舶を以て適法に輸入し若し輸入せらるべき總ての物品は、亦大ブリテン國の船舶を以て同様に右諸港に輸入することを得……又大ブリテン國皇帝陛下の版図内の諸港へ大ブリテン國の船舶を以て適法に輸入し若し輸入せらるべき總ての物品は、亦日本國の船舶を以て同様に之を右諸港へ輸入することを得(同第八條第一項中の一節) 輸出に關しても前項の場合と同様全く均等の取扱を施すべし(同第八條第二項中の一節)

兩締盟国の一方版図内の海港、海灣、船渠、河川或は其の他の碇泊所に於て船舶の繫留又は貨物の船積、船卸に關する一切の事項に就ては、内国船舶に許与せざる特典は均して他の一方の締盟国の船舶にも許与せざるべし。

(同第十條中的一節)

右の規定によれば、何等の事項を論ぜず内国船舶に許与したる以上の特典を外国船舶に許与する必要なること勿論なりと雖ども、既に内国船舶の自由に出入することを許したる外国貿易港には外国船舶も亦自由に出入することを得るは明かなる事実なり。故に今日に於てこそ、内外国船舶を區別するものなりと雖ども、新條約実施後に至りては今日内国船舶に特別輸出を許したる港には外国船舶も亦自由に出入して特別輸出をなし得べく、又今日内国船舶の爲めに輸出入港たるものは、新條約実施後に於ては無論に今日の開港場と毫も異らずして、外国船舶は自由に出入して輸出入をなすを得べし、但し右論する所は本論第三十九及び第四十に摘録したる沿海貿易の規定とは全く別事に屬し、相混同すべきものには非らざるなり。(三一・一・一八)

第四十二 新條約実施後に於ける開港場(下)

新條約実施後は目下内国船舶に限りて許せし特別輸出入港

合は之に異りて、本論第三十九及び第四十に論じたる如く、其場所は條約上函館横濱神戸長崎に限りたるが故に、左の如くなるべし

外国より來り又は外国に赴く外国船舶は、函館横濱神戸長崎間に於て、此等の諸港に仕向けたる貨物を搭載し此等の諸港に於て之を陸揚すること自由にして、此間の航海に限りては、内国船舶と異なることなかるべし

是故に現開港場は勿論の事なり、明治二十九年法律第十八号開港外に於て外国貿易の爲め船舶出入及び貨物輸出入を許したる特別輸出入港なるものも、新條約実施後に於ては純然たる外国貿易港にして、即ち現開港場と同様な性質を有するものに変化すべし。而して同法律第一條より明治二十九年勅令第三百六十号を以て指定したる特別輸出入港は博多、唐津、口の津、敦賀、境、濱田の六港に過ぎずと雖ども、此等の數港に限らず漸次に其数を増加すべきこととは勿論、同法第三條によれば此等特別輸出入港を閉鎖するときは六箇月前に勅令を以て公布することの外、何等の制限なければ之を閉鎖すること政府の自由なりと雖ども、新條約実施の際に至りて俄かに之を閉鎖するが如きことあらんには、國際上面白からざる結果を生すべきのみなら

も、外国船舶の特別輸出をなす所となり、開港外に於ける特別輸出入港も、實際外国船舶の自由に出入して輸出入をなすべき現開港場と異らざるに至るべし。然れども右は上篇にも論ぜし如く、沿海貿易とは固より關係なきものなり。猶ほ仮りに之を事例に示すときは左の如くなるべし

第一、輸出の場合に於ては、外国船舶は内国船舶同様に、現開港場に於ては勿論、特別輸出港に於ても、又特別輸出入港に於ても貨物を搭載して外国に航行することを得べし

第二、輸入の場合に於ては、外国船舶は内国船舶同様に、外国に於て搭載したる貨物を積み、現開港場は勿論、特別輸出入港にも入港し、其貨物を陸揚し、残余あるときは他の現開港場又は特別輸出入港の一港又は數港に入港して、其残余を陸揚することを得べし、但し特別輸出入港に入港して陸揚することを得ざるは勿論の事なり

右の如くなるにより、現開港場に対して使用したる「特別」なる文字は、輸出港に關しては効力なきに非らずと雖ども、輸出入港に關しては特別な性質を失して、普通貿易港たること恰も現開港場の如くなるべし。沿海貿易の場

す、海外貿易を奨励する主旨にも反すべきにより、濫りに閉鎖する如きことなきを希望せざるを得ざるなり。

外国貿易港を増加したるの一事を以て、直ちに外国貿易の隆盛を來たすべしと認むることを得ざるは勿論なりと雖ども、既に内地を開放して外国人の雜居を許し、外国人をして内国人と同様に商工業に従事せしむる以上は即ち内国人をして内地に於ける外国人と競争するの地位に立たしむるのみならず、進んで外国貿易を営むに於て亦外国人と競争の地位に立たしむるものなれば、外国貿易の爲めに出來得るだけは其便宜を得せしむべし。但し其便宜は無論同時に外国人も亦之を得べきものなりと雖ども、斯くの如くにして而して始めて我國をして各国と實際に同等なる地位に立つを得せしむべき者なるに因り、新條約実施後に至らば現在の開港は勿論なり。現在の特別輸出入港の類も成るべく之を増加して、以て外国貿易の便宜を図ること必要なるべし。区々たる現在の數港に安んぜば、縱令内地の交通日を逐ふて便利なることを得るとするも、外国との交通は其不便を免れずして、之が爲めに国力の發達を阻害すること、僅少ならざるべし。(三一・一・一九)

第四十三 外国人の帰化及び国籍

現行法令中、帝国臣民の外国に帰化すること、及び外国臣民の帝国に帰化することに関する規程は殆んど之なし。新條約実施の準備としては、帝国臣民の外国に帰化することとは暫く置くも、外国臣民の帝国に帰化することに関しては、相当の法規なかるべからざるなり。内地雜居の後に至り。猶ほ現情のまゝ放任せんか、外国人は永久外国人として存在するのみならず、或は其本国籍を失ひたるに拘らず、猶ほ日本国籍を有する能はざる者も之あらん、殊に内外国人の間に出生したる子女に關しては、国籍上言ふに忍びざるの混雜を醸さんも知るべからざるなり。

まだ実施せられざる法典中には、多少帰化及び国籍に關する條項なきに非らずと雖ども、未だ以て十分なりとなさざるのみならず、維新以来内外外国人の分限に關する法令は左の結婚法規あるのみなれば、新條約実施後に於ては無論に周密なる規定を要するものなり。

明治六年三月布告第百三十三号

目今外国人民と婚姻差許左の通條規相定候此旨可相心得事

一、日本人外国人婚姻せんとする者は日本政府の允許を

内外人結婚に關する以上の法規其物と雖ども、不備のものなることは喋々の論を費やすまでもなし。但し今日までは内地雜居もなく帰化問題の生じたることも甚だ稀れなりしが故に、別に法規を制定するの必要も之なかりしならんと雖ども、新條約実施後に至りては内外外国人の結婚は勿論の事なり、其他外国人は如何にして日本に帰化すべきや、其帰化したる者は何れの時期に於て内国人同様の公権を得べきや、内外外国人の間に出生したる公生及私生の子女は如何なる国籍を有し、又如何にして其国籍を失すべきや、凡そ此等帰化及び国籍に關する法規は諸法典の実施せらるゝ時に至るも、猶ほ周密なる特別法を要すること明かなるものなり。

吾輩は固より毫も排外思想を有する者に非らずと雖ども、同時に又一部論者の嘗て唱道したる人種改良論などに賛同する者にも非らざるなり。然れども外国人をして條約上の權利として、内地に雜居せしめ、内国人と同様に商工業を営ましめ、之に加ふるに民法第二條の規定によりて、條約及び法律に於て禁ぜざる限りは内国人同様の私権をも許与するに於ては、内外外国人の結婚も今日よりは頻繁なるべし。内外外国人の間に出生する子女も今日よりは多数なる

受くべし

一、外国人に嫁したる日本の女は日本人たるの分限を失ふべし若故有つて再び日本人たるの分限に復せんことを願ふ者は免許を得与ふべし

一、日本人に嫁したる外国の女は日本の国法に従ひ日本人たるの分限を得べし

一、外国人に嫁する日本の女は其身に屬したる者と雖も日本の不動産を所有することを許さず但し日本の国法並に日本政府にて定めたる規則に違背することなくば金銀動産を持携するは妨けなしとす

一、日本の女外国人を婚養子と為す者も亦日本政府の免許を受くべし

一、外国人日本人の婚養子となりたる者は日本の国法に従ひ日本人たるの分限を得べし

一、外国に於て日本人外国人と婚姻せんとする者は其国或は其近国に在留の日本公使又は領事官に願出許可を乞ふべし公使及び領事官は裁可の上本国政府へ届出べし
以上は維新以来今日まで実行せらるゝ内外人結婚に關する唯一の法文なり。之を除きては帰化法も国籍法も存在せざるなり。

べし。外国人の日本に帰化せんと欲する者、及び国籍の明かならざる者も亦随つて生ずべし。殊に帰化人の公権に關しては最も正確なる規定を要するものなれば、新條約実施の自然の順序として、帰化及び国籍法の必要なるに至ること、炳として火を睹る如くなるべし。(三一・一二二)

第四十四 無條約国人

無條約国人は條約上に担保せられたる權利なき外国人なり。故に新條約の実施とは何等の關係を有せざるものなりと雖ども、既に各国と對等條約を締結し、之を実施して各国と同等の位置に立つに於ては、無條約国人に對しても各文明国に於ける此等外国人の取扱と甚だしき相違なきを要すべきは、當然の事なるべし。

或る論者は無條約国人は殆んど総ての權利なきものにして売奴にも等しきものなりと云へり。或る論者は之に反して無條約国人は條約上何等の規定なければ全く内国人と異ならざるものなりと云へり。此二論は一は売奴にも等しきものとなし、他は内国人に異らざるものとなし、各々極端に走れるものなりと雖ども、此等の議論は今日の文明世界には等しく排斥せらるべき僻論にして、畢竟條約の何ものたるを知らざる議論なり。

條約は締盟兩國の權利々益を規定したるものにして、締盟兩國は其規定に羈束せらるゝものなり。故に締盟國の一方の政府及び人民は條約上に得たるものは、之を權利として主張することを得べしと雖ども、條約なるものは元來兩國政府及び人民の總ての權利々益を悉く規定したるものに非らざるべきなり。兩國の間に現に存在し若くは將來存在すべき權利々益にして、相互の約諾によりて之を明文に掲げたるものは即ち條約なり。故に條約に掲げざる權利々益は其數甚だ多かるべきは當然の事にして、而して其掲げざる事項は兩國の自由に屬し、兩國互に相扞制することを得ざる獨立權内に包藏せらるゝものなり。而して其獨立權内に屬する事項なりとて、天理人道に背き暴戾を逞うして可なりと云ふには非らず。各々文明の主義によりて其版図内に存在する總ての外國人を支配すべきは公法上の原則なれば、此点に關して條約國人も無條約國人も、實は毫も異なる所あるものには非らざるなり。

往古は更らなり、僅々百年以前に在りても、歐洲各國ともに外國人の待遇に關して猶ほ野蠻の遺習あり「ドロア、ドウベヌ」など称するものすら行はれたることありと雖ども、近世文明の進歩は此の遺習を一掃したり。故に凡そ

のゝ外、他の外國人に許与する權利々益は、之を日本人にも許与するに非らずや。要するに條約國なればとて、條約上の規定若くは最惠國條款なければ、其權利々益を取得する点に於ては無條約國人と異なるものに非らずと雖ども、各文明國は日本人を売奴同様に待遇するにも非らず。又之を内國人同様に待遇するにも非らず。均しく之を外國人として、一般外國人に許与すべき權利々益を許与し、他の外國人と區別せざるに非らずや、亦以て所謂文明の主義なるものを知るに足るべし。故に新條約實施後に至らば、條約上の担保なき無條約國人と雖ども亦一般外國人と同様に其權利々益を許与すべきものなり。(三一・一二二)

第四十五 結 論

回顧すれば嘉永七年三月三日米國特派使節ペリと神奈川に於て和親條約を締結して以來既に四十五年、此間國內の政変あり外交の消長ありと雖ども、爾來締盟國は其數を増加し、今日に至ては條約國と稱すべきもの既に二十余箇國、此内條約改正を要せしもの十五箇國、今や仏墺二國を除くの外其事業も既に已に完結したり。一部一局に就て之を論すれば多少議すべきものなきに非らずと雖ども、大体

外國人に対する待遇は大に改良し、我民法第二條に掲ぐるが如き主義は、漸次各文明國の間に行はれて今は殆んど條約の有無を問はざるに至れり。本邦に在りては無條約國人に對しては、僅かに東京居留地競売規則橫濱居留地取締規則等に散見するものと雖ども、特に之が爲めに制定したる格段の法令なし。然れども彼等無條約國人は我法權の下に服従し、其權利々益を担保せられたる條約なしと雖ども、幸に其生命財産は安全なることを得るものゝ如し。是れ皆な我文明の賜なりとは云へ、實は文明諸國普通の事なり。

是故に無條約國人は條約上の權利なしと雖ども、其權利なきの故を以て之を売奴に等しきものと見るを得ざるは勿論、同時に亦之れを以て内國人と同様なるものと認むることを得ざるなり。無條約國人も亦一の外國人のみ、條約上規定したるものゝ外、一般外國人に許与したる權利々益は無條約國人にも之を許与すべし。現行條約は日本に於ける外國人の權利々益のみを規定し、新條約の如く對等のものに非らざれば、歐米に在留する日本人は、彼國內に於て條約上權利々益を有する者に非らず。然れども歐米各國は日本人を一般外國人と同様に之を待遇し、條約上特定のも

に於て我國運の進歩も亦盛んなりと謂はざるを得ざるなり。

維新前初めて外國交際を開きたる當時は鎖國の迷夢俄かに覺めずして國內種々の紛擾あり、爾來漸く外交の已むを得ざるを悟りたる人も之なきに非らざるべしと雖ども、要するに鎖國攘夷の論は猶ほ四方に喧然たりしなり。維新の時に至りて國は一定、始めて外國交際の基礎を開らきたり。其宣言左の如し

明治元年正月十四日布告

外國の儀は先帝多年の宸憂被為在候處幕府從來の失錯により因循今に至り候折柄世態大に一変し大勢誠に不被為得已此度廟議の上断然和親條約被為取結候就ては上下一致疑惑を不生大に兵備を充実し國威を海外萬國に光輝せしめ祖宗先帝之神靈對答可被為遊觀慮に候間天下列藩士民に至る迄此旨を奉載心力を尽し勉勵可有候事

但是迄幕府に於取結候條約之中弊害有之候件々利害得失公議之上御改革可被為在候猶外國交際の儀は宇内の公法を以取扱可有之候此段相心得可申候事

右布告は維新後外國交際に關し始めて國是を宣言したるものなり。今日より之を見れば文中奇異なるものなきに非

らずと雖ども、之を當時の事情に推考すれば亦当然の主旨なりしなり。而して右布告但書中「弊害有之候件々利害得失公議之上御改革可被為仕候」とは即ち現行條約の改正を意味せしものと見るの外なし。然れども爾後我外交は猶ほ幼稚にして之を改正することを得ざりしのみならず、實は之を如何に改正すべきやの定案もなかりしが如し。故に本論第四に記せし如く、條約改正の事業實際に着手せられたるは、明治十二年にして、即ち右宣言以来十二年の後なりしなり。然るに幸に官民一致の励精と国力發達の結果とにより、明治二十八年に至りて日英新條約の調印を見、今日に至りては未だ批准公布を経ざるものありと雖ども、新條約の締結せられざるものは既に之なきに至れり。以上の事實により吾輩は新條約実施を以て第二の維新なりと云はんと欲する者なり。何となれば外国交際の創始は四十五年前に在りしと雖ども、當時の外交は國論に反せし已むを得ざるの交際にして維新の時に至りて、始めて外国交際の國是を定め、国内の百政を一新したれば、之を第一の維新となし、爾後國權國利の恢復に従事し、新條約の実施に至りて、再び国内の百政を一新し、各国と對等の地位に立つことを得るが故に、之を第二の維新なりと認めざるを得ざればなり。

きものありと雖ども、大体は既に之を尽せりと信ず、依て一ト先、筆を此稿に止むべし。(明三一・一・二三〳三一・五刊)

一五六 明治三十三年三月

原敬論文

新條約実施準備補遺

小引

本論は余口演として社員に速記せしめ昨年十月六日より同十一月十五日に至る我大阪毎日新聞に分載したものであり。

嘗て読者の希望を容れて「新條約実施準備」を少冊とし刊行したれば其補遺たる本論も亦例に依れり。

明治三十二年二月

大阪毎日新聞社に於て

原 敬

を得ざればなり。

是故に吾輩の政府及び國民に望む所は、区々の閭閻は之ありとするも、新條約の実施に關しては舉國一致速かに之れが準備をなして以て第二の維新を成功するに在るなり。試に海外の大勢を見よ。一輩帶水を隔つる支那朝鮮には、既に妖雲の横はるものあるに非らずや。遠く欧米の事情を見れば国力の發達は外交をして益々複雑ならしめ、到底現情のまゝに繼續するを許さざるものあるに非らずや、我國たるもの近隣に恃むるに足るの國なく、東洋に屹立して、古來未だ曾て見ざるの位地に進み、各文明國と對等の交際をなすことを得るは、豈に尋常容易の業ならんや。政府及び國民は唯だ進取の一方に向ふべし。苟も退守の心を生ずべからず。彼等外國人に与ふべきものは之を与ふべし、許すべきものは之を許すべし。彼等外國人と共に我國力の發達を図るを要す。若し然らず、開國進取の國是の進行する側に、排外思想の暗行するものありて、陰に陽に進行を妨げんか、到底此競争世界に国力を伸張すること能はざるなり。吾輩こゝに感あり新條約実施準備の概論を草せり、政府及び國民は省察する所ありて可なり。

本論篇を重ねること四十余回、細條に入れば猶ほ論すべ

新條約実施準備補遺目次

第一 總論

第二 各国新條約の要領

- (一) 日英通商航海條約
- (二) 日米通商航海條約
- (三) 日伊通商航海條約
- (四) 日秘通商航海條約
- (五) 日露通商航海條約
- (六) 日丁通商航海條約
- (七) 日独通商航海條約
- (八) 日本及瑞典諸威通商航海條約
- (九) 日白通商航海條約
- (十) 日仏通商航海條約
- (十一) 日瑞間修好居住通商條約
- (十二) 日蘭通商航海條約
- (十三) 日西修好交通條約
- (十四) 日葡通商航海條約
- (十五) 日墺通商航海條約

第三 海關稅

(一) 沿革

(一) 契約税則

(二) 各国との関係

(三) 従価税及び従量税

(四) 税 目

第四 領事職務條約

第五 結 論

第一 總 論

條約改正は維新以来の宿業であつて、之を成功せざれば各国と対等の位置に立つことは出来ない。依て朝野共に其改正事業に熱心したる次第であるが、明治十三年頃井上伯の始めて豫議會を開きたる以来、同伯の案も、大隈伯の案も皆失敗に歸し、榎本青木の二子も改正を企てたが、是れ亦成功を見ずに終つた。明治二十五年の八月に伊藤内閣の外務大臣として、陸奥伯其局に當り、同伯の非凡なる技倆と非常なる尽力とに因り、明治二十七年七月十日に始めて日英の間に對等條約を締結することが出来、爾來漸次に各国との條約は締結せられて、遂に今回發布になりたる境國條約を以て、條約改正は悉皆完結した訳である。

右の次第なれば、新條約の実施に關しては、政府は勿論

りと言ふ原則より論ずれば、其疑ひは無理ならんことである。併しながら是等の説は恐らくは公法學者の説ではなからう。條約を締結し其條約を批准して而して始めて効力を生ずると云ふことは、原則には相違ないが、是れは普通の例に過ぎない。孰れの場合に於ても條約は其原則通りになつて居る訳ではない。

時と場合に因りては批准に先だちて條約を実施することがある。現行日壤條約にしても、既に其例の一に居る。明治二年九月十四日締結の現行日壤條約の第二十四條には、調印の日より十二箇月内に成るべく、速に批准を交換すると規定してあるが、其次の項には本條約は本日より施行すと記載してある。即ち批准に先だちて條約を実施したのである。是れは日壤條約の場合のみでない。其他の現行條約も大概さう云う順序になつて居る。多分當時交通不便なりしが爲めに、此規定を設けたのであらうが、シカシ斯様な事は各国に於ても例の多いことで、其例の最も著しきものに於て誰も知り居るものは、千八百四十年の英仏独露とトルコとの間に締結せられたエデプト關係の條約である。

此條約は批准に先つて実施して居る。尤も斯様な場合には總て條約中に批准に先つて実施することを記載してある

の事なり、一般國民に於ても、相當の準備を要することゝ思ふが故に、先般も不肖を省みず「新條約実施準備」と題して数日の紙上を費し、多少政府及び國民の注意を喚起したる積であるが、シカシ當時仏國との條約及び壤國との條約は未だ公布に至らず、仏にしても壤にしても、大体に於ては從來締結の各國條約と大差なかるべしとは信ぜられたなれども、兎に角未だ公布に至らざるが故に、之に論及することが出来得なんなのである。然るに仏國條約は其後同國の議院を通過し、今年に至りて公布せられ、壤國條約は未だ同國の議院を通過せず、隨て批准交換も相済まぬとの事であるが、夫れにも拘らず実施することゝなりて、是れも今回公布になりたれば、これにて條約改正を要したる十五箇國との條約は尽く完結し、今後政府及び國民の事業としては、其完結したる新條約の実施準備をなすに過ぎない。

然るに日壤條約に就て目下其効力を疑ふ者がある。即ち未だ壤國皇帝の批准を経ざるものが、日本のみに於て發布したりして、又日壤兩國政府の間に如何なる協議が成立したりとて、此條約は批准以前に効力を生ずることは疑はしいと言ふ説である。條約は批准に依りて確定するものな

が、是は必ずしも缺くべからざる條件ではない。條約に記載なくとも公文にて其事を規定すれば夫れで宜しい。即ち今回の日壤條約は其場合に適當していると思ふ。ツマリ條約なるものは其形式の如何に拘はらず、兩國の協議に依りて、決定し而して兩國を羈束すると云ふ原則より推せば兩國の約諾あるに於ては批准前に実施するも差支ないのである。況んや日壤條約は來年七月十七日以前に決して批准交換せらるゝことなしと言ふ訳でもない。それ迄には随分批准交換は出来得るかも知れない。此事に關しては欧米の公法學者中に種々の議論もあるが、要するに批准交換前に條約を実施したりとて之を否認する者はない。即ちホイトンの如き、トラウキルチュキスの如き、フキョールの如き、カルウオーの如き皆此方法を以て公法違反なりとは認めて居らぬ。故に吾輩は世間種々の議論あるに拘はらず、今回發布せられたる日壤條約を有効のものとなし、且つヨシ批准に先つて実施せられたりとて之れを違法の処置とは認めない。但し日壤條約は批准を交換し、然る後に実施せらるべき趣旨を以て締結してあるのであるから、批准に先つて実施せらるゝに於ては、總ての順序に狂ひを生じ多少の不都合を醸すに相違ない。此事に關しては尙ほ日壤條約の部

分を論ずる時に述べようと思ふ。

要するに今回發布せられたる日英條約を終りとして、條約改正の事業は既に完結し、来年七月以後豫期の如く新條約が実施せらるゝに於ては、第二の維新と称したる時期が茲に到来して、各国と始めて対等の位置に立つことも出来るのである。依て政府も国民も此際深く覚悟する所ありて、切角權利上に得たる対等の位置を實際上に於て失ふが如きことの無いやうに注意しなければならぬ。是れ即ち吾輩の再び茲に所見を述ぶる所以である。

但し吾輩の所見は既に登載したる「新條約実施準備」中に大体を尽せりと信ずるが故に、今回は成るべく重複を避くる積りであるが、時としては議論の情勢重複に涉ることなしとも限らぬ。是は豫め読者の諒察を乞はねばならぬ。

第二 各国新條約の要領

先般登載したる「新條約実施準備」は、事柄に因りて問題を定めたれば、各国との新條約は其論中に引用したれども、一読の下に各国新條約の要領を知るの便宜を缺きたるやうに覺ゆ。依て調印の順序に従て各国新條約の要領を述べやうと思ふ。

るものも其通りで、井上伯案に比して更に進歩したることは見出さぬ。加ふるに裁判制度の如きに至りては、エヂプトに於ける混合裁判の如きものを設ける趣旨であつたのである、之が為めには大隈伯は遂に其職を去らざるを得ず、又其隻脚を失ふと云ふ様な騒動に陥つたのである。去りながら此井上伯案にしても大隈伯案にしても、過渡時代に適用すべき案としては、恐らくは是より以上の事は出来得なかつたかも知れない。

然るに之に反し陸奥伯案なるものは、過渡時代に適用する案に非ずして、純然たる対等條約案であつたのである。元來條約なるものは両国の協議に因りて決定するものであるが故に、必ずしも我に於て遠慮して過渡時代に適用すべき案のみを提出するには及ばない。我權利々益を主張せんが為めには、純然たる対等條約案を提出するが至当である。尤も現行條約なるものは、甚だ我に不利益にして彼に利益なるものがあり、又井上伯案にしても大隈伯案にしても、現行條約に多少修正を加へたに過ぎない案であつたから、依然として外国の權利々益を多く規定してあつた。それ故に純然たる対等條約案を提出したりとは云へ、此從來の行掛を悉く棄去ることは實際に於て出来得ないのであ

(一) 日英通商航海條約

英国との通商航海條約は明治二十七年七月十六日に調印したるものにして、條約本文は二十二箇條より成立し、それに議定書と三通の公文が附屬して居り、又其後此條約の規定に基き明治二十八年七月十六日に調印したる追加條約がある。これにて日英條約は完結している。

此英国との條約は、改正條約の調印せられたる最初のものにして、他の諸国との條約は大概之を標準として決定したる事情である。帝國政府より各国政府に提出したる原案は固より一様であるが、既に英国との條約に於て多少原案を修正して調印を了りたる以上は、それ丈の事は他の諸国との條約に於て譲歩しても差支ないが故に、他の條約は多く之に拠つたのである。故に日英條約に就ては、他の條約に比して少し詳しく論究して置きたい。

抑々帝國政府より各国に提出したる最初の條約改正案は井上伯案である。これは當時世間に議論のありたる如く甚だ不十分なるものであつて、居留地の如きも当分は之を全廢せず、領事裁判に至りても或る年限の間は保存すると云ふやうな次第で、兎に角過渡時代に適用すべき案であつたのである。又此案に次で各国と協議を開きたる大隈伯案な

る。依て已むを得ず現行條約若くは井上伯案大隈伯案の如き箇條を襲用したる処がある。例へば法典實施を條約實施の條件と為したるが如き、又沿海貿易を條約外に置きながら、大阪新潟夷港を除くの外現在の開港場間に外国船舶の貨物を運送することを従來の如く許して居ると云ふやうな類は、皆な此關係より生じたる規定である。去りながら全体の精神に於ては対等條約たることを失はぬことは、此條約全文を通読して固より明瞭なる次第である。

此日英條約の條項に就て悉く之を詳論することは、先般登載したる「新條約実施準備」と重複に涉る箇條が多い。故に成るべく之を避けやうと思ふが、併し此條約は各国條約の標準となり各国條約と対照すべきものであるから、或は重複に涉ることあるも其概要を茲に摘録するの必要があると思ふ。

日英條約第一條は、両締盟国の臣民は各々其住する所に於て旅行住居の保護及び身体財産の保護並びに裁判所に出訴する權利、宗教の自由及び過当なる租税を徴收せざる担保等を規定したるものにして、要するに両締盟国に於ける臣民の權利々益を、内国臣民若くは最惠国臣民と同様の位置に置くと云ふ趣意を以て規定したるものである。第二條

は両締盟国の臣民は陸軍、海軍、護国軍、民兵等に論なく総て強迫兵役を免れ又其兵役に代るべき所の納金又は強募公債、軍事上の賦斂等を免るゝ趣旨を以て規定したるものである。第三條は通商航海の自由及び營業の自由を規定し、第四條は住居若くは商業の爲めに供する家宅、製造所、倉庫、店舗等の構造物は、法律勅令に拠るに非ざれば侵すべからざる事を規定し、第五條は両締盟国の生産及び製造に係る物品を互に輸入するに於ては、他国の生産又は製造に係るものと同様の取扱をせねばならぬと云ふことの規定である。第六條は輸出物品に対して両締盟国は他の外国に輸出する同様の物品に対して同様の税を課するでなければ、輸出税を課せぬことを規定してある。第七條は内地通過税を免除するのみならず、倉入、奨励金、便益及税金払戻等の事項に就ては、両締盟国の臣民は内国臣民と同様の取扱を受ける規定である。第八條は両締盟国の船舶は何れの所より其物品を輸入するとも又は輸出するとも、其適当に規定せられたる税金及び雜費の外は徴収せぬ事を規定してある。第九條には噸税、港税、水先案内料、燈台税、檢疫費、其他之と同種の税金は、内国船舶若くは最惠国船舶と同様のものでなければ、両締盟国に於て課税せぬ事に

に於て専売特許、商標及び意匠に關して内国臣民と同様の保護を与ふる事を規定してある。第十八條は日本に於ける居留地を新條約実施後市に編入する事を規定してある。第十九條は英國殖民地にして此條約を適用せざるものを掲げ、而して批准交換後二箇年以内に加入せんと欲する殖民地は、東京駐劄英國代表者を経て其旨を通知すれば之を適用し得ることを規定してある。第二十條は從來の總ての條約及び之に附屬したる領事裁判權は、總て新條約実施の日より消滅する事を規定してある。第二十一條は此條約の実施期限を規定してある。其規定に拠れば調印の日より少くも五箇年後でなければ実施しない。而して其実施の通知は調印の日より四箇年を過ぎたる後は何時にても爲すことが出来る、又此條約は実施後十二箇年間有効である。十一箇年後に此條約を終了する旨を通知すれば、其通知後十二箇月を経て條約は消滅する筈である。第二十二條は批准交換の事を規定したるに過ぎない。

以上は日英條約の本文の概要であるが、各国新條約は明治三十二年七月十七日より実施せらるゝ筈であると今日迄世間一般に唱へ來つたのが、畢竟右日英條約第二十一條に原因することである。同條に調印後五箇年にして実施する

規定してある。第十條は海港、海灣、船渠、河川或は其他の碇泊所に於て、船舶の繫留又は貨物の船積等に關しては内国船舶に与へぬ特典は両締盟国の船舶に与へぬ事に規定してある。第十一條は、沿海貿易は両締盟国の法律勅令規則に拠て規定するものであるから、條約には規定しないが、併しながら二箇以上の港へ仕向けたる荷物に就て、其一港に於て積荷を陸揚し、残を他の一港へ陸揚することを両締盟国に於て許してある。而して日本に於ては特に本條約の有効期限間、大阪新潟夷港を除くの外、英國船舶の現開港場間に於て荷物を運搬することを許すことを規定してある。第十二條は両締盟国の軍艦商船等の暴風或は危難に遭遇したる時の救助に關する事を規定してある。第十三條は両締盟国は各其国法に従て船舶の国籍を定むることを規定してある。第十四條は海員が各自の所屬国に於て脱船したる時の外、両締盟国は互に之を取押へる事の補助を与ふることを規定してある。第十五條は最惠国條款の規定であつて、他国の政府、船舶、臣民或は人民に許し、或は将来許すべきものは両締盟国に於て無條件に互に許与することを規定してある。第十六條は領事官の駐在に關する規定である。第十七條は法律の定むる所に從て、両締盟国

とある、其五箇年は即ち明治三十二年七月十七日に當り、又其実施期日一年前に通知するとある、其一年前は即ち今年七月十六日に當る。此標準一たび確定したるに依り、各国との條約は皆な三十二年七月十七日より実施する目的を以て協議を開いたのであるが、併しながら新條約中には通知期日の七月十六日に當らぬものもある。但し七月十六日に當らぬ分は七月十六日以前になつて居るから實際に差支はないが、独りフランスとの條約は八月四日でなければ、実施の通知が出来ぬやうになつて居る。之に就ては政府は何らかの処置を為さねばならぬが、兎に角大体に於て明治三十二年七月十七日より各国條約を実施する方針を取つたのは、即ち此日英條約は明治廿七年七月十六日に調印せられて居るからである。

又議定書は第一に本日調印したる通商航海條約の批准交換後一箇月後には、輸入物品に対し此議定書に附屬したる契約税則を適用し、其他の物品に就ては日本国定税率を適用して差支へない事を規定し、第二には現行の旅券方法を擴張して、十二箇月間有効の旅券を英國臣民に与ふる事を規定し、第三には領事裁判の廢止に先ちて工業及び版權の保護に關する列国條約に加入すべき事を規定し第四には精

糖の輸入に對し、内国産若くは製造の精糖に増税する時は、其高と均しき高に達する迄は関税を引上げ得る事を規定し、第五には此議定書は通商航海條約と同様の性質を持つ事を規定してある。但し此議定書に附屬したる契約税則は他国の條約成立せざる間は最惠国條款の關係の爲めに之を実施することを得なんなのであるが、幸にして各国條約は完結し、明年一月一日より実施することに近頃外務省の告示が出て居る。又一年間有効の旅券を交附する事はこれは現在施行しつつある。工業及び版權の保護に關する列国條約に加入する事は、未だ加入してないと思ふが、此列国條約なるものは千八百八十三年三月二十日仏国パリに於て調印したる萬国工權所有權保護條約と、千八百八十六年九月九日スイス国ベルヌに於て調印したる萬国文学美術條約との事である。是は明年七月十七日以前には最非加入せねばならぬ事と思ふ。又精糖の事に關しては今日世間に彼此の議論もあるが、是は日英條約の關係のみにては多少関税を引上げ得る訳であるが、併し日独條約の關係に於ては恐らくは出来得まい。

又公文は第一は英國殖民地は此條約に加入して居らぬ。而して若し加入せんと欲する者は批准交換後二箇年間に日

であつて、英國に於ける日本政府若くは臣民の權利々益を規定したるものではない。彼は我に於て治外法權を有すれども、我は之を彼に有せず、と云ふやうな次第であつて、總て偏頗なるものであつた。新條約は是等の事を總て一掃したのであるが、之に就て英國政府は始終我提案に應じて協議を開き、以て此結局を見るに至つたのは、無論英國政府は我に對して多少の友誼を表して居つたからである。又現行條約は不幸にして無期限條約なるが故に、若し今回提出したる新條約も成立するを得なんだから、依然として現行條約が無期限に継続する訳である。是れは日本に取て非常の弱点である。故に新條約実施後十二箇年を過ぎ、條約消滅の期に達して更に條約を協定する場合には、無論今日に比して尙ほ数等優る所の條約をも締結し得るかも知れない。又締結し得る様でなければならぬが、今日迄の沿革に顧みる時は此條約は決して失当のものに非ずと公言し宜しからう。

(二) 日米通商航海條約

米國との條約は、日英通商航海條約に比して稍々趣を異にし、相違したる点は一二に止まらぬが、試に其重なるものを挙ぐれば左の如きものである。

本政府に之を通知すれば宜しいことになつて居るが、其通知を爲すに當り殖民地の中には本條約の第二條に兩締盟國に於て海陸軍、護國軍、民兵等又は其他の強迫兵役、又兵役に代る所の納金若くは公債募集等に應ずることを爲さぬと云ふ規定があるが爲に加入することの出来ぬ殖民地があるかも知れぬ。斯様なる殖民地に於ては此箇條を除き、即ち海陸軍、護國軍、民兵等に募集せられ、又は其募集に代る所の相當の金額を徴収する事として、此條約に加入することを得るやうに規定してある。其次の公文は條約實施前に法典を実施すると云ふ事を担保したるものである。

議定書に次では追加條約であるが、是れは関税の部を論ずる時に他国の関税と一括して論じやうと思ふから茲には之を省く。

要するに前にも既に述べたる如く、今回の條約改正では現行條約の關係もあり、又井上案大限案の行掛もありて、我より對等條約案を提出したりとて無修正に彼に於て承諾すべからざる事情もあつたのであるが、去りながら此新日英條約と現行日英條約とを比較するに於ては何人も著しく相違したる点を發見するであらう。第一に現行日英條約は日本に於ける英國政府若くは臣民の權利々益を規定したの

一、此條約は契約税則を附屬しない、関税は全く兩國の自由に任せて居る

二、此條約を実施するに法典實施を担保とせず、又條約實施前に工業及び版權の萬國保護條約に加入せねばならぬと云ふこともない

三、又此條約中に労働者の移住に關して、締盟各国に於て、現に行はるゝ所又は将来制定する所の法律命令及び規則に従はなければならぬ規定がある

四、又此條約は實施期日一年前に通知すると云ふことではなくして明治三十二年七月十七日より実施すと明かに規定して居る

五、此條約は實施後十二箇年間有効のものであるが、シカン何時にても締盟國の一方より此條約を廢棄することとを他の一方へ通知したる時は、其通知より十二箇月の後に本條約が消滅することになつて居る。

以上は日英條約と比較して日米條約の相違したる重なる点である。而して此條約に契約税則を附屬せざることは、米國の意思に於ては今日始めて表明したる事柄ではない。明治十一年七月二十五日に調印したる通商に關する條約に於て、現行の契約税則を廢棄して全く日本の国定税率に従

ふべき事を規定してある。但し此條約は締盟各国との現行條約を改正したる後でなければ、施行せぬ約束であつたから、今日まで実施せられなかったのである。又此明治十一年條約には輸入に關して日本の国定税率に一任して居り、輸出に關しては米國に於ても日本に於ても、互ひに其國へ向けて輸出する物品に輸出税を課せざることを規定してある。今回の新條約に於ては此互に輸出税を課せざることは無論に規定していない。故に明治十一年の條約に比して新條約は大に進歩したる次第であるが、兎に角米國に於て輸入税を我國定税率に任ずるといふ事は、此時より既に發表して居つた意思である。

又労働者に關する規定を設けたることは、從來米國に於て支那人に關する嚴重なる規定もあるが故に、當時多少此箇條に疑を抱く者があつて日米條約の發布當時には種々の議論をも聞きたることなるが、此規定は兩締盟國に於て同等の権利を持つて居るが故に、條約の文面に於ては相互的にて差支ないが、實際に於ては米國より日本に労働者の来ることはなくして、日本より米國に渡航する労働者が多きが故に、多少世人の疑ひを抱いたのも無理ならん次第である。併しながら米國に於ては互に其權利を保有するとは云

批准することが出来ない。依て新條約を上院に提出したるに、上院に於ては之を修正した。條約を修正することは無論に米國の上院に限る。他國に於て決して其例なきことであるが、米國に於ては各國條約を皆な斯様に取扱つて居る。而して其修正は前の「本條約実施の日より十一箇年を経過したる後云々」と云ふ文字を削つて「兩締盟國の一方は其後何時たりとも本條約を終了せんと欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すべし、而して此通知を為したる後十二箇月を経過したる時は本條約は消滅に歸すべきものとす」と斯く修正して之を批准し、帝國政府に於ても之を承諾して發布になつたのである。然るに此修正したる條文を通読すれば少しく疑ひの起る点がある。即ち第十九條の第一項に「明治三十二年七月十七日より実施せらるべきものとす」とある其下に「其日より十二箇年間効力を有するものとす」とあるから、其次に修正文即ち「兩締盟國の一方は其後何時たりとも本條約を終了せんと欲する時は云々」との文字を挿入すれば「其後」と云ふ文字は十二箇年を過ぎたる後と云ふ解釈が起る。此解釈に従へば十三年間有効の條約と爲る、是れは「其後」と云ふ文字が甚だ疑はしいからである。然るに當時上院の議事の有様を見れば左

へ、之を漫に執行する意思はなからう。只當時米國に於て労働者問題も盛であり、又各國の労働者に対して契約移民を禁じ居る際に付き、議院を通過せしめ若くは輿論の賛成を得る爲に、斯様な條項を挿入する必要があつたので、開國以來米國の日本に對する友誼に於て固より惡意あるべき筈はない。下等労働者若くは下等労働者を奇貨とする野心家は知らぬこと、政府若くは有識者間に於ては、決して日本人を支那人と同等に取扱ふ意思のないことは疑ひない。

又此日米條約を実施したる後、他の一方より廢棄を通知して十二箇月後に條約全部消滅することに關しては、最初調印したる條約本文には、第十九條第一項に於て「本條約は明治三十二年七月十七日より実施せらるべきものとす、而して其日より十二箇年間効力を有するものとす」とあり第二項に「兩締盟國の一方は本條約実施の日より十一箇年を経過したる後は何時たりとも本條約を終了せんと欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すべし、而して此通知を為したる後十二箇月を経過したる時は本條約は消滅に歸すべきものとす」と、斯様に記載してあつたのであるが、何人も知る如く米國に於ては上院の承諾を経ざれば條約を

様ではない。最初上院の修正には「其後」と云ふ文字が入れて莫つたのである。で「其後」といふ文字がなければ何うなるかと云ふに本條約を終了せんとする旨を締盟國の一方より何時通知するも條約は消滅することになる、語を換へて之を云へば未だ実施せざる以前に即ち明治三十二年七月十七日以前にも之を廢棄する通知を為しても宜しき様になる。夫では全然此條約を締結したる趣旨に戻る。実施も見ずして廢棄することの出来る様に規定する訳にはいかぬ。又上院の修正せんと欲する趣意も其意味ではない。依て「其後」と云ふ文字を再び修正して加へたのであるから、是は斯様に読まなければならぬ「本條約は明治三十二年七月十七日より実施せらるべし、其実施せられたる後は何時にても締盟國の一方より之を終了せんとする旨を通知することが出来る。其通知を為したる後十二箇月を経過すれば條約は消滅する」と。即ち締盟國の一方より何等の通知も爲さなければ十二箇年間効力を有するが、実施後締盟國の一方より廢棄を通知すれば、其通知後十二箇月にして條約は消滅する、斯う云ふ趣旨であることは上院の議事に於て明かである。

(三) 日伊通商航海條約

イタリーとの通商航海條約は、大体に於て英国との條約に同じである。條約本文は勿論、之に附屬したる條件も大体同様であるが、一二相違の点を挙げれば、此條約とは契約税則を附屬せず、契約税則は実験上不満足と看做す時は、締盟兩國は各自に其重要な物品に關して契約税則の協議を求むることに議定書に於て規定してある之が日英條約と相違する重なる点で、其他は此條約は日本文で二通イタリー文で二通、英文で二通、都合六通を調製し、若し條約の解釈に異議を生じたる時は、英文を以て原文と看做すことを第二十一條に規定してある。これは欧米各国の間に締結する條約には、度々其例を見ることにして、又各国との我現行條約にもその例がある。近頃締結したるブラジル條約も亦此の例に拠ることであるが、ツマリ第三の國語を以て異議を生じたる時の原文と看做すと云ふことは外交上稀に見る例ではない。併し今回改正したる十五箇國との條約中に於てはイタリー條約のみ此規定を設けてある。これは日英條約とも異なり、又他の各国との條約にも異なる点であつて、其他には別段特色を見ない。

を交換することに規定してあり、其調印は明治二十八年三月三十日であるから、同年十一月二十日迄の間に批准交換せねばならぬ條約であつたが、ペルーに於ては大統領の改選とか其他種々の事件があつて批准交換が段々延引し、遂に明治三十年一月に至り批准交換を了はり始めて公布になつたのである。

(五) 日露通商航海條約

露國との條約は、條約本文は二十箇條より成立しそれに議定書と別約と、三通の公文と、宣言書とを附屬して居る。大体に於ては日英條約と同じであるが、其相違の点を挙げれば大略左の如きものである。

一、此條約には契約税則を附屬して居らない、実験上必要と認めたる場合に、兩國に於て契約税則を協定することに規定してある

二、日露兩國政府は塩魚又は乾魚の輸入に關し相互主義を以て一の條約を締結することに約定してある

三、工業の所有権版權所有權の保護に關しては大概日英條約に同じであるが、唯萬國聯合條約に加入するでなくして、露國政府と日本政府との間に一の約定を締結することになつて居る

(四) 日秘通商航海條約

ペルーとの條約は大体に於て英国との條約に異りて米國との條約に同じである。故に英国との條約に比すれば大分相違の点があるが、此相違の点は米國條約の部に於て既に論じたる事であるから、重複に之を掲ぐるには及ばぬ。契約税則のなきことも條約実施に關する條件なきことも大体米國との條約に同じである。但し米國との條約には労働者に關する規定及現行開港場間に於ける船舶交通に關する規定あれども、ペルーとの條約には夫等の規定はない。又米國との條約は実施後何時にても廢棄を通知すれば、其通知の日より十二箇月内に消滅することになつて居り、英国其他の條約は実施後十一箇年目に至りて廢棄を通知すれば、其通知より十二箇月後に消滅することになつて居るが、此点に於てペルーとの條約は、英国との條約にも米國との條約に異つて、七箇年有効の規定になつて居る。さうして六箇年を過ぎたる後に至りて本條約を終了せんことを通知すれば、其通知後十二箇月にして消滅に歸することになつて居る。其他は米國と同じであるから茲に再び論ずる必要はない。

又此ペルー條約は調印後八箇月以内に成るべく速に批准

右は條約本文及議定書に於て、日英條約と相異した点であるが、別紙に於ては最も格段なる事を規定してある。其第一に於てスエーデン、ノールウェー國及びロシアのアジヤ境界に接近する諸邦と約束したる通商條約は、一般の外國通商條約と關係を有せざるものであると云ふ訳を以て、千八百三十八年にロシアとスエーデン、ノールウェー國との間に締結したる條約に均霑の出来ぬ事を規定してある。又第二條には日本に於てもロシアに於ても相互の主義を以て適用せぬ條項を規定してある。即日本の方には、政府の將來保有すべき各種の物品に対する専売權である。ロシアの方にてはロシア臣民の所有に屬して居る船舶に對する製造後三年間航海税の免除とアルカンゼル州メル、ブランシユ(白海沿岸に在る露領の一州)の諸港へ塩魚乾魚及或る種類毛類を輸入し又それと同等の取扱にて麦酒、綱具、船索、タール及ラバンズツクを輸入する事に關して、該州沿岸の住民に許したる便益と、ロシアの遊船俱樂部に与へたる免除と、ロシア政府の將來保有する各種物品に關する専売權とである。此等は互に均霑を許さぬ事になつて居る。之は全く日英條約に異りたる規定であるが、ロシアは各国と條約を締結するに際し大概此別約に掲げたるが如き

事項を外国に均霑させぬ事にしてあるから、是は特に日本限つて設けたるものとは見られない。

夫から二通の公文は他日契約税則を協定することに關したるもので、日伊條約に附屬して居る所の公文と同様である、又今一つの公文は法典實施に關したるもので、是は無論英國其他に往復して居る所の公文と同様で在る。

宣言書に至りては、條約本文中に、從來締結したる各種の條約は新條約實施と共に消滅することに規定しあるが、其中に千八百七十五年四月二十五日締結の條約及び同年八月十日締結の條約は、新條約實施せらるゝとも依然有効のものであると云ふことを、兩國政府に於て宣言したるものである。而して其有効なりと宣言したる條約は樺太交換條約とそれに附屬したる條約とである。無論新條約に於て總ての條約が消滅に帰すると規定してあつた所が、又それと同時に樺太交換條約が消滅した所が、其條約に依て執行したる事柄まで消滅して樺太は旧に復へると云ふ筈はない。故に此宣言書は畢竟形式上の手續に過ぎないが、其交換したる土地に住居する人民の權利利益に關して多少の規定もあるから、全く無用の事ではない。

又此條約は十二箇年間効力を有するも、新條約實施の旨

文より直訳して載せ置きしが、新様であるから兩國共に治外法權を有して、ロシアに居る日本人もロシアの法律に服従しないで宜かつた規定である。然るに安政五年七月修好通商條約を結んだ時に其第十四條に於て治外法權を規定してあるから、其後の實際に於ては他の諸國と相違はないが、其本に遡れば少しく各國と趣を異にして居つたのである。

(六) 日丁通商航海條約

デンマークとの條約は大体に於て日英條約と同じであるが、唯居留地處分に関する取極めを條約に記載せずして議定書に記載したと云ふやうな形式上の相違がある。又此條約はデンマーク王国内としフロア島及びアイスランド島にも適用する事と、條約中の或る條項は西インド諸島にも適用すると云ふ規定がある。是等は相違の点であるが、其他は大体日英條約と同じである。

又此條約は條約實施の担保として法典實施の事は記載してあれども、契約税則を附屬しない。又工業所有權版權所有權保護の各國聯合條約に加入する規定も契約税則を他日協定する規定も皆記載してないから、此時まで調印を了したる條約中に於ては、最も簡單なる條約である。

を通知したる後一箇年を経て實施する事も、他の條約と大概同様であるが、唯其新條約實施を通知し得べき期限は、調印の日より三箇年後とある、さすれば此條約は明治廿八年六月八日調印になつて居るから、今三十一年六月八日以後は實施を通知することが出来得たのであつて、他の條約の如く七月十六日に至らざれば通知の出来ぬものではなかつたのである。尤も他の條約に先つてロシアのみ独り實施することは出来ぬ訳であるから、實際上は何れにても宜しいが、條約上の規定にては六月八日以後は新條約實施の通知を為すことが出来得たのである。

ロシアとの條約は先づ大概右述ぶる如きものであるが、序に一言して置きたいのは、元來ロシアとは治外法權に關して少し他の諸國と趣を異にして居つた事がある。安政元年十二月締結したる條約第八條に「ロシア人の日本に在るも亦日本人のロシアに在るが如く常に自由にして毫も拘束を受くることなし、法を犯したる者は取押へらるゝと雖ども一に其本国の法に拠つて裁判せらる」と、即ち日本もロシアも互に治外法權を有する意味である。日本文の方には明かに此意味は見えぬが、ロシア文を見れば左様である。依て去二十五年に刊行したる拙著「現行條約論」中にも露

(七) 日独通商航海條約

ドイツとの條約は、條約の本文に於ては大体日英條約に同じであるが、此條約には議定書と往復の公文七通と領事職務條約が附屬してある。殊に其議定書の中には種々の規定があつて、日英條約の比でないのみならず、其議定書に附屬して居る契約税目は、日英條約には三十八種に過ぎないが、五十九程掲載してある。又往復したる公文にて取極めたるものも日英條約とは大に異なりて、日独新條約が實施せられたりとして、他國に於て領事裁判を撤回せざる間は、ドイツに於て其權利を放棄しないと云ふことも規定してある。其他ドイツ臣民が加入して居る商事会社にても日本の法律に従て設立したるものは土地所有が出来るとか、又はドイツ臣民は國法上の規定に従て、内國臣民と同様に長期の借地權、地上權、其他土地に關する物權を取得することを得るとか、日本政府は國內の各地に通商上の便宜を計るために倉庫若くは無稅物置を建設することに注意すべしとか、外國人居留地の市に編入せられたる後にても其所有權を繼續したる者は、矢張以前の租稅及び取立金の外上納するに及ばぬとか、又此條約消滅後に至りても既得權は消滅せずとか云ふやうなる、種々の規定があつて、日英條

約に比すれば新規なる規定を設けたるものが甚だ多い。

右の次第であるから、先頃「新條約実施準備」と題して論じたる文中にも、日英條約と日独條約とは度々引用したる訳である。故に今又英独相違の点を一々挙げて論ずるときは、重複に渉るの虞があるから之を避けやうと思ふが、大体に於て此條約は此時まで締結したる新條約中に於ては、新たに一生面を開いて其規定を多くしたのである。新條約が実施せられて、最惠國條款に拠りて互に均霑すると云ふ場合に至らば、日英條約は各國條約にも同様の規定ありて、均霑すると云ふ箇條は少ないが、日独條約に至りては各國條約に規定し居らぬ事が多いから、之れに均霑して權利々益を得る国が多いであらう。

又何故に日独條約は他國との條約と異りて其規定が多く、他の條約に無きものまで掲載せられたるか云ふに、これには無論色々の事情があるが、今茲に述ぶることは出来な。免に角ドイツは近來外國貿易を擴張して、大に其利益を進めんとする時であり、之が為めには見本類の無税輸入を規定して居る。さう云ふやうな次第であつて最も商業上に彼等が注意を用ゐたと云ふ事と、又一にはドイツは通商條約を規定する時には、最も綿密なる箇條を設くる習

ものであるが、之は丁度ロシアとの條約に於てスエーデン、ノールウェー若くはアジア境界に接する地方の條約を均霑しないと規定してあつたのと対照すべき箇條である。ツマリ、ロシアとスエーデン、ノールウェー若くはデンマークとの關係は、是等の國に於て他の外國に均霑されぬ關係になつて居るが故に、日本に対しても此箇條を規定したのである。其他の公文は法典實施に關したるものに過ぎない。故に大体に於て此條約は左迄論ずる箇條はない。

又此條約は契約税則を附屬して居らぬ。而して條約實施は調印後三箇年の後にて、調印の日より二箇年を過ぎたる後は其實施を通知することを得る取極めである。乃ち此條約は明治二十九年五月二日に調印せられて居るが故に、今年の五月二日以後は此條約を實施することを知し得たのである。又此條約の有効期限は實施後七箇年にして、六箇年を過ぎたる後は互に條約終了を通知することを得るは、ペルー條約と同様である。

(九) 日白通商航海條約

ベルジウムとの條約は、大体に於ては日英條約を標準に取りたるもので殆ど同一の規定である。故に條約本文に於ても議定書に於ても特に茲に論ずる程のものはない。皆な

慣がある。其等の為めに他の條約に異なつて、斯様な條約が締結せられた次第である。

尙ほ關稅の事及び領事職務條約の事に關しては、後一括して之を論じやうと思ふ。

(八) 日本及瑞典諸威通商航海條約

スエーデン、ノールウェーとの條約は、日英條約に比して大体一樣である。又其規定の簡單なることに於ては、デンマーク條約と略ぼ一樣のものである。故に條約本文に於て別に著しき相違の箇條もない。議定書に至ても同様であつて別段の規定を見ないが、別約として記載してある所のものは、スエーデン、ノールウェー國とロシア及びデンマーク國との關係は或る事項に依りては全く一地方限りの性質を有して居るが故に、一般の外國通商航海に適用すべき規則とは關係を有して居らない。依て而縮盟國は千八百三十八年、スエーデン、ノールウェー國ロシア國との間に締結したる條約に含蓄して居る特別な條款及び其他前記の諸邦と取結びたる條約等に関する條款は、如何なる場合に於ても本條約の關係を變更する為めに引用することは出来ぬと云ふことを規定してある。此別約はスエーデン、ノールウェーと日本の全權委員が調印したる一つの宣言書の如き

日英條約に於て明らかなる事柄のみである。但し兩國全權委員の記名調印したるものゝ内に覺書がある。此覺書は日本とベルジウムとの通商航海條約は而縮盟國が戰變に際し各自の版圖を通過する兵器軍需品の売買を規定するの權利を毫も害するものでない。且つ本件に關し兩國互に最惠國の待遇を担保すると云ふ事を記載してある。之は他の各國との條約に見ざる所の公文であるが畢竟ベルジウムは永世中立の國であつて兵器軍需品等の戰時に於て其國を通過する事もあり、或は売買する事もあるが故に是等の規定を設けたのである事と思ふ。其他一通の公文があるが是は法典實施に關するものである。

又ベルジウムとは明治二十九年十二月二十二日に領事職務條約を調印してあるが、之れは茲に略して後に領事職務條約を論ずる場合に論じやうと思ふ。

(十) 日仏通商航海條約

フランスとの條約本文は廿五箇條より成立し、それに議定書と一通の公文とが附屬して居る。而して此條約の調印は明治廿九年八月四日であるが、條約の批准交換を了りて發布せられたるは今年三月廿日である。是れは仏國議院に於て此條約を議するに當り、委員會にては一度之を否決

し、更に本會議に於て之を成立せしめたり、又其間には議院の休暇等もありたり、此等の事情の爲めに斯く延引したる次第であつて、先般「新條約実施準備」を草したる時には未だ發布に至らずして、之を引用することが出来得なんである。

此條約は日英條約に比して條約の本文に於て大文相違があれども、是れは條文の編制の仕方相違を生じ居るので、實際の事柄に至りては著しき相違はない。去りながら多少の相違は固より免れぬことであつて、其重なるものを挙げれば大略左の如きものである。

第一條第三項に、兩國の人民は互に他の版図内に於て旅行し住居し得ると云ふ事の條項の中に「其職業に従事し」と云ふことが加つて居る。又各種動産を取得し所有し又移転することを得ると云ふことの中に「有価物」と云ふ文字が加つて居る。是等は日英條約になき所にして此條約にのみある事柄である。又第二條に於て宗教に関する自由を規定したる中に、法律及び規則に従て、「堂宇を建設し及び所有し」得ると云ふ事がある。又第四條に於て兩締盟國の人民は他の版図内何れの処に於ても工業に従事し其他正業に屬する各種の物産製造及び貨物の卸売小売を為すこと

條約にも殖民地の事を規定し、印度始め十二の殖民地は此條約適用の中にない。さりながら批准交換後二箇年以内に東京駐劄の英國代表者より適用すべき事を通知すれば、此條約を適用することを得ると云ふ規定になつて居るが、此日仏條約の方も趣意に於ては略ぼ同じであつて第一項に本條約の諸款は之をアルゼリイに適用すとある、アルゼリイは仏國に於て、殆んど仏國本土と同様に取扱居る所であるから、無論此條約を適用すべき筈である。第二項に各諸款はフランス國政府に於て其の利益を享有せしめんことを請求する所の諸殖民地にも適用すると云ふ事を規定し、而して之を適用せんとする時は本條約批准交換の日より二箇年以内に東京駐劄の仏國代表者より通知すべき規定になつて居る。二箇年内の期限は今年批准交換を終りたる位であるから、尙ほ一年有余の歳月あることで、何れの殖民地が加入するかも知れぬが、兎に角此規定は略ぼ日英條約と同様であつて、唯其場所を異にして居るだけの事である。

第二十四條は此條約実施に關する事で、是れは日英條約と大体の結構に於ては同様であるが、其事柄は甚だ相違して居る。日英條約は実施を去る一箇年前即ち明治卅一年七月十六日に実施の旨を通知すれば三十二年七月十七日より

を得ると云ふ條項の中に、「手工業」と云ふ文字が加つて居り、第二項には、フランスに於ける日本人及び日本に於けるフランス人は「農業及び不動産所有權」に關して、最惠國人民と同様の待遇を受くると云ふ事を規定してあるが、最惠國條款は何れの條約にも之があるが故に、別に農業及び不動産所有をフランスに許したと云ふ理由にはならぬが、若し他の國に許した場合には之を許さなければならぬと云ふ規定になつて居る。是れも日英條約になくして此條約にのみ挿入せられてある。第十五條に兩締盟國の一方の保護を受くる所の会社所有の船舶にして郵便事務を取扱ふものは、他の一方の諸港に於て其向先を變じ又は差押、抑留、出港禁止の処分を受くるべからざるものとすとの規定がある。是れは日英條約にも其他の條約にも見当らずして、全く此日仏條約に限つて設けられたる規定である。此規定は郵船を保護する趣旨に於て設けられたるもので、即ち兩締盟國の郵船は他の船舶よりも多少特權を受け居る次第である。第十八條兩締盟國は通商航海の事に關して、最惠國人民と同様の取扱を受くると云ふ事の中には通商、航海「工業」と記載してあるが、是れも日英條約には見ない。第二十二條に殖民地の事を規定してあるが是れは日英

実施することを得る事に規定してあれども、此條約は左様ではない。調印の日より少くとも三箇年間は実施せざるものとし、而して其実施の通知は調印後二箇年を経たる後何時でも為すことを得ると云ふ規定である。乃ち此條約は明治廿九年八月四日に調印せられて居るから、夫より二年を計算すれば今年の八月四日に於て来る三十二年八月四日より実施することを知り得る筈である。各國との條約は大概日英條約を標準に取りたるが故に、明治三十二年七月十七日より実施する豫定を以て取極めてある。稀に之と相違したるものがあるが、其相違したるものは皆な七月以前になつて居る。故に此等は七月迄延期して之を通知する事は何等の差支もないのであるが独り此仏國條約のみは八月四日に至らざれば実施することが出来ぬ。隨て明年八月四日以後でなければ実施することが出来ぬのである。先頃内務大臣は各國條約を明年七月より実施する事を通知したりと論告したけれども、左様な事は當然出来得べきものではない。日仏兩國の國に協議を開き、仏國に於ては相當の形式に依り議院の承諾を経、而して兩國に於て再び之を發布すれば、夫は其期限を更へることも差支ないが、此儘に置くに於ては各國條約に後ること十八日、

即ち八月四日に至らねば実施することの出来ぬは無論である。

又関税に關しては第七條に於て両締盟国は最惠国産出の同様の物品に課すると同額の輸入税を課することを規定しあり、又議定書に於て契約税目を附屬しあれども、仏国政府に於ては何時たりとも此第七條廢止の旨を通知することを得、而して其通知を為して一年を過ぐれば第七條は効力を失ふと云ふ事を第二十四條に於て規定しある。故に此通知に従て第七條を廢棄すれば、同時に契約税目も消滅して両国に於ける関税は各其国定税率のみ実施せらるゝ事となる筈である。議定書は大概日英條約と同様であつて、別段日仏に限りたる規定はない。其他公文一通は是れは法典実施に關する事であつて、他の諸国に対して約束したるものと同様である。

以上は日仏條約の各條約と異なりたる点にして、而して其相違の点、就中職業若くは手工業或は郵船等の規定に關しては尙ほ多少論すべき事なきに非ざれども、暫く之を他日に譲る。

(十一) 日瑞間修好居住通商條約

スイスとの條約全体は英国との條約に同じであるが、其

政府に於ては日本の裁判權に屬すると解釈し、ドイツ政府に於てはドイツ領事裁判所屬にすると解釈し、之が爲めに多少の衝突を醸したる事がある。縱令條約に規定して置かぬにしても、是等の事は日本政府に屬する方は至当であると思ふが、併しながら條約の解釈は明文なき場合に於ては甚だ決着を見るに難きものであるから、此規定は將來の紛議を避くるには必要なる箇條である。

(十二) 日蘭通商航海條約

オランダとの條約は、日英條約に比すれば、日英條約の本文に規定したるものを議定書に挿入せりと云ふやうな相違はあるが、大体に於て日英條約に同じである。唯其第十七條第一項に於て、本條約の規定は法律の許す限りオランダ国皇帝陛下の總ての殖民地並に其海外領地にも適用せらるべきものとすと規定し、而して其但書に是等の殖民地海外領地に於て日本国臣民は總ての事業に關して最惠国人民と同様の權利を享有すれどもイーストルン、アーキベラゴの各邦土に其航海の爲め及び蘭領印度殖民地へ其生産輸入の爲めに附与し若くは附与せらるべき特別の便益は此限りにあらずと規定してあつて、均霑を許さないのである。議定書は大体日英條約と同様にして、別に論すべき特

異りたる点は大概ドイツ條約と同様である。例えば條約中商業見本に關する事、又宣言書中借地権地上權等に關する事、不動産抵当に關する事、又た本條約消滅後に既得權の存在する事等は、ドイツとの條約に同じくて、英国との條約には異なつてゐる。

此條約は航海に關する事はない。是れはスイス国に於て海灣を有せざるが爲めである。又契約税目もない。唯法典実施を以て新條約実施の條件と爲し居る丈けである。此條約の參考書として附屬したる議事録の抜萃に、本條約の第十一條の専売特許、工業、意匠及び雛形、商標、製造標、商号並に文學美術に關して、内国臣民或は人民と同一の保護を受くると云ふ箇條に關し、此事は新條約前部の實施に先つて施行せらるゝ事であるが、その新條約實施に至る迄の間に是等の事に關する爭議に就ては、日本国内に起る時は其裁判權は日本に屬すると云ふ事を約定してある。此専売特許、意匠、商標等に關して新條約全部實施前に施行する事は、日英條約にも其他の條約にも皆規定してあるが、帝國政府に於て一般の法權を回復する以前に於て爭議の起りたる時は、何れの裁判所が之を裁判するが明かでない。ドイツの條約にも此規定は漠然たりしが故に、日本

別の箇條もない。公文は法典實施に關する事だけのことである。又此條約には契約税則は附屬して居らぬ。他日契約税則を協定することもない。又版權工業所有等の保護に關しては各国聯合條約に加入する規定もない。故に此條約はデนมールク、ベルジウム等の條約に類して誠に簡單なるものである。

(十三) 日西修好交通條約

スペインとの條約は、條約の本文は大体英国との條約に同様であるが、関税に關しては少しく相違の点がある。又議定書に於ても多く趣を異にして居る。但し此條約には法典に關する公文も契約税則も附屬して居らない。

條約本文に於て日英條約と異なる所は、第五條の第二項に於て或る種の貨物若しくは商品に対する輸入税は、両締盟国の何れに於ても内国税に關する制度に依りて、同一の貨物若くは商品に賦課する所の割合に応じて其輸入税を増額することが出来る規定になつて居る。又第十四條に於て通商航海は両締盟国共に最惠国の取扱を爲すことを規定してあるが、其第二項に於て、此規定は関税に關する約定に就ては適用しない。又スペイン国がポルトガル若くはスペイン、アメリカ共和国に対して保留して居る所の特別の

取扱にして是等以外の国に及ぼさざるものに対しては、同国に於て適用しないと云ふ事が規定してある。ツマリ関税は両締盟国の各自に取極むる趣旨に外ならぬ。第十八條には此條約は法律の許す限りスペイン国の海外領地に適用することになつて居る。右等の條項は日英條約に比較して條約本文に於て相違する重なる点である。

議定書に至りては第一締盟国の一方へ輸入する貨物及び商品に対して賦課する所の輸入税整理の爲めに此後更に相互の主義に基いて特別通商條約を締結することを約定してあるが、是れは條約本文に於て関税は両締盟国の自由に任ずることに規定したる取除で、他日必要なる時は特別の通商條約を議定する趣意である。又第六項に於て両締盟国は互に犯罪人引渡に關する特別條約を締結することに同意して居る。而して其條約締結までは無論最惠国同様の取扱をすることであるが、此規定に依て日西兩國の間には他日犯罪人引渡條約を締結せねばならぬ筈である。第七項に於て両締盟国の一方に於て其の国法に拠て他の臣民に帰化を許し、其国籍を与ふる場合に於ては互に通知せねばならぬ。若し通知をせなんだ時は其本人が帰化したりと雖ども、其所屬国の本国に於ては之を帰化したるものと認めな

ぬ。斯う云う事になつて居つて即ち右に列挙したる業務に對しては一般外国人に適用すべきものである時には、假令兩締盟国に於て之に制限を加へたりとて通商航海の自由を害したるものではないと云ふ趣旨である。第四條の第一項には日本とポルトガルとの間に於ける。輸入税の規定にして此條約に附屬したる甲号表に列挙したる日本国の生産或は製造に係る物品、又は乙号表に列挙したるポルトガル国の生産或は製造に係る物品は、兩締盟国に於て互に他国の同種の物品より多くの税を課さない。斯う云ふことに規定してあるが、此規定中に兩國より「直接に」輸入すると云う文字があつて、其「直接」なる文字を第二項に於て解釈して居る。其解釈に拠れば一度他国に輸入したる後に兩國に這入たのではなくして、如何なる方法に依るも又如何なる地方を経由するも、日本よりポルトガル国に、又ポルトガルより日本国に直接に仕向けたる物品に就てと云ふ意味である。第八條に於て兩國の船舶に噸税港税、水先案内料、燈台税、檢疫費等を課するには最惠国船舶と同様でなければ課税せぬと規定してあるが、其第二項但書は、此箇條はポルトガル国が千八百七十五年十二月十一日南アフリカ共和国と締結したる條約、千八百七十六年三月十日オラ

い。斯う云ふ規定になつて居る。是れは他の諸国との新條約には全く之なき所なるが、スペインは他の国にも同様の約束を爲して居る。

又公文に於ては此條約批准交換後一箇月を過ぎたる後にして日本国に於てスペイン国及び其海外領地の生産若くは製造に係る総ての貨物若くは商品に對して、最惠国の取扱を爲し居る間は、スペイン国に於ても日本より直接に輸出してスペインに輸入する所の日本国の生産物及び製造品に對して、スペイン本国とキューバ、ポルトガル兩島間の各輸入税目第二項を適用し、又フィリッピン島に於ては他の諸国に對して現に施行して居る普通税目を適用すると云ふことを規定してある。

(十四) 日葡通商航海條約

ポルトガルとの條約は、條約の骨子に於ては日英條約と大差ないが、其條項に至りては、大分相違の点がある。相相違の点を挙ぐれば大略左の如きものである。

第二條の第三項に但書として、本條及び前條の規定は兩盟国の締各邦に於て商業、農業、鈦業、漁業、警察及び公案に關して現に行はるゝ所の特別法律、勅令及び規則にして、外国人一般に適用するものには、何等の影響を及ぼさ

ンジュ自由邦と締結したる條約並にポルトガルとブラジル国との間に現存し又は將來締結すべき條約には關係ないと云ふ事を規定してある。第十四條中通商航海及び工業に關しては兩締盟国は最惠国を基礎に取ると云ふことの規定を爲し、其第二項に於て除外例を設け、本條及び第四條の規定はポルトガル国がスペイン国及びブラジル国に現に許し或は將來許与する特典の性質を有する便益には適用しないと云ふ事が規定である。第四條とは前に云ふ所の甲乙兩表に拠て、互に最惠国の物品と同様に扱ふ規定である。第十八條は此條約実施後は旧條約の消滅することを規定してあるが、是れは他の諸国との條約には総ての條約が消滅すると云ふ事を記載したる後に、旧條約に附屬したる領事裁判權も同時は消滅すと明記してあるが、ポルトガルは何人も知る如く、明治廿五年勅令第六十四号に示すが如く、治外法權は既に業に撤去して存在しない故に他の條約に異なつて茲に記載してないのである第十九條は此條約の明治三十二年七月十七日より実施することを規定してある。新條約中明治三十二年七月十七日より実施すと明記したる條約は米國條約と、ペルー條約と、此ポルトガル條約とのみである故に、此三国との條約は別段の通知を待たずして実施

せらるゝこと無論である。而してポルトガルに於ては、本国及び附近の諸島嶼即ちマデール、ポルトサント及びアゾールと並に澳門にも此條約を実施する筈である。

右の外議定書あれども別に日英條約に相違したる点なし、又領事裁判権は既に撤去して存在せざるが故に、法典実施工業所有権版權所有権の保護條約に加入する事を規定したる公文も附屬して居らない。

(十五) 日澳通商航海條約

オーストリー・ハンガリーとの條約は、新條約中最終に調印せられ又最終に公布せられたる條約にして、新條約実施には至大の關係を有するものなるが、先頃「新條約実施準備」を草した時には此條約と仏國條約とは未だ公布に至らず、依て之を引用して論ずることは出来得ないのである。此條約は大体に於ては日英條約に同じであるが、其日英條約に異りたる部分は日独條約に同じである。故に大概の規定は之を再び論ずる必要はないが、此二條約に異りて日澳條約に限りて規定せられたるものを挙げれば大略左の如きものである。

條約本文の第二條第一項には、兵役に関し強迫公債に應ぜずと云ふ規定は他の條約同様であるが、其第二項に於て

又議定書に於ては、第三項に於て兩締盟国は領事官の職務、民刑事件に関する司法職務の補助及び犯罪人引渡に關して特別の取極を為す迄の間は、互に最惠国の取扱を許すと云ふ事を規定してあつて、他日等は等の事に關して特別の取極を要する意思を表明して居る。第五項は兩締盟国は専売特許、意匠、雛形等の保護に關して別に條約を締結することの規定であつて是も他日等は等に關する條約を締結すべきことを豫約したるものである。

又公文中に本條約第十八條に規定したる専売特許、意匠、雛形、商標等の保護に関する規定は、新條約の実施以前実施する事を約束したるものがある。是れは他の條約とも之ある約束であるが、他の條約に於ては其裁判権に關し何等の規定なきものとあり、又明かに新條約実施迄此裁判は日本に屬すると云ふ事を規定したるものもある。然るに日澳全權委員の調印したる公文には、日本の裁判権に屬して居る事は表明してあれども、諸外国の臣民とも日本の裁判権を適用する時に於て、澳国は日本国の裁判に屬するものと認むると云ふ事の條件を附して居る。

夫から追加條約であるが、追加條約は本條約の第五條及び夫に關する議定書第四項に拠て生じたるものであつて、

少しく他の條約と異りたる所がある。即ち「土地又は不動産の所有を許可せらるゝ時に當りては、土地又は不動産の所有に附着する所の賦課金及び其所有者小作人若くは賃借人として一般の内地臣民が負担することあるべき軍事上の賦役及び徵發は前項の限にあらざ」とあつて、土地所有不動産所有を外國人に許さぬ間は無論此條項は何の關係をも有しないことであるが、他日外國人に土地所有又は不動産所有を許したる時には、其土地又は不動産に就て徵收せらるゝ所の軍事上の賦役徵發は賦課せらるべき筈である。第二十一條は此條約を規定すべき範圍を定めたものであるが、本條約は現に兩締盟国の一方の關稅を施行し若くは將來施行すべき土地にも適用すると云ふことになつて居る。第二十三條にはオーストリー・ハンガリー国は何時にても本條約第五條第一項の規定即ち兩國の物産を互に輸入するに於て總て別國の生産若くは製造に係る物に異なり又は夫よりも多額の稅を取ることがないと云ふ規定を廢止の通知を為したる後十二箇月を過ぐる時は其第五條第一項は消滅すると云ふことを規定してある。是は追加條約に於て契約稅則も規定してあれども、それをも廢止し其欲する所の稅を課し得ることを為し得べき豫約を為したるものである。

ツマリ日本國に於て、又オーストリー・ハンガリー國に於て本條約第五條の存在する間は各契約稅則を適用することの規定である。是は尙他の諸國の關稅を論ずる時に併せて論じやうと思ふ。

總論に於て、日澳條約は未だ批准交換を経ないが、明年七月十七日実施せらるゝ迄には批准交換に至るかも知れない。ヨシ其時に批准交換に至らずして此條約が実施せられた所が、是は公法上違法のものではないと云ふ事を論じて置きしが、其折にも附言して置きたる通り、此條約は批准交換をせられて夫より後に実施せらるべき趣意を以て締結せられたるものであるから、批准交換に拘らず之を実施するに於ては、多少の不都合を免れない。例へば本文の第二十三條第三項に本條約第十八條即ち意匠、専売特許等に関する事は、本條約批准交換の日より実施せらるゝとあるけれども、其批准交換は未だ了はらぬのであるから、是は果して如何に協定したるや不明である。先頃外務省告示第十五号には關稅の事及び批准交換に拘らず來年七月十七日より実施する事は掲げあれども此日澳條約第十八條に關する事は何う協議したるや示してない。故に是は今日行はれて居るやら居らぬやら此告示のみでは明瞭でない。又議定書第

四項に本日調印したる通商航海條約批准交換後一箇月の後輸入税目に掲けたるものを実施すると云ふ規定がある。是も批准交換と云ふ明文は、批准交換をされぬからして事実に行はれない。但し此事に關しては兩國の間に相談が纏りたる由にて明年一月一日より実施することに協定したりと外務省は告示してあるから、是れは夫れで宜しい。

又批准交換前に日壤條約を実施することに関して、事實有り得る事柄とも覚えねども、若し此條約が批准交換せられずして、有効期限の間即ち十二年間実施せられ居りたるものとすれば如何であるか。其期限に至りて自然消滅する、左すれば壤國に於ては壤國臣民は條約の發布を見ざるが故に日壤間に如何なる條約があるかを知ることが出来ない。而してその知る事の出来ぬ間に実施せられて居つて、又た知ることを得ざる間に消滅する。斯様な事は随分異例の処置であるから、壤國に於ては晚かれ早かれ是非とも批准交換を了る手續を執る積であるに違ひない、さうならぬと甚だ不都合を醸す訳である。

又此條約が明年七月十七日以前に批准交換せらるれば好都合であるが、若しもそれ迄に批准交換を了らずして明年七月十七日より実施せられ、而して其実施後に至りて壤國

は出来得なかつたのである。當時下田に於て陳列所の如き物売場を造り、此物売場に於て物品を売買したのである。

而して其物品は必ずしも航海中の入用品には限らない。漆器にしても陶器にしても織物にしても、有らゆる物品を此処で売捌いたのである。此売捌に就ては当時日本に來つたる外国人の紀行などには却々面白い事を記載してあるが、要するに政府の専売であつて、政府でなければ彼等と物品を売買することが出来なんなのである。勿論其頃には買ふと云ふことは少く、彼等の需要品を供給することを第一として売捌いたものである。斯様な次第であるから嘉永七年より安政五年通商條約を締結する迄は、各國に對する外国貿易と云ふものは殆んど成立して居ないと云つて宜しい。但し長崎に於ける外国貿易は二百年前より継続したが、是れは現行條約の下に於ける外国貿易とは全く別事として見なければならぬ。安政五年に米、英、仏等の諸國を首めとして通商條約を締結した。此條約は今日まで現存し居る條約であるが、此條約の成立以來始めて政府の手を経ずして内外個人間に売買が出来、始めて外国貿易の形を爲したのである。併しながら此貿易の情況も無論甚だ幼稚なもので、加ふるに當時尚ほ攘夷の思想が一方に熾であり、

議會に於て之を否決し、壤國皇帝が之を批准することが出来ないうやうになつたならば、如何であるか。此問題は壤國に取りては、初めより條約の成立しないものと同様であらうが、日本に取ては左様でない。壤國に於て批准を為さずとも日本に於ては批准せられ發布せられ又実施せられて居る。故に壤國に於て批准せずと云ふ訳を以て此條約が消滅するならば、是は條約を破棄したと同様の結果になる。即ち日壤間は無條約國となる。無條約となつたとて兩國の修好まで消滅すると云ふ訳ではないが、通商に關する規定は全く之なきものとなる。何となれば一たび新條約の行はれたる以上は旧條約は之れを同時に消滅する。而して再び新條約が消滅したりとて一旦消滅したる旧條約の復活すべき理由がないから全く無條約になる次第である。

第三 海關稅

(一) 沿革

嘉永七年は始めて外国と修好條約を締結したる年であるが、夫れより安政五年に至る迄の情況を觀るに、外国貿易は殆ど成立して居らぬ。米國との修好條約第八條には、日本政府の役人の手を経るに非ざれば売買の出来ぬやうになつて居る位で、何物にしても内外の人民各個人間には売買

又開港も實は余儀なく開きたるものであつたから、外国貿易は之を奨励するに非ずして寧ろ成るべく之を阻害する意味であつた様に見える。故に十分に發達することは出来得なんなのである。尤も斯様な情況は嘉永以來のことで、それが爲めに安政五年の通商條約には、以來は日本政府の役人の手を経ずして売買が出来るとか、又此開港場まで物品を内地より運ぶに通過税を取つたり總ての妨をすることをしてない、同時に開港場より内地に入込む物も海關税を取つた以上は他の税を取らないと云ふようなことを條約に規定してあつて、外国公使は之を楯として毎度政府に嚴談を試むると云ふ様な情況であつた。

右の如く安政五年の通商條約に拠て兎に角外国貿易なるものは成立したが、當時各國と締結したる貿易章程を見るに、固より概略を示したもので、輸出入に關し詳しき規定はない。去りながら其條約の規定に拠れば、関税は今日程日本に不利益なものではなかつたのである。然るに慶應二年英、仏、米、蘭の四箇國公使と「改稅約書」なるものを取極め、各國條約は皆此「改稅約書」に従て改正し又其後締結したる條約には此「改稅約書」に掲けたる税目を直に轉載したと云うやうな次第で、遂に今日の輸出入税目を成

立せしめたのである。而して此慶應二年の「改税約書」は、安政五年の條約に比すれば甚しく日本に不利なるものであつた。夫は其筈である。何人も知る如く当時馬関に於て外国商船を砲撃し、それが爲めに英、仏、米、蘭の四箇国が連合して馬関砲撃に従事したと云ふような騒動もあり、又当時攘夷の思想が盛であつたから、開港を始め最初條約上に約束したる事を履行する事が出来得なると云ふやうな事情もあり、外交上種々の失敗を重ねたる揚句に、遂に此「改税約書」を取極めねばならぬ事に立至つたのであるから、此條約は無論日本に利益あるものと爲す事は出来得なものである。

現行輸入税目を見るに、其成立に於て既に已に不利なることは再び論ずる迄もないが、大体輸出に於ても輸入に於ても共に税目を定めて、而して其税目に掲げて居らぬものは五分の税を課すると云ふが如き、概括的のことを以て之を拘束したるが故に、輸入にしても、日本の意思を以て如何とも爲すべき余地がない。何れの国に於ても普通税則を設けて其外に契約税則がある。日本に於ては其普通税則を制定することが出来得ない。ヨシ之を制定したりとて之を適用する物品がないと云ふ有様であつたので、開港以来

條約国の人民が之を輸入する時に於ては、其條約国と約束したる税目の外に課税することは出来ない。若し之に反し新條約附屬の契約税則の如く、各国普通の原則に従て其産地を問ふて規定したるものであるならば、無條約国の生産又は製造に係る物品及び契約税則なき国の物品は、皆我國定税率に拠て徴収し得たる筈であるが、産地を問はずして輸入し又は輸出する人を問ふ趣意を以て規定してあつたから、此事は今日まで出来得なかつたのである。

又現行條約には大概最惠國條款を規定してある。故に一方の国の生産又は製造に係る物品に若しも低税を課するに於ては、他の国にも同様の低税を課さなければならぬ。即ち此最惠國條款の爲めに殆ど各国の物品を悉く一樣に取扱はねばならぬ事情が起つたのである。無論最惠國條款なるものは孰れの場合に於ても、斯の如き性質のものに相違ないが、併ながら此が爲に孰の地の生産又は製造に係る物品にても尽く同一の税を課さなければならぬと云ふが如きは随分不利益なる事柄である。最惠國條款の規定なき国の物品にしても産地を問はずして輸入し又は輸出する人を問ふ主義なりしが故に結果は同じになる。例へば朝鮮の如き、日本が朝鮮に於て最惠國條款を有して居るが、朝鮮は日本に

漸次に貿易は發達したが、其發達したる貿易に対して税則を改正することは出来得ない。依然として慶應二年の改税約書に拠て今日まで拘束せられたのである。故に税權回復の論も屢々国内に起つたことで、無理ならぬ説ではあつたが、此税權回復なるものは元來法權を回復し得ざる間に行はるべき筈のものでない。夫れゆえ今回新條約の成立に至りて始めて其税權を回復し得たるのである。

又當時の貿易章程は色々不都合の点が多くあるが、第一に其税目を取極むるに當りて、何れの土地の生産若くは製造に係る物品であると云ふことを問はない。何れの国の生産又は製造に係る物品であつても、之を輸入し又は輸出する外国人に依て其税を課するのである。現行條約を一読すれば明瞭に知り得る如く、例へば環國條約にしてもオーストリー・ハンガリーの人民が輸入する時に斯様であるとか、輸出する時に斯様であると記載してあるが如く、何れの国に対して之を輸入し又は輸出する人に依て斯の如き税を課すると云ふ原則であるから、何れの国の生産又は製造に係る物品であつても、其原産地の如何によりて課税の區別をなすことが出来ない。故に關税を契約して居らぬ國若くは全く條約無き國の生産若くは製造に係る物品にしても

於て最惠國條款を有して居らぬ故に、朝鮮の物品に対しては如何なる税を課するも妨げないが、若しも朝鮮に対して高税を課すならば宜しい。低税を課するならば、各国之に均霑し同様の低税を課せねばならぬから、結局最惠國條款に拠て皆同様な課税をなすより外に仕方がなかつたのである。現に朝鮮の如きは明治九年に朝鮮に送りたる公文を見れば、朝鮮より輸入するものに就ては税を取らぬ、無税にて輸入を許し、又朝鮮に輸出するものも無税の趣旨であつたかの如く見えるが、併しながら斯の如き事は最惠國條款の爲めに實際に行はれやうがない。遂に朝鮮に於ても税を取り、日本に於ても税を課さなければならぬやうになつた。と云ふものはツマリ若しも朝鮮より輸入するものに税を課さないか、又は各国に比して低税を課して居るならば、各国の生産又は製造に係る物品も之と同様に取扱はねばならぬからである。

以上の如く現行關税なるものは、何れの地の生産又は製造に係るものにしても、之を輸入し又は輸出する人に依て税を課する規定であるから、茲に一の疑問を生ずる。各国の條約に於て規定する所の條款は總て各人に關係したるものであるが故に、産地の如何を問はずして其各人の國

籍を問ふて税を課せねばならぬ事は已むを得ない。然らば日本人の輸入し又は輸出する場合は如何。現行條約中には外国人民を内地人民と同様に取扱ふ規定はない。

内国人民と同様に取扱ふ規定がなければ内国人民は條約上何等の拘束をも受くる筈はない。故に日本人の輸入し又は輸出する物品は、何れの地の生産又は製造であつた処が皆な無税で宜しい。若し又有税にせんとするならば、之が為めに特に普通税則を設くべき筈ではないかと、斯様な疑問を現行條約を一読したる上より必ず生ずべき問題である。而して此原則は各国に於ても多少認めて居らぬではない。故に日本人に対して或る特別な規程を設けたりとて、之が為めに原則上外国政府に異論はない。例へば先頃中外に騒がかりし直輸出奨励法でも左様である。直輸出奨励法は日本人の輸出する場合に奨励金を与ふると云ふことであるから、新條約実施せられて、内国臣民と同様に取扱ふと云ふ規定の効力を有する迄は、各国は内地人民に与へたる特別の恩恵又は奨励に対して條約上均霑を求むる權利はない。故に之に就ては外国政府は原則上の異議はなかつた。但し其異議を唱ふことを得ざるが為めに外国政府に於ては、報復手段を取り、日本の与へたる奨励金だけの

る條約の一分を為したるものであつて、日本に於て制定したる法律令ではない。依て條約と共に存廃すべき性質のものであるが、現に各税関に於て徴收しつゝある所の有様は、恰も日本の制定に係る法律令の規定であるかの如く多くの物品に対して此契約税則を適用して居る。是れ實際の事情已むを得ざるからである。而して此税則は税率に於て甚だ日本に不利益なるのみならず、別に又大に不利益なる弱点がある現行條約は總て無期限條約である。其無期限條約の一分を為したる契約税則は同じく無期限税則である。故に條約改正が成功せざる間は、如何なる場合に於ても此の税則を改むることが出来ない。而して其條約改正なるものも如何であるかと云ふに、前に述べたる如く條約改正を提議することは、明治五年に於て既に日本に其權利を生じ居ることであるが、之を提議したりして協議決定に至らぬ時は、旧條約は依然として永続する。故に日本に於ては其協議を成立せしむること非常に必要であつて、之を成立せしめなければ永く非常の不利益を蒙むることであるが、各国に於ては之に反し其協議成立せずとも不利益を蒙ることがない。却つて其利益を保有し得る次第である。是れ條約改正の談判上彼我の間に著しく利害を異にし、我国に取

高を其入国の際に課税するとか云ふようなことであつて、遂に行はれない結果に立至つたのであるが、原則としては先づ右様の次第である。去りながら是は既に直輸出奨励法に於て失敗を招きたるが如く、其原則は原則として、若し日本人の輸出し又は輸入するものを、無税となすが如き規定を設けたらんに、各国の生産若くは製造に係るものは日本人の手を経て尽く無税で輸入すると云ふ結果になる。又事実日本人の取扱ふものでなくとも、日本人の名義を仮りても輸入が出来る。日本より輸出するものも亦斯の如く、到底實際に其原則の行はれやうがない。又無税に非ず多少の税を課するとしても、其税が現に各国人の取扱ひ居る物品に対して徴収する所より、比較的低税である時には同じ結果を來すのである。又若し高税であるならば特に外人を利して、日本人を不利益の地に陥れると云ふことになる。故に結局日本人の為に別に普通税則を制定した所が、各国人に課し居るものと同様にするの外ないから、原則論は原則論としても、實際に於て之を適用し特に日本人に限つて輸出入税則を定むることは出来得なかつたのである。

是故に現行輸出入税なるものは、元各国と協議決定した

りては大に不利益なる弱点であつたのである。

(二) 契約税則

現行條約税則は輸出入共に規定したるものにして、最惠国條款の有無に拘らず、又内外人の區別を問はず、總て此契約税則に拠て関税を徴収するの外なかりしことは既に述ぶる如くであるが、明治二十六年英國に対して條約改正の協議を開き、漸次其歩を進めて遂に二十七年七月に至りて始めて新條約を締結し、其結果として日本の国定税則を設けることが出来、昨三十年に至り法律第十五号を以て始めて関稅定率法が發布せられた次第である。若しも此新條約が成立することが出来得なかつたならば、関稅定率法も亦依然として制定することは出来得なかつたのである。而して斯くして制定してすらも、尙ほ明年一月一日に至り各国契約税則と同時に行ふのでなければ行はれぬやうな關係になつて居るのが、畢竟現行税則は輸入し又は輸出する總べての物品に適用すべきものであつて、殆ど関稅定率法を実施すべき余地のないようになつて居つたからである。

元來国定税則なるものは、何れの國に於ても一般の輸入物品に対して制定し、契約税則なるものは、或る物品に対して或る國々と協定したるものである。無論契約税則なる

ものは、国定税則に比して其税は低い。又若し低く規定するのでなければ契約する必要はない。而して其低税の実施せられて居る間は関税定率法に規定したる高税があつても、之を適用することは停止せらるべきものである。故に一方に於て関税定率法が施行せられ、他の一方に於て契約税則が施行せらるゝ場合には、其契約ある国の生産若くは製造に係る物品に対し関税定率法の施行を中止し、之に代ふるに契約税則を以てせねばならぬ。斯様の順序にて何れの国も国定税率を施行しつゝ同時に契約税則を實施し居る次第である。然るに従来屢々我國に起りたる議論の中に、契約税則を以て我國利を害するものなし、絶対的に之を設けざることを主張せしものがあつた。此等の論者中には今日に至りても尙ほ全く其誤解を去らざるものがある。是れ甚しき誤解にして、契約税則は必ずしも兩國の貿易を害するものでない。相當に規定すれば却て兩國の貿易を發達せしむる便宜を与ふるものである。

例へば米國より日本に輸入する石油に対し、又日本より米國に輸入する茶に対し、相互的に相當な税を契約したるものと仮定せよ、兩國の商人が貿易を為すに於て、不時に課税若くは増税さるゝの虞なく、甚だ便利であらう。之な

互的でないこともないとは限らぬが、シカシ其場合に於ても間接に何かの報酬を得て相互的になつて居らなければならぬ是は契約税則を規定する大體の原則であると思ふが、日本に於て現に行はれて居る所の契約税則は、無論に相互的のものでないのみならず、今回或る国々と締結したる新契約税則も亦相互的になつて居らぬ。契約税則を設くる趣意に於ては、甚だ遺憾の次第である去りながら現行條約附屬の契約税則は、總ての物品に適用せらるべきものであつて、輸出にしても、輸入にしても、我國定税則の及ぶべき余地がないと云ふやうなる行掛もあり、又曩に各國に提議したる井上案にしても大限にしても、此点は僅かに現行税則の或る項目を改むるに過ぎざりし如き行掛りもあり、彼此の事情の爲めに絶対的相互的の趣意に規定することは出来得なんだ關係を生じたるは寔に已むを得ざる次第である。

故に新條約に附屬したる契約税則は、尽く相互的にはなつて居らぬ。勿論此契約税則を設くるに關し、當時当局者は第一に契約税則を締結する国の数を減じ、第二に其契約税則に掲ぐる物品の数を減ぜんと努めたることは疑ひないが、其国の数は幸ひに減じ得て僅かに四箇国となしたる

きが爲めに時々貿易上の恐慌を醸し不安の位置に居らなければならぬことがある。現に米西戦争の爲めに茶に課税せられて、我商人の甚しく恐慌を來したことがある。幸に左迄驚くべき程の影響を被りはしなかつたが、シカシ斯様な事は度々ないとも限らない。故に若し日米の間に斯様な物品に対して、相當なる契約が成立して居つたならば、兩國の貿易上に便宜を与ふることは尠からぬであらう。米國は大体何れの國に対しても契約をなすを事を好まぬから、斯の如き契約税則の成立しようがないが、仮に成立し得たるものとすれば右述ぶる如きものである。故に決して契約税則なるものは兩國の權利益を害するものに非ず、相當に規定するに於ては却て貿易上の便宜を与へ其發達を利するものである。

去りながら契約税則なるものは、元兩國の便宜に依りて生ずるものあであるから、之を規定するに於ては相互的のものでなければならぬ。我より彼に輸入する某品に対しては、彼に於て斯の如き税を課する。其代り我に於ても彼より輸入する某品には斯の如き税を課すると、各自利益を圖りて契約したるものでなければ、契約税則の原則には適はぬのである。故に契約税則なるものは、場合に依りては相

(三) 各国との關係

新條約に於て契約税則を附屬したる國は僅かにイギリス、ドイツ、フランス、オーストリー・ハンガリーの四箇國である。其中オーストリー・ハンガリーに対しては、契約税則が相互的に出来て居る。日本よりオーストリー・ハンガリーに輸入するものには斯の如き税を課する。又オーストリー・ハンガリーより日本に輸入するものには斯の如き税を課すると、各其税目を規定して全く相互的に成立し契約税則の原則に適つて居るが、英、独、仏は左様にはなつて居らぬ。即ち英、独、仏より日本に輸入する物品だけに關する規定であつて、日本より英、独、仏に輸入する物品に対しては、最惠國條款に拠て他國と同様の税を課せらるゝのみである。尤も其中にフランスは少しく趣を異にし同國には最高税と最低税との規定がある。而して日本に於て最惠國條款に拠つて仏國の物品に低税の恩を与へ居る間は、フランスに於ても日本の物品に対して最高税は課せないものである。併しながら是れも大體に於て最惠國條款より生ずる一般の結果に過ぎずして、日本より彼國に輸入する

物品に限りたる特別の規定なく、彼より日本に輸入する物品に対してのみ此契約税則が設けられてある。

故に相互的契約税則を附屬し居るものは、契約税則の存在する四箇國中に於てオーストリー・ハンガリーのみにして、英、独、仏は日本に輸入する時の税則丈けを掲げて日本より彼國に輸入する時の税則を掲げてない其他の國々に至りては全く契約税則の規定なきものと、又多少關係の箇條あるものとの二様である。

全く契約税則の規定なきものは北米合衆國、ペルー、デシマーク、スエーデン・ノールエー、ベルジウム、スイス、オランダにして、此七箇國との間には契約税則は全く存在して居らぬ。即ち相互的に各自の國定税率を適用する筈である。但し互に最惠國條款の拘束を受けねばならぬから他國の生産又は製造に係るものよりも多くの税を課することは出来得ない。

又多少關稅關係の規定ある國は、現に契約税則を附屬せずとも、後に必要な場合に於て契約税則を附屬することを豫約している。其國々はイタリー、ロシア、スペイン、ポルトガルである。此四箇國は後に至りて必要な時に契約税則を設くる約束であるが、其約束は尽く一様ではな

して此特別通商條約なるものが成立せなんだ時には何うするかと云ふ規定がない。故に是は成立せざれば夫れまでのことで依然として從來の通り取扱ふものと見るの外ない。ポルトガルに至りては日壤兩國とも最惠國條款に拠て、他の外國に課すると同様な税を課するの規定であるが、之が為めには甲号表乙号表と二表を規定してある。其甲号表なるものは、日本よりポルトガル本國、マデール、ホルトサンド、アゾール及びマカオの各處に輸入する時に、ポルトガルに於て最惠國待遇を与ふる物品を掲げ、其種類は三十一種ある。乙号表はポルトガルより日本に輸入する時に、日本に於て最惠國待遇を与ふる物品を掲げ其数は二十二種ある。而して此二表に掲げたる物品に対しては兩國共に最惠國の物品に対すると同様の税を課すると云ふ規定である。但し兩締盟國に於て実験上尙ほ不満足と思ふに於ては、兩締盟國に於て各々他の一方へ輸出する物品に關して契約税則を協定する筈になつて居る。故に以上四箇國との條約は、契約税則を附屬して居らぬが、將來とも決して契約税則を設けぬと云ふ趣旨ではない。

新條約附屬として契約税則を規定したるもの、契約税則の全く之なきもの、及び多少將來の關係を豫約したるもの

い。イタリーとは日伊兩國に輸入する兩國の生産又は製造に係る物品に、最惠國條款を適用して他國と約束したる契約税則同様の税を課するが、実験上不満足と看做す時には、各々其の目的とする所の輸出品を指定して契約税則を協議することが出来る。而して其協議を開いて、幸ひ契約税則が成立すれば無論それで宜しい。不幸にして契約税則が成立すること出来得ざる時は日本に輸入するイタリーの物品、イタリーに輸入する日本の物品に關しては、兩國ともに普通税則を適用し、最惠國條款に拠りて低税を課することを停止すると云ふ規定になつて居る。之を約言すれば日伊兩國の間に他日必要なる時には契約税則の協議を開くことが出来るが、其協議成立せなんだならば兩國ともに各其國定税則を適用すると云ふ趣意である。但し其協議の期限は兩國の一方より發議の後、六箇月以内と條約にあるから、六箇月間に協議纏まらねば、旧に復して最惠國條款を適用するに非ずして、普通税則を適用する結果になる。

ロシアとの約定も全くイタリーと同様であるがスペインは少しく之に異なり、單に兩締盟國の一方へ輸入せらるゝ貨物及び商品に対して、輸入税整理の争めに特別通商條約を設くることを兩國に於て約定すと云ふ規定であつて、而

は、右述ぶる如くであるが、輸出税に關しては契約税則の有無に拘らず何等の規定もない。但し條約本文中に兩締盟國に於て特に其國に輸出するものに限り輸出税を高むると云ふことは出来ない。輸出税を課すならば何れの國へ輸出するを問はず、同様の物品に同様の課税をなさねばならぬと云ふ規定がある。之を約言すれば他國に輸出する時は無税であるが、某國に輸出する時は何割の税を課すると云ふ如き偏頗なる処置は出来ないと云ふことである。此規定を除きては新條約中輸出税に關する何等の規定もない。是れ固より當然のことにして何れの國に於ても輸出税は其國單獨の意思を以て決定して居る。而して大概の國に於ては特別なる物品を除くの外輸出税を課さない。元來輸出税なるものは徴収すべきものでないと認めても宜しい位のものであるから現行條約の如く條約上輸入税を規定し、又輸出税を規定し、依て以て一般貿易を阻害せし條約を改むる所の新條約は無論に輸出税の規定は刪除せねばならぬ。故に各國普通に行はるゝ所と同様に輸出税に關しては條約上何等の規定もない。

之を要するに新條約に於て、輸入税の契約は英、仏、独に対して存在し、オーストリー・ハンガリーとは相互的に

契約してあるが、其他の国とは契約税則を設けてない。又輸出税の契約は何れの国に対しても設けたるものはない。然るに輸入税は明年一月より実施せらるゝ筈であるが、現行輸出税は條約に附屬し現行條約の一部を為したるものであるから、現行條約と同時になければ消滅しない。此事に關しては屢々我が紙上に論じたる所で、今更繰返す必要はないが、貿易の發達を図るに於ては、明年七月十七日に至り現行條約の全部消滅するの期を俟たず、成るべく速に之を廢止する方が適當であらうと思ふ。

(四) 從価税及び從量税

兩國互に主張し讓歩して規定したる契約税則は、填國を除くの外英、仏、独は皆日本に於て徵收する輸入税目のみであるが、其税目は互に主張し、互に讓歩したる結果として、英國とは三十八種、ドイツとは五十九種、仏國とは一九種、填國とは彼より我に輸入するもの八種、我より彼に輸入するもの八種である。而して是等は皆從価税の規定であるが、此從価税は他日從量税に換算し得べきものにして、即ち日英國には此が為に明治二十八年七月十六日に追加條約を締結して居る、此追加條約に依れば、その品目は從量税に換算したるものと、從來の如く從価税の儘に置く

算する契約である。但しドイツの殘部も仏國の全部も未だ從量税に換算されては居らぬ。

右の如く現に規定したる契約税目は、出来得べき限りは孰れも從量税に換算して之を適用する規定になつて居るが、仏國との契約税目は、仏國に於て本條約第二十四條の規定に拠て何時にても之を廢止する通知を為すことが出来る。而して之を廢止する通知を彼より為して一箇月を過ぎたる後は總て此契約税目は無効に歸する訳であるから、從量税としてあるものも此場合に於ては總て一掃して全く無契約となる次第である。又填國との契約税目は僅かに千九百三年十二月三十一日迄を限り有効に実施せらるゝ規定であるのみならず、其品目を見れば從価税に規定する必要を認むる程のものもないやうである。兎に角其從価税たると從量税たるとに拘らず千九百三年と云へば新條約実施後凡そ五箇年間有効のものに過ぎない。

(五) 税 目

各種新旧税目の比較を見るに、嘉永年間外國貿易の殆ど成立して居らなだ時は之を論ずるまでないが、安政五年通商條約を締結したる後に於ても、其條約に掲けたる税目は極めて簡單なるものである。去りながら此安政五年の條

ものと、併せて六十一種になつて居る。斯の如く著しく其品目を増加したる理由は從価税なる時はその價格に依つて課税するものなるが故に、品目を細別する必要はないが、從量税に換算するに於ては其の品目を細別するにあらざれば、適當なる税額を算出することが出来ない、故にその品目は各増加したる次第である。而して斯く從価税を從量税に換算したりとしても、其税額は從価税の税率を基礎として算定したるものであるから大体に於て其率に相違はない。畢竟從量税は徵稅官の爲めにも納稅者の爲めにも便利であるから、出来得る丈け從価税を從量税に換算するのである。是れ独り契約税目に於てのみでない。我關稅定率法に於ても其通り、關稅定率法は皆從価税の規定であるが、出来得る丈けは從量税に換算する方が便利であるから、從量税に換算せられて先頃之が爲めに一の勅令を發布せられて居る。ドイツとの契約税目は、日英追加條約に於て既に從量税に換算したるものは、其協定に同意すると云ふことをドイツ政府に於て承諾して居るから、此部分に就ては再び從量税に換算する必要はないが、他の物品に就ては出来得る丈け從量税に換算すべき筈である。仏國との契約税目も又批准交換後六箇月以内に出来得べきものは從量税に換

約は輸出に關しては五分を標準として居り、輸入税目に掲げざるものは二割を徵收すると云ふ高税になつて居る。然るに慶應二年の改稅約書に至りては、之に反して輸出も輸入も五分を標準とし、其税目に掲げざるものは、輸出入共に五分を徵收すると云ふ規定になつて居る。新條約に附屬したる契約税目は、英國とドイツとは最高は一割五分、最低は五分、フランスと填國とは最高は一割、最低は五分、而して此新條約附屬の税目は物品に限りあり、其税目以外の物品には從來の如く、概括的に何分の税を課すると云ふやうな規定はない。畢竟契約税目に掲げざる物品に就ては、我普通稅則即ち關稅定率法を適用する趣意であるから、概括的の規定はないのである。而して既に概括的の規定なく、最高は一割五分最低は五分で、且つ其物品に限りあるに於ては、其税率の平均を見る必要はない。強て其平均を見んとすれば、此税目に掲げざるものは總て我關稅定率法に支配せらるゝものであるから、關稅定率法に掲ぐる税目と、契約稅則に掲ぐる税目とを混同して其税率の平均を見るの外ないのであるが、其平均は暫く別事として、今回改正の契約税目も亦新たに發布せられたる關稅定率法も、皆輸入税率を高めたものであるから、早晚輸出税を

全廢するとは云へ、將來國庫に收入すべき海關税は著しく増加すべき筈である。

又關稅定率法は我國定稅率であるが故に、之に改正を加ふることは我國の随意である。故に其稅目は我意思の儘に立法の手續に依りて如何に規定するも差支ないが、契約稅目は締盟兩國の協議の結果でなければ改正することの出来得ないのは無論の事である。又我立法の手續に依りて随意に改正し得べき關稅定率法に掲けたる稅目にしても、之を外國より輸入する物品に適用せんとするには、ドイツ並にオーストリー・ハンガリーとの條約に於ては六箇月前に公布せなければ其國の物品に適用することは出来ないとなつて居るから、結局關稅定率法は我随意に為し得るものであるが、之に改正を加へたる時には六箇月後でなければ其改正稅率を実施することは出来ない。是れ心ずしも我立法權を拘束したる訳ではない。凡そ外國貿易なるものは關稅の變動に因りて利害を感ずること著しきものなるが故に、内外人を問はず外國貿易に従事する者の為めには、相當の猶豫期限を置くの必要がある。故に關稅定率法に於ても、

、多年希望したる條約改正は、我權利を回復し、我利益を増進するの趣旨であつたが、權利に於ては治外法權を撤去して、我法律の儘に外國人を支配し得ることとなり、利益の點に於ては斯くの如く關稅則を改正し、我國定稅率を制定することを得、又契約稅則ありとするも僅かに四箇國に過ぎない。是に於てか第二の維新と稱すべき新境遇に始めて達したるものと認めて宜しからうと思ふ。

第四 領事職務條約

領事職務條約を締結したる國は、新條約を締結したる十五箇國中に於て、ドイツとベルジウムとの二箇國である、ドイツと締結したる領事職務條約は明治二十九年四月四日の調印にして、即ち日通商航海條約と同時に締結したるものである。而して之れに一の公文を附屬してある。ベルジウムとの領事職務條約は日白通商航海條約に遅れて、明治二十九年十二月二十二日に調印せられて居る。此二條約は大体に於て略ぼ同様のものであるが、ドイツの條約はベルジウムの條約に比して寧ろ詳密に規定せられてある。故に此二條約を同時に論ずるに於て、先づ以て日独領事職務條約を標準とし、之にベルジウム條約を併せて論ずることは適當であらうと思ふ。

亦独逸二國の條約に於ても、斯の如き規定を設けたるは、彼我貿易に従事する者の為めに至當の事である。之を要するに現行條約の如きは極めて不利なるものにして、且つ關稅則協定の原則に反したるものであるが、それより一躍して各國と對等の地位に立ち、相當の關稅則を設けんとするには固より幾多の困難を免れぬ次第である。随て十分なる結果を得ることも甚だ難き訳である。併しながら現行條約に比較すれば、新條約附屬の契約稅則は第一之を契約したる國が僅に四箇國に過ぎない。其四箇國中オーストリー・ハンガリーの如きは相互的にして、且つ有効期間五箇年に過ぎない。又其契約稅目も多きが如しと雖も、然れども現行條約の如く概括的に網羅したるものに比すれば固より僅少のものである。故に海關稅は絶體的に外國と契約して定むべきものでないと、主張する論者は兎も角、締盟兩國貿易の便宜を図るが為めには、契約稅則も必要のものであると云ふことを認むる論者は、更に一步を進めて此新條約附屬の契約稅則を改正し、其品目を動かすと同時に相互的のものに為さんとすることは無論必要とする事なるべしと雖も、之を全廢して全く契約稅則なきものとなすことに同意は出来ないであらう。

領事職務條約なるものは、各國の間に於て、孰れの國に於ても尽く締結せられて居る條約ではない。故に新條約を締結するに當り、領事職務條約を締結せざる國が多かつたのである。ドイツ並にベルジウムに対しても帝國政府より進んで此の條約を締結せんことを求めたのではない。ドイツ及びベルジウムの事情に於て締結せんことを希望したるが故に、此條約は締結せられたのである。近來萬國公民法及び外交慣例の進歩の為めに、領事條約を締結せずとも、領事の職務を實行するに於て、大概の國に於ては差支を見ない。それ故に斯くの如き條約を締結して領事の職務を明らかにして置くは、多少の便利がないではないが、併しながら各國交際の間に必要缺くべからざる條約とは見られない。

領事なるものは外交官と異なりて、其權限の甚だ狭きものである。領事の性質を今茲に詳言するの必要はないが、要するに大体に於て領事は貿易を保護し、並に在留人を保護すると云ふのが職務の趣意に外ならないのである。此職務を實行するが為めには、自國政府に於ては領事に多少の職權を与へ、又其駐在國政府に於て、之に多少の特權を許して居る。我國開國以來駐割したる各國領事は、條約の

規定に拠りて裁判権を保有して居り、其権限は普通領事の比でなかつたのであるが、新條約実施後は治外法権なるものは全く消滅し、各国領事も普通各国間に駐割して居る領事と同様となるべき筈である。故にドイツ及びベルジウムに於ては領事職務條約を締結するの必要を感じたる次第であらう。但し此條約は固より他の條約同様に日本に於けるドイツ若くはベルジウムの領事職務権限のみの規定ではない。日本領事のドイツ若くはベルジウムに駐在するものゝ職務権限をも規定してあつて、相互的に成立したるものである。

又領事職務條約は各其條約の緒言に於て明示したる如く、領事の職務を執行するに際し享受すべき權利、特權及び免除に關して、一層明確の規定を設けんと欲して締結したるものである。故に此條約に規定したるものは、要するに公法私法の關係若くは外交慣例に於て、全く無き事を規定したるものではない。唯之を一層明確にして誤解を避けんが爲めに規定したるに過ぎないのであるから、此條約全部に就て之を詳論するの必要はない。去りながら我國に於て領事條約を締結したるは此條約を以て始めとなし、此以前には斯くの如き條約はなかつたのであるから、逐條の大

陸軍の宿舎若くは捐資を免れ、又商工業に従事せざる場合に於ては、対人税奢侈税並に直接又は対人的性質を持つて居る税を免る。尤も内地の消費税地方税に屬するものは負担せねばならぬ。又領事官を裁判所に引致したる場合には、其領事の所屬國公使館に直に通知せねばならぬと云ふ規定である。但し此通知の場合はベルジウム條約には規定してない。第四條は領事官及び其部下の官吏を裁判所に出席せしめて、證言を為さしむることに關する規定にして、若し是等の官吏に證言を為さしむべき時には、裁判所は公文を以てその出廷を請求し、職務若くは疾病のために出廷することの出来ぬ時は民事の場合に限つて裁判官は其官吏の居宅に就て其陳述を聴き、又は供述書を請求する。而して此場合には此等の官吏は裁判所の請求に応じなければならぬと云ふ規定である。第五條は領事官の事務所たることを表示する爲めに本國の徽章を掲げ、又其事務所の家屋の上に本國の国旗を掲げ、又職務上に使用する船舶に国旗を掲ぐることを得る規定である。第六條は領事館の記録書類は犯すべからざるものとして、其駐在國の官庁は如何なる口実を以てしても、此書類を檢閲し又は差押へることは出来ない。又領事官にして他の事業に従事して居る

意を摘録することは、條約を研究するものゝ爲めに多少の便利はあらうかと思ふ。但し日独領事職務條約と、日白領事職務條約との間に條文の編成を異にしたるものがある、例へば第一條第二項にドイツ條約に於て掲げたものを日白條約には第二條第一項に掲げてあると云ふが如き次第であつて、其事柄に差別のなきものが多い。故に之を同一のものと思ふとして、日独領事職務條約に就て逐條大意を述べやうと思ふ。

日独領事職務條約の第一條は兩締盟國は何れの國の領事にも駐在を許さぬ場所の外は、各港各都市に領事の駐在を許し、且つ之れに最惠國の同等の官吏に現に許し又は將來許すべき權利免除及び特權を許すと云ふ規定であつてツマリ普通の原則を掲げたるに過ぎない。第二條は委任狀附与及び取消等の規定であるが、元來領事なるものは本國政府より与へられたる委任狀を携帯し、之を其駐在國の政府に提出して駐在國君主又は大統領より認可狀を得て始めて就職するものであるが故に本條の規定の如きは寔に普通の順序である。第三條は本國より派遣したる正式領事は民事に就て拘留せらるゝことなく、刑事に於ても重罪と看做さるゝ場合でなければ拘留せらるゝことがない。海

時には、領事館の書類は其事業に屬する書類と區別して置かなければならぬ。又其駐在國の官庁は犯罪取調の外は、如何なる事を以てしても此事務所若くは領事官の居宅に入ることは相成らぬ。尤も是等の事務所若くは居宅を以て犯罪人を保護する場所となすことは出来ないといふ規定である。第七條は領事官の死亡不在若くは事故ある場合に於て、其部下の官吏に於て代理をなすことを得る規定である。第八條は領事官は事故ある時又は一時不在の時に、代理者を命じ又は其管轄内の都市、港及び其他の場所に代辨領事を命ずることを得る規定である。第九條は條約取極め又は國際法に違反したる所為ある時は、領事官は其地方の行政庁又は裁判所に救済を求め、是等の官庁其求めに應じて相當の処置を為さぬ時には、其國代表者の居らぬ時に限り其駐在國の政府に申立ることを得る規定である。是は領事は外交官の資格なきが故に其駐在國の政府と直接往復を為すことは出来ない。其政府と直接往復を為すものは本國の代表者に限る。領事官は僅かに其駐在地の地方官と往復すべき性質のものであるが、本條に示すが如き場合に於ては除外例として領事に直接往復を許すのである。第十條は領事官及び其部下の官吏が、本國の法律令の許す限りに

於て行ふべき權利を規定したるものにして、即ち本国籍に屬する船舶内に於て、本国の船長、船員、乗客及び商人其他の本国人民の陳述を聴くことを得、本国臣民のみの法律行為、遺言、並に本国臣民相互の間と、本国臣民と駐在国の臣民、又は駐在国に在留する他国の臣民との間に收結びたる契約、並に本国の版図内にある土地に關し処辨すべき法律行為に關して、取結びたる契約を登録し及び證明することを得、又本国官庁若くは官吏より發する總ての文書を翻訳し及び之を證明することを得、右等の外是等の書類の原本又は謄本、抜萃及び翻訳は、領事官に於て之を證明して其館印を捺したる時は、兩國の公證人又は兩國の一方当該官吏、公使若くは裁判官の登録證明したるものと同一の効力を有する。但し此場合に於て、前記の書類には之を執行する国に行はるゝ法律に従て、印紙及び手数料賦課金を払はなければならぬと云ふ規定である。此規定は大概國に於て現に許しある所のものであつて、其本国臣民を保護する点に於て已むを得ざる箇條である。第十一條は其本国臣民の婚姻を取扱ふ規定である。第十二條は其本国臣民の出生及び死亡を證明することに關したる規定である。第十三條は後見人及び保證人を命じ、又其本国の法律に従

る事(八) 遺産処分開始、管理及び清算に關して、領事官は法律上相続人を代表するの職権を有する事(九) 相続権及び遺産の分配権は、死亡者の本国法律に依り決定すべき事(十) 死亡者ある場合に於て其他及び其附近の土地にも領事官の駐在せざる時は、其地方の當該官庁に於て本国の法律に従つて遺産目録の調製及其他の手續を為す事(十一) 本條約の規定は兩國の一方の臣民にして、一方の版図外に於て死亡したる時にも一方の版図内に動産又は不動産を遺したるときは之を適用する事(十二) 兩國の海員、船客其他の旅行者にして、他の一方の版図内の陸上若くは船舶中にて死亡したる時は、其遺産目録を調製し遺産の維持、清算等に關し必要なる職務を取扱ふ者は、死亡者の本国領事官なる事、等の規定である。第十五條は本国船舶に領事官自身に赴き、又は代理者を派遣して、乗組役員及び海員を訪問し、船舶書類を検閲し、航行の目的、仕向地及び航行中の事跡を聞き、積荷目録を領受し、入港及び出港の手續を補助し又裁判所若くは行政官庁に通訳者又は附添として出頭することを得る規定である。第十六條は本国商船内の秩序を維持することは領事官の職責に屬するを以て、領事官は船長役員及び水夫の間に生じたる紛

つて後見及び保護の事項を監督する規定である。以上は人事に關したるものにして各國の國法に於ても領事の取扱を許すものが多い。第十四條には其本国臣民の死亡したる場合に於て、遵奉すべき規定を列挙してある。其列挙したる目は十二にして、ベルシウム條約には全く之を見ない。其大体の趣意は(一) 其本国臣民の死亡したる場合に於て、當該地方官庁にても領事官にても、何れか先きに知り得たるものは之れを他に通知し、又其財産に封印を施し、及び之を開封する事(二) 當該地方官庁は遺産の開始相続人、債権者の徵招に關する広告をなし之を領事官に通知する事(三) 死亡者の財産を現状の儘に置くことを得ざる場合に領事官に於て之を処分する事(四) 領事官は遺産目録に登記したる所持品及び有価物件等を売却したる時、その代価を當該地方官庁に託して之を保存すること(五) 領事官は死亡者の動産及不動産維持のために相続人の利益と認むる処置をなすこと(六) 遺産目録に登録したる所持品及有価物件に關し争ひの起りたる時は、其裁判権は遺産相続人又は贈位に屬する事項の外は、其在留國の裁判権に屬する事(七) 遺産目録に登録したる所持品及び有価物件を期限内に請求する者あらざる時は領事官に於て之を処分す

議、殊に雇入料其他相互義務履行に關する紛議を仲裁すべきものにして、是等に関しては他に關係者なき時は、其地方裁判所若くは其他の官庁は、全く關係することを得ない。但し領事官の依頼により船舶乗組員を搜索引致留置する等の場合に於ては、其地方當該官庁に於て有効なる援助を与ふる義務ありと云ふ規定である。是は當該官庁に於て領事官の職務執行を補助する趣意に因て設けられたるものである。第十七條は本国軍艦又は商船の士官、役員、水夫其他乗組員にして脱艦又は脱船したる場合に於て之を捕へる事であつて、新條約を締結したる大概の國とは概括的に此事を規定してある。通商條約中に其地方の官吏は自國の人民に非ざる時は、他國の艦船内より逃走したる者を捕へて其艦船に引渡すと云ふことを掲げてあるは即ち此事である。第十八條は自國船舶の航海中に受けたる總ての損害は船舶所有者荷主及保險者間の契約に反せざる限りは總て領事館に於て之を決定すべきことを規定してある。第十九條は此領事職務條約は同時に調印したる通商航海條約全部の実施と同時に効力を生じ、而て其後十二箇年間有効なりと、恰も通商條約と同様の規定を掲げてある。第二十條は此批准交換のことを規定したるに過ぎない。

右の外ドイツ條約には議定書が附屬して居る。此議定書に掲げたるものは、第一項は両締盟国の一方の版図内に於て、他の一方の保護民と認められたる無籍者ある時は、両国の領事官は本條約に依り、本国臣民の事件に關して附与せられたる權利を此の保護民の生存中適用する、と云ふことを規定し、第二項は犯罪人交付及び刑事に係る依頼を処理することに關しては、兩國の間に別に約定を取結ぶべし、而して其約定の実施に至る迄はドイツより日本に請求して、ドイツに於ても同様の事件に対して相互的の処置をなすべしと云ふことを保證するに於ては、日本国に於て他の國に許したると同様の權利特典をドイツを享有せしむべしとの趣旨を規定してある。然るに此第二項は他日犯罪人引渡條約を兩國間に締結するか、其締結以前にても若しドイツ政府に於て日本政府に対して同様の犯罪人を引渡すべしとの條件を附して請求するに於ては、日本政府は犯罪人引渡條約なしと雖も之を引渡すと云ふに過ぎない。元來犯罪人は條約なければ絶對的に之を引渡さぬと云ふ原則は公法上にない。故に国事犯は別事であるが、常事犯は各文明國に於て犯罪人の引渡條約の有無に拘らず、兩國間の好意を以て引渡すことがあるから、此第二の規定は當然の規定

と決定し居り、又追々國法上の進歩に伴うて其区域も尙更明確なるに至ることであるから、條約の有無は領事官の待遇に重大なる關係を持たないが、畢竟此等の條約は不文法を明文に掲げたと云ふ位のことには過ぎないのである。

第五 結 論

現今帝國の締盟國と稱すべきものは、二十箇國である。

其中現行條約の改正を必要としたる國は十五箇國にして、其國々はイギリス、北米合衆國、イタリー、ベルギー、ロシア、デンマーク、ドイツ、スエーデン・ノールエー、ベルジウム、フランス、オランダ、スペイン、ポルトガル、オーストリー・ハンガリーである。此以外の締盟國は朝鮮、支那、シヤム、メキシコ、ブラジルであるが此五箇國中朝鮮支那との條約は、朝鮮支那に於ける。日本政府及び臣民の權利々益を規定したる、條約にして、彼等の日本に於ける權利々益を規定したる箇條はない。シヤム條約は相互的に成立して居るが、併しながら議定書を見れば日本はシヤムに於て治外法権を有し、シヤムは日本に於て治外法権を有せずと云ふが如き事を規定してある。メキシコに至りては純然たる對等條約にして此條約は明治二十一年十一月三十日の調印なれば、對等條約としては最旧の條約で

と思ふが、第一項の「保護民」と云ふものに就ては、是は新條約を締結したる各國條約中に決して無き所の文字である。トルコ、ベルシャ等に於て耶蘇教を奉ずる人民は、多く歐洲大國の保護民と為り得ることあれども、日本に於ては保護民なるものを認めたことはないと思ふ。然るに今回の議定書に於て始めて保護民を掲げてある。無論相互的に成立して居るから、日本の保護民もドイツに於て同様の取扱を為すことであるが、此保護民なるものゝ解釈決定し居らざる時は、疑問を生ずる虞がある。去りながら茲に掲げたるものは要するに一旦自國の法律に拠りて其國籍を失ひたるにせよ、未だ他國の國籍に入らず、即ち未だ何れの國籍をも有せず、而して其者の生國が日本若くはドイツなりと云ふ場合に於て、國籍法上は自國民ではないが之を保護民として取扱ふと云ふが如き類の者であらう。果して夫れならば先年横濱に於ても同様の事件が起つたことがあると記憶するが、其保護民と稱すべきものゝ範圍は極めて狭少なるが故に、左迄の不都合も見ないであらうと思ふ。

以上ドイツ及びベルジウムとの領事職務條約の大體の趣意である。前にも述べたる如く領事職務條約を締結して居らずとも、今日の外交上には領事官に許すべき範圍略

ある。ブラジル條約はメキシコ條約と大概同様にして即ち對等條約である。以上五箇國の外にハワイに対して極めて簡略なる普通條約と移民渡航條約とが締結せられてあつたのであるが、此國は先頃米國に合併せられて、同國の一部となつたのである。但しハワイの獨立を失つて米國に合併したることに就ては、帝國政府は我人民に向つて未だ公けの告示を為さない。それ故に我人民の目よりして之を觀ればハワイの獨立國は依然として存在するが如く見ゆるのであるが、是は当局者が最初其処置を誤り既に其後誤りたる処置を曖昧に付せんが為めに其儘に措きたるものと察せらる。併しながら事實上ハワイは既に存在しない。故に此ハワイを除き我締盟國は二十箇國である。

右二十箇國中對等條約を始めて締結したるはメキシコであるが、メキシコ條約は旧條約を改正して對等條約を締結したのではない。元來帝國と左迄の關係を有せざる國であつたが、明治二十一年に彼れよりの申込に因て始めて此條約を締結したのであるから、對等條約中に於て是は別物として論外に置かなければならぬ。而して之を論外に置くときは今回締結せられたる十五箇國との新條約は、即ち始めて對等條約を締結したるものにして、取りも直さず此條約

を以て始めて日本帝国の位置をして各国と対等ならしめ得たるのである。但し改正談判の進行中に、ブラジル條約が締結せられたが、是れは我出稼人を移住せしめんとて彼の国の希望に依て新たに締結したるものにして、改正條約ではない。故に何れの時に於て日本帝国は各文明国と対等の位置に立つたかと云へば、此十五箇国との新條約の成立したる時なりと言はなければならぬ。其以前に在りては日本帝国は如何に發達したりとは言へ、又如何に其文化を進めたりとは言へ、欧米各国に対し國際上未だ對等の位置には立つて居らななのである。往時欧米各国の學者政治家の間に耶蘇教國と耶蘇教國以外との區別論が行はれたが、今日に至りても尙多少其説を唱ふる者がある。之にも拘らず欧米各国が耶蘇教國以外なる我帝國に対し、其治外法權を撤去し、我法律制度の下に其國民を支配せしめて、之に安んずると云ふに至りたるは、無論に我國運の進歩、我文化の發達之をして然らしめたるに相違ないのであるが、去りながら斯くの如き國は耶蘇教國以外に在りては獨り我帝國のみであるから、我國の立憲政治は欧米各国の學者政治家の間に一の疑問となり居ると同時に、新條約の結果として對等の位置に進みたることに就ても、果して對等の位置を

如何なる影響を受けるか、是れ亦我國民の常に注意して以て國運の伸張を図らざるべからざる要件である。殊に交通の便利其他種々の政略上の關係よりして、東洋と言はず、其關係漸次に密着し來りて、今日の内治外交は決して昔日の内治外交の如き單純なるものに非ず、極めて複雑にして又將來倍々複雑ならんとするが故に、此複雑なる内治外交を処するに於ては、最も大なる注意を要し、對等の位置に立たる帝國をして、倍々其國運を隆盛ならしむることを努めなければならぬ。又單に條約の關係より之を觀るも、新

保ち得るや否やは、欧米各国の學者政治家中に疑ふ者がないでは莫からうと思ふ。此疑をして事實たらしむると否とは將來我國民の注意如何に存することは云ふまでもない。

前に述ぶる如く我帝國の締盟國と称すべきものは、既に二十箇國に上り、此二十箇國以外に於ては歐洲に在りてはサンマラン、モラコ等の如き最少國、若くはバルカン半島諸國を除くの外は最早條約を締結して居らぬ處はない。アジアに於てはトルコ、ペルシャは未だ條約國ではないが、其の他は殆ど條約をして居らぬ國はない。アフリカは別として南アメリカと中央アメリカには多少無條約國があるが、是等の諸國は關係の極めて少きものである。故に我帝國の交際を結ぶ所の國、貿易の關係を有する國は甚だ多きに至つたことであるが、顧みて我帝國の周囲を觀れば如何。各文明國と對等の位置に立ちたるものゝなきのみか、殆んど國として將來存在すべき否やを疑ふ程のものゝみである朝鮮と云ひ支那と云ひ、今更事新しく云ふ迄もなく、將來の運命を疑ふ程の状況に陥つて居る。斯の如き次第であるから歐洲を去てスエズ地峽を過れば最早純然たる獨立國として各國と對等の位置に立ち居るものは、唯我帝國あるのみである。帝國將來の關係に於て、此周囲の諸國より

條約は最長の分にして十二箇年間繼續する筈なることは既に述ぶる所の如くであるから、此十二箇年後に於ては更に大に面目を改むることに覺悟せねばならぬ。今日の世界はツマリ進むに非ざれば退く處あり、退いて守らんとする者は往々其國を失ふ。是れ各國の歴史に於て屢々見るところであるから、將來に於ける我國は唯進取の一方に向ふべし、一日も退守の念を起す勿れと望まざるを得ざる次第である。(明三一・五刊)

條約改正關係日本外交文書 追補 終